

一橋大学審査学位論文

博士論文

日本スポーツ界と政治の関係に関する史的研究
—1930年代および1960年代のアジアにおける国際スポーツ大会を対象として—

富田 幸祐

一橋大学社会学研究科博士後期課程
SD121012

A HISTORICAL STUDY ON THE JAPANESE SPORTS AND POLITICS:
AN ANALYSIS OF ASIAN SPORTS EVENT IN 1930's AND 1960's

TOMITA, Kosuke

Doctoral Dissertation
Graduate School of Social Sciences
Hitotsubashi University

私は、博士学位請求論文を作成するにあたり、「一橋大学における研究活動に係る行動規範」*
および、本研究科の「大学院生研究倫理規範」**を遵守したことを、ここに宣誓します。

* 「一橋大学における研究活動に係る行動規範」(2007年7月4日)

** 「一橋大学大学院社会学研究科 大学院生研究倫理規範」(2015年11月11日)

2018年2月5日

学位申請者(自署): 富田幸祐

目次

序章. 問題関心と本研究の課題.....	1
第1節. 問題関心と分析対象の設定.....	1
第2節. 先行研究の検討と課題の設定.....	5
2-1. アジアにおける国際スポーツ大会に関する研究.....	5
2-2. 日本スポーツ界に関する研究.....	8
2-3. 課題の設定.....	11
第3節. 本論文の構成.....	12
第4節. 史資料について.....	13
第1章. 第9回極東選手権競技大会における英領インド代表旗問題.....	14
はじめに.....	14
第1節. 英領インドの第9回極東選手権競技大会参加.....	19
1-1. インド選手団の来日.....	19
1-2. インド選手団の国旗、国歌の策定.....	22
第2節. 代表旗問題の経過.....	24
2-1. 降納されたガンディー旗.....	24
2-2. 掲揚されたガンディー旗.....	27
2-3. 在日インド人と日本国民党の関与.....	32
2-4. 第9回極東選手権競技大会開会式.....	35
第3節. 第9回極東選手権競技大会終了後.....	39
3-1. インド選手団の帰国.....	39
3-2. イギリスオリンピック委員会からの抗議.....	41
おわりに.....	45
第2章. 第10回極東選手権競技大会における満洲国参加問題.....	49
はじめに.....	49
第1節. 満洲国関係者の来日と満洲国参加問題の本格化.....	52
第2節. 満洲国参加問題を巡る見解の相違.....	56
2-1. 大日本体育協会の主張.....	56
2-2. 岡部平太の主張.....	58
2-3. 新聞、関係者の見解.....	61
第3節. ボイコット運動の展開.....	67
3-1. 東京委員会および新聞各紙による日体協批判.....	67
3-2. ボイコット運動のはじまり.....	74
3-3. 日本代表選手の参加辞退.....	77
3-4. 大日本体育協会の主張.....	82

3 - 5. 日本選手団の出発と極東大会の解消.....	84
おわりに.....	89
第3章. 第4回アジア競技大会における台湾・イスラエル参加問題.....	92
はじめに.....	92
第1節. 第4回アジア競技大会の開催と台湾・イスラエル参加問題.....	93
1 - 1. 第4回アジア競技大会のジャカルタ開催.....	93
1 - 2. 台湾・イスラエル問題の発覚.....	95
1 - 3. 憲章違反のアジア大会.....	97
第2節. 日本選手団の対応と日本における反応.....	99
2 - 1. 日本での台湾・イスラエル問題の発覚.....	99
2 - 2. 新聞報道にみる日本選手団の動向.....	101
2 - 3. 東龍太郎のオリンピック特別委員会出席.....	108
2 - 4. 台湾からの要請.....	110
2 - 5. 政府の憂慮.....	112
第3節. 第4回アジア競技大会終了後の顛末.....	116
3 - 1. 第4回アジア競技大会からの帰国.....	116
3 - 2. オリンピック特別委員会への出席.....	118
3 - 3. 津島寿一、田畑政治らの辞任.....	123
おわりに.....	125
第4章 GANEFO 問題.....	128
はじめに.....	128
第1節. GANEFO 開催構想.....	131
第2節. 日本のGANEFO参加問題.....	133
2 - 1. 政治的要請としてのGANEFO参加の打診.....	133
2 - 2. 日本体育協会の不参加決議.....	137
2 - 3. 池田首相のインドネシア訪問とGANEFO参加問題.....	140
第3節. 日本選手団のGANEFO参加.....	142
3 - 1. インドネシアの日本参加交渉.....	142
3 - 2. GANEFO 日本選手団結成.....	144
3 - 3. 政府の配慮.....	149
おわりに.....	151
終章. 総括と今後の課題.....	155
総括.....	155
今後の課題.....	160
参考文献.....	161

序章. 問題関心と本研究の課題

第1節. 問題関心と分析対象の設定

本論文は、1930年代及び1960年代における日本スポーツ界と政治の関係を、アジアにおける国際スポーツ大会の分析を通して明らかにしようとするものである。日本スポーツ界の中心的な存在として大日本体育協会／日本体育協会（以下日体協）¹がある。日体協は、1911年にオリンピックへの選手派遣のために、国際オリンピック委員会（以下IOC）傘下の国内オリンピック委員会（以下NOC）²として設立され、翌1912年のストックホルムオリンピックに初参加を果たした。その後、1920年代以降には次々と設立された各種スポーツの全国的統括団体をその傘下に組み込みながら、日体協は総合的なスポーツ団体へと変化していく。日本スポーツ界はその当初より近代オリンピックの歴史と不可分なものとして展開してきたのである³。

しかし本論文では、日本スポーツ界と政治の関係を、オリンピックではなくアジアにおける国際スポーツ大会の分析を通して明らかにする。これは筆者の主要な問題関心が、日本スポーツ界と政治の関係にあると同時に、日本近現代のスポーツ史をアジアとの関係から捉え直すことにあるためである。これら2つの問題関心の交差する点にアジアの国際スポーツ大会という分析対象がある。

日本スポーツ界と政治の関係が歴史的な試練にさらされた事件として、最も著名なのが1980年モスクワオリンピックのボイコット問題である。1979年12月、ソ連に

¹ 本論文では各章の冒頭以降は引用を除き「日体協」と略して表記する。なお日本体育協会は大日本体育協会（1911年-1942年）→大日本体育会（1942年-1948年）→日本体育協会（1948年-）とその名称を変更してきており、2018年4月からは日本スポーツ協会へと名称が変更される予定となっている。日本体育協会『日本体育協会名称変更趣意書及び参考資料』<http://www.japan-sports.or.jp/index/news/tabid/92/Default.aspx?itemid=3551>（2017年8月25日閲覧）

² 当初日体協が執り行っていたオリンピック関係業務は、1946年に日体協の一委員会として日本オリンピック委員会が設立され、IOCとの窓口として関連業務を司ることとなる。そして1989年に財団法人日本オリンピック委員会として日体協から独立する。

³ 一般書も入れればオリンピックに関する文献は挙げればキリがないが、近年出たものとして以下のものがある。古城庸夫『「幻の東京オリンピック」の夢にかけた男 日本近代スポーツの父・岸清一物語』春風社、2016年。浜田幸絵『日本におけるメディア・オリンピックの誕生 ロサンゼルス・ベルリン・東京』ミネルヴァ書房、2016年。菊幸一編『現代スポーツは嘉納治五郎から何を学ぶのか オリンピック・体育・柔道の新たなビジョン』ミネルヴァ書房、2014年。

よるアフガニスタン侵攻に対する報復措置として、1980年開催のモスクワオリンピックボイコットがアメリカのカーター大統領によって提起された。このことは政治のスポーツへの介入として世界のスポーツ関係者から批判が出たが、最終的にアメリカ、日本をはじめとする国々がモスクワオリンピックへの参加を取りやめる事態となり、東西冷戦という国際政治の動向がスポーツの中に鮮明に現れることとなった。

日本では、1980年5月24日、モスクワオリンピック参加可否の最終決定をすべく日本オリンピック委員会（以下 JOC）の臨時総会が開催された。JOC 委員長の柴田勝治が「『参加するかしないかは JOC が独自に決めるという原則に立っているのです、よろしくお願ひしたい』と語り、JOC の自主性を主張」⁴し、総会での決議に対する政府の介入を否定した。だが、総会には文部省体育局長柳川覚治がオブザーバーとして出席し、また日体協専務理事の飯沢重一は、午前中に開催された日体協臨時理事会のモスクワオリンピック参加反対を結論とした決議を、「JOC 総会の重要な資料のひとつとして判断の糧にしていきたい」⁵と主張していた。日体協の決議は政府の「JOC 総会に向けての強力な根回し」⁶であり、オリンピック参加可否に対する政府の介入は明らかであった。そしてこの総会に出席していた日本水泳連盟会長／JOC 委員藤田明は以下のように発言し、モスクワオリンピック参加可否に対する日本スポーツ界の自主的な判断を求めた。

過去を振り返ってみると、体協、JOC が歩んできた道は決して平坦ではなく、多くの難局に直面してきた。とくに一九三四年のマニラにおける極東大会の際は、満州国の参加をめぐる今日に非常に似た事態になった。このときは軍部や右翼の激しい圧力があつたが、これに屈しなかつた。また、ジャカルタのアジア大会でガネフォ（GANEF）問題が起こつた時にも、ルールを忠実に守つて、道を誤らなかつた。こういう先輩たちのとつてきた伝統を貫くのが、われわれ JOC を継承している者の義務ではないかと思う⁷

藤田は、「一九三四年のマニラにおける極東大会」では「軍部や右翼の激しい圧力」

⁴ 松瀬学『五輪ボイコット 幻のモスクワ、28年目の証言』新潮社、2008年、p. 234。

⁵ 同上。

⁶ 坂上康博『スポーツと政治』山川出版社、2000年 p. 92。

⁷ 前掲 4、pp. 234-235。

を受けながら「屈しなかった」こと、「ジャカルタのアジア大会でガネフォ (GANEFO) 問題」においても「ルールを忠実に守って、道を誤らなかった」と、スポーツに政治問題が反映され「難局に直面」した時に、日本スポーツ界は自らの判断に則って事態を対処し乗り越えてきたとして、「こういう先輩たちのとってきた伝統を貫く」ことこそ自分たちに課せられた「義務」であると述べたのである。藤田の発言は続く。

現在の局面はかつてない危機というべきであるが、一本、道を誤れば日本のオリンピック運動の崩壊とアマチュアスポーツ衰退につながる。JOCの自主性を確保する意味からも、競技者を保護する立場からも、オリンピック運動をこれからも先輩同様に健全に展開していく意味からも、やはり参加を貫くべきではないか⁸

藤田にとってモスクワオリンピックボイコットは、政府の介入に屈し、「JOCの自主性」を放棄することに他ならなかった⁹。しかし、モスクワオリンピックに日本から選手が派遣されることはなかった。総会終盤に柴田 JOC 委員長がモスクワオリンピックをボイコットすべきとの個人見解を述べ、それに対し挙手による採決が図られた。従来満場一致を原則とした採決が異例の形でもって実行され、この柴田見解に対し賛成が 29、反対が 13、棄権 2 という結果となった。こうしてモスクワオリンピック不参加が多数決によって決まったのである。この結末は、日本スポーツ界がいかに深く政治へ従属しているのかを「白日のもとにさらけ出した屈辱の記念碑」¹⁰と評されている。それは藤田の言に従えば、「自主性」を堅持することが出来ず、「先輩」たちによって貫かれてきた「伝統」が崩壊した瞬間であった。

藤田はモスクワオリンピック参加を求め、日本スポーツ界がスポーツと政治の問題に直面したときに、そうした事態を乗り越えてきた「自主性」の「伝統」を主張していた。だが、戦時中に政府の外郭団体として改組され国家政策遂行に加担したことや、

⁸ 同上。

⁹ この JOC の「自主性」はその後の総会の中でもたびたび言及され、例えば IOC 委員の清川正二は「JOC の自主性をもって結論を出されることを IOC としては期待している」と述べ、競技団体選出委員の笹原正三（レスリング）も「私は、規程上、選手を編成し、参加させる決定（権）は当然 JOC にあると解釈している」と JOC の自主性について言及した。同上、pp. 235-237。

¹⁰ 前掲 6、p. 95。

「体制の侍女」¹¹とまで称される組織としての依存、従属体質が指摘されているように、モスクワオリンピックのボイコットに限らず、日本スポーツ界が自立を堅持しその「自主性」の基に運営がなされてきたわけではないことを指摘することは難しいことではない。しかし、ボイコットを阻止するために最後の局面で藤田が持ち出した日本スポーツ界の「伝統」は、少なくとも日体協やJOCの役員たちにとって無視することのできない歴史的遺産としての重みを持っていたのではないだろうか。藤田は、なにを持って「自主性」が発揮されてきた「伝統」を主張していたのだろうか。藤田の発言は、日本スポーツ界と政治の関係、とりわけ政治に対する日本スポーツ界の自主性のありようを明らかにする上で重要な素材を与えてくれる。藤田が「伝統」と述べた「屈しなかった」「ルールを忠実に守って、道を誤らなかった」日本スポーツ界の行動とはいかなるものであったのか。この時、藤田が挙げた事例は、いずれもアジアの国際スポーツ大会における政治問題であった。1934年の第10回極東選手権競技大会満洲国参加問題、1962年の第4回アジア競技大会台湾イスラエル参加拒否問題、1963年のGANEF0参加問題である。

日本近現代のスポーツ史におけるアジアとの関係について、木村吉次は1980年に「開発途上国や日本の立場からみて注目すべきアジアの国々などについての研究が少ない、いやほとんどないといった状況にある」¹²と、アジアのスポーツに関する研究が日本のスポーツ史の中で進展がないことに注意を向けていた。また大熊廣明は、2005年の段階で東アジア各国の体育・スポーツ史研究が日本に来た留学生によって以前より盛んに行われるようになったが、それでも日本人研究者による研究が少ないことを指摘している¹³。近年、こうしたアジアにおける国際スポーツ大会に関する研究やアジアにおけるスポーツ史に関する成果が発表されるようになってきたが、日本のスポーツ史研究において、アジアの存在は重要視されている状況にあるとはいえ、大熊の指摘から10年以上経た現在でも状況に大きな変化が起きているとは言い難い¹⁴。

¹¹ 川本信正『スポーツ現代史』大修館書店、1976年、p. 200。

¹² 木村吉次『『体育史研究』の動向』『体育の科学』第30号第12巻、1980年、杏林書院、pp. 876-878。

¹³ 大熊廣明「体育史研究の成果と課題」『体育学研究』第50号第3巻、2005年、pp. 311-322。

¹⁴ ただし、日本の植民地統治下朝鮮や台湾については研究の蓄積もなされており、日本のスポーツ史の研究においてアジアが全く射程に入っていないということではない。そこで問われているのは植民地におけるスポーツを通じた支配と抵抗の様相である。植民地統治下朝鮮や台湾に関する代表的な研究としては以下のものが挙げられる。西尾達雄『日本植民地下朝

本論文では、藤田の発言に登場する、1934年第10回極東選手権競技大会満洲国参加問題、1962年第4回アジア競技大会台湾イスラエル参加拒否問題、1963年 GANEFO 参加問題という3つの事例に加えて、1930年第9回極東選手権競技大会英領インド代表旗問題を取り上げる。第9回極東大会は東京で開催され、日体協関係者を中心に大会運営がなされた。そこで発生した英領インド代表旗問題は、アジア主義の台頭、民族主義の昂揚による反植民地ナショナリズムとそれに呼応した独立運動という戦前のアジアにおける政治、社会状況が反映されることで発生したものであり、そうした政治の影響が日本スポーツ界にもたらされた事例として、他の3つに劣らぬ重要性を持っていると判断したためである。

第2節. 先行研究の検討と課題の設定

本論文の各章毎の個別具体的な実証に関する先行研究の検討については各章で行うこととし、ここでは本論文の問題関心及び分析対象に関係する先行研究の整理を総括的に行い、それを踏まえて課題を設定する。

2-1. アジアにおける国際スポーツ大会に関する研究

本論文ではアジアにおける国際スポーツ大会として極東選手権競技大会（以下極東大会）、アジア競技大会（以下アジア大会）、GANEFOを取り上げる。極東大会とは1913年～1934年にかけてフィリピン、中国、日本を主な参加国として計10回開催された。一方、アジア大会は、第二次世界大戦後の1951年から開催されているアジア各国・地域を対象にした国際スポーツ大会である。そして GANEFO（新興国競技大会：The Games of the New Emerging Forces）はインドネシアがオリンピックとは別個の

鮮における学校体育政策』明石書店、2003年。金誠『朝鮮半島における植民地主義とスポーツに関する研究』2012年度神戸大学大学院国際協力研究科博士論文。林勝龍『日本統治下台湾における武士道野球の受容と展開』2011年度早稲田大学大学院スポーツ科学研究科博士論文。森津千尋「植民地下朝鮮におけるスポーツとメディア 『京城日報』の言説分析を中心に」『スポーツ社会学研究』第19巻第1号、2011年、pp. 89-100。坂上康博・金虎君「植民地下朝鮮におけるサッカー ―民族の表象をめぐる闘争と熱狂―」『日本植民地研究』第25号、2013年、pp. 3-21。

国際スポーツ大会として創設したもので、1963年にジャカルタで開催された¹⁵。

極東大会の研究については、日本におけるスポーツの普及や競技力向上に与えた影響を論じるものがまず挙げられる。竹之下休蔵、今村嘉雄、小林繁は極東大会の開催、参加が、日本でのスポーツの普及に繋がり、また大会の開催、参加により技術向上を図ることができたと評価している¹⁶。この他にも森田信博はバレーボールに絞って極東大会の日本への影響を分析している¹⁷。一方で今村は、こうした面だけではなく極東大会が約20年で終わったことに対して、参加国が少なかったことに留意しながら「少なくともわが国においては本大会の意義をさほど高く評価していなかった」と指摘した¹⁸。また木下秀明も日本のスポーツ界は「オリンピックへの参加によって欧米のスポーツ界に参加したという一等国意識のもとオリンピックだけに注目し、極東大会は『東洋の片隅を巡回するいなか芝居』と受け止められる傾向が強かった」と極東大会はさして重要な国際スポーツ大会としては捉えられていなかったと評している¹⁹。

こうした日本におけるスポーツの普及や技術向上以外の面に目を向けたものとして次のようなものがある。IOC所蔵資料に依拠し、極東大会の成立と解消や大会の名称問題、関与した国や地域、日本への影響、IOCとの関係といった諸点を概括的に明らかにした阿部生雄による研究²⁰、上海で開催された極東大会に焦点を当てて中国の「国家行事」として大会の分析を試みた孫安石の研究²¹、第8回極東大会における日本選手団役員の発言を取り上げて、日本の極東大会に対する認識を分析した伊達由実の研究

¹⁵ GANEFOは1962年にジャカルタで開催された後、第2回大会を主催する予定となっていたエジプトが開催を断念し、カンボジアが引受け1966年に「アジア GANEFO」を開催する。だが、中華人民共和国が GANEFO から手を引いたこともあり、二度と開催されることはなかった。

¹⁶ 竹之下休蔵『体育五十年』時事通信社、1950年。今村嘉雄『日本体育史』金子書房、1951年。小林繁「極東選手権大会の日本スポーツに及ぼした影響」『四天王寺大学紀要』第4-5号、1971-1972年、pp. 52-78。なお小林は、「単に技術進歩のみならず、スポーツ熱の普及、用具の改善、製造技術の開発、専門誌、定期行物発売、競技団体結成、その維持運営など万般にわたり直接、間接寄与するところが多かった」と、極東大会が日本のスポーツに対し全般的な影響をもたらしたと評価した。

¹⁷ 森田信博「日本におけるバレーボールの普及と極東競技選手権大会について」『秋田大学教育文化学部研究紀要』第69号、2014年、pp. 25-36。

¹⁸ 今村嘉雄『日本体育史』金子書房、1951年。

¹⁹ 木下秀明『スポーツの近代日本史』杏林新書、1970年、p. 139。

²⁰ ABE Ikuo “Historical Significance of the Far Eastern Championship Games: An International Political Arena”『筑波体育科学系紀要』第26号、2003年、pp. 37-68。

²¹ 孫安石『極東オリンピックの政治学 「運動会」をめぐる日・中関係史の側面』富士ゼロックス 小林節太郎記念基金1996年度研究助成論文、1998年。

22、日体協史料に依拠して第10回大会における満洲国参加問題を概括的に明らかにした池井優の研究²³、満洲国参加問題を巡る中国側の動きを主に中国の有力新聞である『申報』の記事を基に明らかにした何文捷の研究²⁴、フィリピンの新聞である『トリビューン』を主な史料として用い、満洲国の第10回大会参加を求める日本と第10回大会を主催するフィリピンの関係に焦点を当てて満洲国参加問題を論じたグラント・K. グッドマンの研究²⁵、大島鎌吉の人物史研究の一端として第10回極東大会の満洲国参加問題を取り上げた新野守と安田忠典の研究²⁶、1940年に返上された東京オリンピックの代替として開催された東亜競技大会開催に至る力学に注目した中で、極東大会を東亜競技大会の前史として位置づけた小澤孝人の研究²⁷、そして高嶋航による研究である。

高嶋の研究は、極東大会成立の背景にあったアメリカの植民地政策、そしてアメリカYMCAを取り上げて極東大会に対するその影響力を考察したもの²⁸、極東大会成立に関するアメリカ植民地政策としての思惑と、第1回大会の実態について取り上げたもの²⁹、第10回極東大会満洲国参加問題を巡る日本、中国、満洲国、フィリピン、それぞれの動向、思惑、相互関係を解き明かしながら極東大会の終焉を「極東スポーツ界の再編」の過程として論じたもの³⁰がある。高嶋によるこれら一連の研究は、従来の研究を踏まえつつ、極東大会を開催国等の史料を網羅的に利用して大会の全体像を描こうと試みるだけでなく、極東大会が解消後に日本の国内大会へと収斂されていく様

22 伊達由美「極東選手権競技大会の世界 アジア主義的スポーツ観の理想と現実」平井肇編『スポーツで読むアジア』世界思想社、2000年、pp. 205-224。

23 池井優「東洋“オリンピック”『満洲国』参加問題」中村勝範編『近代日本政治の諸相』慶応通信、1989年、pp. 29-52。

24 何文捷「第10回極東選手権競技大会満洲国参加に対する中国の反応 『申報』記事の分析を通して」『体育史研究』第16号、1999年、pp. 37-48。

25 Grant K. Goodman “Athletics as Politics: Japan, the Philippines, and the Far Eastern Olympics of 1934” William M. Tsutsui & Michael Baskett (eds.) *The East Asian Olympiads 1934-2008*, GLOBAL ORIENTAL, 2011, pp. 23-33.

26 新野守・安田忠典「大島鎌吉と満洲国の第10回極東大会参加問題」『身体運動文化論攷8』身体運動文化学会関西支部編、2009年、pp. 511-536。

27 小澤孝人「アジアのオリンピック・東亜競技大会」坂上康博／高岡裕之編『幻の東京オリンピックとその時代 戦時期のスポーツ・都市・身体』青弓社、2009年、pp. 162-197。

28 高嶋航「極東選手権競技大会とYMCA」夫馬進編『中国東アジア外交交流史の研究』京都大学学術出版会、2007年、pp. 461-505。

29 高嶋航「フィリピンカーニバルから極東オリンピックへー スポーツ・民主主義・ビジネスー」『京都大学文学研究紀要』第56号、2017年、pp. 149-150。

30 高嶋航「『満洲国』の誕生と極東スポーツ界の再編」『京都大学文学部研究紀要』第47号、2008年、pp. 131-181。

相をも描いており³¹、その全体像を浮かび上がらせる包括的な研究となっている。

そしてこの極東大会と戦後のアジア大会の両者を取り上げて、戦前戦後に跨いだアジアにおける国際スポーツ大会の歴史的展開を論じたのがシュテファン・ヒューブナーである³²。ヒューブナーの研究はアジアにおける国際スポーツ大会を、大会開催を主導したアメリカ YMCA やアジアのスポーツ関係者の意図、大会開催国の思惑を基に、アジアにおける西洋的価値観の受容のあり方や国際政治や開催国の国家政策の表出する場として、アジアにおける国際スポーツ大会の通史を描き、アジアにおける国際スポーツ大会の歴史をより包括的に捉えている。

戦後のアジアにおける国際スポーツ大会と日本スポーツ界の関係については、それを正面に据えた研究としてはヒューブナーが東京で開催された第3回アジア大会について取り上げた以外にはまったくない状況にある³³。

2-2. 日本スポーツ界に関する研究

本章冒頭でも述べたように、日本スポーツ界の中心的存在は日体協である。オリンピックをはじめとする国際スポーツ大会への選手派遣、日本におけるスポーツの普及促進などを活動の目的として設立された日本最大の民間スポーツ団体であるが、木下は日体協が嘉納治五郎を中心として「政策的に作られた組織であり、アスリートの

³¹ 高嶋航「戦時下の平和の祭典 一幻の東京オリンピックと極東スポーツ界」『京都大学文学研究紀要』第49巻、2010年、pp. 25-72。高嶋航『帝国日本とスポーツ』2012年、塙書房。

³² Stefan Huebner, *Pan-Asian Sports and the Emergence of Modern Asia*, NUS Press, 2016. (シュテファン・ヒューブナー、高嶋航／富田幸祐訳『スポーツがつくったアジア』一色出版、近刊)

³³ ヒューブナーは東京で開催された第3回アジア大会について取り上げ、アジア大会が東京へのオリンピック招致、日本の復興を国内外に知らしめる重要な行事となったことを明らかにしている。同上、pp. 147-173。なおアジア大会に関する言及があるものとして、以下のものがある。木下前掲 19、1970年。後藤健生『国立競技場の100年』ミネルヴァ書房、2013年。草深直臣「現代日本社会体育行政の展開と課題」『立命館大学人文科学研究紀要』第39号、1985年、pp. 3-66。内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』不昧堂、1993年。関春南『戦後日本のスポーツ政策』大修館書店、1997年。尾崎正峰「スポーツ政策の形成過程に関する一研究 オリンピック東京村の選定過程を対象に」『一橋大学研究年報 人文科学研究』第39巻、2002年、pp. 159-252。なおアジア大会について取り上げたわけではないが、戦後の日本とアジアの関係をスポーツから問いた先駆的な研究として乗松優の研究がある。乗松優『プロボクシング東洋選手権大会とはなんだったのか』2010年度九州大学大学院博士論文。乗松優『ボクシングと大東亜 東洋選手権と戦後アジア外交』忘羊社、2016年。

必然的要求にもとづく組織ではなかった。この結果、体育協会は役員だけで意思決定を行ない、実際に競技する学生たちは単に競技するだけで、その声が体育協会に反映する機構を欠いていた³⁴と日体協の問題点を指摘している。また、運営を遂行するための財源が不足し、それを補填するために国家に依存したことが批判的に評価されている³⁵。森川貞夫は戦前の「財政的自立度に乏しい日本のスポーツ組織は自らの存立基盤である多くのスポーツ愛好者に支えられることなく国際的に進出（競争性を本質とする近代スポーツの高度化は競技形式で言えば国内から国外へ向かうのは必然である）すればするほど財政的負担は巨大化し、それを補完するためには自らが政界・財界へ擦り寄って行かざるを得なかった」と指摘している³⁶。さらに藤田紀昭は、戦前の日体協の規約の改正と役員の変遷から、財政基盤の脆弱さ、そしてそれを補うための政財界への癒着、依存によって「そこからの影響を常に受けざるを得ないといったものである。モスクワオリンピックに対する日本スポーツ界の対応の仕方は如実にそのことを物語っている」³⁷と日体協の組織的な問題点を指摘している。こうした財源不足、組織構造の問題は戦前に限らず、草深直臣によって戦後の復興期まで通史的に明らかにされている³⁸。また戦時期の日体協については、清原泰治が、大日本体育協会が大日本体育会へと改組され戦時体制に組み込まれていく過程や組織構造を明らかにしている³⁹。また、村井友樹は大日本体育会の活動実態に関して、戦中戦後の事例を取り上げて明らかにしている⁴⁰。このような日本スポーツ界の政財界への依存と、それによる自立

³⁴ 前掲 19、p. 166。

³⁵ 内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』不昧堂出版、1993年、p. 50。関春南『戦後日本のスポーツ政策 その構造と展開』大修館書店、1997年、p. 73。

³⁶ 森川貞夫『『国策としてのスポーツ』論の系譜と“強化策”の問題と今後の課題』『スポーツ社会学研究』第18巻第1号、創文企画、2010年、pp. 27-42。

³⁷ 藤田紀昭「大日本体育協会の政治性に関する研究」体育・スポーツ社会学研究会編『体育・スポーツ社会学研究7 現代スポーツを考える』道和書院、1988年、pp. 35-53。

³⁸ 草深直臣「戦後日本体育政策史序説 その2 戦後体育の「民主」過程」『立命館大学人文科学研究紀要』第29号、1979年、pp. 1-77。

³⁹ 清原泰治『大日本体育会の成立過程に関する研究』筑波大学大学院修士論文、1986年。

⁴⁰ 村井友樹「国民体育大会の創設過程に関する研究 大日本体育会の戦後再建に着目して」『スポーツ史研究』第28号、2015年、pp. 21-33。村井友樹・李燦雨「全国壮丁皆泳必成訓練の実施背景と特徴 大日本体育会の軍事予備教育への関与」『体育学研究』第60巻第2号、2015年、pp. 565-575。村井友樹・李燦雨「大日本体育会道府県支部の設置に関する研究 茨城県体育会の組織と運営方針を中心として」『スポーツ史研究』第30号、2017年、pp. 1-14。

性の欠如が成立当初からの問題点として指摘され、また戦時期においては国家政策遂行の団体としての活動が明らかにされてきているのである⁴¹。

日体協の成立当初からの政財界への依存体質が糾弾的に論じられている一方で、それに対し相対的ではあるが、日本スポーツ界が一定程度の自立性・自主性を保持していたと指摘しているのが中村哲夫、坂上康博、石坂友司、高岡裕之による研究である。中村は、1930年代における日体協のスポーツ思想を取り上げ、日体協がスポーツを手段とする捉え方に批判的であり、スポーツ自体を自己目的とする思想を持っていたが、それは、「国家という基盤の上に成り立ちつつも、それとは相対的に独立したスポーツ純粋論」であり、戦争が近づくにつれ「スポーツは国家に包含された」と論じた⁴²。また坂上は、戦間期の日本において、思想善導の手段としての国家的利用が始まる中で、当時の日本スポーツ界の基本理念としてあったアマチュアリズムが、そうしたスポーツの手段化を否定するリベラリズムとしても機能したこと、またスポーツと国家の関係がドイツ、イタリアのファシズム諸国とイギリスの中間的な位置づけであったこと、すなわち「完全に自由であるわけではないが、各スポーツ団体の自治は尊重され、自主的な判断に基づく自律的な活動がなされて」おり、それが1942年に総力戦体制下において国家機構の一部として完全に組み込まれるまで維持されていたと指摘している⁴³。石坂は、戦前の日本スポーツ界の構造的な特徴に関する歴史社会学的な分析を行い、日体協の形成期を担うことになった帝国大学卒業生と彼らが活躍した日体協の展開を国家との権力関係から検討し、日体協の担い手の変遷や対立、規約の改正の中で国家と日本スポーツ界がお互いの権力の正当化を認め合うという相互行為が実践されていたこと、またそのことによって一定程度の自律性を日本スポーツ界も保持していたとして、日本スポーツ界の自主性が「相対的に低いもの」であったとは言え、

⁴¹ なお高津勝も国内的な基盤を持たない日体協は戦時期にスポーツの政治的中立性の根拠を失い「国家主義的な国策に便乗していった」と指摘している。高津勝『日本近代スポーツ史の底流』創文企画、1994年、p. 322。また中村祐司は「当時の厚生省や文部省の『国民体育』行政の担当者や体育・スポーツ関係者はこうした軍部の要請・圧力に屈したと同時に、自らも先頭に立って『国策としての体育』強化の旗振り役を務めたと言える」と日本スポーツ界の戦時期のあり方について論じている。中村祐司『スポーツの行政学』成文堂、2006年、p. 189。

⁴² 中村哲夫「『スポーツ純粋論、の崩壊』『スポーツ批評』第1号、窓社、1987年、pp. 41-46。

⁴³ 坂上康博『権力装置としてのスポーツ 帝国日本の国家戦略』講談社選書メチエ、1998年、pp. 127-136。

単純な依存、従属体制ではないと、その関係性の複雑さを指摘している⁴⁴。高岡は、戦時期の大日本体育会への改組が、国策への協力体制となったのは事実であるが、日本スポーツ界が自らスポーツを否定したのではなく、スポーツが軍部を中心とした批判にさらされる中でスポーツを国策として位置づけることで、対抗しようとするものであったとし、国家的統制の下ではあるが民間の競技団体が消滅せず、また 1943 年に「どうしても箱根を走りたい」との思いが成就する形で箱根駅伝が開催されるなど、日本スポーツ界が持ち得た自主性が戦時期という状況下においても存在していたことを示唆した⁴⁵。

日体協の成立当初からの政財界への依存体質を取り上げて、日本スポーツ界が自主性を持ち得ないと断じる研究に対して、中村、坂上、石坂、高岡の研究は、日本スポーツ界が一定の自主性を保持していたことを示しているのである。本論文もまた、中村らの研究を継承するものであるが、それらの研究も含めて従来の研究は、日体協について財政の実態や制度的変遷、政財界との人的なつながり、あるいは思想的な面に焦点を当てて考察したものであり、概して静態的な分析にとどまっているといえよう。

2-3. 課題の設定

以上、先行研究に関して検討を行った。これまでのアジアにおける国際スポーツ大会に関する研究は、その蓄積が戦前に集中し、対象も満洲国参加問題に代表される日本と中国の関係が多く取り上げられており、戦後がほとんど欠落している状況にあること、また、日本スポーツ界に関する研究は、概して静態的な分析にとどまり、政治問題に直面する中で日本スポーツ界がそれいかに対応したのかといった動態的な分析はなされてきていない。本論文では、こうした先行研究の状況を踏まえ、日本スポーツ界とアジアの関係について、極東大会に関しては中国以外の事例も取り上げ、そして戦後をも対象とすることにしたい。そして日本スポーツ界を動的に把握するため、以下の2点を具体的な課題として設定する。

⁴⁴ 石坂友司『日本のスポーツ界形成における象徴的権力構造に関する研究』筑波大学大学院博士論文、2007年。

⁴⁵ 高岡裕之「大日本体育会の成立 総力戦体制とスポーツ界」坂上康博／高岡裕之編『幻の東京オリンピックとその時代 戦時期のスポーツ・都市・身体』青弓社、2009年、pp. 200-242。

第 1 に、それが当該国にとっていかなる政治問題であったのか、どのようにしてそれが国際スポーツ大会の場に顕在化することになったのかを明らかにする。

第 2 に、それがどのような反響を日本社会にもたらし、日本スポーツ界にいかなる政治的圧力を加えることになったのか、それに対し日本スポーツ界がいかに対応したのかを具体的に明らかにする。その際、日本スポーツ界の「自主性」に照準を定め、政治的圧力の中でのスポーツ界の対応を追跡することにより、その動的な分析を試みる。

第 3 節. 本論文の構成

以下、本論文の構成と各章の概要を示す。

第 1 章では、第 9 回極東大会英領インド代表旗問題を取り上げる。第 9 回極東大会において英領インドの代表旗を巡り問題が発生した。インドの独立運動の影響によって発生したこの問題は、第 9 回極東大会を主催する日体協、インド選手団、在日インド人独立運動家、愛国団体、インドオリンピック委員会、イギリス大使館、イギリスオリンピック委員会、IOC の間でやり取りがなされることになる。本章では、代表旗問題の発生の背景、インド選手団らの主張、大会を主催した日体協の対応を中心に明らかにする。

第 2 章では、第 10 回極東大会満洲国参加問題を取り上げる。満洲国参加問題は、日本が国際社会からの批判を遮り、国際連盟を脱退してまで支持した満洲国の誕生の影響がスポーツ界にも押し寄せたものであり、最終的に極東大会の解消を引き起こし、極東スポーツ界の再編をもたらすことになった。本章では、これまで付随的にしか言及がなされてこなかった、日本選手団に対するボイコット運動に焦点を当て、その軌跡を追うとともに、日体協や日本選手団がいかなる状況に直面し対応を図ることになったのかを明らかにする。

第 3 章では、第 4 回アジア大会台湾・イスラエル問題を取り上げる。インドネシアのジャカルタで開催された第 4 回アジア大会では、台湾とイスラエルの参加が拒否された。これはインドネシアの政治的意図の下で実行されたものであった。本章では、この第 4 回アジア大会における台湾・イスラエル参加拒否問題に対し、大会に参加していた日本選手団がどのような対応を図ったのか、また日本国内からは日本選手団の

対応に対しどのような反応が出ていたのかについて明らかにする。

第4章では、GANEF0を取り上げる。第4回アジア大会で台湾とイスラエルの参加を拒否したことで、IOCから資格停止処分を受けたインドネシアは、翌年1963年にGANEF0をジャカルタで開催した。これは前年の第4回アジア大会が、インドネシアの政治的意図をスポーツにおいて体現するものとしては、準備段階から不十分であることが露呈していたことで、新たな大会であった。本章では、インドネシアの政治的意図を体現するために設立されたGANEF0に関して、日本に対しどのような参加交渉が行われ、またどのような対応を政府や日体協が図ることになったのかを明らかにする。

以上4つの事例を各章で検討した後、終章で本論文の課題に即して横断的に考察を行うこととする

第4節. 史資料について

主な史資料は、各事例の大会に関する公式報告書、日本体育協会資料室所蔵史料、オリンピック・ミュージアム併設のオリンピックスタディー・センターに所蔵されるIOC関係史料、外務省外交史料館所蔵史料、各種雑誌、個人の手記や回想録、新聞各紙である。その中でも各事例について逐一報道なされ、また関係者や記者による論評が掲載された新聞は、本論文にとって重要な史料となる。各事例がどのように報道されたのかをひとつの新聞だけでなく網羅的に把握することで、メディアの注目度を通じた世論の動向だけでなく、関係者や関係団体等の主張や動向のような公式の報告書のみでは見えてこない部分を含めての検討が可能になると考えているからである。

第 1 章. 第 9 回極東選手権競技大会における英領インド代表旗問題

印度は今度初めて参加したのであるが、僅か四人の選手と監督が来たゞけで無論大した野望もなく、極東大会の見学に来たと云ふ程度であつたらう…結局今度初めての参加であると云ふことと大会前の国旗問題で印象を残したに止まる。

母国があれだけの騒ぎをやつてゐては利^ア底^マ選手の養成も遠征も充分にはやれないであらう。先づ内に根本的解決の途を得て、然る後大挙遠征して来て欲しい。

第 9 回極東大会に参加した英領インド選手団に関する感想¹

はじめに

極東選手権競技大会（以下極東大会）は、「キリスト教的平等主義、キリスト教的国際主義、『プロテスタント的職業倫理』」に基づいた東アジア社会の改造を標榜し、「文明化の使命」を背負ったアメリカ YMCA 関係者によって創設され、彼ら²がその運営の主導権を握っていた。だが大会が回を重ねる毎に、参加した日本、中国、フィリピンの関係者は、アメリカ人の手を借りず、自らの手で極東大会を運営していくことを目指す。反植民地主義の高揚を背景に、アメリカ YMCA の影響が薄れて行く中で、アジア人による極東大会の運営は第 8 回大会以降顕著になっていく。特に、第 9 回大会は英領インド（以下インド）の参加もあり、アジアの地域統合がより強調されたのである²。

この第 9 回大会は、1930 年 5 月に東京の明治神宮外苑で開催され、「和やかなる国際親善の実を結び」³、「過去八回の大会にその例をみる事が出来ない盛況」⁴であったと評された。さらに第 9 回大会は、参加選手が同じ宿舎に宿泊をする初

¹ RK 生「大会を送つて」大日本体育協会編『アスレチック』第 8 巻第 7 号、1930 年 7 月、p. 153。

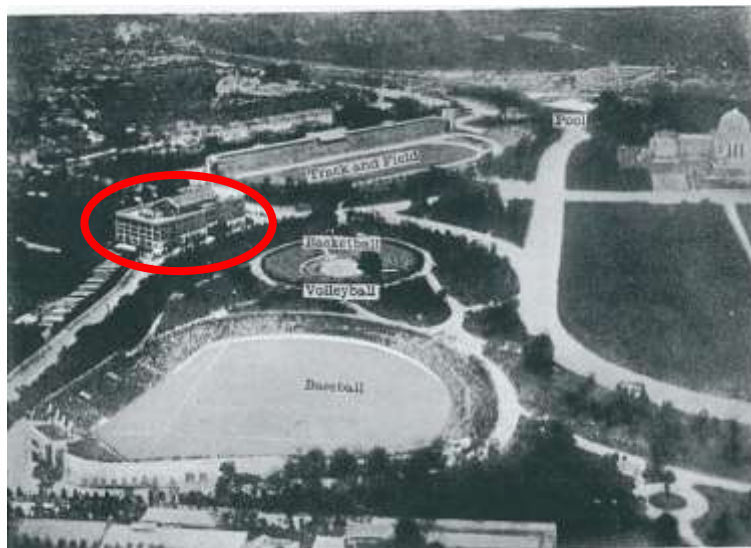
² Stefan Huebner, *Pan-Asian Sports and the Emergence of Modern Asia*, NUS Press, 2016, pp. 55-101. (シュテファン・ヒューブナー、高嶋航／富田幸祐訳『スポーツがつくったアジア』一色出版、近刊。)

³ 「圧倒的勝利を記録 日本、極東の覇権確保 5 種目優勝に輝く天皇賜杯 極東選手権大会終る」『東京朝日新聞』1930 年 6 月 1 日付朝刊 2 面。

⁴ 「極東選手権大会終る」『東京朝日新聞』1930 年 6 月 1 日付朝刊 3 面。

めての大会であった⁵。その寄宿舎となったのが明治神宮外苑にある日本青年館であり、2階に中国、3階にフィリピン、4階に日本とインドの選手団がそれぞれ宿泊することになった⁶。

図表 1 - 1 . 第 9 回極東大会開催会場（明治神宮外苑競技場）



(注) 丸で囲った建物が日本青年館である。OFFICIAL REPORT of the NINTH of the FAR EASTERN CHAMPIONSHIP GAMES FAR EASTERN ATHLETIC ASSOCIATION、p. 2。

図表 1 - 2 . 日本青年館全景



(注) 建築学会編『明治大正建築写真聚覧』建築学会、1936年、p. 245。日本建築学会デジタルアーカイブスより転載。

⁵ ただし、中国女子代表選手団に関しては神田の YMCA 会館に宿泊している。大日本体育協会編『第九回極東選手権競技大会報告書』1930年、p. 293。

⁶ 松原一彦「第九回極東選手権競技大会と日本青年館」『日本青年新聞』1930年6月15日付1面。

日本青年館が発行する『日本青年新聞』には、参加した4か国の選手が、食堂やロビー、廊下といった場面で国際交流を暖めている様子や、外国人選手が慣れない日本での生活に戸惑う様子などを紹介する記事が掲載された。そうした記事の中に、ある一つの出来事が紹介されている。

青年館の屋上高く日、中、比、印の四国旗が外苑の空を圧する。印度の旗にはものいいづきで、最初の三色旗が下されて、英国自治領旗の旗が、

「俺が代表するんだイツ」

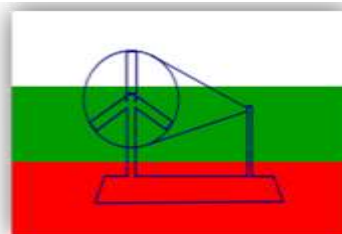
日の丸の旗と、青天白日旗と、星の入った比律賓の旗、英国国旗の中に王冠のしるしのついたのが、各々お国を代表して深緑の森に映えるさまは一寸詩的だ！^{ちよつと}⁷

この記事は、日本青年館の屋上に掲揚されていたインド選手団の代表旗である「三色旗」が、「ものいい」によって「英領自治領旗」へと変更されたということ伝えてる。この「三色旗」というのは、第9回大会が開催された時期にインドで活発化していたインド独立運動において、マハトマ・ガンディー等によって掲げられたガンディー旗のことを指す。そして「英領自治旗」とは、イギリスの植民地であるインドを表す英領インド旗のことである。

図表1-3. 英領インド旗とガンディー旗



英領インド旗

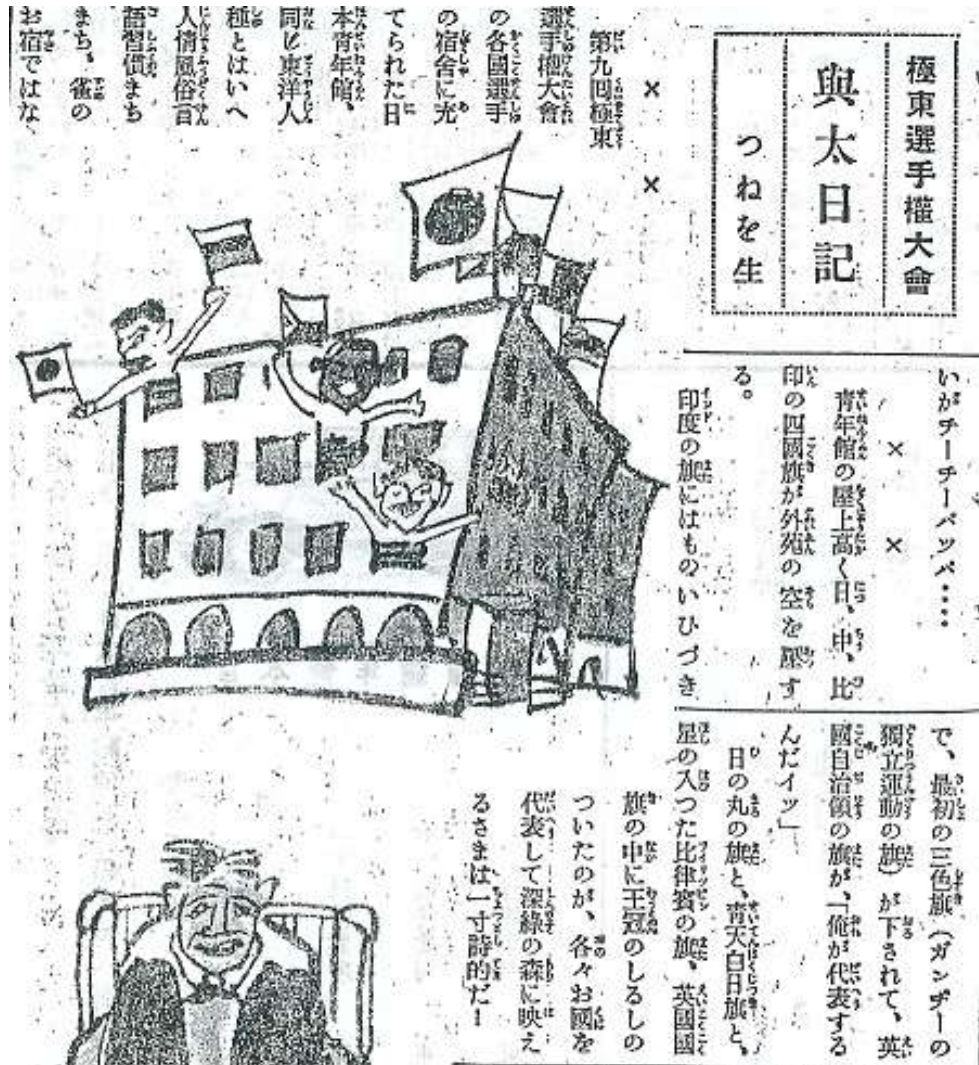


ガンディー旗

(注) 荻安望『列強「植民帝国」旗章図鑑—旗から見える世界史500年』彩流社、2009年、p. 37. SRIRUPA ROY “A Symbol of freedom”: The Indian Flag and the Transformations of Nationalism, 1906-2002 *THE Journal of Asian Studies* 65, no. 3 (August 2006)

⁷ つねを生「極東選手権大会 與太日記」『日本青年新聞』1930年6月15日付7面。

図表 1-4. 代表旗問題を伝える『日本青年新聞』



(注) つねを生「極東選手権大会 與太日記」『日本青年新聞』1930年6月15日付7面。

インドの極東大会参加によって生じた代表旗問題は、インドにおける独立運動の影響が極東大会において顕在化したものであった。第9回大会を主催する日体協は、インド選手団、イギリス大使館、在日インド人、国家主義的団体、イギリスオリンピック委員会との間で、インド選手団の代表旗問題を巡って対応を迫られることになる。先行研究では、阿部が第9回極東大会で代表旗問題が発生したことで日体協、インドオリンピック委員会、イギリス大使館、イギリスオリンピック

委員会、IOC の間でやり取りがなされていたこと⁸、ヒューブナーがこの問題には日本でインド独立運動の活動をしていた R・B ボースが関与していたことを明らかにしている⁹。だが代表旗問題そのものがどういう問題であったのかについては明らかにされてこなかった。本章では、第 9 回極東大会で発生したインド選手団によるガンディー旗と英領インド旗の使用をめぐるこの代表旗問題に焦点をあてる。

代表旗問題はいかにして発生し最終的にどのように解決したのか、代表旗問題を巡って諸団体はどのような活動をしていたのか、そして日体協はどのような対応を図ったのか。スポーツにおける独立運動の可視化がもたらした状況について考察を行う。

インドにとって第 9 回大会が、初めての極東大会参加であったが、その参加をめぐる議論は 1921 年に開催された第 5 回大会（上海）まで遡ることができる。第 5 回大会時に開催された極東体育協会総会において、メンバー拡大のため、シヤム、ジャワ、マレー、セイロンと共に極東体育協会への加盟、並びに極東大会への参加をインドに求める提案がなされている¹⁰。1927 年に上海で開催された第 8 回大会の前には主催団体¹¹である中華民国体育協進会が日体協にインドから参加要望があったことに対して意見を求めており、この時、日体協は条件付きでの参加を認めている¹²。第 8 回大会には、陸上競技に 8 名のインド選手が参加予定であるとの報道もされたが、実際に第 8 回大会へのインドの選手派遣はなされていない¹³。そしてこの第 8 回大会中に開催された極東体育協会総会では、インドを含めたいくつかの国々に第 9 回大会の招待状を送付することが決議された¹⁴。第 9 回大会は上述のとおり 1930 年に東京で開催されることになっていた。

⁸ ABE Ikuo “Historical Significance of the Far Eastern Championship Games: An International Political Arena” 『筑波体育科学系紀要』第 26 号、2003 年、pp. 37-68。

⁹ 前掲 2。

¹⁰ 大日本体育協会編『第五回極東競技大会報告』1921 年、p. 142。

¹¹ 形式上、極東大会は極東体育協会がその大会の運営を任されることになっているが、その実態は各国の全国的競技団体に運営を一任するのが現状であった。

¹² 大日本体育協会編「彙報(極東大会準備に関するもの)」『第八回極東選手権競技大会報告書』1928 年、p. 348。

¹³ 「極東大会に印度参加」『東京朝日新聞』1927 年 6 月 26 日付朝刊 3 面。

¹⁴ 前掲 12、pp. I-VIII。

第1節．英領インドの第9回極東選手権競技大会参加

1-1．インド選手団の来日

1929年12月20日、第9回大会を主催する日体協は、専務理事会を開き、中国とフィリピンの他にインド、タイ、蘭領東インドに招待状を送付することを決議する¹⁵。またインドには、第9回大会のオープン競技で実施となるホッケーへの参加招待状も送付した¹⁶。年が明けて1930年、極東大会に関する会議は、日体協の専務理事会から極東体育協会の総務委員会に移行した¹⁷。そして2月27日に開催された第7回総務委員会で、インドから極東大会参加の申し出があったことが明らかとなる。この時、参加を申し出たのは当初招待状を送付したインドオリンピック委員会ではなく、カルカッタ（現コルカタ）に在るインドベンゴールオリンピック協会であった。総務委員会ではインドベンゴールオリンピック協会の参加を認め、先に招待状を送付してあるインドオリンピック協会に了承をとることを求めた¹⁸。しかしこの後、インドベンゴールオリンピック協会との連絡は途絶えることになる。また総務委員会でも、インドの参加に関する議論がなされた形跡はない¹⁹。

インドベンゴールオリンピック協会の参加申し出から2か月余りが過ぎた5月2日、第16回総務委員会でインド選手団がすでにインドを出発していることが報告された²⁰。この報告の段階では選手団の陣容、参加競技など詳細は一切不明であったが、砲丸投げとハンマー投げの日本記録について問い合わせがきていたことから、参加選手は陸上選手ではないかと考えられていた²¹。第9回大会開催まで1か月を切る中、インド選手団の第9回大会参加が確定した。

このインド選手団が、いつインドを出発したかは定かではないが、5月7日に上

¹⁵ 前掲5、p. 275。

¹⁶ 「インドホッケーチーム招待」『東京朝日新聞』1930年2月1日付朝刊3面。

¹⁷ この移行による会議への出席メンバーに大きな変更はなく、おそらく形式上のものと考えられる。

¹⁸ 前掲5、p. 278。

¹⁹ 同上、p. 278-281。

²⁰ 同上、p. 281。

²¹ 「インドからも選手派遣決定の通牒」『東京朝日新聞』1930年5月3日付朝刊7面。

海²²、5月9日には門司²³を経由して5月10日に神戸に到着する²⁴。神戸では神戸在住のインド人から歓迎を受け、その日の夜にインド独立運動家であるA・M・サハイ等に見送られて、東京へと向かった²⁵。またインド選手団の監督を務めるS・K・ムケルジーは、門司と神戸でインタビューを受けている。

永年の希望が実現したことをまづ喜びたいそれよりも喜びに堪へないのは大会がインドと関係深いあこがれの日本で開かれることです私達は単に競技にそそられることよりもこの競技を通じて日本との親善がしつかり結ばれることを念じているのです、無論競技にはベストを尽し優勝カップをすつかりインドへ持つて帰る意気込みで戦ひます²⁶

インドは初めてこの大会の参加する、というこの事実を重要だと考えている。それはアジア諸国の中でのインドの国民性の発展の1つの象徴であり、スポーツを基に、宗教や文学の領域によって長い間、存在していた国際交流を再開させたのである²⁷

またこの時になって初めてインド選手団の全貌も明らかとなった。インド選手団は総勢5名で、監督のムケルジーの他に、A・ハミッド、M・サットン、A・ユスフの3人の選手と、アシスタントとしてD・R・サリーを連れ立っていた。この中でインド選手団の主将を務めるハミッドは1928年に開催されたアムステルダムオリンピックにインド代表として出場している人物であった²⁸。

²² 「インド選手一行上海寄港」『東京朝日新聞』1930年5月8日付朝刊3面。

²³ 「印度選手門司寄港」『東京朝日新聞』1930年5月10日付朝刊3面。

²⁴ “INDIAN OLYMPIC TEAM.” *THE JAPAN CHRONICLE*, MAY 11, 1930.

²⁵ 「見事な巨軀を示し 極東大会への初参加の印度代表選手通過」『神戸新聞』1930年5月11日付朝刊7面。

²⁶ 前掲23。

²⁷ “INDIAN OLYMPIC TEAM.” *THE JAPAN CHRONICLE*, SUNDAY, MAY 11, 1930.

²⁸ THE NETHERLANDS OLYMPIC COMMITTEE (COMMITTEE 1928) *THE NINTH OLYMPIAD AMSTERDAM OFFICIAL REPORT 1928*, 1928年、p. 387.

図表 1 - 5. インド選手団プロフィール

名前		年齢	職業	出身大学
S・K・ムケルジー	監督		YMCA主事(カルカッタ)	
A・ハミッド	選手	24	北西鉄道勤務	パンジャブ大学
M・サットン	選手	20	火夫	
A・ユスフ	選手	23	警察	カルカッタ大学
D・R・サリー	アシスタント			

(注) 空欄は不明。THE JAPAN CHRONICLE, SUNDAY, MAY 11, 1930、大日本体育協会編『第九回極東選手権競技大会報告書』1930年、織田幹雄『跳躍一路』日本政経公論社、1956年を基に作成。

図表 1 - 6. インド選手団出場予定競技種目一覧

氏名	出場登録種目
A・ハミッド	100m、110mハードル、200mハードル、走幅跳、十種競技
M・サットン	100m、200m、走幅跳、五種競技
A・ユスフ	走高跳、走幅跳

(注) 大日本体育協会編『第九回極東選手権競技大会報告書』1930年を基に作成。

インド選手団は東京に到着すると、大会会場となる明治神宮外苑競技場を視察した。また早稲田大学競走部の主将であり、1928年アムステルダムオリンピックの三段跳で金メダルを獲得した織田幹雄との面会を要望し、後日合同で練習を行っている。また織田と共に美津濃運動具店を訪ねた。この時、美津濃運動具店ではお茶やお菓子を薦められたが「トレーニングしているから」と断りを入れたという。また東京到着2日目には日本でインド独立運動のために活動しているR・B・ボースのいる中村屋に出向いている²⁹。

インド選手団と共に練習をした織田幹雄は、戦後に著した回想録『跳躍一路』の中でインド選手団についてわずかではあるが言及をしている。

²⁹ 「新たに印度選手を迎へて」大日本体育協会編『アスレチックス』第8巻第6号、1930年6月、p. 35。

[インド選手団は一筆者注]遠来の客であり、またハミツド君の茶目振りが面白く人気ものとなつた。

ハミツド君は、西田修平君の着物を借りて着込み、競技場に乗り込んだので、写真班のとりこになつた³⁰

インド選手団は東京到着後、乃木坂倶楽部というところに宿泊していたが、5月17日に明治神宮外苑にある日本青年館に入舎した。

日本青年館に入舎後も、インド選手団は多くの予定をこなしている。21日午後には日体協主催のパーティー、22日には上野精養軒で田中隆三文部大臣主催のパーティーに出席し、両パーティーにおいて監督のムケルジーによる演説が行われた³¹。また21日夜にはラジオ放送の中でムケルジーが演説を行っている³²。

1-2. インド選手団の国旗、国歌の策定

インド選手団が日本青年館に移動する前日の5月16日、極東大会部長会議が開催された。会議には、インド選手団監督のムケルジーも出席しており³³、インドの第9回大会中に使用する国旗、国歌に関する取り決めがなされた。

極東選手権大会に今回よりインド国が参加したるをもつて会場に掲揚するインド国旗並吹奏すべきインド国歌に付英国大使館に照会したる所左の如き回答があつた

インド国旗はすべての公式の場合、ユニオンジャツクの英国旗中に王冠を表はし「ヘブンス・ライト・アワー・ガイド」と書いたインド国旗を用ふ
入場式には英国国歌を奏樂しその他の場合にはインド国歌を奏樂するも差支へなし³⁴

³⁰ 織田幹雄『跳躍一路』日本政経公論社、1956年、p. 149。また織田は、後年、1954年にフィリピンで開催された第2回アジア大会でハミッドと再会する。その時ハミッドはパキスタン代表のコーチとして参加していた。

³¹ 前掲5、p.293。

³² 「平和好意友愛を東洋の諸国に招致す インド代表ムカーシ氏は語る」『読売新聞』1930年5月21日付朝刊9面。

³³ 「英国旗掲揚に印度側憤慨」『東京朝日新聞』1930年5月23日付朝刊3面。

³⁴ 「インド国旗国歌の件決定」『東京朝日新聞』1930年5月17日付朝刊3面。

第9回大会で使用するインド選手団の国旗・国歌³⁵は、日体協、イギリス大使館、そしてインド選手団監督ムケルジーによる協議によって決定した。事前にこうした話し合いが行われたのには、後述するようにインドを表象する旗として3つの旗が候補として挙げられていたこと、そして1930年前後のインドにおける独立運動と、日本とイギリスの外交関係があったことが考えられる。1929年12月、インド北西部のラホールで開催されたインド国民会議派大会で、イギリス支配の打破、インドの完全独立が宣言された。この時、国民会議派は、英領インド旗に代わる新たな旗を作成した。それが白・緑・赤の三色に中央に糸車を印したガンディー旗である。そしてこのインド国内の動きに対して、日本でインド独立運動の活動をしていたボースやサハイーが呼応する。彼らは、1930年5月の段階で少なくとも3度のガンディー旗の掲揚式を日本で行っていた³⁶。また大会開催1か月を切った5月6日にはガンディーの逮捕が日本でも報道され³⁷、神戸ではガンディー逮捕の報せを受けたインド人たちが独立運動激励のために会合を開き、独立運動への確固たる意志を露わにしていた³⁸。

他方、この時期の日本とイギリスは、中国における反日、反英運動に対峙する為に協調路線を維持しており、1929年にはイギリス王室から使節が来日するなど、1921年にワシントン会議で日英同盟が破棄されたとはいえ、「通常の友好関係を維持」³⁹していた。

日体協がイギリス大使館に極東大会で使用するインド選手団の旗について問い

³⁵ ここでいうインドの国歌の詳細は不明だが、おそらく現在のインド国歌を指すものではないかと考えられる。現在のインド国歌は、アジアで初のノーベル文学賞を受賞したR・タゴールの詩を採用したものであるが、タゴールはベンガル出身であり、また1912年ごろにこの詩が誕生していたことから可能性は高い。K・クリバラニ、森本達雄訳『タゴールの生涯』第三文明社、1981年、p.217。

³⁶ JACAR : B02032185300 (第35画像目から)、英国内政関係雑纂／属領関係／印度関係／反英運動関係 (A.6.6) (外務省外交史料館)。「鎌倉義烈荘にインド国旗掲揚」『東京朝日新聞』1930年3月6日付夕刊1面。「母国万歳」『東京朝日新聞』1930年3月13日付夕刊1面。

³⁷ 「ガンジー氏遂に捕縛さる」『東京朝日新聞』1930年5月6日付夕刊1面。

³⁸ 「神戸のインド人一斉に店舗を閉ざす」『神戸新聞』1930年5月8日付夕刊2面。「ガンジー氏の解放に努力 在神の印度人たちが反英運動支持の協議」『神戸新聞』1930年5月9日付夕刊2面。

³⁹ イアン・ニッシュ「同盟のこだま」木畑洋一／イアン・ニッシュ／細谷千博／田中孝彦『日英交流史 1600-2000 政治・外交 I』東京大学出版会、2000年、p. 273。

合わせたのは、インドの独立運動に関連した問題が起きることで、イギリスとの関係に支障をきたすことを日体協が危惧していたからといえるのではないだろうか。インドの国旗国歌に関する協議は、インド選手団の極東大会参加によって生じる可能性のある問題への予防策であったといえる。

しかし、日本青年館の屋上に掲揚されたインドの旗は英領インド旗ではなくガンディー旗であった。こうして代表旗問題が発生することになる。

第2節. 代表旗問題の経過

日本青年館の屋上には英領インド旗ではなくガンディー旗が掲揚された。『読売新聞』では「極東大会ゴシツプ様々」と題した記事で以下の様に報道している。

インド選手青年館に投宿すると同時に虎のついた独立革命旗を掲揚した。といづこも同じ怖い眼を光らせた英国大使館のをぢさん、その掲揚まかりならぬと横槍でユニオン・ジャツクをヒラヒラヒラ⁴⁰

代表旗問題は新聞各紙によって報道され、日本青年館の屋上に英領インド旗ではなくガンディー旗が掲揚されていたことはどの新聞報道においても共通している点である。しかし、この問題に関する新聞各紙の報道では、ガンディー旗の掲揚と降納を巡って時系列に食い違いが発生することになる。

2-1. 降納されたガンディー旗

(1) 『東京朝日新聞』『大阪朝日新聞』による報道

『東京朝日新聞』の報道では、インド選手団は日本青年館に到着後、「インド一選手の希望」によりガンディー旗をインド選手団の代表旗として日本青年館屋上に掲揚していたが、イギリス大使館から抗議を受け英領インド旗に取り換えられ

⁴⁰ 「極東大会ゴシツプ様々」『読売新聞』1930年5月21日付朝刊9面。

た。しかし「独立を願ふインドの若人にとってはユニオン・ジャツクの国旗を掲揚されるのは余りにも辛い」ことであるから、在日インド人から抗議が入り、英領インド旗は降納されることになった。イギリス大使館と在日インド人達からの抗議に、板挟みとなった日本青年館は、日体協に意見を求めた。日体協は「既にインド代表と英国大使館との間で交渉ずみのもの故インド国旗[英領インド旗—筆者注]を掲ぐべきものである」との見解を明らかにし、日本青年館では再び英領インド旗を掲揚することとなった、という⁴¹。

ガンディー旗が降納され、英領インド旗が掲揚されたことで、ボースなどの在日インド人達のより強硬な抗議があるのではないかとの報道もされる⁴²が、その後、東京朝日新聞本社にボースらが訪れて声明を発表する。その声明の内容は、懸念されていた英領インド旗掲揚に対する抗議ではなかった。

亡命中のボース氏等を中心に協議を遂げた結果インド選手の全部は英国代表選手にして真のインドを代表するものと認むることが出来ないから従つて国旗掲揚問題の如何には触れず単に「今回派遣の選手はインドを代表する真の選手にあらざ」といふ声明をだしてこれを黙殺するに決し関係者は二十三日午後本社を訪問の上右趣旨を述べた⁴³

同系列である『大阪朝日新聞』にはカール・シーナという人物のコメントを掲載し、ボースの声明に関するカール・シーナの見解を載せている。

今故国はガンジー捕はれ、ナイツ女史また投獄されガンジー夫人さへもユニオン・ジャツクを引裂いたといふので捕はれた、かような有様で今一人の選手も日本に派遣することが不可能である、今回の選手はいづれも印度国民議会のメンバーではないゆゑにたとへイギリス旗を掲げたところで抗議のしようがない⁴⁴

⁴¹ 「英国旗掲揚に印度側憤慨」『東京朝日新聞』1930年5月23日付朝刊3面。

⁴² 同上。

⁴³ 「在留印度人声明」『東京朝日新聞』1930年5月24日付朝刊7面。

⁴⁴ 「インド代表の国旗問題解決す」『大阪朝日新聞』1930年5月24日付朝刊5面。

これらの記事によれば、独立運動を活発に推し進める在日インド人達と、インド選手団の間には、インド独立に関して大きな立場、認識の相違があるように受け取ることができる。在日インド人達にはインド選手団に対して強硬にガンディー旗の掲揚を強制させるだけの力がなく、インド選手団は国民会議派のメンバーではないから、ガンディー旗にこだわってはいない、というのである。『東京朝日新聞』と『大阪朝日新聞』の報道では、日本青年館の屋上から降納されたガンディー旗は二度と掲揚されることはなかったのである。

(2) 『東京日日新聞』による報道

『東京日日新聞』によれば、日本青年館の屋上にはガンディー旗が掲揚されていたが、それはいつの間にか英領インド旗へと入れ替わっており、それに対しインド選手から抗議が起ったという。

インド選手から抗議起り廿二日の午後は自治領旗[英領インド旗—筆者注]は引降ろされ今は日、比、華の三国旗のみとなつた、なほ在留インド志士ボース、サバルワルの両氏は廿二日夜日本青年館を訪ひ各会場の装飾に使用してゐる自治領旗を取り払い、ガンヂーの革命旗に代へてほしいと強硬な抗議を申し込んでゐる⁴⁵

また代表旗問題に関するインド選手団監督ムケルジーのコメントを掲載し、ムケルジーは「自分達は国外まで来てスポーツの場合政治的の争ひまでしたくはないから一切は日本に委せました」と語っている⁴⁶。ムケルジーは「政治的な争ひ」を避け、代表旗問題の解決を日本に委ねる姿勢を示しているというのである。その後の『東京日日新聞』には、23日にイギリス大使館とインド選手団の間で協議が行われたことが報道され、「ガンヂー旗はやめて印度自治領旗を使用することに決し廿四日の入場式には自治領旗を掲げて参列することになつた」という⁴⁷。インド

⁴⁵ 「旗竿の嘆き」『東京日日新聞』1930年5月23日付朝刊11面。

⁴⁶ 同上。

⁴⁷ 「印度選手代表旗は自治領旗」『東京日日新聞』1930年5月24日付朝刊7面。

選手団は、ガンディー旗ではなく英領インド旗を使用することでイギリス大使館と合意したというのだ。

先にみた『東京朝日新聞』や『大阪朝日新聞』と同様に、一度降納されたガンディー旗は二度と青年館屋上に掲揚されることはなかったとの報道である。また第9回大会開会式には、英領インド旗を持って入場することでイギリス大使館と合意したとあり、これらの報道を基にすればこの時点で、代表旗問題は解決しているのである。ところが、後日の『東京朝日新聞』に掲載された記事には以下のような報道がなされている。

ガンヂの旗かユニオンジャヤツクかで、もめてみた印度選手一行は合宿の屋根に両方の旗を列べて立てた⁴⁸

降納されたはずのガンディー旗が、英領インド旗と共に、日本青年館の屋上に掲揚されているというのである。ガンディー旗は掲揚されていたのか、次節ではガンディー旗の掲揚に至ったことを報道している新聞を確認する。

2-2. 掲揚されたガンディー旗

ガンディー旗の掲揚について、『ジャパン・クロニクル』⁴⁹と『ジャパン・アドバータイザー』⁵⁰の記事を確認する。両紙には代表旗問題に関する報道だけでなく、『東京朝日新聞』や『東京日日新聞』にはなかった関係者からの代表旗問題に対する投稿やコメントが掲載されている。

⁴⁸ 「スタンドから 極東競技大会きのふのスケッチ」『東京朝日新聞』1930年5月25日付朝刊11面。

⁴⁹ 『ジャパン・クロニクル (*THE JAPAN CHRONICLE*)』は1899年にイギリス人のR・ヤングが神戸で創刊した英字新聞であり、「其社説の厳正にして且鋭利なこと」との評価を受けていた。蛭原八郎『日本欧字新聞雑誌史』大誠堂、1934年、p. 173。また掛川トミ子『『ジャパン・クロニクル』ノート』東京大学新聞研究所編『コミュニケーション 行動と様式』1974年、pp. 249-286 や鈴木雄勝「神戸英字紙界と日露戦争」『コミュニケーション研究』、pp. 1-22を参照。

⁵⁰ 『ジャパン・アドバータイザー (*THE JAPAN ADVERTISER*)』は1890年に横浜でR・メイクルジョンという人物によって創刊された英字日刊新聞である。1933年には「米国のミズリー大学新聞賞」を受賞し、このことは当時「不振の我欧字新聞界にとつて、珍しい刺激」であったという。蛭原同上、p. 151、p. 232。

5月27日付の『ジャパン・クロニクル』に代表旗問題に関する記事が登場する。そこでは、第9回大会に参加するインド選手団は「副王旗[英領インド旗—筆者注]を受け取りそしてそれを適切に使うことを約束した」にもかかわらず、ガンディー旗を掲げたことで、それを「汚いやり方」とであると批判し、また神戸在住のインド人によって第9回大会においてガンディー旗の使用を求める決議が行われていることを伝えている⁵¹。

この記事で言及されている神戸在住インド人による決議というのは、印度人運動倶楽部という団体によって出されたものである。代表旗問題発生後の5月24日午後4時からサハーイを中心に協議が行われ、抗議文を作成し、第9回極東大会会長の岸清一に提出された⁵²。

極東オリンピック大会に参加中なる印度オリンピック選手は印度国民の代表であり且つ印度国旗は三色旗[ガンディー旗—筆者注]なるを以て本印度人運動倶楽部は本大会に於て印度オリンピック選手の象徴として印度国旗の使用許可を極東オリンピック大会に望むものなり⁵³

ガンディー旗の掲揚を「汚いやり方」とであると批判した記事が出たことに対し、後日掲載されたのがサハーイによる投稿であった。サハーイは代表旗問題については、詳しいことは知らないとして言及を避けるが、印度人運動倶楽部の決議に関して以下のように言及している。

オリンピック委員会も神戸印度人運動倶楽部も政治的な活動をするものではない。しかし、私は、スポーツに参加したからといって国に属することをやめることはできないし、誰も正当な場所を与えない国旗を見たくはない。インドの民族旗を掲げることは、政治的活動ではない。…インド選手団にインド民

⁵¹ *THE JAPAN CHRONICLE*, MAY 27, 1930, p. 4. ※この記事にはタイトルが付されていない。

⁵² JACAR : B0412509700 (第40画像目)、外務省記録／文化、宗教、衛生、労働及社会問題／文化、文化施設／極東「オリンピック」競技大会関係一件 (I.1.12.0.027) (外務省外交史料館)。

⁵³ 同上。

族旗を使わせることは政治的な宣伝を意味するのではない。もちろん、もし誰かが他の国に無理やりユニオンジャックを揚げさせようとしたらそれは政治的な宣伝を意味する。私はインド選手団の愛国心についてなど何も知らない。…イギリスの旗は1つの象徴ではあるが、我々を意味するものではない⁵⁴

サハーイは、代表旗問題の経緯に触れてはいないが、英領インド旗の拒否と、ガンディー旗の使用の立場を明確に示している。ただし、インド選手団がガンディー旗を使うことは「政治的な宣伝」ではないという。英領インド旗が、そもそも「我々を意味するものではない」からである。サハーイによる投稿の後、ボースも『ジャパン・クロニクル』に投稿した。サハーイとボースは日本で活動するインド独立運動家であり、今回来日したインド選手団とも面識を有していた⁵⁵。ボースは真実を語るとし、代表旗問題の経緯について次のように述べている。

インド選手団が日本青年館に行った時に、日本青年館の役員が彼らの国旗を要求してきた。彼らは副王[インド総督—筆者注]から与えられた国旗だけでなく、三色のインド民族旗も与えられていた。フィリピンはアメリカ国旗ではなく自らの国旗を掲揚していたので、青年館の屋上にはインド民族の象徴を掲げるべきだと決定された。このように三色旗は掲揚され、そのまま数日が過ぎたのである。しかし、今月[5月—筆者注]21日になるとイギリス大使館からの抗議により突然ユニオンジャック[英領インド旗—筆者注]に取り換えられた。選手たちを含めインド人たちは、これを彼らの国に対する大きな侮辱であると考え、報道を通して抗議をした。結果、今月23日には中央に星の入ったユニオンジャックが降ろされ、三色旗が取って代わった。今月24日になると11時ごろに再度ユニオンジャックが三色旗の横に掲揚され、セレモニーの間は2つの国旗が掲揚されたままだった。インド選手団も開会式では2つの旗を持って入場した。「India」と書かれた旗と星の入ったユニオンジャックである⁵⁶

⁵⁴ “THE FLAG INCIDENT.” *THE JAPAN CHRONICLE*, MAY 28, 1930, p.5.

⁵⁵ A・M・サハーイ、R・B・ボースについては、それぞれ中島岳志『中村屋のボース』白水社、2005年。長崎暢子「インド国民会議派の活動と日本 A・M・サハーイの回想録」東京大学教養部歴史学研究室『歴史学研究報告』17号、p. 1-44を参照。

⁵⁶ “THE FLAG INCIDENT.” *THE JAPAN CHRONICLE*, JUNE 3, 1930, p. 5.

ボースは、ガンディー旗の掲揚に至った経緯、そしてその後の顛末にも触れている。インド選手団は日本青年館到着後に、フィリピンがアメリカ国旗ではなくフィリピンの旗を掲揚していたことが、ひとつきっかけになったとしている。そして英領インド旗の掲揚に対しては「大きな侮辱である」との認識を示し、サハーイ同様に英領インド旗を拒否する姿勢を示した。そしてボースは、結果として日本青年館屋上には英領インド旗とガンディー旗の両方が掲揚され、開会式では「2つの旗を持って」参加したという。その「2つの旗」というのは「『India』と書かれた旗と星の入ったユニオンジャック」であったと述べている。

ボースは日本青年館屋上にガンディー旗と英領インド旗が並置掲揚されたと語っているが、これは『東京朝日新聞』や『東京日日新聞』とは違った事実を提示している。

同じく英字新聞である『ジャパン・アドバータイザー』には、イギリス大使館とインド選手団関係者のインタビューが掲載されている。5月22日夜に『ジャパン・アドバータイザー』の記者が、インド選手団関係者に電話でインタビューを行った。インド選手団関係者は、「国旗事件についていかなる返答をも拒絶」するが、「インド選手団は極東大会に政治家としてではなく、スポーツマンとして参加している」とのみ述べたことが報道されている。また、イギリス大使館のコメントとして「インドチームがインドを出発するとき副王より国旗を与えられた。この旗はインド旗[ガンディー旗—筆者注]ではなく副王旗[英領インド旗—筆者注]である」とする主張も併せて載せている⁵⁷。また、インド選手団が東京に到着後に、在日インド人の集団と接触を持ったこと、そして「ガンディー旗はインド愛国者たちの寄付」であったことを指摘している⁵⁸。その翌日には、イギリス大使館の声明として、「新聞紙上でのインド民族旗[ガンディー旗—筆者注]が日本青年館に掲揚されたというのは全く根拠のないことだと理解している」と掲載しつつも、他方で「日本青年館を除くいかなる場所にも副王旗が揚がっている。青年館には2つの旗が連続的に留められている、副王旗と赤緑白のガンディー旗である」と、英領インド旗

⁵⁷ “OLYMPIC GAMES NOTE” *THE JAPAN ADVERTISER*, May 23, 1930, p. 3.

⁵⁸ “OLYMPIC NOTES” *THE JAPAN ADVERTISER*, May 24, 1930, p. 3.

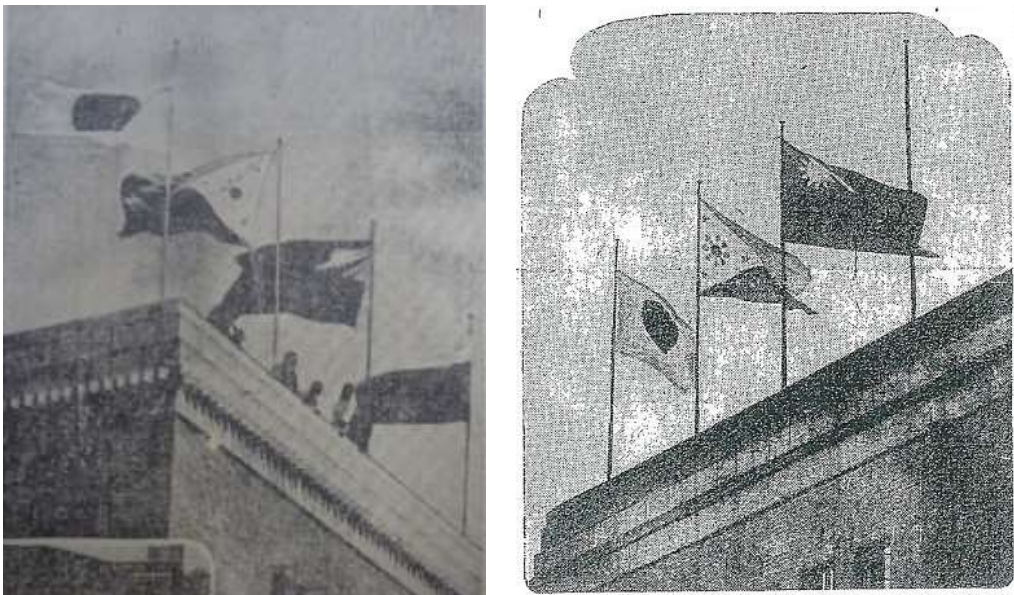
とガンディー旗の両方が日本青年館の屋上に掲揚されていたと報道している⁵⁹。

この『ジャパン・クロニクル』と『ジャパン・アドバータイザー』が報道したガンディー旗と英領インド旗の並置掲揚について、外務省外交史料館に残されている史料には以下のように記されている。

印度選手を表象する為大会に於て掲揚せし印度総督旗（ユニオン、ヂヤツクの中央に円形あるもの）は全選手並に在京印度独立運動家「ボース」等の反対に遭ひ結局前記「ユニオンヂヤツク」に印度国旗たる紅白緑三色を表したるものを添付掲揚し居れる⁶⁰

日本青年館の屋上には英領インド旗とガンディー旗が並置され掲揚されていたという報告がなされているのである。そしてこのガンディー旗と英領インド旗の並置掲揚には、これまで確認した新聞報道の中には登場しなかった団体の介入が存在していた。

図表 1 - 7. 日本青年館屋上への各国旗掲揚の様子



右端がインド代表旗の位置である。（右）「翻る四国の旗」『神戸又新日報』1930年5月20日、夕刊2面。（左）「旗竿の嘆き」『東京日日新聞』1930年5月23日付朝刊、11面。

⁵⁹ “OLYMPIC NOTES” *THE JAPAN ADVERTISER*, May 25, 1930, p. 3.

⁶⁰ 前掲 52。

2-3. 在日インド人と日本国民党の関与

その他の団体の介入について報じているのは『日本』⁶¹という新聞である。この『日本』には当時ボースによるコラムが、月に2、3回のペースで掲載されていた。その主たる内容は、インドの現状とインドの独立の正当性を唱えるものであり、このことから『日本』にとってインドの独立に関連する問題は関心の高いトピックであったと考えられる。代表旗問題については5月23日付の記事で初登場する。

新しく迎えた印度選手の母国が排英運動の真最中である為体協側では最初から若い青年の満足を得るため手落ちのない事を期して国旗掲揚、国歌吹奏等の形式問題に迄細心の注意を払はねばならなかつた。英国大使館とはこの問題に就いて数度打合せを遂げて開会式等公式の場合は国旗はユニオン、ヂヤツク国歌は御馴染の「ゴッド、セーヴ、ザ、キングス」を用ゐるが普段は印度のナショナル、フラッグで良いと言ふことになり印度選手は三色のナショナル、フラッグとユニオン、ヂヤツクを並べ揚げるとか青年館屋上には大三色[ガンディー旗—筆者注]を日、比、支三国々旗と並べて掲揚して居た⁶²

「普段は印度のナショナル、フラッグで良い」というイギリス大使館側の合意を得て、インド選手団はガンディー旗の日本青年館屋上への掲揚を実行したというのである。しかし実際には日本青年館の屋上に掲揚されたガンディー旗に対し、イギリス大使館から抗議が入り、ガンディー旗は降納されることになる。『日本』の報道が正しいならば、「普段」という言葉の解釈にイギリス大使館とインド選手団の間で差異があったのであろう。そして『日本』には、この事態に対するボースのコメントが掲載されている。

⁶¹ 『日本』は「左翼思想撲滅の為」に東京帝国大学教授の上杉慎吉らによって創刊された新聞である。日本新聞社『日本新聞十年記念 日本精神発揚史』1934年、p. 35。

⁶² 「英国側の横槍から印度国旗のもつれ日本青年館の屋上から引き下されてて一問題」『日本』1930年5月23日付3面。

今年の極東オリンピック大会に初めて印度選手が参加することになりました之は日印親善の好機会であります…三億二千万の印度人は自分達の生存権を獲得する為めに本国に於て莫大なる犠牲を払つて英国と戦ひつゞけてゐます彼等は彼等の闘争の一番の目的はユニオン、ヂヤツクの代りに印度国旗を掲げて崇拝することです…若し大会の当局者は日印親善を希望するならば直ちにユニオンヂヤツクを引き下して印度国旗を掲ぐべき筈です私はアジアに生れた一人の人間として極東大会の当局者の印度国旗に就いてかくの如き侮辱的行動に対する抗議を申込むと同時に之を訴へるのであります⁶³

ボースは、『ジャパン・クロニクル』への投稿と同様に、英領インド旗を掲揚することを「侮辱的行動」として抗議し、それに替えてガンディー旗を掲揚することを求めた。その2日後、『日本』の報道には、代表旗問題は第3者による仲介のもと、並置掲揚という結果に至ったとされる。

二十三日迄ポールのみが淋しく立つてゐた青年館楼上に印度の三色旗が翻るに至るまでには在京印度人有志、ボース、サヴァルワル氏等が中心となつて抗議を行つてゐたが、二十三日日本国民党の国際部も奮起し折角のアジア親善の極東大会にフィリッピン側はアメリカ国旗を掲げず堂々とフィリッピンの国旗を掲げてゐるに拘らず印度選手の属する印度だけが自国の国旗を掲げず、英国のユニオン・ヂヤツクを立てるが如きは東洋民族としての誇りを傷付けるものなりとし八幡書記長、鈴木国際部長、花田青年部長、それに興国学生連盟の金子氏、印度青年 K、B シナ君の一行は日本青年館内大日本体育協会事務所に総務委員郷博士を訪ね、三色旗掲揚方を強硬に談判した⁶⁴

日本国民党が代表旗問題解決を目指して奮起したとの報道であるが、日本国民党とは、西田税が中心となつて 1929 年 11 月に結成された愛国無産政党であり、『日本』とは国家主義の確立、左翼思想の撲滅を目指し協力関係にあつた⁶⁵。在日

⁶³ 同上。

⁶⁴ 「青年館楼上に再び印度の三色旗 ボース氏や日本国民党の奮起で円満解決に告ぐ」『日本』1930年5月25日付3面。

⁶⁵ 堀真清『西田税と日本ファシズム運動』岩波書店、2007年、pp. 326-341。また日本

インド人だけでなく、日本国民党のメンバーや興国学生連盟もガンディー旗の掲揚を求めるべく、第9回大会の実質的な統括者⁶⁶であった日体協名誉主事で第9回大会総務委員の郷隆に「強硬に談判した」のである。その結果、ガンディー旗の掲揚が認められることになる。

結局印度選手の意向を尊重するといふ事に決定したので同代表者は更にインド選手団代表マツカーヂ氏に面会し、其の意向を質したのでマツカーヂ氏は、夜十二時頃在印度人某氏を訪れ廿四日から三色旗を青年館楼上に立てると共に、選手及び母国参列者は明日の会場式当日三色の小旗を手にして出場することにしたいからと諒解を求めこの問題も解決した…廿四日朝ボース氏マツカーヂ氏及び在京インド人等と日本青年館を訪れ印度の革命旗たるガンヂー旗を数本持参し体協本部理事に面会しスタンド其他取付け容易なる箇所にはガンヂー旗をも掲揚されたいと申込み体協側も之を快諾した⁶⁷

インド選手の意向を尊重するという日体協との合意をふまえて、監督のムケルジーはインド人と協議のうえで、ガンディー旗を青年館屋上に掲揚すること、大会にはガンディー旗の小旗を手にして出場することを決定し、日体協側もこれを了承したというのである。

『ジャパン・クロニクル』に掲載されたボースやサハーイの投稿文、ボースとも関係がある『日本』での報道、そして外務省外交史料館史料における並置掲揚の指摘、以上のことから、ガンディー旗が再度掲揚されていたことは間違いない。最終的に日本青年館屋上には、ガンディー旗と英領インド旗が並置掲揚されたのである。

これらの史料が明確に示しているのは、在日インド人達が英領インド旗を「我々を意味するものではない」であるとか、「大きな侮辱」と表現し、強い拒否反応を示したということである。それは、イギリス支配下のインドという現状を批判するものに他ならない。サハーイの場合はガンディー旗の使用が「政治的な宣伝を意味

国民党について『日本』では、その成立や活動状況を逐一報せている。前掲 61、p. 98、p.108、pp. 107-108。

⁶⁶ 郷隆追想録編集委員会『郷隆』郷隆追想録刊行会、1975年、p. 38。

⁶⁷ 前掲 64。

するのではない」と述べており、スポーツの政治利用にはあたらないという見解を表明していた。その点、カール・シーナのインド選手団に対して「今回の選手はいづれも印度国民議会のメンバーではないゆゑにたとへイギリス旗を掲げたところで抗議のしようがない」といった発言は、ガンディー旗使用の政治的な意味を緩和させるためのアピールともとれる。ボースの「真のインドを代表するものと認むることができない」など、インド選手団に対して冷淡な態度を示している発言も額面通りに受けとめることはできない。インド選手団は、神戸でも東京でも在日インド人から歓迎を受けているし、来日中は数度食事会にも招かれている。インド選手団と在日インド人達の関係は決して険悪なものではなかった。在日インド人達の発言は、インド選手団監督のムケルジーが「スポーツの場合政治的の争ひまでしたくはない」と答えたように、代表旗を巡る問題の渦中に、国際スポーツ大会に参加しにきているインド選手団を巻き込むことを避けるための一種のカモフラージュであったのではないだろうか。

こうして第 9 回大会開催をむかえたインド選手団は、開会式においてもガンディー旗を掲げることになる。

2-4. 第 9 回極東選手権競技大会開会式

1930 年 5 月 24 日、「二千年の昔オリンピックアードの壯観も偲ばれる華やかさ」⁶⁸の中、午前 11 時半から明治神宮外苑競技場において第 9 回極東大会開会式が举行された。入場行進は中国、フィリピン、インド、日本の順番で「忽ちスタンドから湧起る拍手の音は、外苑一杯に響き渡つて暫くは鳴りもやまず、早くも会場は興奮と熱狂のるつぼの中に巻き込まれ」⁶⁹ていった。インド選手団の入場行進の状況を『中外商業新報』は以下のように描写した。

これに続くのが数十名の各国選手団に引かへて僅か四名の孤軍遠征のインド選手だ、国旗問題から熱血の片鱗を見せた熱と力はライトブルーの上衣に白のパンツ、濃紺のターバンといふ一番スマートな扮装で好奇と歓迎の拍手を浴

⁶⁸ 前掲 5、p. 13。

⁶⁹ 同上、p. 13。

びる、ユニオン・ジャツクの中央をくり抜いて星と太陽のシムボルの周圍に英語で「アワーガイド・ヘブンス・ライト」とガンヂーのモットーを書き入れた新しい旗を掲げてゐる、それと並んで、月桂樹の中央に濃青と赤の二線にインデアと書いた盾が目をついた⁷⁰

インド選手団は英領インド旗だけでなく、INDIA と書かれた楯を持って入場した。『東京朝日新聞』は次のように報じている。

入場式の旗は規則通りにユニオンジャツクだが、標識は白、緑、赤のガンヂ旗を用ゐてゐるし、手に手に持つ小旗はいづれも三色旗だ⁷¹

標識とは楯のことであろう。楯はガンヂー旗を模したものであった。手に持つ小旗もガンヂー旗であったとあるが、これは観客が持っていた旗のことである（図表 1 - 9 参照）。日本青年館屋上だけでなく、インド選手団は大会の開会式でもガンヂー旗を使用したのである。三色に色分けされた楯と小旗によって自分たちの母国を表象するという行動が「立錫の余地もない」⁷²程にスタンドを埋め尽くした大観衆の前で実行に移されたのである。

開会式終了後、すぐに大会 1 日目の競技が開始され、インド選手団も登場する。大会前の予想ではインド選手の実力は未知数であり、ダークホース的な期待も寄せられていた⁷³。結果は入賞者は皆無であり、日本陸上競技連盟理事の上田清一は三段跳に出場したインド選手を見て、「未だ幼稚の様に思つた」⁷⁴と感想を述べている。

⁷⁰ 「とりどりの入場ぶり」『中外商業新報』1930年5月25日付夕刊1面。

⁷¹ 「スタンドから 極東競技大会きのふのスケッチ」『東京朝日新聞』1930年5月25日付朝刊11面。

⁷² 前掲5、p. 13。

⁷³ THE JAPAN CONTEST COMMITTEE Far Eastern Athletic Association *Official Report of the NINTH CHAMPIONSHIP GAMES of the FAR EASTERN ATHLETIC ASSOCIATION* 1930年、p. 60、p. 76。

⁷⁴ 前掲5、p. 41。

図表 1 - 8 . 第 9 回大会開会式でのインド選手団



(注) 『日本体育協会資料室 90 第 9 回極東大会 (3)』公益財団法人日本体育協会・資料室所蔵。

図表 1 - 9 . インド選手応援団



(注) 『アサヒグラフ』第 40 巻第 23 号、東京朝日新聞社、1930 年 6 月 4 日。

図表 1-10. インド選手団集合写真



(注) 『日本体育協会資料室 92 第 9 回極東大会 (5)』公益財団法人日本体育協会・資料室所蔵。

図表 1 - 1 1. インド選手団集合写真に写る R・B・ボース



(注)『日本体育協会資料室 92 第 9 回極東大会 (5)』公益財団法人日本体育協会・資料室所蔵。

第 3 節. 第 9 回極東選手権競技大会終了後

3 - 1. インド選手団の帰国

5 月 31 日の閉会式によって第 9 回大会は終了した。第 9 回大会会長である岸清一は閉会の辞の中で、「印度は参加選手の人数甚だ少なきが為め、選手権を獲得することを得ざりしは遺憾千万なれど次回の大会には今回に比し一層多数の優秀なる選手を比律賓に送られ之に依つて、真に選手権争覇の実を揚げられんことを希望するものであります」⁷⁵とインド選手団を激励した。極東大会終了後、インド選手団は関西へと移動する⁷⁶。これは 6 月 1 日から 2 日間、南甲子園競技場で行われる日本の学生、フィリピン、インドの代表選手対抗陸上競技大会に参加するためであった。そしてこの大会終了後にインドへ帰国することになるが、帰国直前の 6

⁷⁵ 同上、p. 274。

⁷⁶ この間、インド選手団はボースらとの晚餐会に出席している。JACAR : B0412509700 (第 45 画像目)、外務省記録／文化、宗教、衛生、労働及社会問題／文化、文化施設／極東「オリムピック」競技大会関係一件 (I.1.12.0.027) (外務省外交史料館)

月 4 日にインド選手団監督のムケルジーは、これまで発言を控えていた代表旗問題に対して、自らの見解を発表し、翌日の *THE OSAKA MAINICHI & THE TOKYO NICHI NICHI* に掲載された。

東京に於ける印度国旗事件に関し紙上掲載されたる多くの紛擾記事は余の注意を惹いた余は今や如何なる団体も又個人も吾等に圧迫を加へたる事もなく又吾等に対して如何なる奸策を弄したる事なきことを公表せんと欲するものである東京に於ける印度国民党员が印度国旗掲揚を強いて吾等を困惑さしたと言ふことも又恐嚇を以て吾等を困惑さしたと言ふことも亦正しき報道ではない英大使より圧迫を受けたと言ふことも亦何等根拠なきものである吾等は日本滞在中に幸いにも各方面より同情と支持と援助と協力とを蒙りて此等の方々には非常に感謝をして居る我等の「チーム」は印度の「チーム」であり印度を代表して来たるものである吾等は吾等の国旗に対し他の印度人のもつて居る尊敬と等しき尊敬をもつて居るものである⁷⁷

ムケルジーが大阪毎日英文支局を訪問し、自身の見解を発表したことは、兵庫県知事から内務、外務両大臣へ報告がなされていた。さらにその報告の中には、以下のような記録が残されている。

今般の大会会場に掲揚せし印度国旗は駐日英国大使館の抗議に依り掲揚するを得ざりしも吾々印度選手は印度民族を代表渡来したるものなるを以て此が表象には英国旗に代わる印度国旗を以てす可きものなる旨説く所あり⁷⁸

帰国直前になってムケルジーはガンディー旗こそ、インドの代表旗であることを主張したのである。ムケルジーは在日インド人や、イギリス大使館からの代表旗

⁷⁷ “Mukerjee Clarifies Indian Flag Issue at F.E.C.G.” *THE OSAKA MAINICHI & THE TOKYO NICHI NICHI*, OSAKA, JUNE 5, 1930 p. 3.

⁷⁸ JACAR : B0412509700 (第 13 画像目)、外務省記録／文化、宗教、衛生、労働及社会問題／文化、文化施設／極東「オリムピック」競技大会関係一件 (I.1.12.0.027) (外務省外交史料館) ※昭和 5 年 5 月 7 日付の書類だが、インド選手団の帰国に関する報告であり 5 月 7 日ではインド選手団が来日する前の話になってしまうので、日付に関しては誤りであると推測される。

を巡る圧力を否定しているが、これは裏を返せば、ガンディー旗使用は、インド選手団が自発的に行った行動であるということの意味する。

大阪英文毎日支局を後にしたインド選手団は、その後神戸より出航するプレジデント・ジョンソン号にて行きの旅路と同じように上海を経由して帰国の途に着いたのである⁷⁹。

3-2. イギリスオリンピック委員会からの抗議

極東大会終了後の1930年7月、IOCにイギリスオリンピック委員会から一通の書簡が届く。その内容は、第9回大会においてインド選手団が「承認されたインドの旗」ではなくガンディー旗を使っていたことに対する抗議の内容であった⁸⁰。この抗議はIOCからインドと日本に届けられ、インドオリンピック協会はイギリスオリンピック委員会に返信を送り「主張はまったく事実ではない」とし、第9回大会に参加したインド選手団監督からの代表旗問題に関する報告書を同封した⁸¹。以下が監督であったムケルジーによる報告書である。

選手団が日本に到着する前に、大日本体育協会はイギリスの領事にインドの旗について意見をもらい、適切な旗として海軍旗の提供を受けた。来訪選手団の宿泊や食事に関する責任を受け持った受入団体は、委員会に所属する在住インド人を招き、彼にインドの旗についてアドバイスを求めた。そして、インドの旗として会議派の旗を与えられた。

東京に到着すると、私はインドから持参してきた副王の標準的な旗を提供した。この旗は1928年のアムステルダムオリンピックでインド選手団によって使用されたものである。こうして公式な旗に関する3つの提案がなされ論争が起こった。入舎後、イギリス大使館に呼ばれ、インドオリンピック協会の理事会から与えられインドから持ってきた旗を公式のインドの旗にすることが正式に決定し、大日本体育協会からも承認を得た。

⁷⁹ 同上。

⁸⁰ Hunter, Dear Sir [Berdez] (15 July 1930)、*H-FC03-EXORi/006*

⁸¹ Sondhi, Dear Mr. Hunter (11 Aug. 1930)、*H-FC03-EXORi/006*

私たちが日本青年館に移動して来た時、私たちは会議派の旗が建物の屋上で他の参加国の旗と並んで掲げられているのを見つけた。フィリピンは彼らのナショナル旗を使用し星条旗を使っていなかったためにその旗が使われたのである。私は日本青年館の関係者にインドの公式な旗について抗議し、適切な旗を掲揚するように要求した。旗が準備されるやいなや、大日本体育協会は公式な旗を日本青年館に送り、三色の場所に掲揚されたが、翌日、それは私への相談なしに降納されていた。私はそれを知って再び、抗議を行なった。私は明確な立場をとり、旗は選手団がインドより持って来たものであると主張した。旗竿は一日中、空のままであった。その間に大日本体育協会、青年団体、愛国団体が和解し、私からの抗議にもかかわらず、公式の旗と同様に会議派の旗が使用された。

これらすべての論争は、選手団が滞在した日本青年館の一箇所で巻き起こった。すべての競技場、水泳場、バスケットコート、野球場、その他は公式な旗が使用された。公式な旗は、選手団によって大会の開会式の行進、大阪での国際大会でも使用された⁸²

監督であったムケルジーは、インドの代表旗を巡って英領インド旗、ガンディー旗、海軍旗の3つの旗が登場し、その中でも自らは英領インド旗の使用を主張していたこと、ガンディー旗は自分たちが日本青年館に行ったときにすでに掲揚されていたこと、代表旗を巡る問題は日本青年館においてのみ発生しその他の場所では英領インド旗が使用されていたと報告したのである。

図表 1 - 1 2 . 海軍旗



(注) 荻安望『列強「植民帝国」旗章図鑑一旗から見える世界史 500 年』彩流社、2009 年、p.

⁸² Report of the Manager of the Indian Team to the Far Eastern Games on the Flag Controversy、*H-FC03-EXORi/006*

また第9回大会を主催した日体協もIOCから報せを受け、会長の岸清一がイギリスオリンピック委員会からの抗議に対し「誤った報せを受け遺憾に思う」と、代表旗問題の経緯について報告を行った。

インドの選手団が到着すると、私は即座に、インド選手団団長ムケルジーと共に旗を議題として取り上げた。彼は、公式の旗とナショナリストの旗の両方を手に取り、私に対し、個人的にはナショナリストの旗を使用したいが、拡大している微妙な政治状況下では、公式のものを使用することに反対はしないと述べた。さらに彼がその場に持ってきた公式の旗はインド帝国副王より第9回オリンピック大会の時に与えられたものであり、それが性格上公式のものであることについて疑う余地ないとした。

以上のようなムケルジーの発言にもかかわらず、私はさらなる用心のために大会名誉主事の高島を外務省に派遣した。外務省の役人は、公式と言われている旗は、インド帝国の公式の旗と認められるものであると自身の見解を述べた。それから高島は、ムケルジーを連れてイギリス大使館に行き、そこで役人に意見を求めた。その役人は規則（the books）について調べた後、私たちの結論に同意した。上述の説明によってあなたは、すべての用心のために我が協会が、事前に使用する旗を決定し、そしてそれが我が協会、インド選手団、外務省、イギリス大使館、の全会一致によるものであることが理解できるだろう。

唯一のトラブルはインド独立運動家による狂信的な抗議であった。これらの人々は我が協会の役員を脅してさえきた。しかしながら、私たちは、こういうインド人達の道理をわきまえない抗議を無視し、公式に認められた旗をすべての公式な場面で使用したのである。私は私たちの管轄外で、ナショナリストの旗が使用されていたことについては責任を持つことが出来ない。

付け加えて差し支えないなら、ムケルジーはある記者からのインタビューで、日本に来たのはスポーツをするためであり、政治的な一環ではないと答えている。私は、彼の態度について批判すべきところを見つけないことができない。物事はとても適切に円滑に進行した。

私が書いた以上の報告が、第 9 回極東大会の時の旗疑惑に関する真実の歴史である⁸³

ムケルジーと岸は、どちらもガンディー旗の公式な場面での使用の事実はないとして、イギリスオリンピック委員会の抗議を誤解であると主張した。ムケルジーの報告では、英領インド旗の掲揚を終始求めており、ガンディー旗が掲揚された時も抗議を行ったと主張しているが、岸の報告では、ムケルジーはガンディー旗の掲揚を望んでいた。だが、「拡大している微妙な政治状況」を考慮して、英領インド旗の掲揚を容認したとしている。ムケルジーがガンディー旗の使用を望んでいたことは、先述の帰国直前のムケルジーの発言からも明らかである。このムケルジーの報告と、岸の報告からは、ムケルジーがインドの代表旗としてどの旗を掲揚すべきかという難しい判断を迫られていたことが改めて浮かび上がってくる。彼の心情としては、ガンディー旗の使用を望んでいたが、当時の状況下でそれを実行することによるさまざまな影響を考えると、是が非でもガンディー旗の使用を望むことが出来なかった。だからこそ公式の場面では英領インド旗を使用する一方で、それ以外の場面ではガンディー旗を積極的に使用していくという立場をとったと考えられる。大会の開会式におけるガンディー旗を模した楯の使用は、まさしく公式な場面でのガンディー旗の積極的使用であったといえる。また、代表旗問題最中の『東京日日新聞』には「スポーツの場合政治的の争ひまでしたくはない」というムケルジーのコメントが掲載された⁸⁴。もちろんこの発言に対してもその真意の部分には留意が必要であろうが、上述したような政治的判断だけでなく、一方ではスポーツと政治は別というような判断もガンディー旗の使用時にはあったかもしれない。

9月15日、イギリスオリンピック委員会がIOCに再度手紙を送付し、その中で「実際のところ、選手団が滞在していた区画で掲げる旗について混乱をしていたようで、最終的に両方の旗がそこには掲げられた。しかし、公式セレモニーに限れば適切な旗が使用されていた」と、問題は公式な場面におけるものではないとの見解を示した。イギリスオリンピック委員会が示したこの見解は、まさにインド選手

⁸³ Kishi, Dear Sir [Berdez] (8 Sept. 1930)、*H-FC03-EXORi/006*

⁸⁴ 前掲 45。

団や在日インド人たちがガンディー旗使用をめぐるイギリスオリンピック委員会およびIOCとのギリギリの駆け引きに成功したことを物語っている。第9回大会におけるインド選手団代表旗問題はこうして終結となったのである。

おわりに

東京で開催された第9回極東大会はインドが初めて参加した極東大会となった。しかし、インドが大会で使用する代表旗を巡って問題が発生する。インドの代表旗として、英領インド旗を使用することが決められたが、日本青年館屋上にはインド独立の象徴であるガンディー旗が掲揚された。これに対し、イギリス大使館から抗議を受けガンディー旗は一度降納されたものの在日インド人や愛国団体からの抗議もあり、ガンディー旗は英領インド旗と共に再度掲揚されることになった。また開会式においてもインド選手団は英領インド旗を持って入場してきたが、ガンディー旗を模した楯も一緒に掲げていた。インド選手団の応援団はガンディー旗の小旗を持って応援に駆けつけた。

ボースらに在日インド人にとって、英領インド旗はインド民族を表象する旗ではなかった。それゆえ極東大会に参加するインド選手団を英領インド旗によって表象する、というのは許しがたいことであった。彼らの立場はイギリス支配の打破、インドの独立であり、英領インド旗を使用するということは、イギリス支配を肯定することに他ならなかった。そうした英領インド旗に対する拒否姿勢は、新聞に掲載されたボースやサハーイの言葉によって確認することができる。また、ボースは第9回極東大会が開催された1930年より以前に、日本、中国、インドが中心的地位を占めてアジアを先導していくべきという考えからなる「東洋人連盟」という構想を持っていた⁸⁵。他にも1926年にボースらの尽力によって開催された全亜細亜民族会議には、日本、中国、インド、朝鮮、フィリピンから参加者が集っていた⁸⁶。そしてボースは1930年に再活発化したインドでの独立運動に呼応し、ガンディー旗の掲揚を幾度か実行に移していた。こうしたボース自身のこれまでの活動歴とインドの極東大会参加を照らし合わせてみると、日本と中国とフィリピンととも

⁸⁵ 中島岳志『中村屋のボース』白水社、2005年、pp. 164-168。

⁸⁶ 同上、pp. 178-194。

にインドも参加した第 9 回極東大会はボースの理想がスポーツ大会という舞台上で現実化したものと考えることができよう。そしてそこで、ボースの考えるアジアの一員としてのインドを示すためには、ガンディー旗の掲揚が必要不可欠であったのではないだろうか。多くの新聞によって報道された在日インド人の代表旗問題への関与は、スポーツという場において植民地支配を受けるインド独立の意志を可視化する試みであったといえよう。

ではインド選手団にとって、代表旗問題とはどのような意味を持っていたのか。青年館でのガンディー旗の掲揚、そしてガンディー旗型の楯を携えた入場行進とはなんであったのか。それは第 9 回大会終了後の IOC、イギリスオリンピック委員会、インドオリンピック委員会、日体協の中で行われた代表旗問題をめぐるやり取りの中から読み取ることができる。イギリスオリンピック委員会は、第 9 回大会において英領インド旗ではなくガンディー旗が使用されたとして抗議を行った。しかしインドオリンピック委員会と日体協は、第 9 回大会では英領インド旗が使用されたとして、その事実を否定した。そしてイギリスオリンピック委員会は公式の場面では英領インド旗が使用されていたというインドオリンピック委員会および日体協の主張を認め、抗議を終えることとなった。日本青年館屋上へのガンディー旗の掲揚は、「公式セレモニーの場」ではないとイギリスオリンピック委員会は判断したのである。また開会式でガンディー旗を模した楯を使用した、英領インド旗もしっかりと携えて入場してきている。つまり、代表旗をめぐる問題で、四者間で焦点となったのは公式の場面で英領インド旗が使用されたか否かということであった。この公式、非公式の区分の中でインド選手団は、巧みにガンディー旗を使用したのである。

帰国直前のムケルジーの発言や先にみた岸の報告から確認できるように、インド選手団もガンディー旗こそがインドを表象する旗であると認識していた。またインドの独立も自明のものとして願うべきことであった⁸⁷。しかし公式の場面で英領インド旗ではなくガンディー旗を使うことは、「拡大している微妙な政治状況下」では避けねばならないことであった。だからこそ非公式といえる形でのガンディ

⁸⁷ ムケルジーはパーティー等に参加すると、演説の度に「悲壮な調子を帯びて東洋民族の協力を叫び、印度に対する援助を乞ひ」ていた。その言葉は「席上の若き選手達の胸を抉るもの」があったという。「揚げたり降したり国旗問題いきさつ 熱情ほとばしる印度選手たち各席上でもさげふ」『国民新聞』1930年5月23日7面。

一旗の使用が模索され続けた。ガンディー旗に模した楯は、その最たるものであったのだ。それはあくまで楯であり、旗ではない、しかしそこにははっきりと横しまの三色模様と「INDIA」という文字が描かれていた。あくまで楯ではあるが、ボースが「2つの旗」と形容したように、彼らにとってこの楯は旗と同等のものであった。イギリス支配のインドではなくインド民族の代表としてのプライドを堅持しながら、同時期の政治状況にも細心の注意を払いつつ、あくまで極東大会というスポーツ大会に参加したインド選手団の、スポーツと政治に対する熟考された判断が、開会式で掲げられた楯に表れているのである。

日体協は代表旗問題を巡ってインド選手団、イギリス大使館、在日インド人、日本国民党、イギリスオリンピック委員会との対応を求められた。日体協は、インドが大会中に使用する代表旗について当初 3 つの候補があったとされ、イギリス大使館、インド選手団監督ムケルジーと協議して英領インド旗の使用を決めた。それはインド総督から渡されたものでアムステルダムオリンピックでも使用されたものであったという。インドの代表旗を、英領インド旗ではなくガンディー旗とすることは、極東大会を独立運動のアピールの場に作るものであった。英領インド旗の使用に決まったことは、一番妥当性のある旗であったという他に、インドを支配するイギリスへの配慮もあったといえるだろう。だが、一方で日体協は、日本青年館屋上へのガンディー旗の掲揚と、大会中にガンディー旗の小旗が持ち込むことを認めた。このことに対し、日体協会長の岸清一は「公式に認められた旗はすべての公式な場面で使用したのである。私は私たちの管轄外で、ナショナリストの旗が使用されていたことについては責任を持つことが出来ない」と IOC に報告し、ガンディー旗が「公式な場面」以外で使用されることは「管轄外」だと主張し、代表旗問題は問題ではなかったとした。このことは、背景にあるイギリスとの関係を考えれば、イギリスとの関係への悪影響をできる限り最小限に抑えるための方便と捉えることもできるが、日体協によるガンディー旗使用の条件付き許可と捉えることも可能である。そうなると日体協は、インド独立への意志を可視化することを断固として拒んだわけではなかったといえる。これは、極東大会が、アジアの統合を象徴するものとしての意味を強めていたことと無関係ではないだろう⁸⁸。極東大会

⁸⁸ 前掲 2。

はアジアの統合、発展をアジア人の手によって推し進めていくためのものであり、その時に、イギリスの植民地という現状からの脱却を図るインドの意志を、イギリスとの関係だけを考慮し無視することは、アジアの統合、発展を阻害する行為となる。つまり日体協が、ガンディー旗を「公式」の場面以外での使用を「管轄外」としたのは、イギリス大使館やイギリスオリンピック委員会に対する最大限の予防線を張りながら実行された、インド選手団への配慮であったのではないだろうか。

インド選手団監督ムケルジーは「インドは単に此の大会に参加したばかりでなく東洋の主な諸国から集まった此の大会に平和と友愛とを齎^{もたら}さうとする大使となつて来たのであります」⁸⁹と語った。インドの参加は、極東大会がアジア人の大会として参加国を拡大しアジアの「平和と友愛」を実現していく上で重要な出来事であった。だが、代表旗問題は植民地からの脱却を図るアジアの現状をスポーツの場において噴出させるものであった。ただし日体協も、ただその瞬間を呆然と目撃したわけではなかった。各団体との対応に追われる中で、自らの判断によってガンディー旗の青年館屋上への掲揚と大会中の英領インド旗使用という処置を行ったのである。

⁸⁹ 「第一矢はマイクが放つ 極東オリムピック大会 日本支那フィリピンインドの四国代表がメツセージを放送」『読売新聞』1930年5月21日付朝刊9面。

第2章. 第10回極東選手権競技大会における満洲国参加問題

二年前の極東大会を思い出してみるといい。満洲国の参加要求、日本体育協会の単独参加に対する猛反対、日本選手の参加阻止運動、なぐり込み、選手団は決死的出発——日本国民のあいだで起こったこの陰惨な光景は、人々の記憶に新たな筈だ

第10回極東大会ボイコット運動に関する山川均の回顧¹

はじめに

極東選手権競技大会（以下極東大会）は第8回大会以降、YMCA 関係者の手を借りず、参加各国の関係者による運営がなされていく。第9回大会には英領インドが初の参加を果たしたが、前章で明らかにしたようにインドの代表旗問題が発生し、植民地からの脱却を図るアジアの現状をスポーツの場において噴出させる事態となったが、参加国の拡大は、大会の「汎アジア的雰囲気」をより一層強めるものでもあった。しかし、アジア人へと運営の中心が移行したことは、それまで極東大会において参加国・地域の政治的対立が起きた際にアメリカ YMCA 関係者が担っていた仲裁役がいなくなったことを意味した。このことが政治の影響をより顕著に顕在化させることになるのである²。

1931年9月11日、中国東北部柳条湖付近を走る南満洲鉄道の線路が何者かによって爆破された。この爆破を中国によるものと断定した関東軍は即座に軍事行動を開始し中国東北部を占領する。満洲事変の勃発であった。そして傀儡国家「満洲国」（以下括弧を外す）が誕生することになる。満洲国の誕生は大多数の日本国民が支持するところとなったが、国際社会からの批判は強く、日本は国際連盟からの脱退を選択し国際社会からの孤立を深めていくことになる。そしてこの満洲国誕生の影響は日本、フィリピン、中国を主たる参加メンバーとしていた極東大会にも押し寄せてきたのである。満洲国の極東大会参加を巡り日本と中国が対立し、最後までその解決策を見出すことはできなかった³。極東大

¹ 山川均「国際スポーツの明朗と不明朗」『文藝春秋』第14巻第9号、文藝春秋社、1936年、p. 82-87。

² Stefan Huebner, *Pan-Asian Sports and the Emergence of Modern Asia*, NUS Press, 2016, pp. 55-101. (シュテファン・ヒューブナー、高嶋航／富田幸祐訳『スポーツがつくったアジア』一色出版、近刊)

³ 高嶋航「『満洲国』の誕生と極東スポーツ界の再編」『京都大学文学部研究紀要』第47号、2008年、pp. 131-181。

会は解消し、日本がフィリピンを共だつて新たに東洋選手権大会を創設する。極東スポーツ界に再編がもたらされたのである⁴。

本章ではこの第 10 回極東大会における満洲国参加問題によって引き起こされたボイコット運動を取り上げる。先行研究では、池井が日体協史料に依拠し満洲国参加問題について概説的にその過程をまとめ⁵、何が『申報』の報道記事を基に中国における満洲国参加反対運動について⁶、グッドマンが第 10 回大会を主催するフィリピンと日本のやり取りについて⁷、阿部が極東大会を公認競技会としていた IOC とのやり取りについて明らかにした⁸。そして高嶋が、各国における満洲国参加問題の影響を「極東スポーツ界の再編」過程として捉え、参加国の動向を横断的に検討し、その実像を浮かび上がらせた⁹。満洲国参加問題については関係国や団体の動向、その後のアジアにおけるスポーツの歴史的展開について明らかにされてきている¹⁰。そして日本に対する影響として指摘されているのがボイコット運動である¹¹。しかし、その言及は満洲国参加問題の過程として付随的に扱われ、ボイコット運動の発生要因や、日本社会の反響や日本スポーツ界が直面した状況について詳細な検討はなされていない。そこで本章では、この第 10 回極東大会満洲国参加問題での日本におけるボイコット運動が日本のスポーツ界にどのような影響を与えたのかを明らかにする。満洲国参加問題は、大日本体育協会や満洲国関係者だけでなく、国家主義団体や軍部、新聞をも巻き込みボイコット運動へと発展していくことになる。満洲国という政治問題に直面した日本のスポーツ界の対応について考察することが、本章の課題である。

⁴ 高嶋航「戦時下の平和の祭典 一幻の東京オリンピックと極東スポーツ界―」『京都大学文学部研究紀要』第 49 号、2010 年、pp. 25-72。高嶋航『帝国日本とスポーツ』塙書房、2012 年。

⁵ 池井優「東洋“オリンピック”『満洲国』参加問題」中村勝範編『近代日本政治の諸相』慶応通信、1989 年、pp. 29-52。

⁶ 何文捷「第 10 回極東選手権競技大会満洲国参加に対する中国の反応 『申報』記事の分析を通して」『体育史研究』第 16 号、1999 年、pp. 37-48。

⁷ Grant K. Goodman “Athletics as Politics: Japan, the Philippines, and the Far Eastern Olympics of 1934” William M. Tsutsui & Michael Baskett (eds.) *The East Asian Olympiads 1934-2008*, GLOBAL ORIENTAL, 2011, pp. 23-33.

⁸ ABE Ikuo “Historical Significance of the Far Eastern Championship Games: An International Political Arena” 『筑波体育科学系紀要』第 26 号、2003 年、pp. 37-68。

⁹ 高嶋航「『満洲国』の誕生と極東スポーツ界の再編」『京都大学文学部研究紀要』第 47 号、2008 年、pp. 131-181。

¹⁰ この他にも、人物史の中で満洲国参加問題に言及した論考もある。新野守・安田忠典「大島鎌吉と満洲国の第 10 回極東大会参加問題」『身体運動文化論攷』第 8 巻、2009 年、pp. 511-536。高嶋航「戦争・国家・スポーツ 一岡部平太の「転向」を通して―」『史林』第 93 巻第 1 号、2010 年、pp. 98-130。

¹¹ 前掲 5、前掲 9。

満洲国の建国後、「関東軍宣伝課、民生部文教司、資政局弘報処等の関係者」の構想によって建国記念大運動会が開催された¹²。この大会は「文教司内に設置されるべき国内体育運動団体統制機関」によって主催されることが決定し、これをきっかけとして満洲国体育協会（以下満洲国体協）が「国家的な体育統制団体」として設立されることになる¹³。こうして設立された満洲国体協は、建国記念大運動会や満洲国体育大会の開催といった国内事業を進める一方で、国外事業として国際スポーツの舞台への進出も企図した。1932年のロサンゼルスオリンピックへの参加を目論んだのである。しかし、ロサンゼルスオリンピックへの参加は実現しなかった¹⁴。そこで次なる目標となったのが、1934年に開催が予定されていた第10回極東大会への参加であった。

満洲国の極東大会への参加希望が正式な形として表れたのは1933年5月のことであった。満洲国の極東大会参加希望を受け、日体協では、満洲国参加を中国とフィリピンに打診をした。極東大会では、新たな参加メンバーを承認する際、極東大会の構成メンバーによる全会一致の賛成が必要であり、日体協はそれに則り、提案をしたのである。だが、この件は中国の反対によって9月に否決される。その後も日体協では、満洲国の極東大会参加実現に向けて解決方法を模索していた。そうした中、11月に開催された日体協理事会で、理事会に出席した満洲国体協の茂木善作が、満洲国参加問題を起因として日本が極東大会を脱退するような事態になることは望まないこと、主催国の招待によるオープン参加でも満足であるとの発言を行った。これを受けて日体協は招待参加も考慮に入れて解決方法を模索しはじめる。12月に入るとフィリピンアマチュア体育連盟（Philippine Amateur Athletic Federation、以下 PAAF）が問題解決のために、日本、中国、フィリピンの代表者による会議開催を提唱するが、中国から会議欠席連絡があり、会議は流会となった¹⁵。ここから満洲国参加問題が本格化していくことになる。

¹² ちなみに第1回建国記念大運動会は、「偶々国際連盟調査員リットン卿一行の来満」と時期が重なった1932年4月下旬から5月上旬にかけて開催された。満洲帝国政府編『満洲建国十年史』復刻版、原書房、1971年、pp. 885-886。

¹³ 同上、p. 874。

¹⁴ 高嶋航『『満洲国』の誕生と極東スポーツ界の再編』『京都大学文学部研究紀要』第47号、2008年、pp. 131-181、何文捷「第10回極東選手権競技大会満洲国参加に対する中国の反応」『体育史研究』第16号、1999年、pp. 37-48。

¹⁵ 大日本体育協会編『第十回極東選手権競技大会報告書』1934年、pp. 289-290。

第1節. 満洲国関係者の来日と満洲国参加問題の本格化

1934年1月末から2月上旬にかけて満洲国では、満洲国参加問題の解決に向けての動きが顕在化する。一つは「満洲陸上競技界の多数先輩」によって「現在の満洲陸上競技界の回復向上」を図ることを目的とした満洲陸上競技革新連盟の設立である¹⁶。結成後、満洲陸上競技革新連盟は声明を発表し、中国による満洲国の第10回大会参加拒否は「支那政府の満洲国不承認の政治的政策を競技界に投影せるものにして既に問題は単なるスポーツの問題を離れて国家的政争の渦中に投ぜられたるものなり」として「大日本体育協会始め極東大会に関係せる日本の各種運動団体が本問題を軽々に附し着々準備を進めつゝある態度は決して吾人を承服せしめ得ざるものなり」と日体協をはじめとする日本の対応に疑義を呈した。満洲陸上競技革新連盟は、中国の拒否にもかかわらず、日本が満洲国参加問題に対し積極的な行動に出ないことは「日本運動界の極東に於ける威信と名誉何処にありやといはざるべからず、満洲国のために国際連盟を脱退せる日本の主張は本大会に於いても一貫せらるべきものと吾人は信ずるものなり」と満洲国が極東大会に参加出来ないのであれば、日本も参加を取り止め「速かに不純なる極東大会の組織を解体せよ」と求めたのである¹⁷。

また2月9日には満洲国の極東大会参加を拒否し「東亜体育界を冒瀆する中華全国体育協進会の不信を正し、我が主張の貫徹を期す」ために国際競技準備委員会が設立された。会長には外交部大臣謝介石、委員長には国務院総務庁長を務める遠藤柳作が就任し、その他にも日本から満洲国政府に送り込まれた星野直樹や阪谷希一、古海忠之などが名を連ねた¹⁸。

翌10日、満洲国体協から日体協に対し、前年11月の日体協理事会での茂木の発言の取消と極東大会への強硬的な参加希望を内容とする電報が届く¹⁹。2月15日には、満洲陸上競技革新連盟の岡部平太、満洲国体協の久保田完三と茂木善作の3名が満洲国の極東大会参加実現のための支援を求めて日体協を訪問する。その時、日体協が満洲国参加問題とは

¹⁶ 「満洲運動競技界に革新の第一声」『満洲日報』1934年1月31日付夕刊2面。

¹⁷ 「極東オリンピック大会組織解体を期す」『満洲日報』1934年2月1日付夕刊2面。

¹⁸ 前掲12、p. 895。

¹⁹ 「満洲国の極東大会参加問題（三月三日までの経過）」大日本体育協会編『オリンピック』第12巻第4号、1934年、pp. 92-107。

関係なく参加準備を進めていることを知り「大いに遺憾の意を表し、其の再考を求めんが為め理事会開催方を要請」した²⁰。この3名のうち、特に岡部は積極的な動きを見せる。翌16日、岡部は満洲国参加問題を「純スポーツ的立場を離れ政治的に解決」するため国民同盟の中野正剛²¹を訪問し協力を求めた²²。さらに17日には午前には嘉納治五郎を訪問し、嘉納が満洲国参加を支持したことで「大いに意を強くし」、午後には再び中野正剛、そして鷺澤與四三²³を訪問し「問題の政治的解決に尽力方を依頼」した²⁴。同日、岡部は声明を発表し、中国の満洲国参加拒否は「明らかな侮辱」と弾劾し、また日体協が満洲国参加問題に対し満洲国の参加の可否にかかわらず参加すると決めていることを非難し、極東大会からの即時脱退を主張した²⁵。また夜には「満鉄沿線の競技団体有志」によって組織された極東大会革新連盟の声明書が岡部によって発表された²⁶。その内容は満洲国の極東大会参加が実現しなければ「日本は極東大会をボイコットすべき」というものであった²⁷。

18日、岡部らは日本の各競技団体の関係者を招待して協議を行った。これまでと同様に満洲国参加のための支援を要望したが、招待した各競技団体の関係者は「原則的に賛意を表したが極めて悲観論に傾」いており「殊に革新連盟の方針たる政治的解決方法には反対を仄めか」し、全面的な賛同を得ることは出来なかった²⁸。19日、岡部、久保田、茂木は日体協専務理事会に出席する。「南京政府の政治的術策を極力排撃し極東大会改造」を求める満洲国側と「大会後の憲法会議に徹底解決を期す」日体協側の意見が対立し、協議は3時間近くに及んだ²⁹。翌20日、東京にいる満洲国関係者によって「満洲国の極東大会参加は事国策に関する極めて重大なるものなり。飽迄貫徹を期す」という声明と共に東京委員会が結成された。メンバーには岡部、久保田、茂木の他に大橋忠一が委員長に選ばれ、参

²⁰ 前掲12、p. 896。

²¹ 中野正剛とは当時衆議院議員を務め「ファシズム的主張をもった最初の政党」とされる国民同盟の一員であり、中野は満洲国即時承認論者の一人としても知られていた。猪俣敬太郎『中野正剛』新装版、吉川弘文館、1988年。

²² 「極東大会解消運動政治問題化す」『読売新聞』1934年2月17日付朝刊5面。

²³ 中野正剛と同じく国民同盟に所属していた人物。

²⁴ 「上京三委員各方面を歴訪」『読売新聞』1934年2月18日付朝刊5面。

²⁵ 「極東オリムピック解消の政治運動」『大連新聞』1934年2月18日付夕刊2面。

²⁶ 「各競技団体に満洲国の主張説明」『東京朝日新聞』1934年2月18日付朝刊3面。

²⁷ 「上京三委員各方面を歴訪」『読売新聞』1934年2月18日付朝刊5面。

²⁸ 「原則的には賛成だが政治解決には反対」『大連新聞』1934年2月20日付朝刊2面。

²⁹ 「“改造”と“隠忍”三時間激論」『満洲日報』1934年2月21日付夕刊2面。引用文中の「憲法会議」とは極東大会の終盤に開催される極東体育協会総会のことを指すと思われる。

謀本部の今田新太郎、満洲国公使館の原武らが名を連ねることとなった³⁰。東京委員会は21日に、東京の大塚にある茗溪会館にて東京文理科大学の学生に対して満洲国参加問題に関する講演会を開催した³¹。

毎日のように続けられた岡部らによる各所への喧伝は、徐々に波及していくことになる。24日、陸軍戸山学校で教官を務める小野原謙一が満洲国参加問題に関するここまでの経過と今後の日体協の方針を確認するために訪問し、日体協専務理事の松澤一鶴、田畑政治、李相佰と2時間余り会談を行った。会談後、小野原は日体協の方針に賛同したことを明らかにし、また松澤は自身の参加問題に関する見解を発表する。松澤は「満洲国は当然承認されるべきである」が「突如不参加を執行するなどは国際信義が許さない」と語った³²。翌25日、東京日日新聞社大講堂で駐日満洲国留学生大会が開催される。満洲国から日本にきていた留学生を中心に100名近くが参加し、大会の司会を務めた憲均は満洲国参加問題に対する「日本朝野の声援を願うと共に「この大会は東洋諸民族の融合親善を目的とし政治を超越したるものだ、然るに中国がこの根本精神を蹂躪して満洲国参加に反対を表明するのは彼自らを辱しむるものだ」と「絶叫」し、満洲国の参加を拒否する中国を非難した³³。

続いて26日には貴族院議会で二荒芳徳が満洲国参加問題に関し鳩山文相に質問を行い、鳩山は「文部省も傍らから出来るだけ尽力」と返答した³⁴。満洲国参加問題は議会上においても取り上げられるような問題になったのである。28日、愛国学生連盟、愛国青年連盟、愛国労働連盟の3団体の代表が日体協を訪問し面会を求めた。この日、日体協の理事会が開催されており、3団体は会議への出席を求めたが、理事の郷隆が日体協を代表して別室にて面会をする。3団体は満洲国の極東大会参加を強硬に主張し、「軟弱なる態度に出づる大日本体育協会の猛省を求め」る決議文を手渡した。また、岡部らも当初理事会への出席を希望していたが拒否され、「満洲国を参加せしめずして日本が第十回極東大会に参加せらるゝことは満洲国としては絶対に望まない」と主張する文書を新聞紙上で発表した³⁵。日体協では当初「28日の理事会に於いて、此問題に対する経過並びに所信と態度を天

³⁰ 前掲 12、p. 896。

³¹ 「文理大学生に参加問題説明」『満洲日報』1934年2月23日付夕刊2面。

³² 「聖上杯下賜の大会脱退許されず」『東京朝日新聞』1934年2月25日付朝刊3面。

³³ 「極東大会参加飽くまで邁進」『東京日日新聞』1934年2月26日付朝刊3面。

³⁴ 『第65回帝国議会貴族院予算委員会議事速記録』第11号、1934年2月26日、pp. 10-13。

³⁵ 「決議文を手交す」『東京日日新聞』1934年3月1日付朝刊9面。

下に宣明」する手筈であったが、これを延期することにし、満洲国の参加実現のための努力を続けること、日本は第 10 回大会に予定通り参加すること、極東体育協会総会で協議した上で満洲国の参加が認められなければ極東大会を解消することが確認された³⁶。

3月2日、日体協は、岡部やその他の満洲国参加問題に対して積極的な動きを見せている団体との懇談会を開催する。懇談会には岡部平太、久保田完三と茂木善作の他に、文部省岩原拓、亜細亜連盟顧問山口一太郎、至誠会の森中佐、愛国学生連盟会長の岩田愛之助らが出席した。懇談会では「我国スポーツ界の国際的信義」を以て、第 10 回大会中に開催される極東体育協会総会での解決を主張する日体協と「本問題はスポーツの見地のみよりして之に随伴する種々の副作用を考慮して」解決を図るべきだと主張する岡部らの意見が対立する。議論は平行線を辿り、ひとまず両者とも中国の満洲国参加拒否は、「スポーツの見地よりして極めて不正」であること、満洲国の極東大会参加実現を目指すということ、問題解決のため連携を取り合うことが確認された³⁷。

懇談会の直後、日体協は、日本陸上学生連盟会長を務める山本忠興を中国、フィリピンへ満洲国参加問題解決のために派遣することを決める。また山本が上海、マニラへ派遣されるのとほぼ同時期に日体協理事の渋谷壽光、竹腰重丸の両名が満洲国に向かい、満洲国体協に対し、満洲国参加問題の日体協の対応について説明を行うことになった³⁸。

日体協と岡部ら満洲国関係者は、どちらも満洲国を極東大会に参加させるために行動していたが、両者は対立関係となっていた。日体協は第 10 回大会へ参加することは既定路線として、満洲国参加を「スポーツの見地」において解決を模索する。これに対し岡部らは「政治的」問題として満洲国参加問題を取り上げて解決を図ること、そしてそれが叶わぬならばすぐさま極東大会から脱退することを望み、3月2日の懇談会でも、両者の対立関係が解消することはなかった。日体協はこうした岡部らの主張に対しいかなる論拠を示し、一方で岡部らは日体協の示した論拠に対しいかなる反論をしていたのか、また広がりを見せる事態の中で新聞や関係者からはどのような見解が示されていたのか次節で確認したい。

³⁶ 前掲 15、p. 291。

³⁷ 前掲 19、pp. 97-98。

³⁸ 前掲 15、pp. 291-293。

第2節. 満洲国参加問題の見解を巡る相違

2-1. 大日本体育協会の主張

日体協は『オリンピック』1934年4月号に「満洲国の極東大会参加問題（三月三日までの経過）」と題した文章を公表する³⁹。これは日体協の立場から3月3日までの満洲国参加問題の経過と、日体協の対応について、日体協加盟の各競技団体に向けて書かれたものである。

世上往々或は事実の認識を欠き或は誤える報道に動かされて本協会が此の問題に誠意を欠き手段を放置したように思込む人がないとも限らぬ…此の問題に特殊関係ある方面即ち各加盟団体に対してこの間の真相を報告したいと思ふ

文章は、前半部が満洲国の第10回大会参加に関するこれまでの経過について、後半部が「問題に対する批判」と題して、これまでの日体協に対してなされた批判に対する反論を展開している。

岡部らが求めた「政治的に解決すべし」という主張に対し、日体協は「その具体的方策を聞いても、我々は何等の得る所なき」とその主張を退ける。満洲国が国際的な承認を得られていない状況の中で、「政治に何んの実力なきスポーツ団体に対し解決すべしといふことは、不可能事を強ゆることに他ならぬ」ものであるからだ。しかし「満洲国の問題が、政治的に解決される日まで」極東大会の参加を傍観しているわけにもいかない。だからこそ日体協は「スポーツ団体としてそれ独特の方法によつて、国策に貢献し友邦を扶掖せんと」することを主張するのである。

我々が何故に此問題を政治的に処理することを不得策と信ずるに至つたかといへば、我々が従事するスポーツ方面の問題としてこれを処理することによつて、それが

³⁹ 以下、本項は「満洲国の極東大会参加問題（三月三日までの経過）」大日本体育協会編『オリンピック』第12巻第4号、1934年、pp. 92-107からの引用である。

政治的解決の日を待たず解決されることを信じたのにあつて、これが又本問題の政治的解決を早める一因ともなることを希つたのに他ならぬ。我々は日本人としての内心の愛国的感情を暫く隠して、満洲国の政治的権利を集中することを暫く休め、たゞ満洲国に在るスポーツの実力と希望を強調してこれを無視することの不当を主張し、一時の政治的感情によつてスポーツ文化運動を阻害することの不正を弾劾し、これによつて満洲国人が実質的に国際場裡に承認せられ活躍しうる途を作らんとした。スポーツに携はるものとして今日満洲国を国際場裡に誘掖せんとする国策に特に貢献する手段がこれを措いて他にあらうか

日体協にとって第 10 回大会への参加を拒否するというのは最善の選択ではないと認識されていた。それは「消極的破壊」であり「無意義有害なる」ものであつた。なぜなら第 10 回大会への不参加は「近時漸く一等国の地位を確保しつゝある状態」のオリンピックにも悪影響を及ぼす恐れがある。満洲国が承認されないのなら国際連盟の時と同様に脱退すべきだという主張も、国際連盟では日本以外が反対したが、極東大会では PAAF が日本に賛同していて情勢が有利である。「既に指導的地位にあり、今後益々全亜細亜の盟主として後進を指導誘掖」する立場にある日本が「一時の感情にかられることが、何れほど永遠の国策のために大害あるか」と説いた。以上のように述べ、第 10 回大会中に開催される総会で解決することは十分に可能であることを主張した。

そして、日体協は、スポーツ団体として「スポーツによる国威発揚の方針と工作に於いては、他の如何なる個人または団体よりも有効適切な手段を研究して」おり、「競技による敬愛の獲得は又特殊の収穫を国家の利益として数へることができる」と述べ、「比島が蕞爾たる一小島を以てして百数十萬の財を傾けて萬端の準備を整へ」ている中で、満洲国の参加が認められないからといって日本が参加しないことは「第十回の競技会を全く内容なきものと化せしめ」ることであり、「二十年の永い歴史ある競技会を一朝に潰滅し去ることが、国際信義上妥当な方法であらうか」と疑義を示す。さらに、極東大会には大正天皇から各大会の総合優勝国に授与される「聖上盃」が下賜されており、「兎に角第十回の競技会には出場すべしと決した裏面には、此聖上盃に些かでも累を及ぶことを恐れたことが最大の原因であつた」と述べた。

さらにスポーツは「国民相互の感情をインデグレートする力とはなるが、悪を除去し不正を膺懲する力はほとんど語るに足らぬ程度にしか持つてゐない」し「国民と国民、民族

と民族を分割し疎隔する運動に援用するに最も不適當なものである」。だからこそ満洲国参加問題を政治問題とするのは「スポーツを利用することの最も不適當な場合であるまいか」と問いかけた。そして「スポーツの国策への援用は、日本が東亜の盟主として亜細亜民族を打つて一丸とするの運動にこそ」使用されるべきであり「場合によつては支那をさへも必ず排斥批謗せず…支那が漸次覚醒して一日も早く東亜一体の感情的基礎を確立すること」が目指されるべきで「此大国策にこそスポーツを援用すべく又最も有効なるべき」ものであると主張した。

政治問題として満洲国参加問題の解決を目指すこと、そしてそれが叶わないならば極東大会からすぐさま脱退すべし、という岡部らの主張に対し、日体協は「スポーツ団体としてそれ独特の方法」による解決を目指していた。第10回大会不参加は「消極的破壊」であり、「無意義有害」な上に、オリンピックにも悪影響をもたらす可能性がある上に、スポーツとは「敬愛の獲得」をすることであり、不参加は「国際信義上」妥当とはいえず、また極東大会は聖上賜杯が下賜された大会であり、その点からも不参加は妥当ではない。そして「スポーツの国策への援用」とは「排斥誹謗」のために使われるのではなく、「東亜一体の感情的基礎を確立すること」に使われるべきだと主張したのである。このような「スポーツ団体としてそれ独特の方法」で解決を試みる日体協に対し、岡部らは異を唱えていたのである。

2-2. 岡部平太の主張

満洲国参加問題について岡部の主張は「満洲国の極東大会参加同盟真相」と題した論説にまとめて示されている⁴⁰。これは3月13日から15日にかけて『満洲日報』に掲載されたもので、時期的には先の日体協の公式見解のタイミングとほぼ同一である。

岡部は、満洲国は独立国家であり、オリンピックも極東大会も満洲国の参加を拒否する正当な根拠などないと主張する。なぜなら、オリンピックではフィリピンやインドが、極東大会でも仏領インドシナや蘭領東インドが参加を承認され、スポーツの世界では「ネーション（国家）」としての待遇を受けている中で、満洲国の参加は「オリンピックの過去の

⁴⁰ 以下、本項はすべて「満洲国の極東大会参加同盟真相(上)」『満洲日報』1934年3月13日付朝刊2面、「満洲国の極東大会参加同盟真相(中)」『満洲日報』1934年3月14日付朝刊2面、「満洲国の極東大会参加同盟真相(下)」『満洲日報』1934年3月15日付朝刊2面からの引用である。

慣習に従へば、満洲国が独立を宣言した時既に国際オリンピック委員会も極東大会委員会もその参加を拒む可き何等の理論的根拠を有し得ない」はずであった。つまり満洲国の参加を拒否するというのは「一片の感情論」であり「純正スポーツ論に彼等自ら弓をひくもので純正理論の崩壊」にあたるのである。中国の満洲国参加拒否は「感情以外に論拠が極めて薄弱である」と岡部は述べる。

「満洲国の主張はスポーツの世界に於いては絶対に正しい」ものであり「一步も後へ退けない」が、日体協は支援をしながら満洲国の参加の可否に関係なく第10回大会参加を決めていることに対し、真っ向から批判する。「満洲国承認の為には国際連盟まで脱退してゐる」のに「国策に反して君達は支那の不承認を肯定するのか」。そして日体協の岡部に対する説明は「その何れもが論拠薄弱」であり、納得の出来るようなものではなかったという。日体協の主張に対し岡部は3点から批判を行った。

まず1点目がオリンピックとの兼ね合いであった。満洲国参加問題が、果てはオリンピックからの脱退につながるのではないかという日体協の懸念に対し、岡部は『『無論』と躊躇なく答へる』とし、満洲国の参加が認められないなら「国際オリンピックであらうが、デビスカップであらうが潔く脱退して、厳然たる孤立日本の姿を正視する迄だ」とあくまで満洲国と日本の運命共同体的行動を岡部は望んだ。ただ、岡部はオリンピックと極東大会では参加国数が違うので解決にかかる時間が違う上に今回の件とは直結しておらず別問題であるとの認識も示している。また、岡部がIOC委員で日体協の前会長である嘉納治五郎を訪ねた時に、嘉納も岡部と同様の見解であったという。

2点目に、満洲国の参加を第10回大会中に開催される総会で解決しようとしていた点に関して、岡部は「今回山本博士が渡比、支、されて行動されているので只今のところ発表の自由を有たない」と細かな言及を控えている。だが「極東大会のコンスティテューション（憲法）の改正は日本体協の理事者たちが考へてる様な方法では決して行はれ得べきではない」と述べ、解決方法としての困難さを指摘している。この「憲法の改正」とは極東大会の規約（constitution）の改正のことで、極東大会への正式参加には参加国の全会一致が必要であると規約に明記されているが、その規約自体の改正に関しては参加国の3分の2の賛成票で改正を行うことが出来ると明記してあり、日体協は最終手段として規約改正によって正式参加の条件を変更しようとしていたのである。

そして3点目が聖上賜杯の問題である。岡部はもし他国が聖上賜杯を持っていたのなら「日本のスポーツマンは理由の如何にかゝらず之が奪還の為に飛び出して行く」のは当

然であるが、そもそも前大会の第9回大会優勝は日本であって、聖上賜杯は日本が所持している。聖上賜杯とは「極東大会が、極東人民の平和の上であり、永遠に平和の象徴として行われて居た時、御下賜」されたものであり、「極東大会の平和を乱されやうとして居る時、聖上杯を捧げて出場することはそれ自身考慮の余地」があると述べ、聖上賜杯も第10回大会に日本が参加する理由にはならないと主張した。

以上3点の批判を述べた上で、最後に岡部は、スポーツが持つ「自由」はあくまで「相対的」なものであると指摘する。

「スポーツの世界は自由だ」「スポーツは政策の外に超越すべし」とはスポーツマンがよく口にする言葉だ、僕等も之を堅く信じさう主張し来り、将来と雖もその信條は狂はないつもりだ。だが、それは極めて相対的であることを知つて置かねばならぬ。スポーツをやるお互同士が同じ理解がある時にのみそんなことはいへるのだ。…日本のスポーツの自由が蹂躪されようとして居る時、真先に立つてその不正と闘ふことはスポーツマンの義務ではないのか

岡部は、第一次世界大戦時の、ドイツ西部にあるラインラントでのドイツ、フランス、イギリスの軍事的緊張の中、「外交の風雲極めて不穏だつた時先づその空気を緩和させたものは、伯林市と巴里市の対抗ラグビー戦であつた。その選ばれた両市の代表は今まで、激しい戦線に戦ひつゞけて居た青年達であつたのだ、双方にスポーツマンシップの確乎たる信念があつたらそんなことは平易に行なはれる」とお互いが共通理解を持つことの重要性を説いた。これは裏を返せば、「日本のスポーツの自由が蹂躪されようとして居るこの事態においては、中国との間にこうした共通理解が存在しないことを指摘するのである。また岡部は自身の行動が「スポーツを政争の具に供するとはけしからん」と批判を受けたことに対し「誰が政争の具になんかするものか、政争の具にするといふことは政権争奪の具にするといふことで、革新連盟で本問題を政治問題化するといふことは日本国策の大局に立つて処置しやうとする計画」であると反論した。そしてそれは「君達力だけでは出来ないと見るから政治の問題とするまで」のことであつた。

スポーツの国際大会に植民地が参加出来ているのに、なぜ独立国である満洲国は参加出来ないのか。この岡部の主張は、満洲国の正当性を信じていた当時の人々にとって明快で、説得的なものであつたに違いない。岡部にとって、満洲国参加可否に関わらず日本が第10

回大会参加を既定路線としていることは、中国を肯定し、国策に反するものであった。そして国策に則ればオリンピックも、最終的には「無論」脱退するものであった。また中国は、日本との間に共通理解のない相手であり、日体協が掲げる「スポーツ団体としてそれ独特の方法」では通用しないと指摘する。そして岡部は、日体協の解決能力に懐疑的であったからこそ「政治の問題」として解決を図るべきだと求めていたのである⁴¹。

2-3. 新聞、関係者の見解

日体協と岡部を中心とした満洲国参加をめぐる対立は、この両者間のみの問題にはとどまらず、徐々に広範な人々を巻き込むようになっていった。新聞各紙による報道も活発さを増していき、新聞各紙が満洲国参加問題に関する論説等を掲載し始める。新聞各紙は、中国の満洲国参加拒否を、満洲国を承認しないという中国政府の立場を、スポーツに政治問題を持ち込むものとして批判した。そして日本に対しては、満洲国が参加出来ないのならば日本も参加するべきではなく、国連を脱退した時と同じように極東大会の参加も拒否すべきであり、極東大会不出場という手段でもって中国に対して、自らが行なっている誤りを知らしめる他にはないと主張した。

スポーツの持つ明朗性は凡てのデリケートな国際関係を超越して友誼親善を全う

⁴¹ 満洲国の極東大会参加に邁進し、その先導役となっていた岡部に対し北澤清は「憤激、強談、恫喝、強訴、嘆声、人情論、泣き落とし、テレン手管の限りを尽くし表情を籠めて挺身肉薄…岡部氏の議論を聞いてみると岡部氏の観念はスポーツから全く遊離してしまつてゐるように思はれてきた。…岡部氏は日満スポーツマンを極東大会へ参加させたいのか、脱退または不参加によつて極東大会を破壊したいのかその目的が奈辺にあるかは諒解に苦しむざるを得ない」とそのあまりの強硬さを評している。北澤清「汎亜競技大会へ 満洲国参加問題について」『東京帝国大学新聞』1934年4月23日付4面。またこれほど岡部が強硬な姿勢に出ている背景には満洲事変以降の岡部の直面した状況があった。岡部は渡満後に張学良や馮庸といった中国東北部の有力者との交流をスポーツによって深めていた。しかし満洲事変が勃発し馮庸が「変心」したことで岡部は関東軍に逮捕されるが、周りからの助命嘆願によつて一命を取り留めていた。高嶋航「戦争・国家・スポーツ 一岡部平太の「転向」を通して一」『史林』第93巻第1号、2010年、pp.98-130。日体協理事を務めていた田畑政治が後年に「彼は関東軍のシリ押しでわれわれに圧力をかけにきたのだった。…関東軍は岡部君の力をかかっていたらしく、日本スポーツ界への影響力があると信じていたようだ。そんなわけで逆に岡部君を利用してわれわれの説得役として派遣してきたのであった」と語るように、日体協としては岡部、ひいては満洲国参加問題に対する満洲国関係者の突然の猛アタックにはこうした軍部からの圧力があるのではないかと推測されていたのである。李代哲雄『評伝田畑政治』国書刊行会、1988年、p.278-279。

する…その精神は苟しくも政治外交に利用されるべきものでないことは当然である…
中華民国が満洲国の参加を否認したるは、明らかに体育の奨励を重要な政綱として掲
ぐる南京政府の意図によるもので、スポーツの独自性を没却し、大会の権威を冒瀆す
るものといつて差支えない…日本のスポーツ界がかく国民外交の先登に立つて国際正
義のために戦ふことはむしろ誇りとすべきであつて、従来ともすればスポーツを単に
スポーツ的範囲においてしか眺め得なかつた斯界の狭小なる認識を是正すべき時機で
あり今や斯界に確固たる指導精神を樹立せねばならぬ時機であるといはねばならぬ⁴²

われ等は支那の満洲国参加拒絶に、何の理由もないことを強調しなければならぬ…
われ等は、わが国の体育協会が、大会の不成立を賭しても、満洲国の参加を主張し、
その目的に貫徹に努むべきことを主張するものである。

われ等はスポーツの会合が政治的に取扱はれることを忌むものである。けれども、
支那の体育協会——それは官製の協会である——が政治的動機からかゝる非理を押し
通さんとする以上、わが国も、これを政治的に考へ、よしわが体育協会は純乎たる民
間の機関であつても、政治的支那に対して正理を枉ぐべきでない。わが国は満洲国の
ため連盟をさへ脱退したではないか…わが国民の重大関心事は満洲国のステータスが
世界から認識されることである。しかしてわが国策の焦点は、実にその努力に集中さ
れてゐるといつても過言でないのである。

大日本体育協会は民間の機関であるが、その選手のフィリピン派遣に対しては、
わが政府から相当額の補助がある。こゝにおいて体協の事業は、決してスポーツ本位
のみでなく、国家的意義の多分に加味されてゐることを知らねばならぬ。ゆゑにまた
体協が平然として選手を送り、よつて満洲国の存在無視を支那と共にすることは、こ
れ取りも直さず、わが政府もまた体協のこの態度を是認することとなり、結局、わが
政府は一方に連盟脱退といふ悲壯の決意をしてまで満洲国の支持に努めながら、他方、
事実上満洲国の存在を否認して平気であるといふことになるのである。これ果して国
民通念の許すところであるか。…われ等は直接その衝に当つてゐる体協が、敢然とし
て正義を主張し、容れられずば、左様な無意義有害な大会には断乎参加を拒否すべき

^{マフ}
42 「満洲国の極東大会参加運動 競技団体は支持の先登たれ」『読売新聞』1934年2月23日付朝
刊3面。

であると思ふ⁴³

スポーツに国境なきは、敢て^{解説不能}□□を要せざる処、況んやこれを外交政策に利用するが如きは以ての外である。その国家がよし承認経ざるものにもあれその選手にして優秀なれば、晴れの選手権を興ふるに、何の躊躇すべき点があらう…併し乍ら支那は道理を解せざる^{解説不能}□である。常に感情の上のみ走つて強ひて事を□すを快しとする国である。斯るものに情理を説くは、徒らに口に風邪を引かせるに過ぎぬ。よろしく此の際断乎日本の不出場を宣し、極東大会を不成立に終わらしめよ。痛い目を見ねば非を改むることを知らぬもの、これより他の手はないのである⁴⁴

元来満洲国が此の競技に参加すべきは問題でない筈だ。満洲国が日本以外に法律的承認を受けてゐないといふやうな事は、前例に照らして問題でない。支那側で之を排斥せんとするのは感情問題でもあり、スポーツに政治的感情を交へんとする誤認に基く。此の競技会の精神に背反するものである⁴⁵

ここで列挙した新聞各紙の見解は、岡部によって主張された見解とほぼ同様のものではあったといえるだろう。満洲国参加問題に対し、新聞紙上では中国への批判と日本がさらに強硬に出ることを求める報道が大勢を占め、満洲国の参加が叶わないなら日本の不参加が唱えられた。この時期、新聞に限らず「書籍・雑誌・映画・レコードなどの民衆娯楽」も「満洲もので市場を満ちあふれさせ…軍事行動を賛美し、関東軍を英雄視し、満洲国の建国を激賞し」ている状況にあった⁴⁶。また『東京朝日新聞』の姉妹紙である『大阪朝日新聞』は満洲事変勃発後、それまで「国家財政経済的立場」から「常に軍縮論を強調」していたが「日支衝突事件の局面展開し国家重大時機なるに鑑み…日本国民として軍部を支持し国論の統一を図る」ことに社の見解が変更し、「姉妹紙たる東京朝日も同様の方針を執らしむる」ことになった。こうした背景を考慮すれば、満洲国を置き去りにして日本だけが

⁴³ 「満洲国を除外するな 極東大会参加を主張す」『東京日日新聞』1934年2月24日付朝刊3面。

⁴⁴ 「運動に境莫し」『二六新報』1934年2月28日付朝刊1面。

⁴⁵ 「満洲国参加の曙光 上海に円卓会議開かる」『満洲日報』1934年3月25日付朝刊2面。

⁴⁶ ヤング、加藤陽子／川島真／高光佳絵／千葉功／古市大輔訳『総動員帝国 満洲と戦時帝国主義文化』岩波書店、2001年。

極東大会に参加するというような状況は、肯定的に捉えることが難しかったといえるだろう⁴⁷。しかし、こうした強硬論だけが、世論を占めたわけではない。例えば『満洲評論』に論説を掲載した平田という人物は、満洲国参加問題のここまでの経過を、特に岡部の行動を中心にまとめ、論評している。

純粹スポーツのために、支那体協が満洲国の参加を拒むことは、実に遺憾であると同時に、その故に、日本選手が出場を拒むことは、「国民外交の偉力」のために余儀ない次第である、といはねばならないだらう。こゝに、「真のスポーツ精神」は、純正スポーツの上に成り立つものではないことをしる。つまり、それは非常時スポーツの精神である…非常時日本のスポーツ精神が、日本体協の態度、すなはち着々と参加準備を進めておる事、に対して非難を浴せることはどうかと思われる。何故ならば、日本の参加は、日本国民の絶大な支持と期待のうちに、已に日本自体で決定した方針であり、従てその準備を進めることは当然でなければならぬ。…比島と日本とのスポーツ精神は、堂々と而も愉悅に充ちて発揚されることが、至つて望ましいことではなからうか。…満洲国の参加を絶対条件として日本選手の出場を云々することは、必ずしも賢明かつ公正とはいひがたい…日本人選手派遣による参加といふ事業よりも、いはゞ一国内スポーツ建設に向つて、その巨歩を踏み出さんことを、衷心から希望する次第である⁴⁸

この問題を「日本人対支那人の政治的策謀」⁴⁹とみる平田は、満洲国の極東大会参加を中国が拒否しそれに対し日本が第10回大会の出場を取りやめることになった場合、「真のスポーツ精神」とは「非常時スポーツの精神」のことになると指摘する。満洲事変、そして国際連盟からの脱退による国際的孤立、血盟団事件や5・15事件といった国内におけるテロ事件、農村恐慌などで、日本国内では政党政治への不信感が募り、軍部の政治的発言力が増大していた。また軍部は、ワシントン軍縮条約の期限切れをまもなく迎えることを喧伝し、国内では非常時意識が高揚しており、「非常時」は流行語に近い形で用いられる言葉

⁴⁷ 藤原彰／功刀俊洋編『資料日本現代史』第8巻、大月書店、1983年、p. 96。また江口圭一『日本帝国主義史論』青木書店、1975年、pp. 171-196も参照。

⁴⁸ 平田「スポーツと非常時」『満洲評論』第6巻第13号、満洲評論社、1934年、pp. 9-10。

⁴⁹ 同上、p. 8。

であった⁵⁰。平田は、満洲国参加問題をこの「非常時」という言葉を使って表現したのである。日本が第10回大会出場をとりやめることは、満洲国支持のために国際連盟を脱退した国策に則つとる行動である。しかし、日本の参加は「日本国民の絶大な支持と期待のうち、已に日本自体で決定した方針」だからこそ、準備が行われているのは当たり前であり、むしろ準備が進められていなければならないと、満洲国参加問題が日本の参加問題にまで影響を与えていることに疑義を唱えた。また、極東大会に仮に満洲国が参加できたとしても「事実問題として、満洲国が派遣しうる選手は概ね日本人であらう」と、満洲国におけるスポーツの現状に対する認識を示した上で、満洲国のスポーツ界に必要なのは、「満洲国民」へのスポーツの普及であると主張した。

アントワープオリンピックで水泳400m自由形に出場した齋藤兼吉は、この時、満洲国で教育関係の仕事をしていた⁵¹。齋藤は、政治的な問題となってきた満洲国参加問題を「非常時気分の一つの現はれ」と評し、満洲国参加問題に関する論説を『大連新聞』に寄稿する。岡部らよって満洲国参加問題がスポーツの問題から政治的な問題へと変貌する様を見て、齋藤は「何故スポーツ問題をスポーツ問題として取扱つていけないのでせう？」と現状の経過に疑問を示し、「私は岡部氏にも久保田氏にも始めから政治問題にしてならないといふことを呉々も言つた筈だ」と満洲国関係者の強硬な態度に苦言を呈したのである⁵²。また齋藤は、「スポーツは国家の政治を超越した平和運動だと考へてゐる」とした上で、スポーツへの国家の関心が高まっていることもまた事実であり、「此の二つの行き方は、自治と官制といつてもよいし、リベラリズムとピュロクラシーと言へやうし、又インタナショナルリズムとナショナルリズムとの対立といつてもよい」と満洲国参加問題は、「不消化な二つの思想が、明瞭に吾々の前に暴露展開された」瞬間であるとする。また齋藤は、大日本体育協会はインターナショナルリズム、中国はナショナルリズムによってスポーツを捉えているという。「若し日本の体育協会やスポーツ界が一致してスポーツのナショナルリズムに立つてみたならば、もつと早くから大日本体育協会は満洲国をグンと援助した筈である…日本のスポーツ界を覆ふインタナショナルリズムの思想の爲めにいゝ加減にあしらはれた形だ」と日体協の態度を捉えていた⁵³。

⁵⁰ 日本近現代史辞典編集委員会『日本近現代史辞典』東洋経済新報社、1978年、p. 573。

⁵¹ 山本修之助『佐渡の百年』佐渡の百年刊行会、1975年、pp. 368-372。

⁵² 齋藤兼吉「極東大会満洲国参加問題評（上）」『大連新聞』1934年2月26日付朝刊2面。

⁵³ 齋藤兼吉「満洲国の極東大会参加問題再論（上）」『大連新聞』1934年3月7日付朝刊2面。

日本のスポーツ界はそのスポーツの発達の過程からして、不知不識の間に、国家を超越した（国家を忘れたとは言はない）国際主義の思想即ち簡単に言へば、スポーツは国家や政治のお世話にならない、スポーツはスポーツ人の手で凡て処理する、といった風な自由な超国家主義の思想を相当堅く植ゑつけられて来たものである…吾々スポーツ界の先輩が悪かつたのだ。それに矢継ぎ早の国際競技会といふやうなものに宇頂天になつた結果である⁵⁴

満洲国の極東大会参加を目指して、国際スポーツにおける「信義」を貫き根気よく交渉を続ける日体協の姿勢はスポーツにおけるインターナショナリズムであり、満洲国参加を拒否する中国の姿勢はスポーツにおけるナショナリズムと齋藤はみなした。この日体協のインターナショナリズム的解決方法は満洲国を満足させるものではなかったし、日体協のインターナショナリズムと中国のナショナリズムのどちらもが満洲国にとっては「不利な障害物」であった。

日本のスポーツ界の持つインターナショナリズムは、近き将来はナショナリズムに転向してくると思ふ…スポーツのナショナリズムとインタナショナリズム、それは人の変り易き心のやうにデリケートです、要するに、ナショナリズムとインタナショナリズムと国家の実力といふ三つのアクターに依て決定されると私は思つてゐます⁵⁵

齋藤は、スポーツのありようは「ナショナリズムとインタナショナリズムと国家の実力」の三者のバランスの中で決定されていくものだととらえ、日本のスポーツ界がナショナリズムへと変化していくであろうことを予想していた。満洲国参加問題は、日体協のインターナショナリズムと中国のナショナリズムの対立であり、また日体協のインターナショナリズムに対し、満洲国参加を熱望する人たちが反論しているが、それが結局のところ「スポーツ問題をスポーツ問題として取扱」えない状況を生み出していることを指摘したのである。

平田や齋藤も満洲国の第 10 回大会参加が叶えばそれに越したことはなかったが、強硬に求めることには懐疑的であった。平田は、満洲国が極東大会に参加する以上に満洲国に

⁵⁴ 同上。

⁵⁵ 齋藤兼吉「満洲国の極東大会参加問題再論（下）」『大連新聞』1934年3月8日付朝刊2面。

スポーツを普及させることが急務だと主張し、斎藤は、満洲国関係者による政治問題としての解決を望むことがそもそもの失敗であると述べ、満洲国参加問題が顕在化させたスポーツにおけるナショナリズムとインターナショナリズムを論じたのである。

日体協と岡部の対立は、「スポーツ団体としてそれ独特の方法」で解決を図ろうとする日体協に、国策との一致による政治問題として解決を狙う岡部という構図の中で展開されていた。中国が満洲国参加を拒否するのは政治的理由によるものであるという批判は共通であったが、国策とスポーツの関係の部分において両者の意見は対立したのである。政治問題としての解決を求める岡部は、来日するとスポーツ関係者だけでなく、衆議院議員や愛国団体などを訪問し、満洲国参加問題に多くの人が関心を寄せるように仕向けた。その成果は新聞各紙に満洲国参加問題に関する報道や論説等が掲載されたところに表れている。新聞各紙の論説等では岡部と同様に、中国の満洲国参加拒否をスポーツの政治的利用であると批判し、日本の国策に基づき、日本は満洲国の参加が実現しない限り極東大会の参加を取りやめるべきとの見解が多かった。ただ、日体協以外、全てが岡部のような強硬派であったというわけではなく、満洲国にとって必要なことは極東大会への参加よりも国内へのスポーツの普及であるとする意見や、この問題を政治問題として扱うことは失敗であり、またこの問題は日体協が持つインターナショナリズムと中国のナショナリズムの対立であると分析していた。

第3節. ボイコット運動の展開

3-1. 東京委員会および新聞各紙による日体協批判

3月8日に日本を発した山本忠興は、12日に中華体協の王正廷と会談した。だが王との会談では満洲国参加問題に関する本格的な協議が出来ずに終わる。続いて山本は、フィリピンに向かい22日にPAAFの臨時会議に出席し、満洲国の第10回大会参加に対する支持を求めた。その結果、臨時会議では満洲国参加問題を討議するために日本、中国、フィリピンによる三国会議の開催を決定する。この決定は実現をみたが、4月9日、10日に上海で開催された三国会議において、満洲国の参加が認められることはなかった⁵⁶。

⁵⁶ 前掲 15、pp. 293-296。

三国会議での満洲国参加交渉の失敗をうけて開催された日体協理事会では、第 10 回大会に関して「一気に日本不参加の方向に邁進しつゝ」⁵⁷ある状況となり、「今日の理事会の空気は現状においては不参加も止むを得ない意向に支配されてゐた」⁵⁸と出席していた郷が語るように、日本の第 10 回大会不参加はかなり現実味を帯びた選択肢となっていた。しかし、この理事会に出席していた杉村陽太郎が「日本現在の国際的立場から見て事を性急に決することは穏当ならず」と発言し、事態は落ち着きを取り戻し始めた。最終的にフィリピンから、日体協が合法的解決を求めるなら「比律賓はこれに対してもつとも友好的なる精神および十分なるスポーツマンシップの下において細心なる考慮を払ふであらう」との連絡を受け、これを PAAF が「最も友好的な精神を以て[満洲国参加に一筆者注]協力せんことを誓つてゐる」とみなし日体協は第 10 回大会参加を決める⁵⁹。4 月 14 日に開催された全体会議で日体協は第 10 回大会参加を決定し、PAAF へ回答を打電した。また、日体協副会長平沼亮三の談話形式で日体協の声明と満洲国に対する声明書を発表した⁶⁰。日体協は当初の予定通り第 10 回大会への参加を決した。

一方、東京委員会では満洲国の第 10 回大会参加が不可能となったことを受けて、12 日に日満両体協共同協議会の開催を日体協側に打診していた。しかし、日体協からは共同協議会に関する返答はおろか、日体協内での協議に関する一切の連絡もなかったようで、15 日になって東京委員会が初めて受けた報せが日本の単独参加決定であった⁶¹。この声明に対し岡部は、「実に心外であり屈辱外交の典型である…事ここに至つた満洲国体協は最早日本体協と完全に絶縁し全体的に闘ふ外はない」⁶²と語り、満洲国体協林田理事は「大日本体育協会が極東大会に参加する事に決定したといふ事は信じたくない…吾々満洲に居る者としては特に満洲国との関係も濃厚なので友情としても満洲国の参加が不可能になつた場合は日本選手の参加を止めて貰ひたいと思ふ」⁶³と述べた。東京委員会は、15 日午後 1 時半から日本選手団の参加を受けて協議を開催し、日体協に対し午後 3 時に声明書を発表した。

⁵⁷ 同上、p. 296。

⁵⁸ 「郷体協主事の発表」『東京日日新聞』1934 年 4 月 12 日付朝刊 3 面。

⁵⁹ 前掲 15、p. 298。

⁶⁰ 「第十回大会参加問題を繞りて」大日本体育協会編『オリムピック』第 12 巻第 5 号、1934 年、pp. 87-91。

⁶¹ 前掲 12、p. 900。

⁶² 「屈辱外交の典型」『満洲日報』1934 年 4 月 16 日付夕刊 2 面。

⁶³ 「中心団体の努力を望む」『満洲日報』1934 年 4 月 16 日付夕刊 2 面。

今回の満洲国に対する背信的行為と見做さざるを得ず…日本体協の独断専行に対し到底黙認するを得ず…本問題が上海会議の如き結果に於て敗れたることは満洲国にとりては単なるスポーツの問題に非ざる事を特に日本の凡ゆる階級に懇へたい…斯かる大会に国際スポーツとして何の大義名分が存するか…日本体協は何故満洲国への信義を裏切つてまで之に参加する必要があるか、吾人は更に大日本体協に対し猛省熟慮を望む⁶⁴

東京委員会の絶縁表明後、日体協は 17 日に懇談会を計画するが、満洲国スポーツ関係者らの出席はなく流会となってしまう⁶⁵。同日、東京委員会は「日本選手諸君に告ぐるの書」を発表する。

上海会議の結果が諸君周知の如き屈辱に破れたるは疑ひもなく支那政府が満洲国を世界地図の上より抹殺せんとする悪辣極まる政策に比島が迎合したる結果にしてスポーツの精神、極東大会の正義は既にこの会合に於て完全に蹂躪し尽されたものである…日本精神が諸君に懇ふる已むを得ざる叫びにして且つ満洲国三千万民衆が諸君に寄する最高の衷情なる事を銘記せよ⁶⁶

日体協による第 10 回大会参加表明は、日本と満洲国の運命共同体的行動を一貫して望んでいた岡部らによって批判を浴びることになった。こうした批判は岡部ら満洲国関係者だけではなかった。4 月 21 日、大日本体育協会と文部省に協和会の小林鉄太郎が訪問し「公開状」と呼ばれる詰問状を手渡した。「代表役員を送るべし、代表選手は絶対送るべからず」を主文とするこの「公開状」は「有志代表小林鉄太郎と署名はしてあるが、実はその背景に各団体有志の決議」が盛り込まれた内容となっていた⁶⁷。

「公開状」の要求事項は、役員だけ派遣し選手は派遣するなということであった。そして、その理由について「国民外交」、「亜細亜百年の大計」、「スポーツ道の使命」の 3 点から説明がなされている。「国民外交」という点からすれば、日本の選手が参加することは、

⁶⁴ 「体協の猛省と熟慮を望む」『満洲日報』1934 年 4 月 17 日付夕刊 2 面。

⁶⁵ 前掲 15、p. 302。

⁶⁶ 「日本選手に告ぐるの書」『大連新聞』1934 年 4 月 18 日付朝刊 9 面。

⁶⁷ 前掲 15、p. 303。

満洲国に関して「日本国民は何等の関心を有しあらざる」というリットン調査団の報告書を裏書することになり、日満関係を破壊することになる。「亜細亜百年の大計」という点からすれば、そもそもアジア諸国は一致団結して欧米に対抗しなければならないはずだが、中国が極東大会への満洲国参加に反対することは、「亜細亜大同団結」を破壊するものであり、アジアの盟主たる日本はそのような中国に反省を促し、またその他の国にも問題の解決に向けて協力を求めなければならないからこそ、役員を派遣しなければならないとする。そして「スポーツ道の使命」という点からすれば、「スポーツマン」とはただ技術を競う者ではなく、スポーツをする意義こそが問題であり、「速く走り、高く躍び、善く泳ぎ、遠く投ず。単に之を以てのみ技を競はゞ如何なる選手と雖も『サラブレッド』に及ばず、鳥に及ばず、魚に及ばず、ニューギニアの土人に及ば」ない。なぜ国費を出してまで選手を大会まで参加させるのか。それは国際競技大会への参加というのは勝つことが至上命題ではないはずであり、「強き選手は完全なる身体を有し、身体完全なるが故に完全なる国民精神を有すとの見解の下に『我らは斯くも多数に国民精神横溢する青年を有す』と誇るべきものなり」。「国民精神横溢する青年」を数多く輩出すること、それこそが国際競技大会への参加の意義であり、誇れるものなのである。しかし今回の日本の単独参加という決定は、こうした意義を看過し「祖先流血の地満洲国の選手を伴ふ事を怠り、独り得々として勝負の末を争うことが如き選手…是「スポーツ道」本来の使命を没却」している⁶⁸。

第10回大会への日本選手の参加は満洲国の否定にあたるから不参加を求めるという点で「公開状」は、岡部らによる主張と同一であった。ただ役員に関しては「アジアの盟主」たる日本が中国への反省を促し、他国に協力を求める必要があるとの理由から派遣を求めた。

また、満洲国の参加が不可能になると、新聞各紙でも日本選手団の極東大会参加問題が報道され、『東京日日新聞』『都新聞』『萬朝報』『満洲日報』は不参加を求めた⁶⁹。参加反対の見解が多い中、『時事新報』は日本の不参加は「陰鬱なる政治的反目が明朗なる可きスポーツの世界を汚したるものとして甚だ遺憾なる事件と云はねばならない」と表明した⁷⁰。

⁶⁸ 『公開状』これは木下秀明氏より提供を受けた「田尾栄一史料」のものである。

⁶⁹ 「満洲国の参加問題 体協の善処望む」『東京日日新聞』1934年4月11日付朝刊3面、「不参加当然」『都新聞』1934年4月12日付3面、「極東大会へ不参加当然」『萬朝報』1934年4月13日付1面、「スポーツ正義に終始せよ」『満洲日報』1934年4月15日付朝刊2面。

⁷⁰ 「極東大会不参加 遺憾なる事件」『時事新報』1934年4月12日付朝刊2面。

しかし前述したように、日体協は極東大会への参加を表明する。日体協による参加決定の報せを受け、『東京日日新聞』『満洲日報』『二六新報』は満洲国参加問題に対する日体協のそもそもの認識不足を非難し、満洲国の面目を傷つけるものであると非難した⁷¹。この3紙の見解は満洲国が出られない大会に日本が出る必要がないという、これまで岡部を中心になされた主張と同一のものであった。

一方で日体協の参加決定に賛成する意見もあった。そうした見解が掲載されたのは『やまと新聞』『都新聞』『東京朝日新聞』の3紙である。『やまと新聞』は、東洋における「指導者たる立場」にある日本には他の参加国に「教ふべき幾多の問題」があるから「満洲国の不参加を遺憾としつゝも、敢て日本が参加する意義」があるとする⁷²。『都新聞』『東京朝日新聞』は、第10回大会中の総会で解決することを見込んで、日体協の支持を表明している⁷³。『東京朝日新聞』の場合は、第10回大会でこの問題が解決しなければ極東大会の解消は当然であると主張した。

今回日本が、忍び難きを忍んでヒリツピンに多数の選手を送るに至った寛容の態度と、スポーツの進展に対する熱意とが、この総会においても何等反映するところなく、依然として満洲国の厳然たる独立の事実を無視するとき結果となるに至らば、こゝに極東大会は、遂に有名無実のものとなし、参加不参加を論ずるまでもなく、全く存立の価値なきものとなる⁷⁴

この他にも、極東大会で使用する日本選手のユニフォームに、金の蛇腹が印刷されていることに着目した藍田盛道は、「この蛇腹はフリーメーソンのシンボルである蛇からとつたもの」であり、満洲国参加問題の背後には「国際隠謀団の暗躍せる事実」があることを『日本』の中で主張した⁷⁵。この他にも『日本』は、第10回大会への日本の単独参加を批

⁷¹ 「襟度か屈服か」『二六新報』1934年4月17日付朝刊1面、「不可解な体協の決定 満洲国参加問題」『東京日日新聞』1934年4月17日付朝刊3面、「その足許を固めよ 日本体協は其失敗に鑑みよ」『満洲日報』1934年4月18日付朝刊2面。

⁷² 「焦土気分を去れ」『やまと新聞』1934年4月20日付夕刊1面。

⁷³ 「穏当な処置」『都新聞』1934年4月19日付3面、「極東大会選手の発程」『東京朝日新聞』1934年4月29日付朝刊3面。

⁷⁴ 「極東大会選手の発程」『東京朝日新聞』1934年4月29日付朝刊3面。

⁷⁵ 「日章旗に何故蛇腹 奇怪な大会マーク」『日本』1934年4月19日付3面。

判する論説を7つ掲載し、紙面上で日体協批判を積極的に展開していた⁷⁶。

新聞各紙による論説や報道は、陰謀論なども含めて、連日のように繰り返された。これに対し、日体協関係者による日本の参加に関する経緯や、その正当性を主張する論説もなかったわけではないが、そのほとんどは日体協の機関紙や、関係者の出身大学の大学新聞に掲載された。例えば『帝国大学新聞』には、日体協評議員の東龍太郎、理事の松澤一鶴、『三田新聞』には第10回大会日本選手団団長の平沼亮三の第10回大会参加の経緯や正当性を主張する論説が掲載された⁷⁷。だが、新聞の発行部数が1000万部を越える中で⁷⁸、東京に限れば、確認できる範囲で全ての新聞で満洲国参加問題が報道されていたことを考えると、大学新聞や日体協機関紙に掲載された論説の影響力は新聞各紙に比べると微々たるものであったといえる⁷⁹。そして満洲国参加問題は、こうした紙面上の問題には止まらず、国内の各種団体や軍人、日本選手団の所属する大学からも日体協に対する批判が出ることで、日本のボイコット運動として展開していくことになる。

図表2-1. 新聞各紙の日本選手団参加不参加の見解

⁷⁶ 『日本』に掲載された論説は若宮卯之助によるものであった。若宮は国粹主義者であり、1898年頃から10年間アメリカ大陸を放浪、その後慶應義塾大学教授となった男で、ユダヤ問題でも活躍した人物である。

⁷⁷ 松澤一鶴「日本体協の参加は既定」『帝国大学新聞』1934年4月23日付12面、「豁然、本学の一石」『帝国大学新聞』1934年4月30日付9面、平沼亮三「極東大会の紛擾に就いて」『三田新聞』1934年4月20日付2面。

⁷⁸ 加藤和俊「戦間期における新聞経営の推移と論点」加藤和俊編『戦間期日本の新聞産業—経営事情と社論を中心に』東京大学社会科学研究所、2011年、pp. 1-17。

⁷⁹ 所蔵が確認でき、満洲国参加問題に関して報道が確認できたのは以下の新聞である。『東京朝日新聞』『東京日日新聞』『読売新聞』『都新聞』『国民新聞』『報知新聞』『時事新報』『中外商業新報』『萬朝報』『中央新聞』『やまと新聞』『二六新報』『日本』『ジャパン・クロニクル』『ジャパン・アドヴァンタイザー』。

	1934年2月～3月 岡部らによる運動開始	1934年4月上旬 三国会議直後	1934年4月中旬 日本参加決定後
東京朝日新聞			参加
東京日日新聞	不参加		
都新聞		不参加	参加
時事新報		参加	
萬朝報		不参加	
二六新報	不参加		不参加
日本			不参加
満洲日報	不参加		
やまと新聞			参加

(注)『読売新聞』には日本の参加に対する言及がなかったので除外した。

図表 2 - 2. 新聞各紙に掲載された満洲国参加問題に関する論説

新聞名	日付	タイトル
東京朝日新聞	1934年4月29日	極東大会選手の発程
東京日日新聞	1934年2月24日	満洲国を除外するな 極東大会参加を主張する
	1934年4月11日	満洲国の参加問題 体協の善処を望む
	1934年4月17日	不可解な体協の決定 満洲国参加問題
	1934年4月25日	体協に対する反対熱 国民的情操か
	1934年4月26日	手ぬるき体協の声明書 四年先の事
	1934年5月22日	極東大会総会のふしだら はじめからこんなもの
読売新聞	1934年2月23日	満洲国の極東大会参加運動 競技団体は支持の先登たれ
都新聞	1934年4月12日	支比の不信・不参加当然
	1934年4月19日	穏当な処置
	1934年4月29日	冷静に判断・暴力を排す
	1934年5月17日	脱退の決意
	1934年5月24日	新体協出現
時事新報	1934年4月12日	極東大会不参加 遺憾なる事件
萬朝報	1934年4月13日	極東大会不参加当然
二六新報	1934年2月28日	運動に境莫し
	1934年4月17日	襟度か屈服か
日本	1934年4月13日	運動競技の愚なる問題
	1934年4月17日	スポーツ人に告ぐ
	1934年4月22日	スポーツ部分観
	1934年4月27日	国賊としての日本体協
	1934年4月28日	文部省の愚なる態度
	1934年5月12日	局長と課長
	1934年5月19日	国際的な大事実
満洲日報	1934年3月25日	満洲国参加の曙光 上海円卓会議開かる
	1934年4月15日	スポーツ正義に終始せよ
	1934年4月18日	その足許を固めよ 日本体協は其失敗に鑑みよ
やまと新聞	1934年4月20日	焦土気分を去れ

3 - 2. ボイコット運動のはじまり

4月17日、この日、第10回大会に出場する陸上選手団の顔合わせ会が開催されたが、この会に学生団体が押し掛けて参加反対の主張を行った⁸⁰。押し掛けたのは愛国学生連盟、東京大学応援団連盟、大日本学生連盟の3団体で、「身命を賭して日本選手の出場を拒否する」と選手団に直談判を図ったのである⁸¹。また陸上選手団のコーチを務めていた沖田芳夫は、選手と共に買い物中に右翼に囲まれ「参加するな」と詰め寄られたという⁸²。選手や役員に対する直接的な引き留め工作が開始されたのである。選手役員への直談判や、決議書、声明書といったものを手渡した団体は少なくなかった。管見のかぎり、愛国青年連盟、愛国労働連盟、工場スポーツ連盟、大日本スポーツマン連盟、東京亜細亜会、国体擁護連合会、新日本国民同盟、国粋大衆党、日滿中央協会、中央滿蒙協会、洗心荘、愛国政治同盟、全亜細亜会興亜青年同盟、大亜細亜建設会、亜細亜婦人連盟、日本国民同盟、日本スポーツマンシップ協会によって、ボイコット運動が行われていたことが確認できる⁸³。またこれらの団体の中には支部毎の活動もあり、日本選手団の第10回大会参加決定以降、東京や日本選手団が出発前の合宿を行っていた関西を中心に、ボイコット運動が連日のように展開されていたのである。

そしてそれは、日本選手団や役員に対してだけでなく、日本政府に対しても行われた。4月19日、東京委員会は、外務省、拓務省、文部省、陸軍をそれぞれ訪問した。その中で、廣田弘毅外務大臣は「日本が参加すべきでないと思ふ」と述べ、永井柳太郎拓務大臣も「日本のみ参加する事はあり得ない筈」と日本のみ単独参加に否定的な見解を示した⁸⁴。また

⁸⁰ 北澤清追想録刊行会『北澤清追想録』1982年、pp. 188-189。

⁸¹ 「日本選手参加に学生連盟が反対」『東京日日新聞』1934年4月18日付朝刊11面。

⁸² 柰代哲雄『評伝田畑政治』1988年、国書刊行会、p. 278。

⁸³ こうした団体の活動は新聞各紙で報道されていたが、上記団体に関する主な報道には以下のものがある。「日本選手参加に学生連盟が反対」『東京日日新聞』1934年4月18日付朝刊11面、「参加問題各団体に衝動 四連盟も起つ」『日本』1934年4月19日付3面、「黙許を宥さず 国連の痛憤の決起」『日本』1934年4月24日付3面、「三百代言に等しき 体協を粉碎せよ！」『日本』1934年4月25日付3面、「国粋大衆党代表選手を詰問」『日本』1934年4月25日付3面、「中央滿蒙協会も実行運動に入る」『日本』1934年4月26日付3面、「速かに体協と絶縁 国民に謝せ」『日本』1934年4月27日付3面、「合宿所を訪問し続々不参加勧告」『中央新聞』1934年4月28日付2面、「黒田男善処を幹長に希望」『日本』1934年4月29日付3面、「亜細亜会も阻止運動開始」『大連新聞』1934年4月21日付朝刊9面、「極東大会へ日本の不参加と新大会建設協議」『大連新聞』1934年4月27日付9面、「不参加決議を甲子園を訪ひ二団体手交」『新京日日新聞』1934年4月26日付3面、「日滿中央協会 極東大会不参加決議を表明」『新京日日新聞』1934年4月27日付夕刊2面。

⁸⁴ 「滿洲国委員各方面歴訪」『読売新聞』1934年4月20日付朝刊5面。

永井拓務大臣は「旅費の交付をしない」という見解を示している⁸⁵。これに対して文部省の山川健体育課長は「日本が参加するのは国策にもとるとか、或は甚だ不都合だといふことは我々としてはどうしても解するに苦しむ主張である」と、日本の参加は「当然の処置」であるとの立場を示した⁸⁶。日本の参加を容認する文部省に対しては、「多数愛国団体の総意」として日本の単独参加反対の「詰問状」が届けられた⁸⁷。そして26日には閣議において、ボイコット運動に関する文部省の見解を各閣僚から求められた。齋藤文部大臣は「当初の方針通りわが代表選手を参加せしめることに決定してをる」と文部省の見解を明らかにしたが、この日発表する予定であった第10回大会日本選手団参加に関する文部省の声明発表を、「一般に対する反響を憂慮」し取り止め、「全く骨抜きの記事で辻褃を合はし積極的態度に出ることを避け」た。発表された内容では、日本選手団の参加不参加には一切触れず、日体協の方針を跡なぞりしただけのものであったという⁸⁸。

図表2-3. 各種団体について

団体名	創設年月日	団体の特徴
愛国青年連盟	1932年3月15日	犠牲殉国の精神、非国家主義的思想の撲滅
愛国労働連盟	1933年4月10日	共産主義及び左翼労働組合に対抗、政党政治及び資本主義経済の改革
国体擁護連合会	1932年12月19日	共産党討滅、国体観念の復活、大学専門学校の赤色教員学生の排除
新日本国民同盟	1932年5月29日	天皇政治の徹底、統制経済の実現、人種平等の新世界秩序の構築
愛国学生連盟	1931年10月27日	犠牲殉国の精神、真日本の建設
国粋大衆党	1931年2月21日	神武肇国の精神に培われた日本文化の擁護発展、自由競争の弊害排除
洗心荘	1934年3月1日	特徴に関する情報なし
愛国政治同盟	1934年2月24日	金権支配廃絶、皇道政治、統制経済による国民の保護、アジアの解放
大日本学生連盟		この段階では正式設立の準備中
日本スポーツマン・シップ協会	1928年3月1日	スポーツマンシップの普及、研究
大日本スポーツ工場連盟	1930年7月15日	工場、鉱山、商店の保険福利増進、相互の親善
全亜細亜興亜青年同盟	不明	不明
大亜細亜建設会	不明	不明
亜細亜婦人連盟	不明	不明
日本国民同盟	不明	不明
中央満蒙協会	不明	不明
東京亜細亜会	不明	不明

(注) 社会問題資料研究会編『社会問題資料叢書第1輯 国家主義乃至国家社会主義団体輯覧一増改訂版一(上)』東洋文化社、1974年、社会問題資料研究会編『社会問題資料叢書第1輯 国家主義乃至国家社会主義団体輯覧一増改訂版一(中)』東洋文化社、1974年、文部大臣官房体育課編・木下秀明監『社会体育スポーツ基本史料集成』第17巻、1993年、大日本スポーツ工場連盟『大日本工場スポーツ連盟』1931年を基に作成。

⁸⁵ 「日本側の単独参加反対の 遂に殆ど不可能か」『大連新聞』1934年4月22日付朝刊9面。「満洲国不参加なら旅費は出さぬ」『満洲日報』1934年4月22日付朝刊7面。

⁸⁶ 「大会参加に決した体協の処置は当然」『東京朝日新聞』1934年4月19日付朝刊3面。

⁸⁷ 「文部省へ詰問状」『読売新聞』1934年4月22日付夕刊2面。

⁸⁸ 閣議で『参加』と説明 声明発表は中止『読売新聞』1934年4月27日付朝刊7面。

図表 2-4. 各種団体のボイコット運動一覧

日	内容
17日	愛国青年連盟と愛国労働連盟は学生三連盟代表を招いて経過を聴取
18日	学生三連盟実行委員が満洲国公使館、日本体協本部、各大学運動部先輩等を参加阻止のために歴訪
	工場スポーツ連盟と大日本スポーツマン連盟が芝協調会館で討議し決議文を発表 愛国青年連盟と愛国労働連盟の両首脳部が会合
19日	愛国青年連盟と愛国労働連盟は体協幹部に決議を手交
	新京体育連盟が日本選手団の不参加を要求
20日	愛国青年連盟関西連合の代表十数名が水泳代表監督の鶴岡を訪問し日本単独参加反対の決議文を手交
	東京亜細亜会は日本参加阻止運動を決議
21日	愛国青年連盟神戸支部が「大会参加反対」を表明するポスターを神戸市中に1万枚貼る
	神戸支部代表は甲子園に滞在している選手に対して支部決議文を突き付ける
	愛国青年連盟関西連合が21日より参加反対運動を21日から展開することを決定
	戸山学校教官全体会議開催し日本選手の参加を極力拒否すべしと決議
	昭和天皇が問題に対する青年将校の関与を調べさせる 小林鉄太郎が文部大臣と体協を訪問し単独参加に対する詰問状を渡す
22日	陸軍青年将校有志が偕行社に十数名参集し協議、「日本参加反対」の意思表示をする
23日	戸山学校校長が外山学校の関与を否定
	国体擁護連合会代表者会議開催。藤森と岡部が参加し事情聴取極東大会日本の単独参加反対
25日	新日本国民同盟本部は全国各支部に指令を発送合法的範囲内に於て可能なる一切の手段を尽し参加阻止を指令
	戸山学校外在京将校団有志による「極東大会日本代表選手諸君に告ぐ」檄文が全選手役員に送付される
	国体擁護連合会代表者会議開催。極東大会参加反対を声明。実行運動に着手し文部省、外務省、拓務省、陸海軍を歴訪
	国粋大衆党代表者7名がスポーツマンホテルに沖田を訪問し不参加を要求
	国体擁護連合会代表は体協本部を訪問し必ずこれを阻止すべき旨を声明
	関西方面の将校も会合を開催し東京と合流し徹底的に運動開始を決議
	日満中央協会理事会開催し選手派遣中止すべしとの声明書を発表、体協に反省を求める
26日	中央満蒙協会の中沖理事他1名が国体擁護連合会を訪問し問題の経過を聴取
	戸山学校全教官会議開催日本の参加には絶対反対
27日	26日7時よりアジア民族連盟が協議
	四王天延孝が各大臣を歴訪する
	戸山学校が参加反対の意思表示はするが具体的運動は同校設立の建前に反すると云ふ立場から行はない方針を発表
	洗心荘主友納早一と中村傳、島村秀男が杉村陽太郎を訪問し勧告文を手交
	愛国政治同盟近畿連合会藤岡代表と日本産業軍関西本部山本理事が沖田を訪問し27日正午までに回答を求める
	全亜細亜会興亜青年同盟、大亜細亜建設会、亜細亜婦人連盟の合同会議開催、日本選手の不参加と新亜細亜オリンピック建設について協議
	愛国政治同盟石川徳次郎、天野義忠が沖田を訪問し口頭で不参加を勧告
日本国民同盟大阪中央支部百村栄次郎が来訪し嘉納宛の不参加勧告文を沖田に手交	
28日	日本スポーツマン・シッフ協会会長黒田長和が首相官邸で堀切書記官長を訪問

(注) 『東京朝日新聞』『東京日日新聞』『読売新聞』『中央新聞』『日本』『大連新聞』『新京日日新聞』を基に作成

軍部もボイコット運動に動き出す。4月21日に陸軍戸山学校で日本選手の不参加反対の決議がなされた⁸⁹。この日、皇居では青年将校たちの満洲国参加問題への関与に懸念を示していた昭和天皇が、侍従武官長本庄繁に調査を命令していた。その後本庄は青年将校た

⁸⁹ 「陸軍戸山学校も参加反対に起つ」『読売新聞』1934年4月22日付朝刊7面。

ちの関与は薄いと報告をしているが⁹⁰、実際にはこの日以降、軍人たちの運動が表舞台に現れるようになる。22日になると、戸山学校の教官6名が陸上の代表選手に選出された早稲田大学の西田修平と会談を行った⁹¹。会談では、「満州国問題を詰め寄せられ、勝手な説法に対して反論すれば大声でやり返してくる」様な状況で、西田は「閉口」するばかりであったという⁹²。そしてこの会談の後、西田は代表辞退を発表、山本忠興宛てに「いろ／＼考へた結果明朗な気持で大会参加出来ぬ」と電報を送った⁹³。

この他にも陸軍青年将校十数名が偕行社に集まり協議を行い、「日本参加反対」を表明し⁹⁴、在京将校団有志による「極東大会日本代表選手諸君に告ぐ」檄文が全選手役員に送付されるなど積極的な動きを見せていた⁹⁵。しかし、戸山学校の深沢校長と教官の小野原謙一は取材に対して、軍部のボイコット運動への関与を否定し⁹⁶、最終的に戸山学校は日本の参加反対の意思表示はするが直接の行動には出ないとの声明を発表し、軍部によるボイコット運動は収束する⁹⁷。

各種団体と軍部は、声明の発表や直接的に選手役員に対する工作などのボイコット運動を行った。そして、彼らにとっての一つの成果が西田修平の出場辞退であった。

3 - 3. 日本代表選手の参加辞退

4月21日、慶應義塾大学競走部はOBと共に第10回大会への不参加を決議し、出場予定の選手達が辞退することになった⁹⁸。しかし、OBからは「余等は諸君の意思を強ひて枉げんとするものならず」とする決議も同時に出されており、慶應義塾大学競走部関係者の間で意見が割れていた⁹⁹。西田が辞退を発表した早稲田大学では27日に競走部が不参加を

⁹⁰ 『昭和天皇実録第六』東京書籍、2016年、p. 495。

⁹¹ 「戸山学校将校団先づ早大に当る」『日本』1934年4月23日付3面。

⁹² 西田修平「満州国参加事件渦中の最終学年」早稲田大学アスレチック倶楽部編『早稲田大学競争部七十年史』1984年、pp. 98-99。

⁹³ 「棒高跳の至宝、西田君極東大会に不参加」『東京日日新聞』1934年4月24日付朝刊11面。

⁹⁴ 「満洲不参の憤怒全国に波及か」『東京日日新聞』1934年4月23日付朝刊11面。

⁹⁵ 「祖国日本を反省せよ将校団有志が激」『日本』1934年4月25日付3面。

⁹⁶ 「軍人はスポーツに断じて干渉せず」『東京朝日新聞』1934年4月24日付夕刊2面。

⁹⁷ 「皇国の大是に基き戸山学校反対を声明」『日本』1934年4月27日付3面。

⁹⁸ 「慶應競走部も不参加を決議す」『読売新聞』1934年4月26日付朝刊7面。

⁹⁹ 「自由意思を尊重し明朗な判断に俟つ」『満洲日報』1934年4月26日付朝刊7面。

決議し、合宿参加中の選手たちにも引揚げるよう要請するが¹⁰⁰、一方で早稲田大学体育会平澤主事は「選手に対して不参加を強制するやうな事はない」¹⁰¹と述べ、早稲田大学体育会と競走部との間でも見解が割れていた。最終的に早稲田大学から選出された選手たちは、「飽く迄日本代表選手として既定方針に邁進するものなり」と極東大会へ参加することになる¹⁰²。

4月24日には、拓殖大学と中央大学でも不参加が決議されるが¹⁰³、翌25日に中央大学競走部OBからは「敢然として飽くまで体協と行動を一にし、アスリートの責任を尽されんことを望む」との伝言が選手の下に寄せられた¹⁰⁴。文理大学でも不参加の決議がなされたが¹⁰⁵、文理大学競技部長野口源三郎は、選手たちの意見を尊重し参加を主張した¹⁰⁶。この他にも京都帝国大学、立命館、関西大学といった関西圏の大学でも不参加決議が相次いだ¹⁰⁷。こうした中で、日本大学競走部監督の丸は、自ら代表選手団の合宿所に赴き「一部右翼団体の刺激によつて参加を見合わせる事はスポーツ精神に反する」と選手達を激励し¹⁰⁸、東京帝国大学運動会は26日、27日に協議を行い「満場一致日本体育協会の態度を支持」することになり、28日に日体協を訪れ激励文を手交した¹⁰⁹。

明治大学では、ボクシングの代表選手に選出された永松栄吉が「辞意を漏ら」し、先輩にそのことを告げたことが発端となり、4月24日に開催された明治大学体育会の幹部と関係者による連合協議会で、明治大学所属選手の不参加が決議された¹¹⁰。この報せを受けた明治大学OBで日本選手団のコーチを務める加賀一郎は、「我々は日本の代表として陸連から選ばれて行くので明大から選ばれたのではない」と語り、不参加決議には応じない構えをみせた。25日朝、明治大学体育会代表2名が甲子園にある合宿所を訪問、明治大学

100 「早大不参加決定」『大連新聞』1934年4月28日付夕刊2面。

101 「早大は不参加を強制せぬ」『中外商業新報』1934年4月26日付9面。

102 『早稲田大学選出選手団参加声明書』これは木下秀明氏より提供を受けた「田尾栄一史料」のものである。

103 「文理大けふ態度決定 拓大、中央も不参加支持」『大連新聞』1934年4月26日付夕刊2面。

104 「敢然と参加せよ！中大先輩団の選手への激励電報」『読売新聞』1934年4月26日付朝刊7面。

105 「文理大学の有志動く選手に熟慮を打電」『読売新聞』1934年4月26日付夕刊2面。

106 「『デマです』文理大の競技部長談」『読売新聞』1934年4月26日付夕刊2面。

107 「関西大学反対」『満洲日報』1934年4月28日付夕刊2面。「立命館は不参加」『読売新聞』1934年4月27日付朝刊7面。「極東大会を粉碎せよ」『京都帝国大学新聞』1934年5月5日付3面。

108 「学校代表でなく国家の派遣なり」『萬朝報』1934年4月28日3面。

109 「波瀾の極東大会に豁然、本学の一石」『帝国大学新聞』1934年4月30日9面。

110 「明大体育会決議」『東京朝日新聞』1934年4月25日付朝刊11面

選出選手、役員と協議をした¹¹¹。その日の夜、加賀と水泳代表役員を務める中村豊は、合宿所より東京に向かい、翌 26 日に明治大学関係者と会合し、「選手の自由意思に任す」ということで合意を得る¹¹²。これで明治大学所属選手の参加問題は解決したかに思われたが、加賀と中村が上京した同日、相撲部の矢部秀雄と柔道部の葉山三郎が合宿所を訪れ、選手たちに面会を要求し「万一どうしても参加するといふならば私達は体育会より一切の権限を与へられてありますから」と選手たちが参加を辞退しなければ「除名」という強硬手段に出ると告げた¹¹³。翌 27 日、朝の 9 時 50 分頃から再び面会が行われ、矢部と葉山が強硬に代表辞退を迫るも選手らは参加を主張し議論は平行線を辿り、午後 11 時近くになっても代表辞退を受け入れさせることはできなかった¹¹⁴。矢部と葉山は、翌 28 日に体育会総会を開催し、明治大学体育会所属の 5 名を除名することに決し¹¹⁵、30 日に開催された体育会緊急全委員会でも除名処分が確認された¹¹⁶。除名処分を受けた選手たちは、28 日夜に退部届けを提出し、彼らは所属大学の体育会決議には従わず、「退部」という確固たる決意の下で第 10 回大会出場を選んだのであった¹¹⁷。選手に除名を迫って第 10 回大会参加阻止を図ったのは明治大学だけではなく、早稲田大学競走部でも 29 日に不参加勧告を拒否した選手の退部を承認し、さらに学生陸上連盟からの脱退も表明した¹¹⁸。

¹¹¹ 「真相を確かめ善処」『東京朝日新聞』1934 年 4 月 26 日付夕刊、2 面。明治大学の選手は以下の 5 名である。吉住猛、名島忠雄、朝隈善郎、河津憲太郎、石原田愿。

¹¹² 「明大体育会代表選手と最後会見」『東京朝日新聞』1934 年 4 月 27 日付朝刊 11 面。

¹¹³ 同上。

¹¹⁴ 「明大選手は出場を主張」『東京朝日新聞』1934 年 4 月 28 日付朝刊 11 面。

¹¹⁵ 「明大の選手勧告を聴かず」『東京日日新聞』1934 年 4 月 28 日付朝刊 11 面。

¹¹⁶ 「五選手を除名」『東京朝日新聞』1934 年 5 月 1 日付朝刊 11 面。

¹¹⁷ 「先手を打って明大選手が退部届」『東京日日新聞』1934 年 4 月 29 日付朝刊 11 面。

極東大会終了後、明治大学は日本学生陸上連合代表委員会から、この除名騒動を糾弾され学連から除名処分を受けることになる「明大競争部を学連から除名」『東京日日新聞』1934 年 5 月 26 日付朝刊 9 面。

¹¹⁸ 「早大競争部、果然学生連盟から脱退」『東京朝日新聞』1934 年 4 月 30 日付朝刊 11 面。

図表 2-5. 各大学によるボイコット運動経過

日	内容
24日	明治大学ボクシング部永松永吉が参加辞退を声明
	明治大学体育会が明治大学選出の代表選手の不参加を決議
	24日夜茗溪会館にて文理大体育会青年会員及び若手先輩、老先輩48人が協議。岡部も出席。愛国体育会と名乗り選手宛てに「参加すべきに非ず」と電報を發した。
	慶應義塾大学競争部先輩団不参加決議
	中央大学OBより参加激励の電報が合宿所に届く
	拓殖大学学生大会決議「体協ノ非日本的国辱行為を断固膺懲」
26日	早稲田大学体育会平沢主事「極東大会不参加を強制せず」
	関西大学専門部運動部主将会を開催も意見一致せず
	関西大学専門部第二部学生らが学生大会を開催し関大選出の選手に対して不参加を勧告すべしとの決議
	立命館大学で大会不参加が決議され市原正雄に帰校命令
27日	明治大学より派遣された矢部・葉山と明治大学選出代表選手による協議が午後11時半まで行われるが決裂
	早稲田大学より派遣されが早大選出代表と協議、午前2時半頃まで協議も答え出ず
	日本大学競走部監督の丸が選手激励の為に駆けつける
28日	明治大学選出選手が所属競技部に退部届けを提出、明治大学体育総会にて除名処分となる

(注) 『東京朝日新聞』『東京日日新聞』『読売新聞』『中外商業新報』『萬朝報』『日本』の報道を基に作成。

図表 2-6. 各大学関係者の参加不参加の見解

	参加	不参加	態度保留	選手に一任
早稲田大学		競走部		
慶應義塾大学		競走部		OB
中央大学	OB	大学当局		
文理大学		有志		
立命館大学	大学当局			
関西大学			体育会	
明治大学		体育会・総長		
拓殖大学		学生大会		
日本大学	競走部監督丸			
東京帝国大学	運動会	応援団連盟		
京都帝国大学		清明会		

こうした最中で発生したのが合宿所襲撃事件であった。4月25日と27日の2度に渡っ

て、日本代表選手の合宿所である甲子園スポーツマンホテルが襲撃された¹¹⁹。水泳で代表選手に選出されていた大崎卯藤久はこの時のことを以下のように振り返る。

午後八時ごろ、階下でドタバタと大きな足音と共に「国賊！思い知れ！」「馬鹿な真似はよせ！何するバカヤロウ！」との怒号の中にバシッバシッという音が聞こえてきたのである…次の瞬間私の体は窓を飛び越えて屋根の上にあった…葉室君が、二人がかりの青竹の猛打を手で防いでいる様子が手にとるようによく見えるが、私どもにはどうしようもなかった¹²⁰

選手たちの中には「棒高用の竹や、やり投げのヤリで応戦」¹²¹するものもいたというが暴漢の襲撃によって合宿所は一時混乱状態に陥った。ボイコット運動は、ついに実力行使によって直接的な危害が及ぶに至ったのである。

所属大学の体育会や運動部による不参加決議や、暴力を伴った参加妨害行動等を経て、最終的に西田以外に 8 名の辞退者が出ることになる。その内、陸上競技の南部忠平は右足負傷、野球の宮武三郎は夫人の体調不良による辞退であってボイコット運動の影響によるものではないが、残る 6 名に関してはボイコット運動の影響を受けたと考えられるものがほとんどであった¹²²。陸上では竹中正一郎が慶應義塾大学競走部の決議に則って辞退を発表、高田静雄は家族の反対によって辞退、立中善助は勤務先の都合により辞退、佐々木吉蔵は愛知県体育協会が参加許可を与えず辞退、埼玉で教員を務めていた岡田和好は関東庁から奉天平安学校への赴任命令によって辞退を余儀なくされた¹²³。ボクシングでは明治大学の除名騒動を引き起こした永松が「友邦満洲国選手諸君の立場を考へて到底参加できない」として辞退した¹²⁴。この他にも、市原正雄は母校の立命館大学より帰校命令が出さ

¹¹⁹ 前掲 15、p. 305。

¹²⁰ 大崎卯藤久『河童行状記』能登印刷・出版部、1991年、pp. 56-57。

¹²¹ 沖田芳夫伝発刊委員会『沖田芳夫伝』ベースボールマガジン社、1968年、p. 117。

¹²² 「南部選手辞退す」『東京日日新聞』1934年4月29日付夕刊2面、「野球の宮武君参加を断念」『東京日日新聞』1934年4月28日付朝刊11面。

¹²³ 「慶應の辞退は竹中選手のみ」『日本』1934年4月28日付3面、「家庭の事情で不参加の高田選手」『中央新聞』1934年4月28日付夕刊2面、「佐々木、立中、谷口三選手も辞退」『読売新聞』1934年4月27日付朝刊7面、「佐々木選手も辞退」『中外商業新報』1934年4月27日付9面、「海外出張」として内田君遠征へ代わり合つて岡田選手」『読売新聞[埼玉版]』1934年4月20日付。※面の記載なし

¹²⁴ 「永松拳闘選手も参加辞退」『大連新聞』1934年4月26日付夕刊2面。

れ、谷口睦生は勤務先である住友銀行の都合で一度辞退を発表、内田講は小学校教員として参加することが法規違反にあたるとして、それぞれ参加が危ぶまれた¹²⁵。

図表 2 - 7. 参加辞退者と辞退の可能性があった選手

第10回大会辞退者		
陸上	西田修平	戸山学校関係者との会談の翌日辞退を発表
陸上	竹中正一郎	慶應義塾大学競走部の決議に則って辞退
陸上	立中善助	勤務先の都合
陸上	佐々木吉蔵	所属する愛知県体育協会が参加許可を与えず
陸上	高田静雄	家族の反対によって辞退
陸上	岡田和好	関東庁から奉天平安学校への赴任命令によって辞退
ボクシング	永松栄吉	「満洲を思へば参加の心進まず」として辞退
陸上	南部忠平	右足の負傷
野球	宮武三郎	夫人の病気により辞退
辞退の可能性があった者		
陸上	市原正雄	所属する立命館大学より帰校命令
陸上	谷口睦生	勤務先である住友銀行の都合で辞退を一度発表するも参加
陸上	内田講	大会参加が小学校教員の法規違反として参加が危ぶまれる

3 - 4. 大日本体育協会の主張

ボイコット運動が展開し、辞退する選手が出る中、日体協は公開状に対する弁駁書を出す。日体協は、単独参加を声明して以降、公式見解を述べてはこなかったが、上述した小林鉄太郎による公開状が各種団体の総意に近いものであるということを受けて、「特にこれを好機」と考えて弁駁書を作成し見解を公表することにしたのである。日体協は、「満洲国を積極的に国際場裡に誘導する」ために第 10 回大会に参加することを主張する。この弁駁書は、公開状に対する返答という形が取られており、公開状で問われた 3 点についてそれぞれ日体協による反論が示された。

まず「国民外交」については、日本選手の単独参加は日満関係を破壊するものではない。なぜなら、今回問題がこじれたのは極東大会の規約に不備があることが原因であり、まず

¹²⁵ 「佐々木、立中、谷口三選手も辞退」『読売新聞』1934年4月27日付朝刊7面、「『海外出張』として内田君遠征へ代わり合つて岡田選手」『読売新聞[埼玉版]』1934年4月20日付。※面の記載なし

は規約の改正をする必要があること。また「五月の定期会議に於ける我等の行動は我等が満洲国に多大な関心を有し居ること並に満洲国のために更に建設的な一歩を進むるに寄与すべきことを実証すべし」として、日本の参加がリットン報告書を裏書するものではないと公開状での主張を真っ向から否定する。また極東大会にはルールがあり、その中で日本の都合だけを主張するのは不可能であること、並びに満洲国参加問題の原因は極東大会規約の不備であり、それを修正すれば満洲国参加は実現するので、その為に日満が協力しなければならないと主張した。「亜細亜百年の大計」については基本的に賛意を示しているが、「尽くすべき手順を尽くさずして焦燥事を破壊に導くこと」はアジアの盟主である日本がすべきことではなく、第10回大会に不参加することの根拠にはならないとした。

「スポーツ道の使命」については「競技が単に肉体の鍛錬のみを目的とすべからず、精神を修養すべきものなる点に於て貴意と一致す」と同意を示しながらも日体協としては満洲国の極東大会参加実現に向けて努力しているのであり、「祖先流血の地満洲国の選手を伴ふ事を怠り、独り得々として勝負の末を争うことが如き」と評されること自体が見当違いであると批判した。

或る団体又は、社会に新に加入するには規約あり、手続きあり、又先例あり此等凡ての点に拘はらず一挙に自己の希望を達成せしむる能はざるは世上其例に乏しからず。尽すべき手段を尽して而も其の希望に達せられざるに至れば非常手段又已むを得ざる

満洲国が参加できず日本だけが参加することが、すぐさま国策を破ったということになるわけではない。規約を改正すれば満洲国の参加実現は可能であり、そのためにフィリピンの協力も期待できる状況にある。つまり解決方法は残っているということ、手順を守らなければならないこと、そうした決まりに則って日体協は行動しており、それは決して国策を否定するような行動ではないこと。満洲国参加問題は「終わりたるにあらず、その最後の折衝がこれより初まるなり」とを主張したのである¹²⁶

さらに、24日には大日本体育協会が声明書を発表する。日体協は満洲国の極東大会参加を「当然と信じ、その要求の実現を極力斡旋」してきた。それは「明朗なるべきスポーツマンの態度」であり、「全力を挙げて最後の解決に邁進せんとするもの」である。

¹²⁶ 「不参加主張の公開状に対する答状」大日本体育協会編『オリムピック』第12巻第6号、1934年、pp. 16-27。

世上或いは先般の上海會議を以て日本の完全なる失敗とし、之れにより大日本体育協会は極東大会より脱退せざるべからずとなすものあるも、その余に短慮に失する議論たるや云ふを俟たず

極東大会への参加は「東亜友好諸国に対する舊き公約の実行と信義の履行」であり、満洲国参加問題は「最後の決定が憲法解釈上の原因」であり、マニラでの総会まで待たなければならない。そして第 10 回大会に参加することで「選手は競技場に於て全力を尽して四国を威圧すべし、代表役員は議場に於て又私的折衝に於て堂々之れを主張し大日本体育協会の主張を貫徹する」必要がある。この「大使命」を遂行するためにこそ第 10 回大会参加は必要不可欠であった¹²⁷。

弁駁書、そして声明書は、3 月に『オリムピック』誌上に掲載された主張から、大きな変化というものは見られない。ただ日体協は、まだ問題が終わっていないことを繰り返し強調した。三国會議では解決できなかったが、まだ解決の道が閉ざされたわけではないことを主張したのである。

3 - 5. 日本選手団の出発と極東大会の解消

2 度の合宿所の襲撃を受けた日本代表選手団は、出発前日の 4 月 28 日に騎馬巡查、私服警官を加えた警官 50 数名による警護の下、平洋丸に乗船し、そこで翌日の出発まで待機することになった。合宿所から神戸港までの道のりは警察の護衛の中、「交通規制下の阪神国道をノンストップで突っ走る有り様で一種異様な感じ」であったという¹²⁸。翌 29 日、出発直前に第 10 回大会日本選手団団長の平沼亮三が選手たちに対して挨拶を行った。平沼は、「吾々は飽まであらゆる暴力に屈せずまた迫害にも怯まず万難を排して敢然極東選手権競技会に臨み、その定時総会において百方努力比島の同意を得て憲法の改訂に成功し満洲国の参加を解決し、合せて堂々の凱旋を期せんとするものである」と選手たちを鼓舞した¹²⁹。

¹²⁷ 大日本体育協会「声明書」大日本体育協会編『オリムピック』第 12 巻第 6 号、1934 年、pp. 27-29。

¹²⁸ 前掲 120、pp. 58-59。

¹²⁹ 前掲 15、p. 306。

停泊中の神戸港岸壁では日本生産党員が「國賊極東大会選手追放」と記した幟を持って参加反対のビラを配布し、最後の説得に訪れた明治大学関係者が乗船を求め、「右翼が飛行機で船を撃沈するという噂」が日本代表選手団のなかでささやかれる中、平洋丸は神戸よりマニラに向けて出発する¹³⁰。サッカーの代表選手に選ばれた上野寛は、出発時のことをこう振り返る。

先づ出発に際しては参加是否の論が喧しく或一部では、暴力迄用ひられると云ふ様な状態で、私共が東京を出る時にも神戸で乗船する時でも警官が守つて下さると云ふ次第でした。

こんな代表があるでせうか？¹³¹

厳戒態勢の中での出発を余儀なくされた日本代表選手団は途中寄港した下関でも選手たちの安全を考慮し一部の選手の下船を避けるような状態であった¹³²。最後まで参加反対派による妨害にさらされながら、日本選手団はマニラへと向かったのである。

日本代表選手団が出発したことにより、ボイコット運動も収束する。日本の単独参加に関しては、国体擁護連合会がこの一件に関する政府の責任を糾弾しようと邁進すべく動き出したことを伝える5月1日付『大連新聞』の記事以外報道もなくなる¹³³。これ以降、新聞各紙は大会展望や結果の他に、総会において満洲国参加交渉が成功するのかどうかに関心を合わせた報道を繰り広げるようになる。

第10回大会は5月12日から20日まで開催され、5月19日・20日の2日間にわたって極東大会総会が開催された。2日目の極東大会総会は満洲国参加を巡る規約改正の議論が大部分を占め、議論が白熱する中、中華体協代表は会議の途中で退出してしまう。その後、日体協はPAAFと共に中華体協の行動を非難し、翌21日には極東大会の解消を決議し、中国を排した形で新たに東洋体育協会並びに東洋選手権大会の創設を宣言するととも

¹³⁰ 「参加反対のビラを撒く」『東京日日新聞』1934年4月30日付夕刊2面。「明大の不出場勸説物分け」『東京朝日新聞』1934年4月30日付夕刊2面。沖田芳夫伝発刊委員会『沖田芳夫伝』ベースボールマガジン社、1968年、p. 103。

¹³¹ 上野寛「マニラ遠征雑感」大日本蹴球協会『蹴球』第2巻第3-4号1934年、pp. 69-70。

¹³² 渋谷壽光「チームの行動に就いて」日本陸上競技連盟編集委員会『マニラ遠征記』1934年、pp. 18-19。

¹³³ 「極東大会問題を追撃 矛先を転じて政府の糾弾へ」『大連新聞』1934年5月1日付朝刊9面。

に、満洲国の加入を認めたのである¹³⁴。

極東大会の解消はすぐに日本の新聞各紙でも報道された。『読売新聞』では「円満解決となつた」¹³⁵と日体協の交渉を成功と捉え評価したが、『東京日日新聞』の社説は国内での反対を押し切ってまで参加したにも関わらず、結果として中国を説得することは出来なかつたこと、また会議は日本、中国、フィリピンだけでなく、第10回大会から加盟した蘭領東インドと仏領インドシナも参加しなければならないのに参加していなかつたと指摘し、会議自体が体裁をなしていないことを批判した¹³⁶。こうした批判が出たことを受け日体協では、その後の6月の理事会で「物議を醸した責任」から日体協役員の総辞職が決定したとされるが、実際に処分が実行された形跡はなく有耶無耶のままになってしまったようである¹³⁷。2年後、日体協は、創設からの歴史をまとめた『大日本体育協会史』を発刊する。その中では、当然この満洲国参加問題についても言及されており、「当時の追憶を記念する意味に於いて」¹³⁸、新たに騒動の経過について書き改めることはされず、声明などが転載されているが、冒頭で以下のように説明がなされている。

満洲国の極東大会参加要求は蓋し当然の事に属し、何等の疑問を差しはさむ余地なく、大日本体育協会としても全幅の努力を傾注すべきことが自明であるが、その手段と方法に些か遺憾と粗漏の点があつたゝめに少からぬ紛乱を起し、問題は単に運動競技界のみならず、広く社会一般に大きな波紋を引起すこととなつた。殊に満洲国側の体育協会当局者には終始一貫確乎不動なる態度と歩調なく、又中途より此運動に介入してきた人士には競技界の現勢に暗きため、問題は更に混乱を重ね、協会当事者が成るべく問題を拡大することが局外者よりみて日満両国間の歩調不一致ある如き感を抱かしむるを恐れる態度などが、結果よりみれば更に問題を大きくした一因であつたといへるかも知れない。斯かる協会当事者の自重穩健な態度は、これを平時の状態に於いて考へるならば固より理想的の手段であり、深謀遠慮の所産といふべきであらうが、中途よりの運動の進展状態は斯かる平時の手段にては却而問題の解決の早からしむることの難しきことを悟らしめた。然しそうはいふものゝ当時の建国日浅き満洲国体育

¹³⁴ 前掲 15、pp. 283-288。

¹³⁵ 「競技的には失敗だが新大会の成功」『読売新聞』1934年5月22日付朝刊5面。

¹³⁶ 「極東大会総会のふしだら」『東京日日新聞』1934年5月22日付朝刊3面。

¹³⁷ 「極東大会問題で引責 けふ体協役員総辞職」『読売新聞』1934年6月12日付朝刊7面。

¹³⁸ 大日本体育協会編『大日本体育協会史』1936年、p. 557。

当局者に国際状況に対する全幅の知識と十分な諒解を期待することの無理なりしことを念ひ、また外部よりの介入者が一片義憤にかられて事理を精察しえぬことも止むをえなかつたと考へるならば、たとへ如何に万全の手段を尽くしても、或程度の紛糾は起されるのが当然であつたといへるかも知れない。凡ての終わった後になつて考へてみれば、矢張りこれは日本の国家情勢が運動競技者一般に課した試練といふべく、これを大日本体育協会が甘受して立派にその使命を果したものと信ずることができると信ずる¹³⁹

大きな反響をもたらした満洲国参加問題は、日体協と満洲国関係者の歩調が合わなかつたところはあるが、日体協としては「立派に使命を果たした」ものであつた。だが当時の情勢を考えれば、日体協の態度が「却而問題の解決の早からしむることの難しき」ものであり、満洲国関係者が「国際状況に対する全幅の知識と十分な諒解を期待することの無理」な状況で、「外部よりの介入者が一片義憤にかられて事理を精察しえぬことも止むをえなかつた」ことを考慮すれば、「万全の手段を尽くしても、或程度の紛糾は起されるのが当然であつたといへるかも知れない」と振り返つたのである。後年、第10回大会参加を辞退した西田修平は「それは4年前のモスクワ・オリンピックへの参加の可否で騒いだのなんかは、比べものにならない大騒ぎであつた」¹⁴⁰と振り返つた。他にも第10回大会に参加した多くの選手が図表2-6のようにボイコット運動に関して言及を残している。ボイコット運動はまさしく日本スポーツ界の一大事件であつた。

図表2-6. 参加選手役員のボイコット運動に関する回想

¹³⁹ 同上、pp. 556-557。

¹⁴⁰ 前掲 92。

競技	名前	感想
サッカー	上野寛	先づ出発に際しては参加是否の論が喧しく或一部では、暴力迄用ひられると云ふ様な状態で、私共が東京を出る時にも神戸で乗船する時でも警官が守つて下さると云ふ次第でした。こんな代表があるでせうか？
サッカー	野澤晃	我々は約一ヶ月に余る合宿練習を行なひ、中途より参加不参加の問題が起つて、小生の様な未熟なプレイヤーに取つては精神的に相的大きな影響を受けた事は、大いに考へるべき事だと思ひます。
陸上	朝隈善郎	第十回極東オリムピック大会参加か、不参加か。世論囂々、神聖なるべきスポーツの八園は遂に暴力に依り汚された。
陸上	阿部功	今回マニラに開催された第十回極東選手権大会は、吾々代表選手のあらゆる犠牲的精神により参加してのみ満洲国問題が解決され得ることを確信し、非国民よと叫ばれ、あらゆる暴力をも甘んじて大日本体育協会並に畏くも、秩父宮殿下御下賜旗の名の下に吾々は結束し、決意を以て四月二十九日正午天長節の佳辰に春雨の降る中を、後日に幸あることを神に祈りつゝオリムピック船平洋丸にて神戸港を出帆し、五月七日早朝目的地マニラにいかりを下したのであつた。
陸上	阿武巖夫	幸にして代表選手と成る事が出来宿望の第一歩を踏み出した時、たま／＼満洲国参加問題に端を發し、非難の声を後に神戸を出帆しなければならない淋しい状態になつてしまつた。然し国賊の汚名も敢て甘受し、強い信念をもつて意気揚々とマニラに乗り込んだのである。
陸上	市原正雄	それにしても想ひ出されるは参加に絡む出発当時の諸事件である。非国民、国賊とまで汚名を受け乍ら、我等はそれを押切つてやつて来たのではないか、平洋丸にて帰国の途上にある今日其等のことも今では過去のよき想出と化し、満洲国参加問題解決の一大土産を持つて祖国に向ふ我等の喜びや如何程ならんや。今ぞ真に国を愛し国を憂ふる者は誰であつたか。
陸上	大野嘉夫	あの東都に於ける高島屋事件。忘れもしない四月十七日、吾等は最大なる喜びと限りなき希望とを持つて高島屋に集合したのであつた。然るに友邦満洲国参加問題に絡み悪辣極まる愛国学生連盟なるものが出現し、吾等選手の気持は破壊された。併し吾等は体育協会の意のある處を諒とし飽迄も之を支持し敢然下阪したのである。ところが彼等の手は關西方面迄も広がつており、種々なる決議文或ひは脅迫状等を突付けて吾等に迫り、遂にはテロ行為に訴へるに至つた。之れが為に選手の心は再度動乱し一部は不参加を執行した者さへあつた。
陸上	神代義郎	学生の方々より割合自由な自分、合宿中我々に対する愛国団体の圧迫はあまりに苦にもならず練習が出来ました。
陸上	金木房雄	マニラに於ける第十回極東大会日本選手参加に対しては、或は吾等を非国民と言ひ、国賊と言ひて反対せる人々もあつたけれども、所謂世に論ぜられた問題は其の正解を得るためにはどうしても参加せねばならないと吾等は確信して祖国を去り、九日間の海路の旅にも拘らず堂々と戦ひ、そして勝ち、コングレスに於ても日本の主張を入れた立派な成績を得られることを夢見て五月七日未明緑濃きマニラに上陸した。
陸上	菊本耕作	高島屋の一室に国賊よと糾断され、夕日茜さす西空に落ちんとする夕まぐれに、傷つき我等が友びと達、或は学びの門を放逐さるゝと断固として参加せられし我等の選手の心の奥には鬼神烈婦も泣かしむるものがあつた。
陸上	清水孝太郎	試合に勝つた人も愉快だつたらう、が然し彼等としても試合は勝つたが残る重大問題である満洲国参加問題の完全解決をも願つてみたことは事実だと思ふのです。五月二十二日総てが解決して、我々一同の主催となる互励会が設立せられた時の我々の嬉ろこびで、それは言ひ様の無い嬉ろこびでした。僕の如き遙るばるマニラ遠征の一員に加はつてレースには転倒し、国家のために一点も得点し得なかつた者ですら試合の事など何も考えず嬉ろこんだ次第です。日本へ帰れる。これで初めて日本へ愉快に帰れるのだと思ふと、神戸港を出帆した四月の下旬がそぞろに思ひ浮かぶのです。そしてあの迫害が寧ろ今度の解決に力あつたと思ふのです。
陸上	菅沼俊哉	私にとつて最初の遠征で有り国際ゲームで有る今度の極東大会が、祖国を出発する前に満洲国問題の為に色んな障害と困難に出合つてけれど、それ等総てのものに打勝つて得た輝しきあの会議の成功と競技の勝利は永久に忘れる事は出来ない。
陸上	谷口陸生	大阪に合宿するや不良団は言葉ではだめと思つたか暴力でもつて我等に迫つて来たのだ。
陸上	長尾三郎	我々の出場に反対していた右翼の連中は出場が決定すると色々の方法をもつて出場を阻害しようとしたが、効果がないと見たのか直接選手をおどして単独に不参加を表明さす様に方法を変へて来た。それが甲子園の合宿に於ける暴力行為となつて表れたのである。
陸上	名島忠雄	横暴に抗し、競技部との板挟みに悩みなながらも、自分の身を案ずる友人等の言葉を振り切つて信念の前にはたとへ非国民の汚名よりの侮辱をも甘んじ、荊曲の道を進んで選んだ自分ではあつたが、自分は間違つてゐないのだ、正しい道だと確信しながらも、一抹の焦燥と淋しさを覚ゆるのをどうする事も出来なかつた。
陸上	原田正夫	我々が予想できなかつた様な快報が平沼団長より報告された時、我々は夢かと思ふ喜び。之で意気揚々と祖国日本の土をふむ事が出来る、我々が種々の迫害を耐えしので、極東大会に参加した甲斐があつたと考へた時、自然眼頭のあつくなるのを覚えた。

競技	名前	感想
陸上	増田磯	満洲国の参加問題をめぐって多大の迫害を受け、非国民の汚名をあびながら悲壮な決心を以て参加した我々は競技にあたっては、豪雨又豪雨の中を審判の不確実、不公平になやまされながらも最後まで全力を尽して戦ひ、幸ひ、競技上では勝算を得て大会を終り、又五月廿一日比島出発の日、コンgresに於ても急転して我々の期待以上の好結果に終り晴やかな気持で帰国の出来たのは迷雲たゞよい、豪雨の中で戦つた後の我々としてはこの上もない喜びであつた。
陸上	吉住猛	然るにこの明朗なるべき、日本のスポーツ界に暗雲低迷大いなる試練の鉄槌が打ち下された。第十回極東選手権競技会参加問題がそれである…あらゆる迫害と、血雨の下をかいくぐつてやがて燃えあづる黎明の光を仰がんと互に腕を組んで、春雨煙る神戸の港を船出したのは、忘れもせぬ四月二十九日正午の事だつた。或は国賊、非国民との罵声を後に、湧きいづる血涙を胸に秘め、唯めざすは待望マニラの空だつた。
陸上	柳長春	第十回極東選手権大会に参加するに決した際に、暴言暴力を以て吾等選手に対して不参加の声明書をつきつけて叫んだ団体があつたが、吾等代表選手はあらゆる方面の暴行沙汰も、参加により極東の派遣を吾日本が獲得したならば問題がかたづく事を心に誓ひ、各選手は涙して参加を叫び、装ひをこらした平洋丸は、首途を祝福するかの如く五色のテープに飾られ一路マニラに向け元氣良く出帆したのであつた。
陸上	小林虎次	出発迫る四月二十五日及二十七日の夜、我等の合宿に純真なるわが代表選手の心情をさまたげたるスポーツ有史以来の不祥事突発するに至りたるは、誠に遺憾の極みである。即ち極東大会に対する全く認識もなき徒輩よりなる暴力団の夜襲これにして、選手達の身の危険を感ずるの波瀾に捲きし遂に警察の尽力によらねば安心し難き状態にて、監督及コーチ諸氏の心痛亦大なるものあり、警戒厳重、安全第一策を講ずる外なきにいたる。かかる事態の時、学友又は同僚の心からなる見舞は、選手にとりては随一の慰安であり、心強さであつたが、選手の身辺をおもんばかり、或は所属競技部又は個人的に今更ながら不参加を勧誘するものありしは、その影響の重大性に鑑み一層選手の悩みを深めた事である。
陸上	加賀一郎	偶々友邦満洲国が極東大会に正式参加する問題にて、一部に強硬な単独参加の阻止運動が起り、日を重ねるに従ひその阻止運動が次第に悪化し、選手の激撃、宿舎の襲撃暴行等、流血の不祥事さへ生むの止むなき不穩の状態まで至つた。

(注) 日本陸上競技連盟編集委員会『マニラ遠征記』日本陸上競技連盟、1934年。『蹴球』第2巻3・4号、1934年を基に筆者作成。

おわりに

満洲国が第10回極東大会への参加を希望したのに対し、日体協はその実現を図ろうとした。しかし、中国が満洲国参加に対し強硬に反対を示し、交渉は難航することになる。交渉が難航する中で、岡部を中心とする満洲国関係者が登場し、満洲国の極東大会参加を強硬に主張する。岡部らは政治問題として解決を図ること、満洲国の参加が叶わないならば日本は大会参加を辞退することを求めた。日体協は満洲国参加可否に関わらず第10回大会に参加すること、また「スポーツ団体としてそれ独特の方法」で満洲国参加問題を解決することを目指していた。この日体協の態度を満洲国関係者は遺憾として、両者は交渉の方法、解決策において対立することになった。また、問題はこの二者間に留まらず、各種団体による運動や新聞各紙による論説等の掲載など、広がりを見せていくことになる。1934年4月9日、10日の三国会議において、満洲国の第10回大会参加は不可能となったが、日体協は協議を経て、4月15日に第10回大会への参加を声明する。この声明に対し、満洲国不参加の場合、日本の不参加を求めていた岡部や満洲国関係者が日体協を批判し、また日本の参加を食い止めようと各種団体が行動を開始する。こうしてボイコット運動が始まることになった。彼らは、決議文や声明書等を新聞紙上で公表し、また日体協

役員に直接手渡すなどの行動に出た。中には選手に直談判を図る者もいた。日本選手団の出発の直前には、襲撃という暴力を伴った阻止行動さえ発生した。また軍部も多大な圧力を選手たちに加えた。新聞各紙も、大半が参加反対を主張するとともに、連日、各種団体や軍部の決議文、行動を報道した。こうした外部からの圧力だけでなく、代表選手たちは自身の所属する大学や運動部からも参加反対を促された。最終的には9名の辞退者——内2名はボイコット運動の影響ではない——が出ることになるが、選手の中には退部してまで、第10回大会参加するものもいた。多くの妨害活動に直面する中で、日本選手団は第10回大会に参加を果たしたのである。

日体協はこの問題を「スポーツ団体としてそれ独特の方法」で解決を図ろうとしていた。そしてその解決のためにこそ、日本の第10回大会参加は満洲国参加の可否に関わらず必要であると主張した。その理由として日体協が挙げたのは、オリンピックや、第10回大会を主催するフィリピンとの関係への悪影響、極東大会に下賜された聖上賜杯の問題、スポーツは「友愛」を獲得するものであり、決して紛擾をもたらすものではないこと、スポーツの国策への貢献とは中国を「排斥誹謗」することではなく、「東亜一体の感情的基礎を確立すること」にあるというものであった。満洲国の存在を、まずはスポーツにおいて中国に認めさせること。だからこそ、三国会議で満洲国の第10回大会参加が不可能になっても、それはまだ問題解決が失敗に終わり、終結を意味したわけではなかった。満洲国の第10回大会参加は不可能でも、その後の極東大会への参加を求めることは、引き続き必要であった。最後まで満洲国参加達成のための努力をすること。それこそが日体協の方針であった。だが、こうした日体協の方針に異を唱えたのが、岡部を中心とした満洲国関係者であった。

岡部は、極東大会への満洲国参加が叶わないならば、日本は参加を取りやめるべきだと主張した。日体協の取ろうとした方針は、国際連盟を脱退してまで満洲国の存立を主張した日本の国策に反するものであり、満洲国が不参加の状態でも日本が参加することは中国の満洲国否定の姿勢を肯定するものとして捉えたのである。日本のスポーツ界が、日本の国策と一致した行動をとること。その為に、中国が満洲国を認めないのならば極東大会の参加を取り止める必要がある。それが岡部らの主張であった。つまり岡部たちにとっては、三国会議で満洲国の第10回大会不参加が決した段階で、満洲国参加問題は失敗であった。もはや残された道は日本の第10回大会ボイコットという一択となったのである。ボイコット運動は、この両者の見解のミゾが埋まることないまま、日体協が日本選手団の参加を

表明したことによって発生した。しかし、それでもなお、日本選手団の参加を取りやめさせることは出来なかった。ボイコット運動は日本選手団の出発をもって幕切れとなったのである。

日体協はボイコット運動の発生にも屈することなく第 10 回大会に参加を果たした。岡部ら満洲国関係者や各種団体に限らず、閣僚内でも反対論はあったが、日本選手団の派遣補助費を交付する文部省が参加を「当然の処置」とであると容認していた。このことは、日体協がその意志を貫く支えとなったとの推測も成り立つが、より重要なのは日体協の中に——三国会議直後にゆらぎはあったが——第 10 回大会に参加をする強固な意志があったことである。満洲国参加問題に対する日体協の方針は明確であり、日体協は大会開催時においてもなお、満洲国の極東大会参加交渉の余地があると踏んでいたのである。満洲国の極東大会参加は叶わなかったが、第 10 回大会へと赴き総会において極東大会を解消し、新たな東洋選手権大会を創設したことは、日体協にしてみれば「立派に使命を果たした」といえるものであった。

第3章. 第4回アジア競技大会における台湾・イスラエル参加問題

—アジア大会の記事読んだかい

—スポーツ面の方？それとも政治面の方？

第4回アジア競技大会の混乱を冗談交じりに伝える新聞の一コマ¹

はじめに

極東選手権競技大会と西アジア競技大会に代わる新たなアジアの国際競技大会設立を目論んだ IOC 委員／インドオリンピック委員会名誉主事の G.D.ソンディを中心として、1949年2月、アジア競技連盟を設立された。アジア競技連盟は1951年3月にインドのニューデリーでアジア競技大会（以下アジア大会）の第1回大会を開催し、その後1954年に第2回大会（マニラ）、1958年に第3回大会（東京）が開催された。

アジア大会は異常な情熱下は別として四年毎に開催され出来るだけ完全なるべき条件の下にアジア諸国のアマチュアを公正平等な競技に結集する。皮膚の色、宗教或いは政治の故の如何なる国家、人間に対して差別は一切許されない²

アジア大会憲章の冒頭で謳われたこの基本的原則は、人種、宗教、政治といった問題を乗り越えていくことがアジア大会の使命の一つであることを示している。

本章では1962年に開催された第4回アジア大会における台湾・イスラエル参加問題を取り上げる。第4回アジア大会については、ヒューブナーがインドネシアの国家政策の中でアジア大会の開催が重要な位置を占め、国内においては国家統合の機会として、対外的にはインドネシアの威信を知らしめるため、大会開催に必要なインフラ整備を推し進めたこと、また台湾とイスラエルの参加拒否については、インドネシアが台湾、イスラエルと国交を結んでおらず、そして両国を「敵対的な西洋帝国主義の代理人」と捉えており、またインドネシアの友好国である中華人民共和国からは台湾の参加拒否の要請が、またアラブ諸国からはイスラエルの参加拒否の要請が届いてお

¹ 埼玉ニュー助「ほがらか天国 二本立て」『読売新聞』1962年8月29日付夕刊9面。

² 日本体育協会『第一回アジア競技大会報告書』1951年、p. 116。

り、こうしたインドネシアの対外政策と友好国からの要請の中で、台湾とイスラエルの第4回アジア大会からの排除が実行されたことを明らかにしている³。またヒューブナーは別稿においてこの問題における日本選手団の動向について言及をしているが、日本社会にどのような影響を与えてのかという点にまでは言及していない⁴。

第4回大会における台湾イスラエル参加問題が発生した時の日本スポーツ界の対応と日本社会の反響を明らかにし、日本スポーツ界と政治の関係について考察することが本章の課題である。

第1節. 第4回アジア競技大会の開催と台湾・イスラエル参加問題

1-1. 第4回アジア競技大会のジャカルタ開催

第4回大会の開催地がジャカルタに決定したのは、1958年5月のことである。東京で開催された第3回大会の開幕直前に行われたアジア競技連盟総会において、大会開催地に同じく立候補していたパキスタンのカブールを抑えての招致決定であった⁵。

招致決定の翌月、インドネシア政府が第4回大会開催を承認⁶、7月になるとジャカルタ郊外に会場が選定され⁷、第4回大会の準備が始まることになる。インドネシアは第4回大会を成功に導くために、ソ連にメインスタジアムや周辺施設を、アメリカに道路を、日本にホテル建設に関して支援を受けた。その様相について『読売新聞』では「ジャカルタ五輪大会はまるで資金援助オリンピックのようだ」との報道がなされ、各国による支援と建設の過熱ぶりを伝えている⁸。

各国から支援を受け第4回大会開催に向け着実に準備を進めているかのように見えるインドネシアであったが、実際のところその進捗状況は他国から見ると不確かであ

³ Stefan Huebner, *Pan-Asian Sports and the Emergence of Modern Asia*, NUS Press, 2016, pp. 125-146. (シュテファン・ヒューブナー、高嶋航／富田幸祐訳『スポーツがつくったアジア』一色出版、近刊)

⁴ Stefan Hübner, *The Fourth Asian Games (Jakarta 1962) in a Transnational Perspective: Japanese and Indian Reactions to Indonesia's Political Instrumentalisation of the Games*, *The International Journal of the History of Sports*, Vol. 29, No. 9, June 2012, pp. 1295-1310.

⁵ 第3回アジア競技大会組織委員会『第3回アジア競技大会報告書』1959年、p. 382。

⁶ 「アジア大会開催承認」『朝日新聞』1958年6月12日付朝刊9面。

⁷ 「ジャカルタ郊外に決まる」『朝日新聞』1958年7月25日付朝刊7面。

⁸ 「突貫工事のアジア大会」『読売新聞』1962年1月17日付朝刊6面。

った。例えば日本ではインドネシアから第4回大会に関する情報がほとんどきていないことが日本オリンピック委員会（以下 JOC）常任理事会で報告され⁹、1961年10月には建設中の会場で原因不明の火災が発生し、木材で組まれた足場の約四分の一を焼失した¹⁰。またインドネシアではこの時期、旧宗主国であるオランダとの間で西イリアンの領有をめぐる武力衝突¹¹が始まっており、参加予定の各国からは開催への問い合わせや、開催地の変更の提案が出るなど不安な目が向けられていたのである¹²。また大会の進捗状況に関してだけでなく、イラクが「イスラエルはアラブ諸国の敵である」としてイスラエルの第4回大会参加を拒否するようインドネシアに要請¹³し、また、インドネシアが中華人民共和国や朝鮮民主主義人民共和国を第4回大会に招待することを画策しているといった情報も流れていた¹⁴。両国はこの時点でアジア競技連盟に加盟しておらずアジア大会への参加資格を持っていなかった。インドネシアは第4回大会には「アジア競技連盟の加盟国だけが招待される」¹⁵として両国の招待を否定したが、台湾から第4回大会組織委員会宛に中華人民共和国参加拒否を伝える電報が送られたという¹⁶。それでも1961年12月になるとインドネシアは第4回大会が

⁹ 「全種目に選手を派遣」『朝日新聞』1961年2月3日付朝刊7面。

¹⁰ 「木材の足場焼く」『読売新聞』1961年10月25日付朝刊6面。

¹¹ インドネシアの独立を決めた1949年11月のハーグ協定後もその帰属を巡って、揉めることになったのが西イリアン（パプア・ニューギニア西部）である。旧オランダ領東インド全域の完全独立を求めるインドネシアと西イリアンのインドネシアからの切り離しを求めたオランダの交渉は難航し、国連インドネシア委員会によって1年以内のインドネシアへの主権委譲、そして移譲まではオランダ管理という妥結案が示され両国は合意する。だが1年以内の移譲は行われず、むしろオランダは1952年の憲法修正によって西イリアンをオランダ領と明文化する。インドネシアは国連総会で幾度とこの件の提議をするが、決議で採択されることはなく、結果的に強硬措置を取ることになる。1961年12月にスカルノは西イリアンの解放三大命令を発し、1962年1月、西イリアン沖でオランダ軍との衝突によって紛争状態に突入、事態を憂慮した国連、アメリカの調停によって1962年8月15日に「西イリアンに関する協定」が調印され、西イリアンの施政権がオランダから国連に、そして国連からインドネシアに移譲されることになった。石井米雄監修、土屋健治／加藤剛／深見純生編『インドネシアの事典』1991年、同朋舎出版、p. 308

¹² 例えば韓国は第4回大会の開催地を大阪かマニラに変更すべきであるとの声明を発表し、日体協もアジア競技連盟副会長ソンディに第4回大会開催の見通しに関して問い合わせを行なっている。「アジア大会開催地の変更」『朝日新聞』1962年1月19日付朝刊7面。日本体育協会『昭和36年度第16回理事会議事録』1962年1月17日。

¹³ 「アジア大会にイスラエルの参加拒否要請」『朝日新聞』1960年11月5日付朝刊9面。

¹⁴ 「アジア大会の実情調査」『読売新聞』1962年1月11日付朝刊6面。

¹⁵ 「招待は加盟国だけ」『読売新聞』1962年1月13日付朝刊6面。

¹⁶ 「台湾は中国参加拒否」『読売新聞』1962年8月5日付朝刊6面。この他にも東南アジアにおける有力紙ザ・ストレーツ・タイムスでも「インドネシアは政治的理由でアジア大会の規約を愚ろうしている」と非難されていた。「ア大会でインドネシア非難」『読売新聞』1962年1月17日付朝刊6面。

予定通り举行されることを発表し¹⁷、年が明けると各国に招待状が送付されることになる¹⁸。

1-2. 台湾・イスラエル問題の発覚

大会施設の準備、参加国をめぐる問題と開催前から不安要素が存在していた第4回大会であったが、招待状が参加各国に順次送付されたこともあり、開催は決定的となっていた。ところが開幕まで1か月を切った8月上旬、台湾に大会参加に必要な入国許可証が送付されていないことが発覚する¹⁹。問題解決と状況確認のため台湾からアジア競技連盟実行委員会委員の郝更生がインドネシアに向かうが、彼自身も入国許可証の発行を待つため香港で足止めとなった。その後郝は入国許可証の発行を待たずにジャカルタに來訪し現地交渉に臨もうとするが、入国許可証不所持によりインドネシアへの入国を拒否され、帰国させられることになる²⁰。第4回大会組織委員会は「台湾に送った身分証明書[入国許可証のこと一筆者注]の用紙の行方については台湾から正式に抗議を受けており、目下調査中だが、たとえ身分証明書がなくとも台湾の参加を期待している。だが、台湾チームが当地に到着しても新たに身分証明書が発行されるかどうかはわからない」²¹と語り、入国拒否については否定するが、入国許可証の再発行については難色を示した²²。8月14日に選手団の出発を控える台湾は、再度大会組織委員会に入国許可証の送付を要請するが、一向に届く気配はなく²³、台湾オリンピック委員会は第4回大会を中止すべきとの声明を出し、台湾選手団の出発を無期延期にする²⁴。

台湾と同様の問題は、イスラエルでも発生していた。17日にイスラエルオリンピック委員会は、いまだ入国許可証が届いていないとして、「もしインドネシアがアラブ連合の圧力に負けてイスラエルをアジア大会から除外するなら、ジャカルタの第四回ア

17 「予定通りアジア大会」『朝日新聞』12月20日付朝刊7面。

18 日本に対しては1962年2月7日に開催された日体協の1961年度第17回理事会で招待状の送付が確認されている。『体協時報』第109号、1962年3月20日。

19 「微妙な台湾参加問題」『朝日新聞』1962年8月11日付朝刊11面。

20 「ジャカルタ空港で入国拒否」『朝日新聞』1962年8月22日付朝刊11面。

21 「台湾、直接交渉へ」『読売新聞』1962年8月11日付朝刊6面。

22 「台湾入国拒否は否定」『朝日新聞』1962年8月15日付朝刊7面。

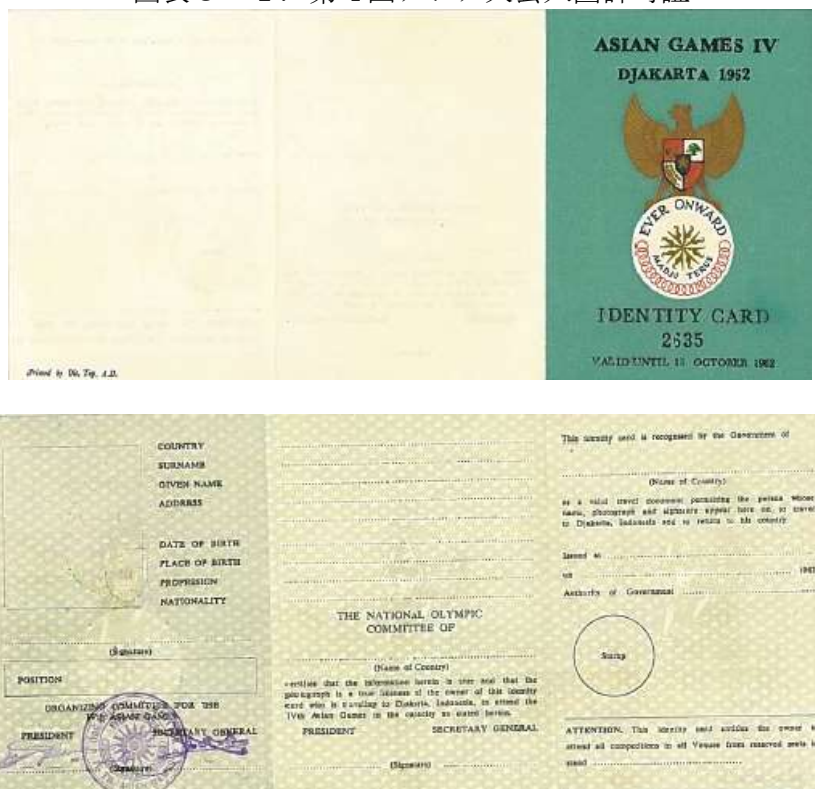
23 「身分証明書の交付」『読売新聞』1962年8月12日付朝刊6面。

24 「ア大会中止を要求」『読売新聞』1962年8月16日付朝刊6面。

アジア大会の無効を要求する」と声明する²⁵。イスラエルオリンピック委員会会長のシャロン・ジスマンは第4回大会組織委員会と電話で直接交渉を行うも不調に終わる²⁶。その後、事態が好転することはなく、21日にイスラエルは大会出場辞退を発表する²⁷。イスラエルオリンピック委員会からは、大会組織委員会とインドネシアのマラディールスポーツ相宛に抗議の電報が送られた²⁸。

台湾、イスラエル両国に入国許可証が送付されず第4回大会に参加出来ないという事態を受けて、21日、国際陸上連盟（以下国際陸連：IAAF）は「もし台湾およびイスラエルを今大会から締め出せば陸上競技を公式のものとして承認しない」と通告を出す²⁹。翌22日にはIOCが、両国の参加が認められなければ大会支持を取止めると発表する³⁰。国際陸連とIOCからの警告によって、第4回大会の開催そのものに暗雲が立ち込めることになる。

図表3-1. 第4回アジア大会入国許可証



(注) H-FC02-ASIAN/010.オリンピックスタディー・センター所蔵史料

25 「除外すればア大会無効要求」『読売新聞』1962年8月18日付朝刊6面。
 26 「大会不成立を要請か」『朝日新聞』1962年8月22日付夕刊2面。
 27 「イスラエル出場辞退」『朝日新聞』1962年8月22日付朝刊11面。
 28 「公式大会の否認を要求する」『読売新聞』1962年8月22日付夕刊7面。
 29 「国際陸連から重大通告」『朝日新聞』1962年8月22日付朝刊11面。
 30 「両国を除名すれば大会を支持しない」『朝日新聞』1962年8月23日付朝刊15面。

1-3. 憲章違反のアジア大会

8月22日、アジア競技連盟評議員会が開催され、台湾・イスラエルの参加問題について協議が行われた。評議員会では、インドネシア政府に対し、台湾、イスラエルの入国許可を求める文書を作成し提出することが決定する³¹。ついで23日、アジア競技連盟総会が午前11時から開催される予定であったが、幾度かの延期を経て最終的に午後10時45分から本格的な協議が始まる。総会ではアジア競技連盟副会長のソンディを中心に、台湾とイスラエルの現状はアジア大会憲章に違反するものであり、両国の参加が果されなければ、アジア大会としての開催を認めることができず、このまま開催するのであれば大会の名称を変更するべきであるとの主張がなされた。ソンディらの意見は多くの賛同を得て、インドネシア政府に対し台湾とイスラエルの入国便宜要請を出すことが決議される。そしてソンディは「アジア大会の開会式は、予定通りに行っていていいと思います」と述べ、24日午前4時30分に散会となった³²。大会開会式は同日午後3時から予定通り挙行された。

総会と前後して、インドネシア政府は24日の「早暁」、すでに大会辞退を発表しているイスラエル選手団に対して大会に参加できるように身分証明書を発行するよう第4回大会組織委員会に通告したと発表する³³。しかし台湾については「政府はこれ以上便宜を与えることは出来ない」と回答、台湾参加の可能性は閉ざされることになった³⁴。翌25日、入国許可を待っていた台湾選手団は、インドネシア政府からの返答を受けて解散する³⁵。同日、国際陸連がアジア大会を親善試合として開催するなら許可すると再び声明を発表し³⁶、公式競技として許可しない姿勢を崩さず一方大会の開催自体を取り締まるわけではない意向を明らかにする³⁷。この後、韓国陸上選手団が出場取止めを発表³⁸。この他にもフィリピン陸上選手団が出場せず総引揚げするとの情報が現地では流れた³⁹。だが結果的に大会の陸上競技に参加しなかったのは韓国だけ

³¹ 日本体育協会『第4回アジア競技大会報告書』1966年、p. 256。

³² 同上、pp. 258-270。

³³ 「イスラエルへは入国許可か」『朝日新聞』1962年8月24日付11面。

³⁴ 「インドネシア政府正式拒否」『朝日新聞』1962年8月25日付夕刊2面。

³⁵ 「台湾チーム解散」『朝日新聞』1962年8月25日付夕刊2面。

³⁶ 「“祭典”に変更要求」『朝日新聞』1962年8月26日付朝刊1面。

³⁷ 「国際陸連、態度変えず」『朝日新聞』1962年8月28日付夕刊2面。

³⁸ 「韓国は不参加」『朝日新聞』1962年8月26日付朝刊1面。

³⁹ 「比国、総引揚げ説」『朝日新聞』1962年8月27日付朝刊6面。

で、残りの 11 カ国⁴⁰は全日程参加した。国際陸連の他にも、国際ウエイトリフティング連盟が大会の記録を公式のものとは認めない声明を発表⁴¹、これを受けて大会のウエイトリフティングは開催中止となる。

26 日夜、アジア競技連盟実行委員会が開催される。この協議で第 4 回大会を正式な大会と認めず、名称を変更することで大方の意見が一致するも、アジア競技連盟会長のマンク・ブオノやマラディ、郝ら実行委員会のメンバーが数名欠席しており、決議の有効性を巡って紛糾する。翌 27 日朝まで議論は続けられるが、結論が出ることはなかった⁴²。続いて 28 日夜から 29 日未明にかけて再び名称変更に関し協議を行うが、ここでも結論は出ず次の協議で最終決定することになった⁴³。9 月 3 日に開催された委員会では、ソンディが欠席をする。これは、名称の変更を主張していたソンディに対しインドネシア国内の批判が強まっていたことでインド大使館ならびにソンディが宿泊していたホテルへのデモ、襲撃事件が発生しており、自身の身に危険を感じたソンディは大会終了を待たず、すでにインドへ帰国していたためであった。ソンディは名称変更案の取り下げを手紙に書き残しており、この結果、委員会では問題全体を検討する特別委員会の設置を決定し、第 4 回大会がアジア競技連盟の公式大会なのか否か、その最終決定をすることなく協議は収束することになる⁴⁴。

第 4 回大会はアジア競技連盟のメンバーである台湾とイスラエルの参加が叶わず、その結果、IOC や国際陸連からは警告が出された。アジア競技連盟はこれをインドネシアがアジア大会の基本的原則を破ったと捉え、憲章違反と判断する。結果として韓国陸上選手団は出場取りやめ、またウエイトリフティングの競技実施が中止となった。アジア競技連盟は台湾とイスラエルの参加が可能となるよう第 4 回大会組織委員会やインドネシア政府に対して要望を出した。だが台湾は最後まで参加できるような状況にならず、またイスラエルへの入国への便宜が図られたのは、イスラエルが参加を辞退してからのことであり、どちらの参加も叶うことはなかった。アジア競技連盟は憲章違反として大会の名称を変更に関し、協議を繰り返した。しかし、有効的な決議を出すまでには至らず、第 4 回アジア大会として認めるか、それともアジア大会とは認

⁴⁰ 陸上競技参加国は以下の 11 カ国。日本、フィリピン、インド、パキスタン、インドネシア、マラヤ、香港、セイロン、ビルマ、シンガポール、タイ。

⁴¹ 「記録公認せず」『朝日新聞』1962 年 8 月 28 日付夕刊 2 面。

⁴² 前掲 31、p. 257。

⁴³ 同上。

⁴⁴ 同上、p. 273。

めず親善試合とするのかについて最後まで結論を提示することは出来なかった。第4回大会の陸上についての処分は国際陸連が、インドネシアへの処分はIOCによって議論された。そしてインドネシアはIOCから資格停止処分を受けることになる⁴⁵。

第2節. 日本選手団の対応と日本における反応

2-1. 日本での台湾・イスラエル問題の発覚

台湾・イスラエル問題の第一報が日本で報道されたのは8月上旬のことであった⁴⁶。第一報では台湾が参加できない、という内容であったが、その後イスラエルに関しても同様に参加が危ぶまれていることが報道された⁴⁷。台湾・イスラエル問題とその後のアジア大会の動向は連日、新聞各紙で報道されることになる。

8月24日、参議院のオリンピック東京大会準備促進特別委員会（以下オリンピック特別委員会）が開催された⁴⁸。委員会で、日本社会党参議院議員の鈴木強は台湾・イスラエル問題について「われわれまあ新聞報道等のほか知ることができないのですけれども」と前置きした上で、「国民もあれだけの選手団を送っておるだけに、東京大会に続く大会でございますから、相当関心を持っていると思います」と東京オリンピック組織委員会が知り得ている情報の開示を求めた。これに対し総理府総務副官の古谷享、文部省体育局長の前田充明は、鈴木と同様に新聞やラジオでしか情報を知り得ていないこと、前田は新聞報道を受けてジャカルタにいる日体協会長/JOC会長の津島寿一に連絡をしたことを述べた。つまり日本国内にいる関係者は総じて「新聞報道以

⁴⁵ 第4回大会終了後にベオグラードで開催された国際陸連の総会で、インドネシアに対して「嚴重戒告」が出され、また第4回大会で実施された陸上競技はアジア大会の公式協議ではなく、「単なる国際陸上大会」であるとし参加各国は3か月以内にこの決定を了承した旨を国際陸連に通告することになった。「親善試合、として参加」『朝日新聞』1962年9月18日付朝刊15面。インドネシアに対してはIOCも1963年2月の実行委員会でオリンピック参加無期限停止処分をください。「東京五輪インドネシアの出場停止 IOC委が決定」『朝日新聞』1963年2月8日付夕刊1面。

⁴⁶ 「台湾の入国申請書を白紙返送」『毎日新聞』1962年8月6日付朝刊7面。「台湾締出し説流れる」『朝日新聞』1962年8月9日付朝刊7面。「ア大会へ参加拒否か」『読売新聞』1962年8月6日付朝刊6面。

⁴⁷ 「除外すればア大会無効要求」『読売新聞』1962年8月18日付朝刊6面。

⁴⁸ 『第四十一回国会参議院オリンピック準備促進特別委員会会議録』第四号、1962年8月24日。

上のことは実はわからない状況」にあるということであった。情報は新聞報道にのみ頼っている状態であるという返答に対し鈴木は新聞報道によって国民にもこの問題が知れ渡っているから「もっとてきぱき」情報の収集を行い、なんらかの措置を取るべきではないかと続ける。

台湾の入国、イスラエルの入国問題については、政治的な問題があるように私たちは見受けられる…そうなりますと、ただ単にそういう役員の方だけが直ちに判断をしてやるというということも軽率に過ぎるような場合があるかもしれないが、しかしオリンピックそのものは政治問題から離れて、あくまで民族の祭典としてやるわけですから、そういうものも離れて、ひとつ円満に大会ができるような最善の努力を尽くすことが任務だと私は思うのです。…私は委員の一人としてアジア大会が予定どおり取り運べるように願うわけですから、ひとつ最善を尽くしてもらいたい、こういうことを私は申し上げておきます⁴⁹

鈴木に続いて日本社会党参議院議員の千葉千代世からも「ちょっと関連質問」がなされた。

新聞情報ですからわかりませんが、おそらく現地では、いらっしゃった方々でいろいろと考えをお持ちになっておって、それを統一して日本の国の意見として出すような積極的な勇気がないように見受けられるわけなんです。はっきりいえば、非常にひより見している態度が出ております。…要点は、やはり政治的な云々によって左右されてはならないという原則を貫き通す立場を、アジア大会に示さない限りは、やはりその概念が出てくるのじゃないかと、こういう考えを持っております⁵⁰

連日の新聞報道やオリンピック特別委員会での議論など、国内でもこの事態は関心を寄せられることになるが、その詳細については新聞報道以上の内容は知ることができない状況であった。その中で「役員の方だけが直ちに判断をしてやるという

⁴⁹ 同上、p. 8。

⁵⁰ 同上。

ことも軽率に過ぎるような場合があるかもしれない」と問題の対処を現地に委任していることへの心配や、その対応に関しては「ひより見している態度」といった批判も出ていた。日本選手団には「政治的な云々によって左右されてはならないという原則を貫き通す立場」や「円満に大会ができるような最善の努力を尽くすこと」が求められていたが、新聞報道は現地の状況をどのように報道していたのだろうか。

2-2. 新聞報道にみる日本選手団の動向

日本選手団は8月19日に第1陣と第2陣が、8月21日に第3陣がジャカルタに向けて出発する⁵¹。この時、すでに台湾とイスラエルの参加問題は発生しており、現地に到着直後、日本選手団団長の野津謙は「二国が締出しを食うようなことはないと思う」⁵²と語り、「なんとか解決するでしょ」⁵³と楽観的な見解を示していたが、前述したとおり台湾・イスラエル問題は深刻な問題となっていく。

24日のオリンピック特別委員会での発言の通り、日本国内では現地情報は新聞報道に頼らざるを得ない状況であり、新聞各社は現地派遣記者から逐一現地事情を入手していた。例えば『読売新聞』では派遣記者に国際電話をかけ23日夜から開催された総会の状況について確認している⁵⁴。国際電話による現地との通話は他の新聞社も行っており、各新聞社は国際電話を駆使していち早く、現地の状況をつかもうとしていた。

24日未明まで開催されたアジア競技連盟総会では、開会式挙行は認められたものの、台湾・イスラエル両国の参加できない事態は、アジア大会憲章違反であると問われていた。またIOCや国際陸連から大会に警告が出ている以上、開会式以降の競技参加については慎重な対応が求められた。現地にいる日本選手団の役員の中にはJOC役員や各競技種目の国際連盟役員を務める者も多く訪れていた。また川島正次郎オリンピック担当大臣も、この時スカルノからの要請でインドネシアに赴いており、現地には多くの日本スポーツ界関係者が滞在していた。日本選手団の役員、監督コーチは『第4回アジア競技大会報告書』を基に整理すると以下ようになる。

⁵¹ 前掲 31、p. 194。

⁵² 「二国締出しはあり得まい」『朝日新聞』1962年8月21日付朝刊11面。

⁵³ 「解決、外相の帰国待ち」『読売新聞』1962年8月22日付夕刊7面。

⁵⁴ 「総会最後の努力」『毎日新聞』1962年8月24日付夕刊1面。

図表 3-2. 現地滞在日本スポーツ界関係者一覧

役職	氏名	役職	氏名
団長	野津謙	総務(渉外)	赤樫卓爾
総務主事	青木半治	庶務	茶谷蔵吉
総務	柴田勝次	ドクター	黒田善雄
総務	松島茂善	ドクター	小笠原道夫
総務	田辺貞雄	ドクター	高沢晴夫
総務(渉外)	笹原正三	シャペロン	桑名スエ

JOC役員一覧			選手団監督コーチ一覧			
役職	氏名	備考	陸上		バドミントン	
委員長	津島寿一	AGF評議員	監督	田島直人	監督	森友徳兵衛
総務主事	田畑政治	AGF評議員	男子コーチ	和田明	自転車	
委員	東竜太郎	東京都知事		深沢道之助	監督	徳増武彦
委員	青木半治	選手団総務主事	女子コーチ	竹村博之	サッカー	
委員	柴田勝次	選手団総務主事	マネージャー	高木四郎	監督	高橋英辰
委員	井口幸男	ウエイトリフティング役員	バスケットボール		選手兼コーチ	平木隆三
委員	高島文雄	AGF実行委員	監督	吉井四郎	ライフル	
委員	浅野均一	国際陸連	コーチ	斎藤博	監督(ライフル)	扇子安次
委員	八田一朗	国際レスリング連盟	ホッケー		監督(ピストル)	土岐幸隆
委員	広堅太郎	東京五輪組織委員会視察員	監督	小林定義	テニス	
委員	前田豊	アジアバレー連盟会議出席	コーチ	市川日出雄	監督	長谷川寛治
委員	織田幹雄	日本陸連派遣	水泳		ボクシング	
委員	大島鎌吉	東京オリンピック選手強化対策本部視察員	監督	奥野良	監督	高橋保房
委員	竹腰重丸	サッカー、レフリーコース役員	マネージャー	勝村肇	コーチ	市原康允
委員	田島直人	日本選手団陸上監督	男子競泳コーチ	上村稔	卓球	
陪席	野津謙	日本選手団団長	女子競泳コーチ	浦井保弘	監督	長谷川喜代太郎
陪席	加藤橘夫	アジア体育会議出席	飛び込みコーチ	坂本章八	バレーボール	
			水球コーチ	神田明善	監督	長崎重芳

(注) 日本体育協会『第4回アジア競技大会報告書』1966年を基に筆者作成。

24日朝、選手村では浅野均一、津島寿一、田畑政治を中心に今後の方針に関し協議が行われた。この時、田畑は『読売新聞』の記者に対し「選手のひきあげはいつものところ考えておらず、開会式は予定通り行うだろう」⁵⁵と答え、陸上選手を含むすべての日本選手団が開会式に参加することが決まり、競技への参加については後で取り決めることが述べられた⁵⁶。同日午後3時から第4回大会開会式が挙行される。そして午後6時45分から津島、田畑、高島文雄、広堅太郎らが集まり再度協議を実施、結果翌日以降の全競技出場を方針と定め、午後9時から日本選手団役員が集まり陸上競技への参加に関して協議を行う。会議出席者の中には参加に対し慎重論もあり、アジア競技連盟に対し名称の変更や親善試合に変えるように要望する案も出るが、「せっかく開会式に出たし、熱狂的な民衆にこたえるためにも、競技には参加したい」「国際陸連は非常に強硬だが一応競技にも参加し、もし文句がつけられたらその時はその時で善

⁵⁵ 「日本解決に奔走」『読売新聞』1962年8月24日付朝刊1面。

⁵⁶ 「硬化する日本選手団」『毎日新聞』1962年8月24日付夕刊1面。

後策を考えよう」という意見が結果的に大勢を占めるに至り⁵⁷、また協議前に「アジア競技大会には正式に参加せよ。責任は JOC が持つ」と JOC からの連絡もあり、親善試合としてではなく公式なものとしてアジア大会に参加することで合意し、日本選手団は陸上競技への参加に踏み切る⁵⁸。津島は「いまとなつては親善大会に名称を変える余裕がない。JOC 各委員も強引に出るべきだという多数の意見だったので陸連にそのように勧告した」と説明した⁵⁹。日本選手団は国際陸連からの警告に従うことなく第 4 回アジア大会として出場することを決めたのである。

田畑は「九月の国際陸連総会で日本が出場した事情を説明すればわかってくれるものと思う」と「やむをえない処置」であることを強調した⁶⁰。同様に織田幹雄も「IAAF が、日本がもし参加しても日本を本当に除名するとは考えていない。私は九月の IAAF 総会で処理できるものと確信している」⁶¹と第 4 回大会終了後に開催予定となっている国際陸連の総会で事情を説明すれば日本が参加に踏み切ったことは処罰対象にならないと予想していた。また八田一朗のように「私はだれがなんといっても帰らないぞ」と強硬に出場を望む役員も存在していた⁶²。話せばわかる、というのが多くの日本選手団役員の本音だったのかもしれない。だが国際陸連の主事も務める浅野は日本選手団の陸上競技出場を真っ向から反対していた。浅野は「JOC とべつに行動をとり、国際陸連の立場から解決に全力をつくす」⁶³とあくまで国際陸連の立場から問題に対処する姿勢を新聞上のコメントで示していた。アジア競技連盟総会においても浅野は「国際陸連としてはイスラエルを参加させるにしても国府[台湾一筆者注]を拒否した場合には、アジア競技会を認めるわけにはいかない。もし強行してこれに出場するチームがあったら国際陸連から除名する」⁶⁴と述べており、国際陸連の主事としての立場を貫き、あくまで大会への不参加を主張したのであった。浅野は、国際陸連の警告を無

⁵⁷ 「アジア大会開会式挙行」『読売新聞』1962年8月25日付朝刊1面。

⁵⁸ 「日本、陸上に参加」『朝日新聞』1962年8月25日付朝刊1面。

⁵⁹ 「国際陸連も除名すまい」『毎日新聞』1962年8月25日付朝刊1面。

⁶⁰ 同上。

⁶¹ 同上。なお織田の同様の趣旨の発言は『朝日新聞』にも確認することができる。「“国際陸連の了承確信”」『朝日新聞』1962年8月25日付朝刊1面。

日本が参加したとしても国際陸連が実際に日本を失格させることは考えられない。私は九月の国際陸連総会でこんどの事情が検討されて了承が得られるものと確信している。

⁶² 「賛否両論の本部」『日刊スポーツ』1962年8月27日付5面。

⁶³ 「日本解決に奔走」『読売新聞』1962年8月24日付朝刊1面。

⁶⁴ 「「陸上」は困難に」『毎日新聞』1962年8月24日付夕刊1面。

視し日本選手団が参加に踏切ることになったことで、日本陸連副会長辞意を表明する⁶⁵。また陸上競技出場決定を受けて日本陸連会長の春日弘は「国際陸連の意向を無視して陸上競技に出場したのは誠に遺憾である。日本選手団として出場すべきでない。十分善処されたい」⁶⁶とし「参加すべきでない」と電報を送った⁶⁷。日本陸連から電報があった後、25日夜にジャカルタに滞在するJOC役員が協議を実施する。この協議の内容は新聞では一切口外されなかったが、3時間にわたる長時間の協議を行った⁶⁸。26日朝には、日本陸上選手団幹部が緊急役員会を開き、25日夕方に届いた日本陸連からの要請を拒否し、JOCの指示に従って動くこと、今回の問題の責任はインドネシアにあり、参加した陸上選手に責任はないので大会参加を続行する旨の電報を送る⁶⁹。そしてその午後にはオリンピック担当大臣の川島正次郎と日体協幹部が協議する。

政府としてこの問題はあくまで民間団体の体協の問題と考えてあれこれ指図しない。私個人としては体協の役員が独自の判断でやって行くのが正しいと思う。やめるなどとはいわない。幹部の役員はもっとしっかりしてもらいたい⁷⁰

川島はあくまで日体協が決定すべき問題であり、参加不参加の決定に関しては不干渉の立場を取った。26日夜には再び現地滞在JOC役員による協議が行われた。この協議ではそれまで、特に引揚げを主張していなかった津島が引揚げを主張するが、出席者は「競技をつづけるべき」という意見の方が多く、八田などは「あくまでジャカルタに残って競技を続ける」と強硬に主張し参加続行となった⁷¹。また出場に対し反対を示していた浅野も大会出場に合意したとされ、対立関係も一応の終息と報じられた⁷²。浅野に対しては現地でも批判の声が上がっており、日本陸上選手団監督を務めた田島直人は『読売新聞』の取材で以下のように浅野を名指して批判した。

65 「浅野氏が辞意表明」『朝日新聞』1962年8月26日付朝刊1面。

66 「出場すべきでない」『朝日新聞』1962年8月26日付朝刊1面。

67 「陸連、不参加打診」『読売新聞』1962年8月26日付朝刊1面。

68 「“東京指令”にショック」『読売新聞』1962年8月26日付夕刊3面。

69 「春日要請」を拒否」『朝日新聞』1962年8月26日付夕刊7面。

70 「日本、出場を続行」『朝日新聞』1962年8月27日付朝刊6面。

71 「JOC「参加」を声明」『毎日新聞』1962年8月27日付朝刊6面。

72 「日本側の対立も収まる」『読売新聞』1962年8月28日付朝刊6面。

だいたいこんどの発端は憲章にこだわりすぎたことと、浅野氏がペイン氏[国際陸連名誉主事―筆者注]をあまりに「神格化、しすぎた点にそもそもの原因がある。わたくしはペイン氏と心やすいので誤解があれば会ってよく説明すれば、冗談もいえる中であり「かた、がつきやすいと思っている。わたしが引きあげるとすれば野津団長か、文部大臣の命令でなければ引きあげない。野津団長は選手団の責任者であり、また文部省から選手団の派遣費用をもらってきていることでもあり、帰らざるを得ないだろう。…ここまでもつれ込んだ日本の責任者は浅野理事らであり、この一部の人が日本選手団の判断をあやまらせたのだ、とわたくしははっきりいってよい⁷³

こうした中で、27日明け方、日本選手団は「今大会の陸上は親善競技会である」と発表し、「第4回アジア競技大会」としてではなく単なる「親善試合」として出場することを声明する。しかしこの声明は1時間後に撤回される。そして午後1時半になって友好親善を深めるために日本は全競技に参加すること、今回の一件はアジア競技連盟の憲章違反であるとする談話を発表した⁷⁴。これは、日本選手団の声明発表より以前に、すでに国際陸連の警告を無視して出場を決めた11ヶ国による共同声明が出されており、その先導役を買った日本選手団が、自らだけは大会を「親善試合」扱いにするのは矛盾が生じるのではと、その整合性を記者に問われたことが、声明撤回を導いたと考えられていた⁷⁵。日本選手団はこの後、競技中止となるウエイトリフティングを除く全種目に参加したのだった。

以上、新聞各紙の報道を基に第4回大会の現地の様子を確認した。現地にいた日本選手団役員の大半が楽観的観測を持っていたこと、参加をめぐる現地では対立が生まれていたこと、最終的な声明が発表されるも1時間後に撤回され新たな談話が出されるなど、日本選手団のドタバタぶりが報道されていた。また、アジア大会憲章に違反している大会であるということ認めながら、参加を続けるという日本選手団の対応は非常に不可解なものとして報じられた。たとえば、『日刊スポーツ』は、「日本陸上暴走?の波紋」と題し、「「叫べど聞こえぬ相手、あての狂奔ぶり」「日本が全種目参

⁷³ 「こうして踏み切った」『読売新聞』1962年8月27日付夕刊3面。

⁷⁴ 「友好親善深める」『朝日新聞』1962年8月28日付朝刊15面。

⁷⁵ 「残念な日本首脳部の盲動」『日刊スポーツ』1962年8月28日付1面。

加に踏み切ったことは、明らかにルール違反だ」と日本選手団の対応に疑義を呈した⁷⁶。

先に取り上げた8月24日の参議院オリンピック特別委員会での千葉の「ひより見みたいにこっち見たりあっち見たりしていたらまずいのじゃないか」という発言はこうした新聞報道をふまえてのものであった。また、アジア大会憲章に違反しながら出場を強行したことへの批判は少なくなかった。『読売新聞』は「大会憲章に違反した大会に、スポーツ精神に反してまで参加したことは金メダルへの執心とみられても仕方がない…アジアの日本として見識に欠ける、などの論が多かった」と多くの批判的な投書が寄せられたと伝えている⁷⁷。『毎日新聞』でも違反のある大会に対して「断然引き揚げてスジを通すべき」という世論の意見が多いことを伝えている⁷⁸。また識者たちの多くが日本選手団の行動を批判するコメントを新聞に掲載し、新聞各紙も論説・社説において日本選手団の行動を批判した。これらの批判は、日本選手団の対応のまずさに向けられたものであるとともに、東京オリンピックへの影響を懸念する声でもあった。

図表3-3. 新聞各紙論説

タイトル	掲載新聞	内容
よみうり寸評	『読売新聞』 1962年8月25日付夕刊1面	こんどの日本の追従ぶりは今後の国際競技に一段と政治色を持ちこませる拍車になろう…新興国家のスポーツとは全く無縁な“威信高揚”のために、先進国日本が奉仕したわけである
余録	『毎日新聞』 1962年8月26日付朝刊3面	スポーツは完全に政治に屈服し、利用された。そして日本は、率先してその片棒をかついだのである
割切れぬ日本代表団の態度	『朝日新聞』 1962年8月26日付朝刊2面	大会参加を決意した日本代表団の態度にも、われわれは、はなはだ割切れぬものを感じるのである…この決定に至るまでの経緯を見ると、必ずしも日本代表団の態度は一貫していないような感じを受ける
変速アジア大会	『読売新聞』 1962年9月2日付朝刊3面	日本がこの新興国の暴挙のペースに巻き込まれてずるずると参加してしまったのは誠に遺憾であった…選手諸君には罪はないが、役員のだらしなさはまさに国辱ものであり、重ねて残念である

⁷⁶ 「日本陸上暴走?の波紋」『日刊スポーツ』1962年8月25日付3面。

⁷⁷ 「気流欄八月の投書から」『読売新聞』1962年9月1日付朝刊3面。

⁷⁸ 「“政治介入”は今後も」『毎日新聞』1962年8月25日付朝刊12面。

図表 3-4. 第 4 回アジア大会への参加に関する識者のコメント

名前	役職	コメント
岩田幸彰	日体協渉外部長	非合法的な競技会に出ることは納得できない。
高石真五郎	IOC委員	こうなった原因は事態を過小評価し、最後になんとかなるだろうという日本の「まあまあ主義」の甘い考え方があり、スジを通して積極的にリードしなかったことから違反を知りながら参加せざるをえないことになったのではないか。
東俊郎	日体協国体委員 JOC委員	日本はすべて現地で解決する立場をとっているから関係者は全員現地にいる。ただ、こんどの事件は早くから予期していたのだから、なぜもっと早く手を打たなかったのか残念でならない。
坂上安太郎	衆議院議員 衆議院オリンピック特別委員	スポーツマンの一人として実に遺憾だ。アジア競技連盟憲章を踏みにじっておきながら不可解な大会宣言をしたスカルノ大統領、またそのような大会に全競技を参加させる日本代表の考え方などすべて不思議だ。日本代表も現地の政治的問題にまき込まれて判断を謝っているのではないかとかんぐりたくなる。こうした日本代表に東京オリンピックを運営させることに不安を感じる。
石川達三	作家	国府の参加が拒否されたことは忌むべきことだが、だからといってすべてを破算にすることはスポーツ本来の趣旨から離れるではないか。この意味で私は日本の参加に賛成する。逆にボイコットした場合どうなるか。結果からいって親善を害することにならないだろうか。規則にばかりこだわると、スポーツそのものが毒されていかないだろうか。
川本信正	スポーツ評論家	IOCが承認をとり消したとなれば大変なことで、アジア大会の存在価値がまったくなくなる。もしそうになったら二年後の東京オリンピックのこともあるので日本選手団はすぐ静かに堂々と引き揚げてほしい。親善試合だ、などといって“大会”に参加したりするとこんご資格問題などでのおそれもあり、選手の参加はもちろん東京オリンピック自体の開催も危ぶまれることが考えられるからだ。 現地がお祭りのペースに押し切られて国際陸連の通告を守らなかったのは困ったことだ。これでは国際的なしこりが残り、今後に大きな問題を呼びそうだ。 まったくはがゆい。人情論は禁物で、スジを通して引き揚げるべきだ。

(注) 「政治介入」は今後も『毎日新聞』1962年8月25日付朝刊12面、「甘い「まあまあ主義」」『毎日新聞』1962年8月25日付朝刊1面、「理解に苦しむ」『毎日新聞』1962年8月25日付朝刊12面、「日本選手どうなるIOCの通告」『読売新聞』1962年8月23日付朝刊11面、「国際的しこり残る」『読売新聞』1962年8月25日付朝刊1面を基に筆者作成。

多くの批判が日本選手団に対し浴びせられる中、ジャカルタに赴いていた東京都知事／IOC委員の東龍太郎と浅野が8月28日に日本に帰国する。帰国早々、東と浅野は記者会見を行い、日本選手団はアジア競技連盟の決定に従って参加したまでであり、「東京オリンピックとアジア大会とが因果関係にあるとは思えない」と東京オリンピックへの影響を否定し、新聞で報道された現地の日本選手団役員の対立は、議論であって対立ではないこと、第4回大会が憲章違反に当たることを認めるが、最初から違反がわかっていたら対処のしようもあったが、結果的にインドネシアに引きずられる形での参加になってしまったこと、インドネシアの態度には誠意を感じられなかったこと、第4回大会はこのまま続行されること、事情をなるべく早く国際陸連に報告し

たいと述べた⁷⁹。東は「大会がアジア大会憲章に違反しているのは事実で残念」ではあるがアジア競技連盟が「なにも決めていない以上は、出場することは違反ではない」との認識を示した⁸⁰。また「相手は独裁国であり、うっかり引き揚げるといって、どんな目にあうかもわからない心配があり引揚げはきめたものの帰ることもできないような“勇み足、にもなりかねない心配もあった”⁸¹など現地事情の一端をのぞかせる発言もみられた。この後、東は国会に参考人として出席し事情説明を行うことになる。

2-3. 東龍太郎のオリンピック特別委員会出席

8月30日、参議院のオリンピック特別委員会が開催され、東が参考人として出席、現地事情についての説明が行われた⁸²。東は、第4回大会の合法化に向けた協議が継続していたので、大会は憲章違反ではあったが開会式が挙行されたと述べた。ただし、第4回大会ではこれまで慣例的に行われていた2年前までにIOCにパトロネージ申請をする、ということが行われておらず、そういう意味ではこれまでとは異なり、IOC非公認のものであるという見解も示した。東は「今回のことが、直接あるいは必然的に東京オリンピックへ悪影響を及ぼすというふうな判断は、私自身はいたしておりません」⁸³と断言した。決して深刻な状況ではなく、今後尾を引くような問題ではないとの見解であった。しかし、これに対し日本社会党衆議院議員の阪上安太郎は、憲章違反を自覚していながら第4回大会に参加したという点に批判を向けた。

アマチュア精神競技といったものを頭ごなしに無視してこれに参加したということが、非常な問題だと思う…この大精神を踏みにじって参加したという、この日本代表のとった態度というものは、私はまことに遺憾だと思うのであります⁸⁴

また阪上は、東京オリンピックへの影響という点についても東の認識とは異なる見

⁷⁹ 「東京五輪影響はない」『朝日新聞』1962年8月29日付11面。

⁸⁰ 「“東京五輪心配ない、”」『読売新聞』1962年8月29日付1面。

⁸¹ 「引き揚げるのはこわかった」『毎日新聞』1962年8月29日付1面。

⁸² 『第四十一回国会衆議院オリンピック東京大会準備促進特別委員会議録』第三号、1962年8月30日。

⁸³ 同上、p. 4。

⁸⁴ 同上、pp. 5-6。

解を示す。

オリンピック大会とアジア大会とは直接には関係ないということも事実でありましようけれども、しかしながら、同じ精神にのっとってやっておるところの大会に、一つのアジア大会の方では反則大会、全くそれは違反の大会である。そういったものに参加するという考え方は、結局は IOC の憲章も踏みにじっていいこうという考え方に通ずるものじゃないかと思うのであります。…オリンピックの精神なりアジア大会の精神なりを踏みにじってしまうこういった日本に、はたして次の東京大会を開く資格があるのかどうか私は疑いたくなる⁸⁵

阪上には、東の説明が「除名されるかしないか、このことを言い抜けさえすればいい」⁸⁶というような態度に見えていた。日本スポーツ界の要人が現地にいながら問題が一向に解決しなかったことを阪上は遺憾とし、世間が納得するような説明を望んだのである。

東は翌 31 日の衆議院におけるオリンピック特別委員会にも招致され、答弁を行った⁸⁷。この日、東に対し追及を行ったのは日本社会党参議院議員の岡田宗司であった。岡田はこの一件はオリンピック精神の問題であり、陸上は参加するのにウエイトリフティングは不参加など競技による態度に違いがあるのはいかなものかと指摘した。東京オリンピックに影響はないというが、インドネシアが東京オリンピックに参加できなくなる可能性もあるだろうし、そういう意味では影響はあるのではないかと追及の手を緩めなかった。東は「国際競技の加盟団体として日本の各種競技団体の行為については、規則に触れることはない」⁸⁸として日本に非がないというスタンスを崩さなかった。また大会が続行中であり、はっきりとした事実の究明や事情説明はこれからであるということから具体的な言及は避けていた。全容についての追及は第 4 回大会が終了し、日本選手団が帰国して後のことになるが、その一方で両日のオリンピック特別委員会では東への言及の他に、政府に対し見解を求める一幕があった。阪上

⁸⁵ 同上、p. 7。

⁸⁶ 同上。

⁸⁷ 『第四十一回国会参議院オリンピック準備促進特別委員会会議事録』第五号、1962年8月31日。

⁸⁸ 同上、p. 12。

が政府に、この問題に対する日本政府としての見解を求めたのである。これに対し内閣総理大臣官房審議室長の江守堅太郎は、東京オリンピックへの運営支援には協力すると述べ、同様に前田も補助金は出しているがこうした問題には干渉しないと返答した。阪上は政府としての意思表示もあっていいのでは、と返したが江守は政府としても情報の収集が困難であり、それ以上に参加する、しないに政府が口を出すことは好ましくないから関与はしないと述べた。阪上にとってこの返答は満足のいくものではなかった。

参加する、しないの問題ではない。これに対して政府の意思を表明しろとは私は言っていないわけです。…特に外務省あたりがなぜインドネシア政府に対し正しい競技を開けという要請をしなかったか…アマチュア・スポーツを擁護し、そしてそれを育成していくのはやはり政治の責任です⁸⁹

阪上は、スポーツを擁護するために、政治問題に対してはそれに適合的な方法で政府が的確に対応を示すべきであり、それは政治のスポーツへの介入とは次元が異なるという点を鋭く指摘したのだった。江守は政府としてはそういう行動は適当ではないと考えるとして阪上の言を退けるが、阪上は「政治に介入することはやだ、いやだと言って逃げていること自体が、政治的な配慮をしているということになるのではないか、こういうように思うのであります。私はこの点について非常に遺憾に思っております」となんでもかんでも拒否し逃げていることを批判したのであった⁹⁰。

政府関係者は、情報収集が困難を極めていること、また政府の介入を拒否する姿勢をアピールし続けた。しかし政府筋には各国の大使館や領事館を通じて早い段階から台湾・イスラエル問題に関する情報が届いていたこともまた事実であった。

2-4. 台湾からの要請

台湾・イスラエル問題が新聞で報道され始める前の1962年7月31日、在インドネ

⁸⁹ 『第四十一回国会衆議院オリンピック東京大会準備促進特別委員会議録』第三号、1962年8月30日、p. 8。

⁹⁰ 同上。

シア日本大使館より外務省に宛に、インドネシア国内で台湾とイスラエルの大会参加反対運動が発生しており、インドネシアの左翼系と思われる各種団体がスカルノやスバンドリオ外相、インドネシアの国会、インドネシアオリンピック委員会に両国選手団参加反対の声明書や電報を送っていることを伝える報告が届く。中華人民共和国との関係を維持しているインドネシアにとって台湾の参加は好ましくなく、またイスラエルは西イリアンを巡って紛争相手となっているオランダに武器を売り、かつインドネシアを支持するアラブ諸国との関係が悪いことから、インドネシア国内では両国の参加を阻止せよと躍起になっている団体が存在していた⁹¹。

そして台湾への入国許可証の未発送発覚後の8月15日、在日本台湾大使館から外務省中国課に、インドネシアが台湾を参加させるつもりがあるのかどうかその真意を、日本政府を通じて確認して欲しいとの要請がなされる。これに対し外務省は、この件は政府の問題ではないので、日本選手団に直接問い合わせるべきであり、またアジア大会は情報文化局文化課の所管になるので、そちらに伝えておくと返答した。台湾・イスラエル参加問題に関して、政府レベルでの対応を求める台湾の要請を外務省はスポーツに政治は非介入という立場でもって断ったのである⁹²。外務省より情報を受け取った日体協は、2日後の17日に日体協会長／JOC委員長の津島が外務省を訪問し、台湾の主張をインドネシアに伝えることは東京オリンピックを控えている現状では「好ましからずとの結論」に達したこと、そしてまだはっきりとインドネシアが台湾の参加を拒否しているわけではないので在日本台湾大使館には様子を静観する旨を伝えたと報告した。また津島は、インドネシアが台湾の参加を拒否することは「アジア、オリンピック憲章違反である」から、そんなことにはならないと考えおり、「本件はまだ開会まで1週間の余裕があるので今後の情勢を見て現地で話合うことになると思うが自分としては日本が先頭にたって問題を取上げることはしない積り」だと外務省に伝えた⁹³。新聞報道でもみてきたように日体協は、インドネシアがアジア

⁹¹ 「第556号 中華民国及びイスラエル選手のアジア・オリンピック大会参加阻止運動に関する件」7月31日『アジア・オリンピック大会関係 第4回インドネシア大会関係 (三十七・八)』、F.1.10.0.5、外務省外交史料館。

⁹² 「アジア競技大会に対するインドネシアの態度打診方 崔参事官よりの依頼について」8月15日『アジア・オリンピック大会関係 第4回インドネシア大会関係 (三十七・八)』、F.1.10.0.5、外務省外交史料館。

⁹³ 「アジア、オリンピックへの国民政府参加問題に関する件」8月17日『アジア・オリンピック大会関係 第4回インドネシア大会関係 (三十七・八)』、F.1.10.0.5、外務省外交史料館。

競技連盟憲章に違反することはしないだろうと楽観視していた。また問題が起きたとしても日本が率先して解決を図ろうと躍起になることはないとの外務省に伝えていた。20日には再度在日台湾大使館から外務省に電話があり、日本政府から日本選手団に対し参加工作の斡旋をお願いできないかと要望を受けるが、ここでも、日本政府としてはスポーツに政府が介入することは出来るだけ避けたいこと、津島と日体協事務局長の塩澤には参考までに伝えるが日本選手団へ要望があるなら台湾選手団を通じて連絡するべきと返答した⁹⁴。

このように外務省は7月の段階でインドネシア国内において台湾・イスラエル問題がくすぶり始めているという情報を掴んでいたのである。そして8月に入ると在日台湾大使館からインドネシアに対し真意の確認や参加の斡旋を要請されていた。外務省はその要請をスポーツに対する政治の介入になるとして拒み、日体協に要請するよう求めた。また日体協の津島から直接情報を得て、事態に対する日本選手団の対応と今後の見通しについて確認をとっていた。政府としてスポーツへの介入は拒否しなければならないという立場をとる以上、外務省は日本選手団役員に対応を任せる他なかった。17日の津島来訪時、外務省は「筋の通った見解を披歴すべき」⁹⁵と津島に助言をしていたが、現地での日本選手団の対応は、とても「筋の通った」ものとは映らない事態となっていた。

2-5. 政府の憂慮

8月23日に外務省は、台湾・イスラエル問題に関し在日インドネシア日本大使館宛に電信を発する。

政府首脳部においても東京オリンピックとの関連においていたく憂慮し成行を注視しているところ、イスラエル及び台湾の不参加が決定的とする場合、貴地滞在中のわが国スポーツ関係者首脳者は、いかなる態度をとることを考慮しおるや参考までに至急回電ありたい⁹⁶

⁹⁴ 「アジアオリンピック中国参加拒絶に関する件」『アジア・オリンピック大会関係 第4回インドネシア大会関係 (三十七・八)』、P.1.10.0.5、外務省外交史料館。

⁹⁵ 前掲 93。

⁹⁶ 「第349号アジア、ゲーム第4回大会開催に関する件」『アジア・オリンピック大会関係 第

外務省は、事態が深刻化したことを受けて情報を逐一報告することを在インドネシア日本大使館に求めていた。在インドネシア日本大使館は、開会式に参加するがその後の方針は未定だが、その方針を巡って国際陸連の代表も務める浅野が苦境に立たされているとの報告をする⁹⁷。これに対し外務省は、「池田総理は今回の問題が東京オリンピックに影響をおよぼすことを甚だ憂慮しておられるので筋の通った行動をとるよう極力関係者を指導」するようインドネシア大使黄田多喜夫宛に要請した。また電信の最後には以下のようにつづられていた。

政府がスポーツ団体に口を出すことは外部に対し秘匿する要があるので、御如才なくこと乍ら本電及び往電第 354 号の取扱いは特に慎重に願いたい⁹⁸

日本選手団の今後の動向に関し、政府としては東京オリンピックへの影響を考えると静観できない事態となっていた。「スポーツ団体に口を出す」ことになった政府が、取扱いに注意を促したのはこの一件だけではなかった。もう一つの電信、それは現地^{解読不可}に赴いている津島に対して宛てられたものだった。

政府首脳部は東京オリンピックとの関連において日本代表団が筋が通った行動に出るか否かについて極めて憂慮している。大会が平和的に開かれるようになるまで日本チームが競技について参加することについては特に慎重な 考慮を願う⁹⁹

この後外務省は、黄田から、25 日に日本選手団が国際陸連から警告のあった陸上も含めて競技に参加することを決定した報告を受ける¹⁰⁰。これに対し黄田宛てに「今回

4 回インドネシア大会関係 (三十七・八)』、P.1.10.0.5、外務省外交史料館。

⁹⁷ 「第 509 号アジア・ゲーム第 4 回大会開催に関する件」8 月 24 日『アジア・オリンピック大会関係 第 4 回インドネシア大会関係 (三十七・八)』、P.1.10.0.5、外務省外交史料館。

⁹⁸ 「第 353 号アジア大会の日本代表の行動に関する件」8 月 24 日『アジア・オリンピック大会関係 第 4 回インドネシア大会関係 (三十七・八)』、P.1.10.0.5、外務省外交史料館。

⁹⁹ 「第 354 号官房長官の津島会長宛電報の件」8 月 24 日『アジア・オリンピック大会関係 第 4 回インドネシア大会関係 (三十七・八)』、P.1.10.0.5、外務省外交史料館。

¹⁰⁰ 「第 510 号アジア・ゲーム第 4 回大会開催に関する件」8 月 25 日『アジア・オリンピック大会関係 第 4 回インドネシア大会関係 (三十七・八)』、P.1.10.0.5、外務省外交史料館。

においては全く不可解なるのみならず、国内与論とも背馳し東京オリンピックとの関係において政治問題化するおそれがあり、池田総理もはなはだ憂慮されているようで津島会長以下首脳部につき詳細事情を聴取され意見とともに折りかえし回電ありたいとの要請が届く¹⁰¹。なお津島宛として「今回の日本代表団の行動は当地においては全く不可解なるのみならず国内与論とも背馳し、東京オリンピックとの関係において政治問題化するおそれがあり、池田総理も甚だ憂慮され直接報告を受けられたい御意向であるので至急帰国方御考慮ありたい」と大会の参加続行に疑問を呈し、至急帰国せよとの電報の草案が作られた。この電報は実際には送信されていないようだが、このことは外務省ひいては政府が、この問題をいかに憂慮していたのかということを示している¹⁰²。

26日、黄田から再び報告が外務省に届く。その内容は、新聞では一切内容が公表されなかった25日夜に開催された協議についてであり、「インドネシア側の明白な憲章違反につき重ね重ね善処方要求し来ったにも関わらず今だに何等のリアクションなくこれ以上うやむやのうちに競技を行なうことは出来ない」と日本選手団の総引揚げが決ったとの報告であった¹⁰³。この協議では出席者によって以下のような意見が出たという。

田畑は、国際陸連の勧告によってインドネシアは除名される可能性はあるが、その他の参加国が除名される可能性は低いとみていて「むしろ競技に参加の方がスポーツ精神に則るものと思う」と参加を推した。ただし「今もし引揚げを決定するのならば津島会長の命令によるほかない」と引揚げについても全面的に否定しているわけではなかった。

野津は、25日朝に参加各国の前で日本が参加を続行すると言った手前「翌日になって引揚げと言うのは甚だ困難だ。引揚げるのならば充分な理由を考えて欲しい」と引揚げに難色を示した。野津の意見に対し津島は「今迄引揚げなかったのは最後の瞬間

¹⁰¹ 「第355号アジア、ゲームに関する件」8月25日『アジア・オリンピック大会関係 第4回インドネシア大会関係（三十七・八）』、F.1.10.0.5、外務省外交史料館。

¹⁰² 「アジア、ゲームに関する件」8月25日、『アジア・オリンピック大会関係 第4回インドネシア大会関係（三十七・八）』、F.1.10.0.5、外務省外交史料館。

この電信には欄外に「保留」「廃」と記され電信発信時間や電信の第〇〇という番号も付けられていない。

¹⁰³ 「第516号アジア・ゲームの件」8月26日、『アジア・オリンピック大会関係 第4回インドネシア大会関係（三十七・八）』、F.1.10.0.5、外務省外交史料館。

までなんとか成立させようと努力したためであることは事実なのだからそれを発表すればよい」と返答した。「大義名分」を掲げれば問題ないとの見解を示したのである。

また、これまで一度も引揚げに関して明言してこなかった以上、もう一度インドネシア側とやり取りをした上で引揚げを決定するべきでは、という意見も出たが、「ずるずると引込まれて引揚げが、ますます困難になる。若し引揚げる積りなら早く手を打つこと、一方的宣言でこれを行なう」方がよいという結論となり、引揚げが決定した¹⁰⁴。津島がここにきて引揚げを主張したのには、政府からの「全く不可解」といった疑義が伝えられたことが関係しているといえるだろう。

ただし、これはまだ上層部での決定であり、JOC 役員や選手に対しては未通達の状態であった。だからこそ、事前に情報が洩れることの混乱を避けるために、記者には内容を口外しなかったのだろう。しかし、実際のところ日本選手団は引揚げとはならなかったのはこれまで見てきたとおりであり、25 日の決定は翌 26 日に開催された JOC の協議において強硬な反対を受け、結論がひっくり返るのである。

米国の強い圧力でもかかって引揚げざるにおいては日本が窮地に陥るというような理由でもあるなら格別…東京のオリンピック開催が危ういというのが心配の種であるのであればその判断は自分達の方が正しい判断を下し得る…むしろ今引揚げることの方が東京オリンピックを危くする…今引揚げると言うのであれば我々はもう総辞職するし選手の意気は沈滞してしまう。引揚げを決定されても自分だけは選手村に引き籠って出場すると言う者も出てきた…台湾とイスラエルに義理立てて 11 カ国の友情を失なう必要ありや¹⁰⁵

ジャカルタを訪問していた川島オリンピック担当大臣も「アジア・ゲームはインドネシア国をあげての大行事でありこの大行事を日本の引揚げによりつぶすという事態は出来得るだけ避けたい」¹⁰⁶という見解を示しており津島は引揚げを実行に移すことができなかったのである。

¹⁰⁴ 「第 517 号アジア・ゲーム第 4 回大会開催に関する件」8 月 26 日『アジア・オリンピック大会関係 第 4 回インドネシア大会関係 (三十七・八)』、P.1.10.0.5、外務省外交史料館。

¹⁰⁵ 「第 518 号アジアゲーム第 4 回大会開催に関する件」8 月 26 日『アジア・オリンピック大会関係 第 4 回インドネシア大会関係 (三十七・八)』、P.1.10.0.5、外務省外交史料館。

¹⁰⁶ 「第 519 号アジア・ゲーム第 4 回大会開催に関する件」8 月 26 日『アジア・オリンピック大会関係 第 4 回インドネシア大会関係 (三十七・八)』P.1.10.0、外務省外交史料館。

政府は、この問題に関する介入を拒んでいた¹⁰⁷が、問題が解決の糸口が見えないほどに深刻化し、現地から伝わる日本選手団の動向、それに炊きつけられた国内世論の沸騰を背景に、度々在インドネシア日本大使館を通じて情報収集や事態への「憂慮」を現地に伝え介入を行っていたのである。

第3節. 第4回アジア競技大会終了後の顛末

3-1. 第4回アジア競技大会からの帰国

9月4日、第4回大会は大会としての性格が不透明まま閉会式を迎える。6日、日本選手団がインドネシアより帰国し、日本選手団首脳部の津島寿一、田畑政治、高島文雄、日本陸連理事長青木半治の4名は羽田空港到着直後に記者会見を開いた。会見の主旨は日本選手団の現地における行動の説明であったが、日本選手団の参加判断は間違っていなかったこと、東京オリンピックへの影響はないこと、国民にも自分たちが正しいことは話せば理解してもらえる、と自分たちが現地で行った決定に何一つ問題がなかったことを強調した。この記者会見について翌日の『朝日新聞』では「強気な態度」と表現し、日本国内と現地の温度差は明白であった¹⁰⁸。翌7日、JOC総会が開催され大会の報告会が行われた。その席上で田畑は、国際陸連の警告を無視し出場した陸上競技に関して「日本は陸上種目だけは国際競技会[アジア大会ではなく一筆者注]として参加したものだから、国際陸連からの処分はあり得ないだろう」と発言する。これは現地で浅野に対し国際陸連の一員としての見解を求めた時に浅野が発言したものとされ、日本選手団としてはこの浅野の見解に則り大会の正式な競技大会としてではなく親善試合として出場したと語った¹⁰⁹。しかし、そもそも大会参加については、8月27日時点で、1度は親善試合として出場するということを声明しながら即座にこれを撤回したと報道されており、それを元に戻したかのようなこの田畑の発言は「新事

¹⁰⁷ 現地にいた川島も「政府としてはこの問題はあくまで民間団体の体協の問題と考えてあれこれ指図しない。… [第4回大会出場を一筆者注] やめろなどとはいわない」と新聞のコメントを残しており、政府の不干渉をアピールしている。「日本、出場を続行」『朝日新聞』1962年8月27日付朝刊6面。

¹⁰⁸ 「「参加こそ最善策。」『朝日新聞』1962年9月7日付朝刊10面。

¹⁰⁹ 「「国際競技、としてアジア大会陸上の参加」『朝日新聞』1962年9月8日付朝刊11面。

実」や「新解釈」として新聞各紙で報道された¹¹⁰。陸上監督の田畑が「私たちはアジア競技大会に参加したつもりでいる。現地では“国際競技大会”にするということは全く聞かなかった¹¹¹」と答えており、まさに突然の告白であった。翌日になると田畑は「前夜の自分の発言は説明不足のため報道関係者に誤って受取られた。各方面に誤解を招くといけない」と発言を訂正する。田畑は国際競技大会であるという前日の発言は「国際競技といわざるを得ない現状」と言明した浅野の発言を引用したものであり、現実として「陸上は国際競技会として行われたわけではない」と訂正を行った¹¹²。

田畑は説明不足を謝罪したが、大会中には正式な見解として提示されなかったことを発言し、しかもそれを1日で全面的に覆し、かつその責任を自身ではなく浅野に向けた態度に「どうもあきれてものがいえない。これほどバカにした話はない（川本信正）」「現地に行った役員の話を知ると、人によって内容がちがう（福永健司）」「いまごろオープン競技というのはあまりにも主観的な解釈で、またあまりにも身勝手な話ではなかろうか（李相伯）」と批判が相次いだ¹¹³。また、問題発言の張本人とされた浅野自身も「なぜ私の責任になるのか、私にはよくのみこめない」と田畑の発言に反発を示した¹¹⁴。

大会終了後も続くドタバタ劇に「これでよいのかJOC」「目に余るJOCのよろめき」といった言葉が新聞紙面を飾った¹¹⁵。こうした事態にオリンピック担当大臣の川島は9月11日の閣議において、いまの「体協首脳部はそれぞれバラバラで全くまとまりを欠き、何をやっているのかわからぬ」¹¹⁶と批判し、「いまのような体協、組織委でうまくオリンピックが開催できるかどうか全く心配である」と「政府としては直接介入することはできない」とした上で「自発的な改革」を求めた¹¹⁷。政府からの更迭勧告ととれる批判が津島、田畑をはじめとする日本選手団役員に投げかけられたのである。

¹¹⁰ 「新事実の田畑発言」『朝日新聞』1962年9月8日付朝刊11面。「“国際大会として出場した”田畑氏が重大発言」『毎日新聞』1962年9月8日付朝刊13面。「アジア大会に統一見解」『読売新聞』1962年9月8日付朝刊1面。

¹¹¹ 「新事実の田畑発言」『朝日新聞』1962年9月8日付朝刊11面。

¹¹² 「“正式競技として参加”」『朝日新聞』1962年9月9日付朝刊11面。

¹¹³ 「五輪任すのが不安」『朝日新聞』1962年9月9日11面付朝刊。

¹¹⁴ 「ただ参加へ努力」『読売新聞』1962年9月9日付11面。

¹¹⁵ 「“正式競技として参加”」『朝日新聞』1962年9月9日付朝刊11面。「よろめく田畑発言」『読売新聞』1962年9月9日付朝刊11面。

¹¹⁶ 「体協幹部はバラバラ」『朝日新聞』1962年9月11日付夕刊7面。

¹¹⁷ 「首脳人事の更迭」『読売新聞』9月11日付夕刊11面。

3-2. オリンピック特別委員会への出席

津島、田畑は、9月12日の衆議院オリンピック特別委員会に参考人として出席した¹¹⁸。

委員会では、まず津島が大会に関する事情説明を行った。国際陸連から警告が出た後に参加を決めた理由について、台湾・イスラエル両国の入国交渉は継続されるので「暫行的、中間的な期間」においてこのまま大会を継続するというアジア競技連盟の決断があり、自分たちもそれに同調したが、その後「スポーツ精神」から見て現状が好ましくなく、日本選手団の総引揚げが、役員間で了承に至るも「はたして脱退引揚げが事実上行えるかどうかという問題に逢着」することになり総引揚げ案は頓挫したという。

津島は「大会に参加した初日から私どもはどうもそういう疑いのある大会に参加すること自体に非常な問題がある」という認識を持っていたとして、総引揚げで意見はまとまりつつあったがその後の国際陸連やアジア競技連盟の動向をみて、それに合わせる形で問題进行处理しようという方向になったのだと説明した。また国際陸連の警告に関しては、次のように説明した。

この内容は、御承知のように、両国に対してあらためて招請を出し、入国の手続きをすべしということをお願い、次に、もしこれが入国できないようなことであるならば、この陸上競技はキャンセルするであろう、許可を取り消すであろう、なお、これに参加した陸上のチームというか、アスリート、選手はディスコリアイドされるであろうという、二つの警告でございます。…われわれはあくまでもこれらの方々に何らきずがつかないようにしたいという観点から、その後全力を尽くして合法化をはかった、こういう実情でございます¹¹⁹

同様に警告があり、競技が中止になったウエイトリフティングについては、国際ウエイトリフティング連盟の会長と名誉主事が現地に駆けつけて調査を行い、その場で

¹¹⁸ 『第四十一回衆議院オリンピック東京大会準備促進特別委員会議録』第四号（閉会審査中）、1962年9月12日。

¹¹⁹ 同上、p. 2。

ウェイトリフティングの中止を宣言したので、「そこでそのままもう失格の状態」となっており、選手参加を強行しなかったと説明した。そして東京オリンピックへの影響については、「影響のないようにというような観点、そういう考えで努力」しており、何よりジャカルタでは参加各国から「東京オリンピックに対しては非常に熱意をもって援助していただくというほんとうのお心持をあらゆる機会に表明」がり、また IOC に対しては、東やインドの IOC 委員のソンディ、フィリピンの IOC 委員であるバルガスら現地の事情を知るメンバーから十分に説明してもらえば「十分の了承を得ることではないかと思う次第でございます」と説明した。

最後に津島はアジア競技連盟の対応に大きな欠陥があったことを認め、また日本の中でこの問題に対し大きな反響を呼んだことで「将来の東京オリンピック大会の実行上に支障があるということであれば、これはわれわれとして非常に残念なことであり、また、われわれの足らざるところを私は反省しなければならぬと思います」と反省の弁を述べた。

以上のような「相当詳細な経過の報告」を受けて質問に立った福永は、当時の状況を慮り「現地の異常な雰囲気の中でわかっちゃいるけどやめられないというような、そういう行動もあったように私は見るのであります」し、問題発生時に現地や国内でいろいろ議論や混乱があったのは致し方ないとする一方で、大会が終わり現在になっても「人によって言うことが違う、人によって言うことが違うだけならまだよろしいが、同じ人が時によっていろいろなことを言う」状況に「いささか精神分裂的な印象」すら覚えると追求した。「ルールを厳守することを生命とするスポーツ」で起きた今回の問題に対し福永は「特に申し上げておきたい」とし答弁を以下のような言葉で締めくくった。

日本のスポーツ界幹部各位の挙措が世界のスポーツ界に不信の念を抱かしめるというようなことになっては、これは私は大へんなことと思うのであります。オリンピックにどう影響するかということももとよりでございますが、こういうようなことについては、わが日本のスポーツ界が、世界の多くの部分ないし一部分から、そういうような意味において不信を買うようなことのないことが私は望ましいのであります。こういう点についても、一つぜひ今後の努力によって遺憾な

いように、これをお願い申し上げておく次第でございます¹²⁰

続いて阪上安太郎による質問が始まる。阪上は、憲章違反をしながら大会に参加したこと、失態を犯しているのにも関わらず「その責任の所在をまったく転嫁してしまっ」ており「何ら自主的な日本のスポーツ代表団として責任をちっとも感じていない」と批判した。

東京オリンピック大会に影響がないと言ったって、そういう精神でもって次のオリンピック大会を運営していこうということであるなら、これは大きな影響があると私は思う。単に国際陸連の態度が、日本の参加についてはこれは除名しないというような態度に出たから、それですべてのことがおさまってしまうのだという考え方は、これはまことに驚くべき考え方だと思う。これはもう明らかに国際スポーツ憲章への挑戦だ、かように考えてもさしつかえないと思う。また、国際信用もとみにがた落ちじゃないですか。私はそういう観点に立って考えるときにつくづく、現在日本はもっとスポーツの姿勢をこの際正すべきであろう、こういう考え方を持つわけなんであります¹²¹

続けて阪上は「大会に参加した理由がはっきりしない、確信を持っておられないように思うのであります。ことに現地におけるわが代表団の解釈というものは、きわめて不統一です」と日本選手団内の認識や見解の不一致を批判する。この「不統一」な「解釈」とは、参加、引揚げを巡る現地での経緯だけではなく、帰国後の田畑発言などを含んでのものであった。田畑の発言に関しては、日本社会党衆議院議員の大柴滋夫からも「ご説明を願いたい」との申し出があり、田畑が事情説明を行う。田畑は「これは私の非常に言葉の足りないと申しますか、願望し過ぎてしまって、非常に混乱を起こしたことを相済まぬと思っております」と述べ、なぜあのような発言をしたのかについて、「国際競技連盟の理事」が「これを国際競技だというふうに断定するわけにはいかぬけれども、実態は国際競技会と認めざるを得ないという公式の発言」があったのだという。そしてこの発言は田畑だけでなく「青木君、野津団長のいるときにそ

¹²⁰ 同上、p. 6。

¹²¹ 同上、p. 9。

ういう返事」があり、田畑たちの中では「国際間の競技だという気持」になっていた。しかし実際には「国際競技会」にはならず最後まで第4回アジア大会のままであった。このことは秘密の話でもないので公表したし、そもそも現地でもそういう話をしているので、記者会見では東京オリンピックへの影響について聞かれたから、このことを発言した。お互いの「感覚が非常にずれておりましたのでその点非常に失敗したことをここでおわびしたいと思います」と自身の発言の仕方に起因したものであると謝罪した。

これに対し大柴は、「あなたの発言が世間に与える誤解というものがいかにもひど過ぎる」から新聞でも東京オリンピックを任せるのが不安であるというような批判が出ているし「あなたは今ここに来て、聞かれたから言ったのだ、おれの見解じゃないのだ、こういう無責任なことでは困る」から発言には「十二分に注意してほしい」と諭した。阪上も、「日本のスポーツの統一団体であるところの事務局長がそういうふうな発言をするということは、私はどうかしていると思う」と批判し「こんなことのために国際信用を落としたばかりでなく、国内の信用もがた落ちで、オリンピックに対する国民の熱情なんというものは、こんなことをしてはさめていく方向にありますよ」と田畑に問いかけた。また津島に対しても、厳しい批判を投げかける。

警告がなかったから他の競技には参加したのだ、警告があったものについてはいろいろと問題を起こしたのだ、こういう考え方自体が間違っているのじゃないかと私は思う。そうじゃなくて、もっと自主的に——オリンピック憲章の中に、オリンピック委員とはどういう態度をとるべきかということはもちろん教科書ができておるでしょう。政治的な関与を排除し、そうしてみずから自主的に判断をしていく…それがなければその資格がないんだと書いてある。…警告がなかったから問題にしなかったんだというようなものの考え方それ自体が、私はオリンピックをあなた方の手によって東京で開く資格なしと思う¹²²

阪上は「津島会長にはまことにお気の毒だけれども、やはり十分な責任をとっていただけかぬと、ほんとうに世界の東京大会に対するところの信頼というものは回復できないんじゃないかという気がするわけです」と今回の問題に対する責任を取るべきで

¹²² 同上、pp. 11-12。

あると主張したのである。そして阪上は最後に、政府、外務省に対し質問をする。8月30日のオリンピック特別委員会で、阪上は政府に対し、問題への介入を求めたが、それがどのような形で行われたのか、その措置に対する返答を求めた。これに対し外務省事務官情報文化局長の曾根明は問題に対して十分な関心は払い続けており、情報の収集も行ってはいたが、「政治はスポーツに介入すべきではないという見地」から「スポーツ団体に対して、こうせよああせよということは言うべきでない」と情報を提供することはあったが介入はしなかったと返答した。阪上は「代表団に対して、直接の干渉をすべきでないということはわかります」と一定の理解を示すが、それでも「外務省としてはほかに打つべき手があったのじゃないか」と問いかけた。

インドネシア政府に対して、堂々と、アマチュア・スポーツを守れ、アジア憲章を守れと言うことは、しかもそれが、政治的な原因が紛争の原因となっておるのだから、堂々と言えるじゃないですか。…この際は自主的な外交の力を発揮して、この国際スポーツを守るための態度というものを外務省は出すべきじゃなかったのですか¹²³

阪上は「スポーツに介入しないという考え方を、スポーツを保護しないというところまで持っていくというのでは困る」と改めて、今回の政府や外務省の対応に対して苦言を呈した。

翌9月13日の参議院オリンピック特別委員会にも津島、田畑は出席し、前日同様の事情説明を行い、理解を求めたがここでも批判を受けることになる¹²⁴。鈴木強が、アジア大会は2年半前にIOCより承認を受けなければならない、という東によって帰国直後の8月31日に行った発言を取り上げて、第4回大会が承認を求めていなかったことを知っていたのかを津島に問うた。これに対し津島は「今回の第四回競技大会はIOCがパトロナイズするという手続きをとっておらなかったという事実」があるが、これは憲章違反に当たるわけではないと主張した。しかし、東発言を踏まえるとアジア大会は「国際オリンピック[委員会—筆者注]の承認」が必要であり「初めから正式な

¹²³ 同上、p. 15。

¹²⁴ 『参議院オリンピック準備促進特別委員会（第四十一回国会閉会后）会議録』第一号、1962年9月13日。

大会でないのに、あたかも第四回アジア大会として参加したということになるのですか」と指摘した。これに対し田畑が、IOCは地域大会に関する規約があるがアジア大会にはない。つまり「必ずしもIOCのパトロナイズを求めなければならぬという規約はない」と返答した。鈴木はこの一連のやり取りを踏まえ「私は同じJOCのメンバーである東さんとあなたの言われることには多少——多少というよりかは、かなり統一されてないと思うのですね。…具体的に説明を受けた中にも根本的に意見の相違がある。これは事実ですね。そういうことがあっては困るのですね」とここでも日本選手団の不統一な見解が浮き彫りとなる形となったのである。

3-3. 津島寿一、田畑政治らの辞任

日本選手団役員の実任追求がなされる中で、その追い打ちとなったのが永野重雄の日体協財務委員長辞任表明であった。経済4団体（経団連、経済同友会、日本経営者連盟、日本商工会議所）の会合で、永野重雄が財務委員長辞任を表明し、永野と共に財務委員を務める大神一も合わせて辞任することになる¹²⁵。永野は、後日『文芸春秋』で「東京五輪の成功のために」と題した論考を掲載する¹²⁶。

永野は言う。オリンピックはスポーツを通じた相互理解や、世界平和を進めるものであり、「そのような意義のある競技大会を、日本で持てるということが、まず、スポーツに関心を持つ者の一人として大きな喜びであった」し、さらには日本の「経済的、文化的発展ぶりを世界の人に眼のあたりに見てもらうことの意義」は何よりも大きなことである。だからこそ、日体協財務委員会の委員長に就任し「愛着してやまないスポーツ」へ何らかの形でその発展に貢献できればと考えた。「一本でも多く日章旗を掲げてもらいたい」「すこしでも良い記録を残してもらいたい」そうした気持ちで、巨額の資金を調達し、選手の強化に役に立てばと頑張っていたのである。そしてその資金は「正しく責任者によって運用され、スポーツ振興に真に役立って」いなければならなかった。

だが台湾・イスラエル問題は日体協が「正しく責任者」としての責務を全うすることが出来るかどうかを疑わせる事態であった。

¹²⁵ 「永野氏辞任の意向」『朝日新聞』1962年9月20日付朝刊15面。

¹²⁶ 「東京五輪の成功のために」『文芸春秋』1962年11月号、pp. 82-86。

それにつけても、ジャカルタ大会における収集の不手際が、国民一般に、JOC（日本オリンピック委員会）首脳部に対する不信感を喚び起したのは、不幸なことであった。財界の一部に同様の懸念を起こさせたとしたら、JOC 首脳部にとって大きなマイナスであったといえよう。資金援助しようという肝心の相手がそれでは、ミルクを地にこぼし、パンを川に流すと同義である¹²⁷

永野は、一身上の都合での辞任であり、「私の辞任は[台湾・イスラエル問題とは一筆者注]無関係だ」¹²⁸と述べるが、台湾・イスラエル問題に触れながら日体協や JOC に対する思いを一筆したためたことをみるならば、日体協への不信感からなされたものであったことは否定のしようがない。

政府、新聞、財界、世論から批判を受け、四面楚歌となった日本スポーツ界首脳部。9月25日、JOCは「第4回アジア競技大会は結果においてアジア競技連盟の憲章に違反するものとなった。まことに遺憾におもう。…現地における措置の経過については不手際が多く、そのため各方面の論議をまきおこしたことについて深く反省する¹²⁹」と見解を発表し、合わせて津島、田畑、高島のアジア競技連盟評議員の辞任と津島のJOC委員長、田畑のJOC総務主事の辞任を決定する。また28日には日本陸連理事長青木半治、強化本部長織田幹雄、秘書安田誠克が辞任を表明した。青木は「日本の陸上界三十有余年の歴史に消し切れぬ汚点を残したことはかくせない。この際責任をとることに決めた」と語り、織田幹雄も「アジア大会と国際陸連総会から帰国して想像以上に政界、財界がこの問題を取りあげ、さらに世論もスポーツ界にきびしい批判を下している。アジア大会問題をはじめこんなさわぎを起こし、さらにこれが東京オリンピックへも影響しそうな形勢にある。私もこの責任を痛感して退くことにきめた」と語った¹³⁰。そして10月3日、JOC委員長を辞任した津島が日体協会長の辞任も発表する。

今日までのこのようなわがスポーツ界の混乱した事態を生じたことに対し、私

¹²⁷ 同上、pp. 82-86。

¹²⁸ 「底流にアジア大会不満」『朝日新聞』1962年9月21日付夕刊1面。

¹²⁹ 日本体育協会『昭和37年度緊急（第13回）理事会議事録』1962年9月25日。

¹³⁰ 「青木、織田氏ら辞表」『朝日新聞』1962年9月29日付朝刊1面。

は非常な責任を感じ、改めてお詫びしたい。本会についても、この際機構の刷新が望まれるとおもうので、本会会長を辞任したい。今後は人事刷新の上諸君が力を合わせて東京オリンピック大会、本会今後の発展に尽くしてもらいたい¹³¹

おわりに

第4回アジア大会における台湾・イスラエル参加問題はまさにスポーツと政治を巡って起きた問題であった。参加各国に対してそれぞれの立場の表明を迫ることになり、日本選手団は参加／引揚げを巡って一時対立は見られたが、最終的に全競技参加という決断を下す。ところがこの現地の判断は日本国内において批判を招いた。アジア競技連盟の憲章違反の大会への出場を強行し、インドネシアの政治的策略に呑み込まれ、有効な対策を講じることが出来なかったと受け止められ、かつ帰国後も見解の不統一さが浮き彫りとなり、日本スポーツ界には厳しい批判が降りかかったのである。事態を重く受け止め、2年後に迫った東京オリンピックに対して大きな影響が出ることを危惧した政府や世論は、日本スポーツ界に対し体制の刷新を求めた。政府は、直接台湾から問題に対する対応要請などがあつた際には、政治的介入はしないとの原則に則りながらも、参加に関し慎重に考慮するよう日本選手団に求め、また日本選手団が参加を決めた後には「全く不可解」とその対応に疑問を示した。最終的に津島や田畑を筆頭に幾人かの日本スポーツ界首脳部が辞任に追い込まれることになる。

この事態の渦中において、責任を取る立場となった田畑は、後に自著の中でこの台湾・イスラエル問題に関して回顧している¹³²。その中で田畑は、インドネシアの当時の状況を考えれば決して予測できなかった問題ではないとしながらも、それでも問題に対する確たる証拠をつかむことができず誘われるがまま参加してしまったことについて反省の弁を述べているが、参加したこと自体は間違っていなかったという信念は変わらなかった。

ルール違反とわかった以上、すぐ不参加を表明し引きあげよという議論には承服できなかった。非合法の大会を合法化することに全力を傾倒することこそ、ア

¹³¹ 日本体育協会『昭和37年度第14回理事会議事録』1962年10月3日。

¹³² 田畑政治『スポーツとともに半世紀』静岡県体育協会、1978年。

ジア・スポーツ界の先兵をもって自他ともに認める日本スポーツ界の代表のとるべき道と私は確信していた¹³³

参加したからには、問題があるから引揚げるというのは筋違いであり、「非合法の大会を合法化すること」が第一であるとする考えは今も変わらないと書き残したのである。ただ田畑による回顧話の終着点はここではなかった。ここから話は当時の日本スポーツ界の裏話へと展開していく。オリンピック予算獲得のため、大蔵省との関係を考慮して会長に就任した津島ではあったが、高齢かつ大蔵省への「神通力」の欠如が明らかになることで、その解任を池田勇人、川島正次郎、河野一郎¹³⁴が望んでいたという。その噂は津島本人の耳にも届くほどになっていたが、この時津島は「田畑が辞めないなら辞めない」と答えていたという。実は津島と田畑は、その不仲が噂されており、それを一端として第4回大会開催直前の閣議で、川島が東京オリンピックに向けて日本スポーツ界の体制が整っていないと発言しており、スポーツ界の体制に対する不安も一定程度存在していたのである¹³⁵。田畑はこうした背景の中で発生したのが台湾・イスラエル問題として、話を続ける。参加と引揚げを巡って役員の中で議論が別れた時に川島は参加を推した。そして日本選手団は参加に踏切ることになるが、大会終了後、突如川島は役員たちの決断力不足など現地での対応を疑問視し、批判を田畑たちに浴びせたという。

この事件が発端となって、この問題とまったく関係もない東京オリンピックの仕事をやめなくてはならなくなるとは思ってもいなかった。それだけに辞めることになったのは、まったく心外で、今から思えば川島氏の謀略であったような気がしている¹³⁶

田畑の回顧によれば、台湾・イスラエル問題は東京オリンピックを控えた日本スポーツ界を巡る政治的争いの中の一過程であり、田畑たちは政府の「謀略」によって辞めさせられた悲劇の人物ということになる。しかし台湾・イスラエル問題がそうした

¹³³ 同上、p. 136。

¹³⁴ 建設大臣、後のオリンピック担当大臣

¹³⁵ 「くずれた？組織委の『両輪』」『日刊スポーツ』1962年8月19日付7面。

¹³⁶ 前掲 132、p. 137。

政治的謀略に利用されたとしても、同問題をめぐる混乱に対し楽観的な態度で向かい、朝令暮改的で、見解が個人によって違うという日本選手団役員の不統一な態度や「よろめき」は否定のしようがない。日本選手団に浴びせられた世間からの批判に対し、責任を取ることは「謀略」的な背景がなかったとしても不可避な状況であっただろう。

こうした日本スポーツ界に対する責任追及の一方で、台湾が外務省にインドネシアへの対応を求めたり、阪上が日本政府からインドネシアに対し事態の是正を要求するよう述べたりと、積極的な政治の介入を求める声も存在していた。政府はそれらをスポーツへの政治介入になると否定し、表立って介入することを避け続けた。津島、田畑の更迭も、責任をとる「自発的」な態度を求めていたものであったといえる。台湾・イスラエル問題について日本の世論はインドネシア政府によるスポーツへの介入として批判していたのであり、こうした状況下で表立って日本政府が介入することは避けねばならなかった。そのことは政府と在インドネシア日本大使館とのやり取りに明確に示されている。だが政府は、第4回大会中、「憂慮」を伝えると共に参加可否を慎重に対応することを求め、日本選手団の参加が決まったあとには「不可解」と疑義を明らかにし、さらに終了後には責任体制の確立を要望する。それらは間接的であれ明らかかな政治介入である。そこには田畑のいう「謀略」が仕組まれていた可能性もあるが、「筋の通った見解」を日本スポーツ界に求めたにも関わらず、終始ドタバタな対応となり、世論の批判が高まったために政府が口を出さざるをえない状況が生み出されたともいえるだろう。阪上が問題解決のために政府の介入を求め、政府のスポーツへの介入に関する十把一絡な態度を批判したことは、日本スポーツ界の解決能力に疑問をもっていただけに他ならない。また、それはスポーツへの政治介入ではない、政治的な次元での対応がありえるとの見解を示したものであった。

第4回大会における台湾・イスラエル参加問題は、日本スポーツ界が国際政治の動向に対し「スポーツの精神」を貫き通すか否かという点での対応をめぐり国内において批判を浴びせられたが、それ以上にこの問題はそもそも日本スポーツ界だけで解決しうるものではなかったのである。

第4章. GANEFO 問題

やはりそうですか。われわれ[ドミニカ選手団—筆者注]も体協とはまったく無関係の参加です。政府も国民もわれわれの出発にあたってはそ知らぬ顔で。大手を振って出てこられなかったのは残念ですが、別に気にもしていません

ANEFO に向かう途上で羽田空港の降り立ったドミニカ選手団へのインタビュー¹

はじめに

1963年2月7日、IOC 理事会はインドネシアオリンピック委員会に対し、オリンピック参加の無期限禁止を決定する。IOC 会長のブランデーは以下のようなコメントを残した。

この IOC 実行委員会[理事会—筆者注]の決定は最終的なものである。しかしこの除名の決定については、もしインドネシアのオリンピック委員会 (NOC) が今後このような政治的な差別を行わないことを保証するならば、この決定はとり消されるだろう²

第4回アジア大会への台湾とイスラエルの参加を、インドネシアが事実上拒否したことを重くみた IOC は、大会を主催したインドネシアに対し、処分を下した。これは、IOC による初めてのオリンピック出場禁止の決定であった³。そして、この処分が初めて適用される大会となるのが、翌年に控える東京オリンピックに他ならず、日本でも新聞各紙の1面で取り上げられた⁴。東京オリンピック組織委員会事務総長の与謝野秀は、「正式な発表としてはまだ聞いていないが、いずれにせよこれは大変な問題だと

¹ 「エア・ポートレポ 悩みは同じスポーツと政治」『読売新聞』1963年11月4日付朝刊14面。

² 「東京五輪インドネシアの出場停止 IOC 委が決定」『朝日新聞』1963年2月8日付夕刊1面。

³ この報を受けた高石真五郎 IOC 委員は「驚いたのは実行委員会が始まるとすぐ即決でインドネシアを除名していることだ。各委員の強い態度が反映していると思う。除名という例はかつてないことだ。インドネシアの完全な反抗を考えると無理もないだろう」と述べている。（「東京五輪インドネシアの出場停止 IOC 委が決定」『朝日新聞』1963年2月8日付夕刊1面。）

⁴ 新聞各紙による初出は以下を参照。「東京五輪インドネシアの出場停止 IOC 委が決定」『朝日新聞』1963年2月8日付夕刊1面。「インドネシア縮出し 東京五輪 アジア大会問題で」『毎日新聞』1963年2月8日付朝刊1面。「オリンピック大会にインドネシア出場停止 IOC 委で決定」『読売新聞』1963年2月8日付夕刊1面。

思う。はっきりしたいきさつがまだわからないし、またインドネシアのオリンピック出場資格停止がいつまで続くかもわからない」と述べた⁵。

IOCによるインドネシアへの処分に対し、インドネシアのスポーツ大臣であるマラディは、IOCが「帝国主義者、資本家、植民地主義者の利益を代表する台湾やイスラエルの手先」になっており、インドネシアが東京オリンピックへの参加を締め出された現状は「オリンピック精神からほど遠く、かつ帝国主義者までもがIOC憲章に規定するオリンピック諸原則の考え方」を無視するものであると批判する声明を発表した⁶。インドネシアオリンピック委員会も、IOCがインドネシアに一言も弁明をさせずに処分を下したこと、第4回アジア大会以前にも「ある国はその政府の意向で特定の国を除外して大会を開いているが、これにはなんらの制裁をしていない」と自分たちだけが処分の対象となったことを批判した⁷。2月13日、インドネシアのスカルノ大統領が記者会見を行った。スカルノ大統領は「インドネシアは圧力を受けている」と、IOCによるオリンピック参加無期限禁止処分と、スポーツにおける政治的差別の解消を求める、というインドネシアオリンピック委員会への要求を批判し「大統領および革命の最高指揮者として私はインドネシアがIOCから脱退すること」を声明すると同時に、別個の国際大会設立の計画を発表した。いわゆる GANEFO (The Games of New Emergencies Forces : 新興国競技大会) である。

インドネシアはオリンピックを離れて、今後新興諸国のスポーツ大会をできるだけ早く開くこと支持する。この大会にはアジア・アフリカ、ラテン・アメリカおよび社会主義諸国をふくむことになる⁸

GANEFO の開催は、帝国主義や新植民地主義に対抗し、非同盟運動やアジア・アフリカの団結に立脚したインドネシアの対外政策と不可分なものであった。インドネシアにとって必要な国際スポーツ大会とは、インドネシアがアジアの中でも発展した国であるということを知らしめ、かつインドネシアの対外政策と一致するものでなけ

⁵ 「“困った問題、”『朝日新聞』1963年2月8日付夕刊1面。

⁶ 「IOC非難の声明」『朝日新聞』1963年2月10日付朝刊13面。ここでの「帝国主義者」とは、インドネシアに対し処分を下したIOC委員に向けた蔑称的に用いられていると考える。

⁷ 「“IOC理事会は不公平、”『毎日新聞』1963年2月11日付朝刊7面。

⁸ 「IOCから脱退」『読売新聞』1963年2月14日付夕刊1面。

ればならなかった。つまり第4回アジア大会における台湾とイスラエルの参加問題や、同大会でのアラブ諸国参加問題によって、インドネシアにとってアジア大会は自国の対外政策と一致させることができないものと認識され、新たなる大会を創設する必要がある。インドネシアにとって GANEFO とは、IOC による参加資格停止に対する対抗措置として現れたものではなく、そもそもの政治目標を達成するうえで必要不可欠なものであった⁹。

本章では、1963 年に開催された GANEFO への日本選手参加問題を取り上げる。GANEFO に関しては、ヒューブナーによって取り上げられている¹⁰他は、国家政策としてのスポーツと政治の問題を取り上げる際の一つの事例として言及されるにすぎず¹¹、日本との関係に関しても一般書はあれども研究については皆無に近い状況である¹²。

前年に開催された第4回アジア大会における台湾・イスラエル参加問題の記憶もまだ新しい中で、再び日本スポーツ界はスポーツと政治をめぐる問題の渦中に巻き込まれることとなった。そして、この問題は日本スポーツ界だけではなく、日本政府に対しても多大な影響をもたらすことになる。

時の政権を任されていた池田勇人首相にとって、前任である岸政権での、安保闘争やアイゼンハワー大統領来日中止といった事態によって失った国際的信頼の回復は、急務であった。そのため池田首相は、日本が西側の一員であり、反共であるという姿勢をより明確に打ち出すこと、さらには東南アジアの大陸部¹³を防共の一角にする政治的目標を打ち立てる。池田政権は、岸政権より続く経済政策としての東南アジアへの関心と共に、防共という対外政策としても東南アジアに関心を寄せることになったのである。ところが池田政権のアジア政策の焦点は、東南アジアの島嶼部にあたるイ

⁹ Stefan Huebner, *Pan-Asian Sports and the Emergence of Modern Asia*, NUS Press, 2016, pp. 125-146. (シュテファン・ヒューブナー、高嶋航／富田幸祐訳『スポーツがつくったアジア』一色出版、近刊)

¹⁰ 同上。

¹¹ 森下義仁「スポーツと政治 スポーツをめぐる国際問題(1)」『拓殖大学論集』第92号、1973年、pp. 277-302。鈴木勝衛「国際スポーツにおける諸問題」『福島大学教育学部論集』1976年、pp. 65-80。川本信正『スポーツ現代史』大修館書店、1976年。川口智久「現代スポーツ論批判」影山健／中村敏雄／川口智久／成田十次郎編集『現代スポーツ論序説』大修館書店、1977年、pp. 167-228。

¹² 浦辺登『アジア独立と東京五輪』弦書房、2013年。

¹³ 東南アジアとは、通常 ASEAN 加盟 10 カ国と東ティモールの範囲のことを指す。その内、インドシナ半島に位置するベトナム、カンボジア、ラオス、タイ、ビルマ(ミャンマー)の 5 カ国を大陸部、マレー半島と海上に位置するマレーシア、ブルネイ、シンガポール、インドネシア、東ティモール、フィリピンの 6 カ国を島嶼部と区分する。監修石井米雄他・編集桃木至朗他『東南アジアを知る事典』新版、平凡社、2008年、p. 516。

インドネシアとオランダ間の問題に当てられることになる。アジア・太平洋戦争終結後のインドネシアの独立宣言以降、一向に解決の見えないインドネシアとオランダ間の戦後交渉の中で日本は苦しい立場に立たされ、幾度も日本は両国の板挟みに合い、深刻な場合は日本の対処に対してインドネシアで暴動が起きることも稀ではなかった。池田政権にとってインドネシアは非常に厄介な存在であったのである¹⁴。

こうした状況が好転しだしたのが 1960 年代前半のことである。インドネシアとオランダの戦後問題が一段落したこと、またマレーシア紛争¹⁵が沈静化してきた中、池田政権は、これまで以上にインドネシアとの関係強化を目論んだ¹⁶。このインドネシアとの関係の改善という課題によって、日本政府は GANEFO 参加問題にも巻き込まれざるを得なくなった。

GANEFO を主催するインドネシア、日本スポーツ界、日本政府、この 3 者間で GANEFO 参加問題が展開していった。本章の課題はこの 3 者の中で、日本の参加問題がどのように取り扱われ、展開していくのかを明らかにし、この時期の日本におけるスポーツと政治の関係について考察をすることである。

第 1 節. GANEFO 開催構想

1963 年 4 月 17 日、日本の外務省に、在インドネシア日本大使館から GANEFO の規則や準備会議招請状の写しが届いた。写しには、GANEFO を 1963 年 10 月から 12 月の間に開催すること、そのための準備会議を、5 月初頭に開催する予定であることが明記されていた。また GANEFO に関する趣旨説明として、オリンピックに対抗するものではなく「英連邦スポーツ大会の如くオリンピックの補助的役割を果たす」目

¹⁴ 以上、後藤乾一・山崎功『スカルノ インドネシア「建国の父」と日本』吉川弘文館歴史文化ライブラリー、2001 年。吉次公介『池田政権期の日本外交と冷戦』岩波書店、2009 年。入江寿大「池田勇人の対東南アジア外交(一)」『法學論叢』165 卷 2 号、京都大学法学会、2009 年、pp. 49-76。例えば 1960 年にオランダ唯一の航空母艦であるカーレル・ドールマンが、日本に寄港することに対しインドネシアが強硬に反発し、結果的に日本への寄港を断念したという事件が発生している(カーレル・ドールマン号事件)。

¹⁵ マレーシア紛争とは、1957 年にマラヤ連邦(現マレーシア)の首相ラーマンが、マラヤ、シンガポール、英領ボルネオの連邦構想を提唱したことに対し、インドネシアが反発を示して始まった紛争である。

¹⁶ 入江寿大「池田勇人の対東南アジア外交(二)」『法學論叢』第 166 卷 1 号、京都大学法学会、2009 年、pp. 88-123。

があることが強調されていた¹⁷。また 24 日には、フィリピン外務省ブエスゴ局長が在フィリピン日本大使館を訪問し、日本の GANEFO 準備会議への参加について尋ねた。在フィリピン日本大使館では、日本は新興国ではないから招待があっても参加しない可能性が高いとその場では返答し、この件を外務省に伝えた。外務省は、日本体育協会（以下日体協）、日本オリンピック委員会（以下 JOC）に準備会議参加に関する見解を確認したが、これに対し両団体は、招待状も届いておらず、また日本は新興国ではない、という見解から招待があったとしても「インドネシアが IOC を脱退した現状では明年にオリンピック開催を控えたわが国として参加は考えられない」と準備会議への参加の意志はないと返答した¹⁸。その後、日本に対し、準備会議への出席要望がなされることはなかった。

GANEFO 設立の準備会議は 4 月 27 日よりジャカルタで開催された。準備会議冒頭、スカルノ大統領が壇上に立ち「国際オリンピックは既成秩序、植民地主義者、帝国主義者の道具となり、創設者の意図から逸脱してしまっている。インドネシアはスポーツをその政治目的即ち世界親善と平和のために使用せんとするものであり、GANEFO は既成秩序に対抗する道具である旨」の演説を行った。準備会議への参加国はカンボジア、中華人民共和国、ギニア、インドネシア、イラク、マリ、パキスタン、北ベトナム、アラブ連合、ソ連、ユーゴスラビア、セイロンであった。会議最終日の 29 日に「新興勢力に属する全ての国家におけるスポーツ、体育およびスポーツ運動の自主的発展を助長するとともに、新興勢力に属する国家間の友好関係あるいは世界平和親善促進のためこれら新興青年の間にスポーツ競技を振興させること」を目的とした GANEFO が正式に発足し、11 月中旬の開催を目指し準備委員会が設置された¹⁹。

GANEFO 設立の報を受けた JOC 委員長の竹田恒徳は、「われわれとしては東京オリンピックを完全にやり抜くことが当面の目的である。…JOC としては当分は静観す

¹⁷ 「GANEFO 規則及び同準備会議開催招待に関する件」昭和 38 年 4 月 17 日『新興国競技大会 (GANEFO) 関係(一九六三年於ジャカルタ)』P.1.10.0.8、外務省外交史料館。ここで出てくる英連邦スポーツ大会とは、コモンウェルスゲームズと言われるものである。コモンウェルスゲームズとは、元々大英帝国に所属していた英連邦諸国によって 4 年に一度開催されている総合競技大会のことである。日本体育学会監『最新スポーツ科学事典』平凡社、2006 年、p. 511。

¹⁸ 「インドネシアの GANEFO 開催に関する件」昭和 38 年 4 月 25 日『新興国競技大会 (GANEFO) 関係(一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館。

¹⁹ 「GANEFO 準備会議開催に関する件」昭和 38 年 5 月 8 日『新興国競技大会 (GANEFO) 関係(一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館。

ることになろう」²⁰とまず日本が優先すべきは東京オリンピックであると述べ、東京都知事／IOC委員の東龍太郎は「新連盟の競技会はオリンピックの精神を基盤とするというのならばなにも新興国に限らないでみんなと一緒にやればよいと思うが…。IOC委員としては現在、何もいうことはないが、あまりいい気持のものではない」²¹と発言した。GANEF O の設立は「インドネシアが主唱している新興国スポーツ大会なるものは、昨夏のアジア大会の際、同国が政治的理由から台湾、イスラエル両チームの入国を拒否して IOC の非難を浴びたところから、自発的に IOC を脱退した時に明かにした構想」²²であるとして、第 4 回アジア大会における台湾とイスラエル参加問題とその後の IOC によるインドネシアの資格停止処分に対するインドネシアの対抗措置と見られていた。ゆえに東京オリンピックを控える日本のスポーツ関係者にとって「あまりいい気持のもの」ではなかったといえる。

準備委員会が設置された後も、日本に参加を求めるような動きがすぐに表れることはなかった。むしろ 4 月から 6 月にかけては、同時進行で交渉が進められていたインドネシアの IOC 復帰に関して、日本は仲介役を買って出ており、日本とインドネシアの折衝が続けられていた²³。日本に対し、GANEF O 参加要請が届けられることになるのは 7 月に入ってからのことであり、その打診先となったのは日体協や JOC といった日本スポーツ界ではなく外務省であった。

第 2 節. 日本の GANEF O 参加問題

2-1. 政治的要請としての GANEF O 参加の打診

7 月 23 日、在日本アラブ連合大使館のレセプションにおいて、インドネシアのウバニ公使と稲田南東アジア局長が「立ち話」をする。そこでウバニ公使は稲田局長に対

²⁰ 「当分は静観する」『朝日新聞』1963 年 5 月 1 日付朝刊 9 面。

²¹ 「いい気持ではない」『朝日新聞』1963 年 5 月 1 日付朝刊 9 面。

²² 「インドネシアの新興国スポーツ大会 (GANEF O) 開催とわが国に対する参加招請について」昭和 38 年 8 月 21 日『新興国競技大会 (GANEF O) 関係(一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館。

²³ インドネシアのオリンピック復帰交渉はマラディスポーツ大臣が「インドネシアの東京オリンピック参加、不参加はわれわれにとっては重要ではない。われわれは国際オリンピック委員会 (IOC) にわびを入れる必要は全くない」との発言もあり、暗礁に乗り上げることになる。「新興国競技は 11 月 10 日から」『朝日新聞』1963 年 7 月 7 日付朝刊 13 面

して、GANEF0 への日本の参加を打診する。GANEF0 には、第 1 回アジア・アフリカ会議のオリジナルメンバーであるアジア、アフリカの 29 カ国、またラテン・アメリカや東ヨーロッパ、その他に参加を希望する国を招待する予定であること、開催日程は 11 月 10 日から 20 日までの 10 日間を考えていること、IOC との関係に留意し、各国の参加選手団は「junior team」でも良く、IOC に対抗するような意図はないこと、台湾、イスラエルは招待しないが、南北ベトナムと朝鮮は招待することを「本国政府からの通報」で「日本政府に説明するとともに GANEF0 に対する日本政府の一般的な意向を打診するよう訓令を受けた」として稲田局長に伝えたのである²⁴。

7 月 26 日、インドネシアで GANEF0 に関する記者会見が行われた。記者会見でマラディスポーツ大臣は、日程は 11 月 10 日から 22 日の 12 日間、実施競技は 20 種目、参加国として 40 ヶ国以上を見込んでおり、7 月 1 日より招待状を随時送付していることを明らかにした。「バンドン精神とオリンピック理想に基づき、新興諸国間のスポーツ交流」を促進し世界平和に貢献することを目的として述べたのである。ただ、参加国については中華人民共和国や北ベトナムといった IOC 非加盟国が招待されている一方で、第 4 回アジア大会に参加できなかった台湾とイスラエルは GANEF0 参加国リストに挙がっておらず明らかに「政治上の差別により参加国を限定」していると外務省に在インドネシア日本大使館から報告がなされた²⁵。

図表. 4-1 1963 年 7 月 26 日インドネシア発表 GANEF0 招待国 (39 カ国)

7月26日インドネシア発表GANEF0招待国(39ヶ国)				
アジア		アフリカ	ヨーロッパ	ラテン・アメリカ
インドネシア※	モンゴル▲	ギニア※	ソ連※	ボリビア
カンボジア※	北朝鮮▲	マリ※	ユーゴスラビア※	ブラジル
中華人民共和国※	ビルマ	スーダン	チェコスロバキア▲	キューバ
イラク※	ネパール	エチオピア	ハンガリー▲	メキシコ
パキスタン※	アフガニスタン	ガーナ	ブルガリア▲	
北ベトナム※	イエメン	アルジェリア	ポーランド▲	
アラブ連合※	シリア	タンザニア	東ドイツ▲	
セイロン※	レバノン	リビア	ルーマニア▲	
			アルバニア▲	
※はGANEF0準備会議参加国／▲は「社会主義国家圏」と史料で類別された国				

(注)「Ganefo 開催に関する件」昭和 38 年 8 月 9 日『新興国競技大会 (GANEF0) 関係 (一九六三年

²⁴ 「インドネシアの新興諸国競技大会 (GANEF0) 開催に関する件」昭和 38 年 7 月 25 日『新興国競技大会 (GANEF0) 関係 (一九六三年於ジャカルタ)』、F.1.10.0.8、外務省外交史料館。

²⁵ 「Ganefo 開催に関する件」昭和 38 年 8 月 9 日『新興国競技大会 (GANEF0) 関係 (一九六三年於ジャカルタ)』、F.1.10.0.8、外務省外交史料館。

於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館を基に筆者作成。

会見後、マラディスポーツ大臣は在インドネシア日本大使館員の永井に対し、スカルノ大統領が日本の参加を熱望していること、在日本インドネシア大使館を通じて日本の参加を打診する予定であること、日本政府や日本スポーツ界からの派遣が難しいようなら「学生実業団体等の代表の形で派遣を考慮するよう本国政府に伝達ありたい」と伝え、日本の GANEFO 参加を要望した²⁶。

マラディスポーツ大臣による記者会見と同日、7月26日、日本では在日本インドネシア大使のバンバン・スゲンと外務省アジア局長の後宮虎郎による会談が行われた。スゲン大使は日本の置かれた立場に理解を示し、また GANEFO 開催には東京オリンピックを妨害する意図はないことを述べたうえで、GANEFO への日本の参加を要望する。その参加に関しても、IOC が問題として取り上げることのないように「日本の別個の『コミッティー』を選定し選手を派遣してはどうかと方策を提案する。これに対し後宮アジア局長は、外務省でのスポーツに関する案件は情報文化局の担当であり、また政府はスポーツに干渉しない原則であるとして、回答を避けたが、スゲン大使は「そのことは了解しているが、旅券の発給その他で大きな発言権を有する外務省の好意的な配慮をお願いする」と述べた²⁷。

8月13日にはウバニ公使が後宮を訪ね、GANEFO の正式な招待状を手渡す。この時後宮が「招待状はなぜ情報文化局に手交しないのか」と問いかけたのに対してウバニ公使は「本件は広い政治的見地からも取上げてもらい度いのでアジア局長に持参した」と返答し、続けてスゲン大使同様に GANEFO の開催はオリンピックを邪魔するためではないこと、GANEFO にはトップ選手でなくてもかまわないので選手を派遣してほしいと述べた²⁸。

インドネシアは、日本の GANEFO 参加が実現するよう外務省を立て続けに訪問する。それは「広い政治的見地」という言葉に示されているように、アジアの国際関係

²⁶ 「第1回 GANEFO 開催に関する件」昭和 38 年 7 月 27 日『新興国競技大会 (GANEFO) 関係(一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館。

²⁷ 「マレーシア問題、新興諸国競技大会に関するバンバン・スゲン駐日大使と後宮アジア局長の会談録送付の件」1962 年 7 月 30 日『新興国競技大会 (GANEFO) 関係(一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館。

²⁸ 「アジア局長とウバニ公使との会談の件」昭和 38 年 8 月 13 日『新興国競技大会 (GANEFO) 関係(一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館。

という視点から、GANEF0 の参加を考慮してもらいたいというインドネシア側の思惑があったからであった。スポーツの問題として取り上げた場合、東京オリンピックを控える日本にとって GANEF0 への参加は、IOC から資格停止処分を受けているインドネシアとの交流にあたり、後に IOC から日本に対してなんらかの処分が下される可能性も十分に考えられた。スゲン大使が「別個の『コミッティー』」と提案したのは、こうした日本の置かれた立場を理解し IOC との関係を考慮した上で、GANEF0 への日本の参加を実現するためであったといえるだろう。そこで最終的に重要になってくるのが選手の派遣に関する実務的な要件であった。だからこそ「旅券の発給その他で大きな発言権を有する外務省」に「好意的な配慮」を要請してきたと考えられる。

これに対し外務省は、これまでみてきたように、政府はスポーツに干渉しない原則であり「専ら民間スポーツ団体の決定に委ねるべきである」²⁹という態度を貫いた。こうした日本政府の態度は、外務省が日本の GANEF0 参加問題に関する情報を在インドネシア日本大使館に電信した史料にもしめされているような国内世論への配慮が強く働いていた。

わが国においては政治とスポーツははっきり区別すべきであるとの世論極めて強く、スポーツを政治に利用するインドネシアに批判的であった次第であり、政府としてはその後も右世論を考慮して各般のスポーツ問題を処理し来たので、GANEF0 問題についてのみ政府が政治的にスポーツ団体に対し参加を要請することは今後、スポーツ問題の処理に混乱をもたらすべくオリンピック大会を控えた現在到底なし得ないところである。³⁰

政治とスポーツを「はっきり区別すべき」という世論が極めて強い以上、政府として直接介入は避けなければならない。こうして外務省は池田首相にも了解を取ったうえで、日体協に GANEF0 参加問題を一任する。しかし、その一方で、情報文化局長と竹田 JOC 理事長／日体協理事長が内々に協議を行い、GANEF0 で実施される競技

²⁹ 「インドネシアの新興国スポーツ大会 (GANEF0) 開催とわが国に対する参加招請について」昭和 38 年 8 月 21 日『新興国競技大会 (GANEF0) 関係(一九六三年於ジャカルタ)』、F.1.10.0.8、外務省外交史料館。

³⁰ 「わが国の GANEF0 参加問題に関する件」昭和 38 年 8 月 23 日『新興国競技大会 (GANEF0) 関係(一九六三年於ジャカルタ)』、F.1.10.0.8、外務省外交史料館。

種目の内、オリンピックでも実施される競技種目に参加してしまうと東京オリンピックに悪影響を及ぼす可能性があるが、かといって全競技に参加しないとなるとインドネシアとの「外交上政府を困難な立場にたゞしめる虞れがある」ので、インドネシアから要望のあった空手と、その他オリンピック種目以外のものに選手派遣する方向で検討すること、ただし「如何なる規模の物を派遣し得るかは専ら体協の今後の決定」に任せることになった³¹。

8月23日、外務省は在日本インドネシア大使館に、日本政府はスポーツに関与しない方針であること、GANEF0に関する最終決定は日体協に委ねると返答した³²。

インドネシアからのGANEF0参加要請に対し、外務省はスポーツに干渉しないと原則に基づきその判断を日体協に委ねる。ただ実際には、外交上の目的を成し遂げるべく、日本政府は、水面下で日体協に働きかけていたのである。

2-2. 日本体育協会の不参加決議

8月28日のJOC総会で、GANEF0参加問題が取り上げられ審議が行われた。GANEF0参加については、日体協が最終的結論を出すべきであるとして、GANEF0の結論を出すことはなかったが、GANEF0は政治上の差別により参加国を限定しているという点が批判の対象となり、出席者の多くが不参加の意見を表明した³³。総会に出席していた高石真五郎は「とんでもない大会だ。バカバカしくてお話にならない。あきらかにオリンピック憲章に違反しているし、第一、日本は新興国じゃない。参加するなんて論外のさたである」³⁴と日本選手の派遣に断固反対した。つづいて9月4日、日体協理事会が開催されGANEF0参加問題が話し合われた。その前日の、日体協首脳部の話し合いでは、GANEF0が「きわめて“政治的、なことは明らか”³⁵であるとの意見が出ており、4日の理事会では8月28日のJOC総会と同様に「スポーツを政治に利用してIOC憲章に違反していることから絶対参加すべきでないとの原則

³¹ 同上。

³² 「GANEF0(新興諸国競技大会)招待状に関する件」昭和38年8月23日『新興国競技大会(GANEF0)関係(一九六三年於ジャカルタ)』、F.1.10.0.8、外務省外交史料館。

³³ 「わが国のGANEF0参加問題に関する件」昭和38年8月29日『新興国競技大会(GANEF0)関係(一九六三年於ジャカルタ)』、F.1.10.0.8、外務省外交史料館。

³⁴ 「参加するなんて論外」『日刊スポーツ』1963年8月29日付6面。

³⁵ 「体協きょう協議」『読売新聞』1963年9月4日付朝刊4面。

論が圧倒的」で、また東京オリンピックとの関係や 10 月下旬には東京国際スポーツ大会³⁶を控えていることから、派遣は現実的ではないとして、不参加を決定した。またその際、不参加を公表するにあたって、その理由については「諸般の事情」という以上の説明はしないことが決定される³⁷。大庭日体協専務理事は「非常に微妙な国際問題なので、ちょっとした表現の差で誤解を招く恐れもあるので公表することは控えたい」³⁸と記者会見でも、それ以上の不参加理由の発言は避けた。日体協のこの判断は「“スポーツと政治は別物、という大乗的な見地…『日本スポーツ界の健在』を実証してくれたといえる」³⁹との新聞報道にも見られるように、大きな論争を巻き起こすことなく国内で受け入れられた。

不参加を決めた日体協はその旨を、外務省に報告し、外務省は 9 月 10 日付で在日日本インドネシア大使館に日体協の回答を伝えた⁴⁰。

日本スポーツ界は、GANEF0 への選手派遣を拒否したが、その理由を公表することを避けた。その際に用いられたのは「諸般の事情」という言葉であったが、明確な理由を述べなかったことに前 JOC 総務主事の田畑政治は不満をもらしている。

新興国競技大会に体協が不参加の回答を出したのは当然のことで議論の余地はない。しかしその理由が「諸般による事情から」というようなひどくあいまいな表現を使ったことは実にまずいと思う。…日本の不参加は、政治的理由によるものではない。この大会が政治的差別の上に立っている以上、オリンピック精神に反するスポーツ的非法の大会だから参加が出来ないのだ、というきわめて簡明にして純粋なスポーツ的理由以外に何ものでもない。

この日本不参加の理由は、世界各国の国内オリンピック (NOC) を通じて共通

³⁶ 東京国際スポーツ大会とは、1963 年 10 月に東京で開催された国際総合競技大会のことである。翌年の東京オリンピックの予行演習として諸外国を招待して実施された。監修日本オリンピックアカデミー・編集日本オリンピック委員会『オリンピック事典』プレスギムナスチカ、1981 年、p. 204。

³⁷ 「わが国の GANEF0 参加問題に関する件」昭和 38 年 9 月 5 日『新興国競技大会 (GANEF0) 関係 (一九六三年於ジャカルタ)』、F.1.10.0.8、外務省外交史料館。

³⁸ 「体協、不参加を決定」『朝日新聞』1963 年 9 月 5 日付朝刊 1 面。

³⁹ 「新興国大会参加しない」『日刊スポーツ』1963 年 9 月 5 日付 5 面。

⁴⁰ 「体協不参加を外務省に伝える」『朝日新聞』1963 年 9 月 5 日付 6 面。「わが国 GNEFO 参加問題に関する件」昭和 38 年 9 月 10 日『新興国競技大会 (GANEF0) 関係 (一九六三年於ジャカルタ)』、F.1.10.0.8、外務省外交史料館。

の鉄則であって、例外は許されないのである⁴¹

また、この「諸般の事情」という言葉を不参加の理由としたことについて『朝日新聞』は次のような解説を掲載している。

“諸般の事情により参加できない、”という結論は、大庭専務理事がいう「具体的な理由をしゃべって誤解されては困る」という理由のほかに、九月下旬の池田首相のインドネシア訪問をひかえ、また将来の外交関係を考え政府とくに外務省あたりに対する配慮と思われる。…

“諸般の事情、”について会議中にかわされた会話を出席委員から聞いて総合すると①新興国大会に参加しても東京オリンピックにプラスの要素は全くない。むしろマイナスである②政治的な理由で招待状を出す国を限定しているあたり、同大会はあまりにも政治臭が強すぎる③東京オリンピックを前にして時間的、財政的に余裕がない、などが主な理由のように推測される⁴²

田畑は、**GANEF0** 不参加は、はっきりと「政治的理由」ではなく「スポーツ的理由」によると示すべきだと主張した。**GANEF0** は「オリンピック精神に反するスポーツ的非合法の大会」であり、それだけで充分不参加の理由になるとした。田畑はスポーツの問題として、**GANEF0** 不参加を言明すべきと主張したのである。これに対し『朝日新聞』の解説にあるように「諸般の事情」には東京オリンピックへの考慮や、大会の政治色の強さの他に、インドネシアとの外交関係や池田のインドネシア訪問への「配慮」があったと推測している。つまり、田畑が指摘したようなはっきりとした理由を明示せず、「諸般の事情」という言葉で不参加の理由を濁したことは日体協による政治への「配慮」に他ならず、日体協自らが政治的対応の一翼を担ったことを示すものであった。

こうした中で、『朝日新聞』でも言及されていたように池田首相のインドネシアを訪問する。そして日本政府は、スポーツ界が **GANEF0** への参加を断る方向で議論が進んでいた8月下旬から、以下にみるような独自の動きを見せていた。

⁴¹ 「真意、はっきり伝えよ」『朝日新聞』1963年9月7日付朝刊13面。

⁴² 「政治臭に二の足か」『朝日新聞』1963年9月5日付朝刊12面。

2-3. 池田首相のインドネシア訪問と GANEFO 参加問題

池田首相は、1963年9月3日から10月6日にかけて東南アジア・オセアニア諸国の歴訪を計画していた。これは、日豪通商協定改正のために来日したオーストラリアのマッキュアン副首相の訪豪提案に端を発するものだが、池田は、インドネシアとの関係強化を目論見、歴訪ルートにインドネシアを組み込む⁴³。

だがこの歴訪計画と並行する形で問題となっていたのが、GANEFOの参加問題であった。日本政府は、「スポーツと政治は別である」との見解を盾に、インドネシアからの打診に対応してきたが、日本選手の派遣がスポーツ界によって拒否されている状況下での、対談となれば、スカルノ大統領から池田に対しGANEFOに関する意向を問いただしてくる可能性は、十分に考えられることであった。そこで外務省は、在インドネシア日本大使館に以下のような電信を送る。

政府がこの種の問題[GANEFO参加問題—筆者注]に積極、消極いずれの方向にせよ干渉することはわが国世論の認めるところではないので、GANEFOについてもあくまで政府は関与しない建前を堅持することと致したく、ついでには好機を捉え大統領に対し、総理訪問に際し本件が持ち出されることとなれば総理にとって甚だ embarrassing であるので、本件には触れられざるよう希望する旨を貴使の思い付きとして申入れ相成り、反応回電ありたい。本電総理の内意による⁴⁴

池田は、GANEFO問題が会談で取り上げられることを避けたかった。そのため事前に、その懸念をなくそうとしたのである。このやり取りが、外務省と在インドネシア大使館の間で行われた直後に、自民党衆議院議員の福永健司がスカルノ大統領と会談を行っている。その会談では冒頭からスカルノがGANEFOへの日本の参加要請をしてきた。

同大統領は会談劈頭 GANEFO に対する日本の参加を要請し東京オリンピック

⁴³ 前掲 16。

⁴⁴ 「GANEFO参加問題に関する件」昭和38年8月28日『新興国競技大会(GANEFO)関係(一九六三年於ジャカルタ)』、F.1.10.0.8、外務省外交史料館。

を邪魔する意図は毛頭なく、でき得れば多数の選手を送りたいほどの気持なるが、自分の切望するところは日本がアジアの大国としてアジアの新しい秩序造りに同情的態度を示してほしいこと、またその意味で GANEFO への日本の参加を真剣に考慮して欲しいのだと熱意をこめて説明した。これに対し自分は日本の立場を十分説明した積りである。⁴⁵

福永は「同大統領の本件に関する熱意から見て貴総理との会見の際本件が課題となることは避けられないのではないか」との印象を受けたと報告した⁴⁶。また在インドネシア日本大使館からは池田の事前方策に対し再考を促す電信が届く。

同大統領の反発的性格から見て本使の思いつきとして、本件を池田総理スカルノ大統領の会談トピックとして取り上げざるよう申入れた場合、かえって逆効果を生むことを恐れ御訓令実施の可否について本使は煩悶としている。本使が申入れてあっさり承知すればよし、もし本使の申入れによって彼の反発心をあおりたてることがあるとかえってまづいことになる。あくまで御訓令実施を要望せらるや折返しご指示願う⁴⁷

この報告を受けてスカルノへの打診は中止となる。スカルノを、下手に刺激させることは得策ではないとの判断が働き、もし「総理訪問に際し先方より持ち出す場合は総理より我方の立場を説明されること」に決定した⁴⁸。GANEFO 問題に関する不安を残したまま、池田は会談に臨んだが、実際の会談で GANEFO 問題が取り上げられることはなく、池田の懸念は杞憂に終わることとなった⁴⁹。

⁴⁵ 「福永議員とスカルノ大統領との会談の件」昭和 38 年 9 月 1 日『新興国競技大会 (GANEFO) 関係(一九六三年於ジャカルタ)』、F.1.10.0.8、外務省外交史料館。

⁴⁶ 同上。

⁴⁷ 「GANEFO 参加問題に関する件」昭和 38 年 9 月 1 日『新興国競技大会 (GANEFO) 関係(一九六三年於ジャカルタ)』、F.1.10.0.8、外務省外交史料館。

⁴⁸ 「Ganefo 参加問題に関する件」昭和 38 年 9 月 3 日『新興国競技大会 (GANEFO) 関係(一九六三年於ジャカルタ)』、F.1.10.0.8、外務省外交史料館。

⁴⁹ 少なくとも新聞報道を見る限りは GANEFO に関する議論が行われた形跡を確認することは出来ない。「経済協力、一歩進める 池田・スカルノ会談」『朝日新聞』1963 年 9 月 28 日付朝刊 1 面。「経済協力強化で一致 「マレーシア」も率直に討議 池田・スカルノ会談」『毎日新聞』1963 年 9 月 28 日付朝刊 1 面。

第3節. 日本選手団の GANEFO 参加

3-1. インドネシアの日本参加交渉

日本体育協会の不参加決定に関し、日本の外務省が入手した情報によると、インドネシアではその事実のみが報道され、インドネシア政府、GANEFO 関係者の論評やコメントが付されたりすることはなかった。むしろ『インドネシアヘラルド』紙では日本の参加実現のために日本側が懸念しているであろう障壁を取り除くべきであると社説で言及している⁵⁰。また、日体協が不参加を決した翌日 5 日には、『インドネシアヘラルド』で主事を務めるアリフィン・ベイが、在インドネシア日本大使館の館員に、日本が GANEFO に参加しない場合はアジアにおける日本の立場が悪くなる可能性がある、オリンピックで実施されない種目や政府と関係ない団体で選手を派遣し、オリンピック開催に支障を来さない形での参加をしてはどうか、と提案をしている⁵¹。

その後、インドネシアから、インドネシア柔道代表団へのコーチの要請や、インドネシア陸上競技連盟より日本の陸上選手との交流試合などいくつかのスポーツ交流の打診が届くことになる。柔道に関しては講道館より高田勝善六段が派遣され⁵²、またインドネシアの柔道選手が日本に来て練習を行うことになったが⁵³、陸上については、日程が東京国際スポーツ大会と重なることもあり打診を断っている⁵⁴。

こうした中で、9月7日、国際サッカー連盟（FIFA）が、GANEFO で開催されるサッカー競技の公認を拒否し、13日には加盟国に対して GANEFO をボイコットするように要求する⁵⁵。また国際水泳連盟は、インドネシアに対し、未加盟国である中華

⁵⁰ 「ganefo 開催に関する件」1963年9月23日『新興国競技大会(GANEFO)関係(一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館。

⁵¹ 「GANEFO に関する情報の件」昭和38年9月9日『新興国競技大会(GANEFO)関係(一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館。

⁵² 前掲 50。

⁵³ 「柔道選手が来日」『読売新聞』1963年10月4日付朝刊8面。

⁵⁴ 「日本陸上競技チーム招へいの件」1963年9月20日『新興国競技大会(GANEFO)関係(一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館。「インドネシアの日本陸上競技チーム招へいについて」1963年9月27日『新興国競技大会(GANEFO)関係(一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館。「日本陸上競技チーム招へいの件」1963年10月7日『新興国競技大会(GANEFO)関係(一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館。

⁵⁵ 「国際サッカー連盟が公認を拒否」『朝日新聞』1963年9月9日付朝刊13面。「新興国大会ボイ

人民共和国との親善試合実施を理由に除名処分を下す⁵⁶。この国際水連の処分は、GANEF0 への参加の場合他国にも同様の措置が取られるのではないかという噂も出回るなど、インドネシアを巡る国際スポーツ界の状況は日を迫うごとに厳しさを増しており、東京オリンピックを控え、国際スポーツ界の意思を尊重する日本にとって、GANEF0 への参加はより一層現実的ではなくなっていた。

しかし、一方でインドネシアと関係のある日本の商社や友好グループは、「日本が不参加になれば両国の友好にキズがつく。個人参加でも認めるべきだ」と日本選手の参加実現を要望していた⁵⁷。こうした中、10月4日、日体協は首脳会議を開き、改めて日体協としては GANEF0 への参加を認めないことを確認するが、一方でこの会議では、個人名義での参加は規制をしないとす意見が出された。こうした意見は、日体協未加盟の団体に関しては、GANEF0 不参加の日体協決定は拘束力を持たないとす「新方針」と受け止められた。例えば日本レスリング協会の八田一朗は「個人参加でも日の丸は上がるだろう。それまでは規制する権利はない。脱退届けを出し、大会が終われば復帰する方法もある」と GANEF0 参加のための一時的な協会脱退も合法的に可能である発言している⁵⁸。しかし、この問題について日体協は「同大会へ個人の資格で参加する場合、個人に対する規制力は体協にはない」ということを確認しただけであり、「個人資格での参加者は規制しない方針」ではないとし、10月7日に各競技団体に対し、不参加とした日体協の決定を守るよう要望する⁵⁹。日体協は、GANEF0 への日本選手派遣について原則拒否の姿勢を貫いたのである。

翌10月8日、GANEF0 への参加要請のために来日していた「インドネシア基礎教育文化省」の次官で GANEF0 第二副委員長の S・H・スパルドが「十分な種目に十分な人数、が参加することになり、私はおおむね来日の目的を達した」と語り帰国の途につく⁶⁰。この発言から日本選手の参加が確定情報として浮上してくる。日本選手の参加に関する情報はすぐに在インドネシア日本大使館によって収集され、ヨット、ホッケー、フェンシング、柔道、空手、弓道、レスリング、水泳に参加する方針であ

コトせよ』『朝日新聞』1963年9月14日付朝刊13面。「サッカー連盟もボイコット」『読売新聞』1963年9月14日付朝刊9面。

⁵⁶ 「インドネシアを除名」『朝日新聞』1963年9月15日付朝刊1面。

⁵⁷ 「個人での参加は許す」『日刊スポーツ』1963年10月4日付7面。

⁵⁸ 同上。

⁵⁹ 「新興国大会への不参加を要望」『朝日新聞』1963年10月8日付朝刊13面。

⁶⁰ 「日本から個人、で参加」『読売新聞』1963年10月9日付朝刊8面。

り、この他にもテニス、卓球、バドミントンが検討中であることが発覚するが、日本政府はこの時点で、詳しい選手名まではつかむことができなかった⁶¹。日体協以外からの選手派遣計画が進行していたのである。

3-2. GANEFO 日本選手団結成

日体協理事会で、GANEFO 不参加が決議されたのは9月4日のことだが、その2日後の6日、GANEFO への日本選手派遣計画の取り組みが始まる。当時『日刊スポーツ』の記者を務めていた宮澤正幸は、後年に『GANEFO その周辺—インドネシア変革期におけるスポーツ事情と拓殖大学の関係』という自著の中でこの件について回顧している⁶²。この日、母校である拓殖大学のインドネシア研究会出身者で組織される拓南会の集まりに出席した宮澤は、会の終了後、同じく出席していた元陸軍中尉でアジア・太平洋戦争中にはインドネシアに派遣されていた柳川宗成からある要請を受けることになる。GANEFO への日本選手派遣のための協力要請であった。柳川は、在日本インドネシア大使バンバン・スゲンより、個人の資格でも構わないので日本からの参加選手の人選を頼まれていた。だが、スポーツ界とのつながりが薄い柳川は、拓殖大学時代にレスリング部に所属し、『日刊スポーツ』の記者を務める宮澤に助力を願ったのである。この要請を受けた宮澤はすぐに、日本空手協会を訪問し GANEFO への選手派遣を打診し了承を得る⁶³。日本空手協会は在日本インドネシア大使館を訪れ「デモンストレーション種目」として GANEFO に参加することを申し入れた⁶⁴。その他に宮澤は、講道館三代目館長であり全日本柔道連盟会長を務めていた嘉納履正にも了解を取り付けて、拓殖大学柔道部に選手の派遣を要請し、了承を得る。レスリングは、八田一朗の仲介を得て交渉を行い、次々と派遣選手を選定していった。また、この間、宮澤によって、柳川宗成と田畑政治の会談が設定されている。2度行われた

⁶¹ 「GANEFO 開催に関する件」昭和 38 年 10 月 9 日『新興国競技大会 (GANEFO) 関係(一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館。

⁶² 宮澤正幸『GANEFO その周辺—インドネシア変革期におけるスポーツ事情と拓殖大学の関係』拓殖大学創立百年史編纂室、2005 年。

本書は拓殖大学出身で、日刊スポーツ新聞の記者を務めた宮澤正幸による自身の回顧と共に GANEFO 前後の日本とインドネシアの関係をスポーツと拓殖大学を軸に記したものである。宮澤は、第 4 回アジア大会でも GANEFO でも現地に赴いている。

⁶³ 同上、pp. 30-32。

⁶⁴ 「空手協会が参加」『日刊スポーツ』1963 年 10 月 5 日付 5 面。

会談の具体的な内容の詳細は不明だが、田畑に対しなんらかの了解を求めたものであろう⁶⁵。

宮澤以外にも、GANEF0 への日本選手派遣のために準備に奔走していた人物、団体が存在した。日本アジア・アフリカ連帯委員会は日本共産党、日本民主青年同盟、日本社会主義青年同盟、その他の団体に呼びかけて大会参加実現に向け動き出す。また、第4回アジア大会会長を務めたインドネシアのハメンク・ブオノによって、頭山満⁶⁶の孫の頭山立国が日本選手団選考のために擁立される⁶⁷。この他にも日本インドネシア文化協会会長清水斉も画策を開始している⁶⁸。これらの団体関係者が10月4日に在日インドネシア大使館に集合し、スパルドと会談を行い、日本の参加を決定する⁶⁹。先に見たスパルドの「十分な種目に十分な人数、が参加することになり、私はおおむね来日の目的を達した⁷⁰」との発言はこの会談に起因するものといえる。彼の帰国前に各方面に働きかけが行なわれ、GANEF0 派遣の日本選手が選定されていたのである。

GANEF0 派遣日本選手団に、頭山や柳川が関わっているという情報を外務省が得るのは、在日インドネシア大使館からインドネシアスポーツ省を通じて得た日本選手団の情報が送付された10月25日のことである。この電信の欄外には、「本件選手選衝は本信記載の準備委員会が個別的に当っている模様で体協および開催競技団体としても新聞情報以外なんら関知していない趣である」とある。少なくとも外務省にはこうした情報が届いておらず、選手名までは依然として掴めていなかった⁷¹。

こうした最中、10月23日に日本水泳連盟が、日本水連に登録している選手がGANEF0 に参加した場合、その選手を除名処分とするとの見解を発表する。根上博理事長は「いったいだれが行くのか雲をつかむような話だが、参加してから問題にな

⁶⁵ 前掲 62、pp. 35-36。

⁶⁶ 頭山満(1855-1944)は、明治から昭和戦前期の代表的な運動家であり、国家主義者、アジア主義者として活躍し、朝鮮、中国、インドの独立派、革命派の政治家を多数支援した。臼井勝美他編『日本近現代人名事典』吉川弘文館、2001年、p. 700。

⁶⁷ 「新興国競技大会をめぐる諸動向」『新興国競技大会(GANEF0)関係(一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館。※日付記載無し

⁶⁸ 前掲 62、p. 37。

⁶⁹ 前掲 67。

⁷⁰ 「日本から“個人、”で参加」『読売新聞』1963年10月9日付朝刊8面。

⁷¹ 「Ganefo 開催に関する件」昭和38年10月25日『新興国競技大会(GANEF0)関係(一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館。

るよりも、その前に日本水連の態度を明らかにしておいた方がいいと思う」⁷²と具体的な対象者が想定されてはいないと述べたが、翌日水泳の GANEFO 参加者が発覚することになる。翌 24 日、日本水連常務理事会に GANEFO 世話人の頭山立国が、選手 13 名の連名による脱退届を提出したのである⁷³。この 13 名は関東大学水球リーグ出身者で「日本・インドネシアの友好と水球発展のため個人招待をうけた。日本水連にいっさい迷惑はかけない」⁷⁴と GANEFO 参加の意思を示した。日本水連は選手たちへの説得も試みたが、彼らの意思は固く脱退を受理することになる。

日本水連はインドネシア水連がことしの九月二十六日国際水連を脱退したので、国際水連のアマチュア規則により同国の主催または参加する水泳競技に参加してはならない。もし個人または団体で参加を希望しても許可しない。したがって統括団体である日本水連のこの決定に反し、インドネシアにおける水泳競技会に参加するものは、日本を代表するアマチュアの水泳競技者ではなく、また当然アマ資格を失い復帰することはできない⁷⁵

13 名の水球選手の一人である中央大学出身の菅久尚武は、「水連から資格を停止されても十三人の結束は変わらない。日本水連に迷惑をかからないように行動する。チーム名も「日本水球同行グループ」で押しとおし、大会当局が日本代表の名前を使うようだったら、出場を取り消すつもりでいる」⁷⁶と日本水連に迷惑が掛からないようにするということを強調した。水球の派遣は、元々慶應義塾大学に参加の打診があったが、辞退したことでその後大学水球選手 OB を基盤とした五八クラブ⁷⁷に打診がなされた。五八クラブは参加を希望するものと、辞退するもの 2 つに意見が分かれ、10 月上旬に解散に至る。その後、他の選手に声掛けを行い、城北クラブ所属の選手ら有志が集まり 13 選手が編成された⁷⁸。4 名の選手が GANEFO へと参加することになった中央大学水泳部 OB 会（白門水泳会）では、会長の鷲尾弘賢が以下のような見解を

⁷² 「参加すれば除名」『朝日新聞』1963 年 10 月 24 日付朝刊 13 面

⁷³ 「水連脱退、新興国大会へ」『読売新聞』1963 年 10 月 25 日付朝刊 8 面。

⁷⁴ 「新興国スポーツ大会に水球の 13 人が参加」『毎日新聞』1963 年 10 月 25 日付朝刊 13 面。

⁷⁵ 前掲 73。

⁷⁶ 前掲 74。

⁷⁷ 1968 年に大学を卒業した選手で作られたクラブチーム。

⁷⁸ 「日本代表」の印象が問題に」『読売新聞』1963 年 10 月 25 日付朝刊 8 面。

述べている。

わたしは新聞をみて今回のことをはじめて知った。彼らは新興国競技大会に参加するということを軽い気持で考えていたのではないか。…中大水泳部は水連の支配下にある。したがって水連の出した方針に従うのは当然だ。だからもし参加すれば除名する。ただし個人の立場で行くなら自由だし、われわれにそれを阻止する権限はない。⁷⁹

13人のうち水連水球委員会委員も務めていた菅久尚武、村上吉高(日本大学出身)、中山光次(法政大学出身)の3名は水連委員会からも除名されることになる⁸⁰。日本選手のGANEF0参加に対し、不参加を決定した日体協は、先にも見たように各競技連盟にもその決定を尊重するように要請を出していた。実際に選手の参加が発覚した日本水連では、選手の除名を決定し、日体協の方針を遵守したのである⁸¹。

11月1日、GANEF0に参加する日本選手団についての記者会見が行われ、日本選手団団長を務める頭山立国によって選手団の全容が明らかにされる。

私達は真にスポーツマンを愛しアマチュアスポーツの精神を日常生活の規範としているものであります。此の態度は必然にスポーツを越えて、現在の世界の情勢に対する想いにも通ずるものであります。

此の度インドネシア共和国に於て開かれる新興国競技大会に参加する為、私達が世俗の様々な障害を不審に思い乍ら選手団を結成致しましたのは、スポーツの

⁷⁹ 「新興国大会に菅久氏らが参加すれば除名」『朝日新聞』1963年10月26日付朝刊13面。

⁸⁰ 「13人、水連を脱退」『朝日新聞』1963年10月25日付朝刊13面。

⁸¹ 日本の参加に対して日体協や日本水連のように毅然とした態度で、除名処分を行う団体がいる一方で、一部には日本選手の参加を容認している関係者がいたこともまた事実であった。例えば八田一朗は以下のように述べ、GANEF0への参加を推奨している。「新興国スポーツ大会に水球の13人が参加」『毎日新聞』1963年10月25日付朝刊13面。

参加したいというものをとめるわけにはいかない。行きたいものはほうっておけばよい。インドネシアがIOCの規則に従うということになれば、来年の東京大会に参加できるのだから、そうなれば当然こんど新興国大会に参加した選手でも東京大会に参加できるようになる。インドネシアと日本の友好関係から考えて、スポーツについてもことさらに荒立てて考える必要はないと思う。今後も行きたいものはとやかしくいわず勝手に行かせたらいい

持つ力いっばいの闘志の上に立つた寛容と和の精神があらゆる機会に於いて、世界の大国に対しても新興国に対しても強い力に対しても弱きものに対しても、人間的に、緻密に示されねばならないと思うからであります。選手団の一人一人は決つて天才的な技術、世界的な記録の保持者ばかりではありません。

然し、真にスポーツを愛する、平凡な常識的な社会人である私達は、同時に日本人として日本のアジアに対する誠意を、此の機会に〇〇示すべきだと思つたのであります。

大会に参加しようとする選手各自の自由意思による決意が、世界の人々の日本人に対する評価を少しでも高らしめ、地域を越えた世界の友情に幾何の寄与をするものがあれば幸であります。

私達に与えられました多数の激励、御援助に対し心から感謝の意を表し、同時に日本のスポーツマンとして正々堂々と最善を尽し競技するは勿論日本人として明るく朗らかに行動し、品位ある態度に終始することを国民の皆様の前にちかいます。

選手一同にかわり一言挨拶申し上げます。⁸²

日本水連の処分のように、参加することでアマチュア競技に復帰できなくなる恐れもある中で役員 5 人、9 競技 68 人、空手 6 人、文化芸術関係 18 人、役員 2 人の計 93 人からなる選手団が結成された。頭山立国は「全選手ともそういう場合[アマチュア資格の除名処分—筆者注]のあることは承知のうえで、自発的に参加した。旅費、滞在費はインドネシアが負担して招待してくれたものだが、その他の経費は後援会を作って有志の方に出していただいた。個人参加だが、団としてのブレザーを作り、日の丸をつけて参加する⁸³」と語った。選手団は 11 月 2 日と 4 日に二手に分かれてジャカルタへと出発し、10 日～24 日かけて開催された GANEFO に参加したのであった。

⁸² 「声明書」昭和 38 年 11 月 1 日『新興国競技大会(GANEFO)関係(一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館。

⁸³ 「卓球の江口ら参加」『読売新聞』11 月 2 日付朝刊 8 面。

図表 4 - 2. GANEFO 派遣「日本」選手団一覧

組織委員会	柔道	水球	レスリング
頭山立国(団長)	広瀬嘉嗣(主将)	菅久尚武(主将)	斉藤義文(役員)
大泉博(事務局長)	Tatsuo Kagami	古川康之	Taiji Shimizu
小久保昌(秘書)	Yasuhiko Kitagawa	浜野武人	Ryozo Kawaguchi
山田脩(局員)	Hisao Miyashita	田中信義	Hiroshi Sakurai
柳川宗成(最高顧問)	Hidakatsu Suzuki	桑原和司	Tadashi Maeda
インドネシア関係付添者	Tsutomu Yabusaki	本郷康三	Mitsuo Kurihara
レイン	Katsumi Machida	井形敦	Isao Abe
ダフラン	Shuichiro Sai	内田啓一	Yukio Sato
マルワタ	ヨット	村川吉高	Reijiro Arai
カルルデン	柳沢嘉一郎(役員)	房野康滋	Masayuki Miyazawa
清水斉	Masao Nakao	酒井哲也	ボクシング
オブザーバー	Shunji Fujiyama	吉田稔	井上勝太郎(主将)
西沢富夫(日共中央委員会)	Michio Kobayashi	山中光次	Yasuo Takahira
木谷八士(アカハタ編集局)	Hiroo Ochinoi	空手	Tamotsu Iizuka
西村(民青同中央委員会)	Shinichi Watanabe	高木正友	Mitsuharu Hayashi
文化祭参加チーム	Seiro Naito	Masatoshi Nakayama	Kenzo Urata
秋庭稔男(リーダー)	Takahiko Kato	Hiroshi Shoji	Masao Nosaka
奈良恒子	卓球(女子)	Keinosuke Enoeda	Tadayuki Takamaru
田中泰子	江口富士枝(主将)	Toru Iwaizumi	フェンシング
楠本和彦	Kiyoko Takeychi	Katsuya Kisaka	小田正之(主将)
上条晏正	Matsuko Oiwa	バドミントン	Hirokazu Sawada
池田倫子	卓球(男子)	佐藤幸雄(主将)	Fumio Okamoto
渋谷草三郎	佐藤義則(主将)	Hyo Kano	Koki Hagiwara
滝平二郎	Yoshio Eguchi	Seiji Goto	Isao Kida
松谷疆	Kazuo Kawai	Hitoshi Otaki	陸上
杉村恒	Nobuya Hoshino	Tsuneji Kai	中山登雄(主将)
目島計一	Iwao Soda	Takashi Mori	Kimihiko Kon
伊藤武男(武郎)	Masahiro Kondo	Hiromasa Kobayashi	Noriyuki Hayasaka

(注)「日本からの GANEFO 参加者リスト DAFTAR PESERTA GANEFO DARI DJBPANG 1 NOPEMBER 1963」『新興国競技大会 (GANEF0) 関係 (一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館、「GANEF0 文化祭参加の文化人に関する件」昭和 38 年 11 月 5 日『新興国競技大会 (GANEF0) 関係 (一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館、「新興国競技大会をめぐる諸動向」『新興国競技大会 (GANEF0) 関係 (一九六三年於ジャカルタ)』、P.1.10.0.8、外務省外交史料館。「日本から 97 人参加」『朝日新聞』1963 年 11 月 2 日付朝刊 13 面、「水連脱退、新興国大会へ」『読売新聞』1963 年 10 月 25 日付朝刊 8 面を基に筆者作成。

3 - 3. 政府の配慮

GANEF0 に日本の選手は参加した。しかしそれは日体協や JOC といった日本のスポーツ界が正式に派遣した日本代表ではなく、有志によって編成された選手団だった。総勢 100 人近い選手団となったが、新聞報道によれば参加に名乗りを上げた選手は軒

並み各競技のトップレベルの選手ではなく、仮に IOC や国際陸連、国際水連から何らかの処分が下されたとしても目前に控えた東京オリンピックには、大きな影響が出ないものと考えられた⁸⁴。また選手選考の過程で様々な団体が参画し、右翼系の頭山立国らや拓殖大学関係者、左翼系の日本共産党関連と政治的思想的に極めて多様な布陣となっていた。

日体協や JOC が GANEFO への参加を断る中で結成されたこの選手団は、日本スポーツ界の正式な選手団ではなかったが、現地では日本が正式に派遣した印象を与えるのではないかと懸念が日本国内では囁かれていた⁸⁵。実際に GANEFO では、日本選手団の成績が前年開催の第 4 回アジア大会と比べると大きな落差があり、現地では日本選手団の「不振を不可解」なものとして見ていた⁸⁶。

在インドネシア日本大使館は、そうした事情を考慮した指令を外務省より受けていた。今回 GANEFO に参加した日本選手団に対し「特に体育協会をはじめスポーツ関係諸団体はオリンピックを明年に控えて極めて迷惑に感じて」いるので、日本政府や日体協と彼らは一切関係ないことをあらゆる機会において明らかにしておくこと、この点を踏まえた上で日本選手団への対応については慎重を期すようにと、具体的な指示がなされた。

例えば貴館幹部が一行を飛行場に出迎えたり、貴館が一行とインドネシア側との間の連絡やあっ旋に介入することが如きは避けられたい所存である。

しかしながら、他方においてスポーツ関係参加者の中には純真な者もあるべく、彼等を見做すことはいたずらに大使館は冷淡なりとの非難を招くのみならず、一部の者の策動にまかせることともなるべきにつき、スポーツ関係者については通常の日本人旅行者の処遇に準じ、目立たぬやり方で日本食にでも招待されては如何と考える。ただし、この際インドネシア側関係者は加えないことが望ましい。

開会式その他への参加については貴館の立場もあるべきにつき任国の通常の

⁸⁴ 「ほとんど無名の選手」『朝日新聞』11月2日付朝刊13面。

⁸⁵ 「日本代表、の印象が問題に」『読売新聞』1963年10月25日付朝刊8面。

⁸⁶ 「Ganefo 実情等に関する件」昭和38年12月16日『新興国競技大会(GANEFO)関係(一九六三年於ジャカルタ)』、F.1.10.0.8、外務省外交史料館。

日本選手団の成績は金メダル獲得数が3つで、総合6位であった。(1位は中華人民共和国で、2位がソ連、3位がインドネシア)「新興国競技大会終わる」『読売新聞』1963年11月23日付朝刊10面。「新興国スポーツ大会終わる」『毎日新聞』1963年11月23日付朝刊13面。

催物への出席という考え方で処理され差支えない。⁸⁷

また GANEFO の芸術部門に参加する日本選手は「12名のうち約10名は共産黨員」であった⁸⁸。そしてその共産黨員に関しては、「一行の動静について判明することあらば随時報告ありたい」と要請が現地には届いていた⁸⁹。また団長を務めた頭山立国についても、「右翼とみられ、同人は文化祭代表団をも統制下におきたいと考えている模様であるが、果してそれが可能なりや否やは甚だ疑わしく一行が分裂する可能性もあるや認められる」⁹⁰と情報が寄せられており、政治的・思想的立場の違う寄せ集めの選手団だからこそ、政府にとって彼らの GANEFO 開催中の一挙手一投足からは、目を離すことが出来なかったのである。

おわりに

GANEFO を主催することになったインドネシアは日本の参加を熱望していた。その日本の参加、選手の派遣に関して打診を受けたのは日体協や JOC ではなく、外務省であった。外務省のアジア局長に対し、在日本インドネシア大使や公使は積極的に GANEFO への日本の参加を求め、それに対する旅券の発行といった配慮を求めた。しかし外務省は、スポーツと政治は別であるという原則を盾に、GANEFO への参加に対し政府レベルで対応することを拒否し、日体協に対しその判断を一任することになる。外務省経由で GANEFO 参加の打診を受けた日体協は、GANEFO が「スポーツを政治に利用して IOC 憲章に違反して」おり、IOC 憲章に違反する大会に参加することによって、翌年に控える東京オリンピックに悪影響があってはならないとして、選手派遣を拒否する。しかし不参加理由の公表は避けられ「諸般の理由」とされた。

他方、インドネシアは、外務省および日体協が拒否したにも関わらず、日本選手団の参加を諦めることはなく、日体協や JOC を介さず独自の交渉ルートによって選手派遣を実現させた。その担い手となったのは頭山や拓殖大学関係者、日本共産党関係

⁸⁷ 「GANEFO 参加日本選手等の取扱に関する件」昭和 38 年 11 月 1 日『新興国競技大会 (GANEFO) 関係(一九六三年於ジャカルタ)』、F.1.10.0.8、外務省外交史料館。

⁸⁸ 同上。

⁸⁹ 「GANEFO 文化祭参加の文化人に関する件」昭和 38 年 11 月 5 日『新興国競技大会 (GANEFO) 関係(一九六三年於ジャカルタ)』、F.1.10.0.8、外務省外交史料館。

⁹⁰ 前掲 87。

など多様な人物や団体であった。日本水連から脱退して参加を表明する選手も登場する中で、有志による独自の「日本」選手団が作られ、日本から GANEFO への選手参加が実現することになった。

GANEFO 参加の打診は日体協や JOC ではなく外務省に対して行われた。これは、当該期の国際関係という政治的な視野のもとで、GANEFO の開催意義を認めて欲しいというインドネシア政府の思惑によるものであった。スカルノ大統領が福永衆議院議員との会談で「アジアの新しい秩序造りに同情的態度を示してほしい」と述べたこと、インドネシア関係者が外務省の中でスポーツを取り扱う情報文化局ではなく、アジア局に GANEFO 参加交渉を持ちかけていたのはその証左に他ならない。アジアの新たな国際関係を作り上げるための存在としての GANEFO に、インドネシアは日本の参加を熱望していたのである。アジアの政治的課題として GANEFO の意義を主張するインドネシアの立場に、外務省はスポーツと政治は別であるという立場で対応を図る。だが日本政府は、インドネシアとの関係を考慮し、スポーツには介入をしない、という建前をとりつつ、インドネシアとの外交上の懸念を考慮し、日体協に対し、オリンピック種目以外での参加に関し協議を行うことを求めた。日体協にとっては、第 4 回アジア大会における一悶着、GANEFO の大会としての性格を考慮すれば不参加以外の選択肢はなく早々に不参加を決めたが、その際に「諸般の事情」を理由としたことはまさしく政治に対する配慮であった。だが、田畑政治が「諸般の事情」という不参加理由に対して批判を浴びせたように、「オリンピック精神に反するスポーツ的非合法の大会」とであるという理由で、政治への配慮とは関係なく GANEFO への参加を断ることも出来なくはなかったはずである。なぜ日体協は GANEFO に対し、全面否定をしなかったのか。GANEFO への個人参加に関する報道で、レスリング協会の八田一郎が、個人参加が合法的に可能であるかのような発言し、また GANEFO 派遣日本選手団選考に当たってはレスリング選手の選考の仲介を行っていたことを考えると、日体協関係者内でも GANEFO に対し一枚岩的に拒否の姿勢を示し得たわけではないとも考えることができる。また日体協は「同大会へ個人の資格で参加する場合、個人に対する規制力は体協にはない」とする見解も披露しており、「諸般の事情」という表現に落ち着いたのは、政治的な配慮はもちろんだが、GANEFO 自体を全否定できない日体協内の関係者個人の心情的な部分や、個人が権利として持つスポーツへの参加権の尊重ということもあったのではないかと推測する。

政府は、池田首相とスカルノ大統領の会談におけるひとつの懸案事項として GANEFO 問題を見ており、GANEFO は日本政府にとって慎重にならざるを得ない問題であった。またインドネシアとの兼ね合いだけではなく、日本選手団の参加自体も、政府にとっては懸案事項となっていた。日体協や JOC が参加を拒否したことで、GANEFO には多様な人物、団体による有志の選手団が結成された。政府は特に「共産黨員」に関して、「随時報告」を求めている。これは、池田政権の防共政策と無関係であるとはいえないだろう。ソ連や、中華人民共和国をはじめとした共産圏国家が数多く参加した大会であり、そこで「共産黨員」が接触を試みることで、そしてなんらかの行動に出ることは、西側からの信頼回復に務めている池田政権にとっては厄介であったといえる。東南アジアの防共対策という池田政権の政治目標としても、大会が終わるまでその関心を GANEFO に注がなければならなかったのである⁹¹。

こうした日本政府の取り組みが公表されることはなく、全て水面下で対応が図られていた。それは「政府がこの種の問題に積極、消極いずれの方向にせよ干渉することはわが国世論の認めるところではない」という認識を保持していたからであった。第 3 章で示した第 4 回アジア大会における台湾とイスラエルの参加問題では、スポーツが政治に利用されたとして日本国内では新聞各紙を中心に批判的な意見が噴出し、またこの問題に対する日本選手団の対応についても、インドネシアがスポーツを政治的な思惑のために利用したことを追認したとして大々的に批判された。こうした世論の状況を踏まえるならば、政府が表立ってスポーツに介入することは許されざるものであったといっていいただろう。日本政府はこうした世論の状況に過敏になっていたのである⁹²。政治とスポーツの関係はこの時期、世論によって大きく規定されていたので

⁹¹ これら、インドネシア側の日本の参加の熱望、日本スポーツ界による GANEFO への配慮、日本政府としての防共への注視というのは、倉沢が指摘する当該期の日本とインドネシアの相互的認識とも一致する。倉沢愛子『戦後日本＝インドネシア関係史』草思社、2011 年、p. 188。

この頃のインドネシアは、必ずしも日本をアメリカの追従者として西側ブロックに分類せず、むしろアジアの一員として、その存在を認めようとしていたような気配がうかがえる。それは一九五五年のアジア・アフリカ会議に日本が招待されたことから明らかである。

冷戦構造のなかで、アメリカと心をつなげてインドネシアの共産化を恐れる気持と、アジアの一員として、あるいはアジアのリーダーとして、アジアのナショナリズムに共感を覚え、密かに支援したいという心情とのあいだで日本は二者択一を迫られていた。

⁹² 政府の世論への過敏さというのは、安保闘争の記憶が政府内に残っていたということもあるだろう。「低姿勢」で臨む池田政権にとってはいかなる問題であろうと政府による介入は避けたかったのかもしれない。

ある。だが他方で、GANEF0 はインドネシアにとっては主要な政治的課題であり、日本政府にとっても政治的な配慮をせざるを得ない懸案事項であった。スポーツ大会であるがゆえに干渉は避けねばならないが、GANEF0 は政治問題として対応せざるを得ない問題であったのだ。

日本選手団結成に関し、選手団団長を務めた頭山立国は、大平正芳外務大臣への手紙の中で「丹羽喬四郎先生より甚だ懇切なる御配慮を賜りました」と書き残している⁹³。この丹羽喬四郎とは、池田勇人の腹心であることから、頭山一ひいては日本選手団の参加背景にも、なんらかの政治的な関与がないとも言い切れない⁹⁴。参加の打診、池田のインドネシア訪問、参加した日本選手団の動向への注視、日本選手団結成の背景に垣間見える政府の影、このことは日本スポーツ界以上に、政府が GANEF0 に対し、様々な角度から関与をしていた／せざるを得なかったことを示しているのである。

⁹³ 「大平正芳宛の頭山立国からの手紙」昭和 38 年 11 月 4 日『新興国競技大会 (GANEF0) 関係(一九六三年於ジャカルタ)』、F.1.10.0.8、外務省外交史料館。

⁹⁴ 和興産業編『想いでの丹羽喬四郎氏』和興産業株式会社、1980 年。

終章. 総括と今後の課題

第1節. 総括

本論文では、1930年代及び1960年代における日本スポーツ界と政治の関係を、アジアにおける国際スポーツ大会の分析を通して明らかにしてきた。

課題として挙げたのは次の2つである。第1に、それが当該国にとっていかなる政治問題であったのか、どのようにして国際スポーツ大会の場に顕在化することになったのかを明らかにすること、第2に、それがどのような反響を日本社会にもたらし、日本スポーツ界にいかなる政治的圧力を加えることになったのか、そして日本スポーツ界がいかに対応したのかを明らかにしすること、その際、日本スポーツ界の自主性に照準を定め、政治的圧力の中でのスポーツ界の対応を追跡することにより、その動的な分析を試みることであった。本章では、これらの課題に即して各章横断的に総括を行う。

第1の課題については、当然のことながら、問題の発生源や内容、それが顕在化する経路等は事例毎にそれぞれ異なるが、それらはいずれも当該国にとって無視することのできない切実で重大な政治問題であった。第9回極東大会英領インド代表旗問題は、インドの独立運動へ呼応する形で発生したものであり、そこにはアジア主義の台頭、民族主義の昂揚による反植民地ナショナリズムの中にあつた戦前アジアの植民地支配の打破、独立の希求といった要求が反映されていた。

これに対し、第10回極東大会満洲国参加問題は、満洲国という日本の国家政策が反映されたものであった。傀儡国家満洲国の誕生は日本のアジア侵略の象徴であり、参加可否を巡った中国との対立は、まさにそうした政治状況の縮図そのものであった。戦後の第4回アジア大会台湾・イスラエル参加問題、GANEF0参加問題もまた、それぞれインドネシアの国家政策が反映されたものであった。インドネシアの国家建設における対外的な立ち位置や外交関係を貫徹するために、西側諸国とのつながりが強固な台湾、イスラエル両国をインドネシアで開催される大会から排除したのである。1930年代および60年代における当該国の政治問題がアジアにおける国際スポーツ大会に反映されることになったのである。

第2の課題について、日本社会への反響や、日本スポーツ界への政治的圧力とそれへの対応と日本スポーツ界の自主性の在り方については、まず第9回極東大会英領インド

代表旗問題においては在日インド人独立運動家、愛国団体がガンディー旗の使用を主張したのに対し、イギリス大使館やイギリスオリンピック委員会は英領インド旗の使用を主張し、ガンディー旗の使用に関する抗議を行った。結果、ガンディー旗については宿舍屋上への掲揚は認められ、大会中の使用は認められなかったが、インド選手団は大会開会式でガンディー旗に模した楯を持って参加した。また日本のメディアも問題の経過を取り上げ、最終的には IOC を巻き込む形となったが、ことさら問題として取り立てられることもなく、事態は収束した。それに対し第 10 回極東大会満洲国参加問題では、満洲国関係者、愛国団体、軍部、そしてメディアが満洲国の極東大会参加を主張し、貴族院でも取り上げられ、満洲国の参加が認められない大会に日本が出場することは、国際連盟を脱退してまで主張した満洲国という存在を根本から否定することになるとして、大会のボイコット運動が展開され、暴力事件をも引き起こした。

戦後の第 4 回アジア大会台湾・イスラエル参加問題では、日本の政界、財界、そしてメディアが、参加した日本選手団の対応を批判し、体制の一新を望む声も上がる中で、日体協会長といった要職に就く人物が辞任した。他方、GANEF0 参加問題では他の 3 つの事例とは異なり、政治的圧力が日本スポーツ界に加えられることはなかった。政府もまた、スポーツと政治は別であるという考えを示し、日本スポーツ界にその判断を一任した。一部関係者からは日本スポーツ界が不参加を決めた理由を公表しなかったことに批判がでたが、第 4 回アジア大会時のような激しい批判は新聞報道でもなされることはなかった。

4 つの事例の中で、日本社会の反響が最も大きかったのは第 10 回極東大会満洲国参加問題であったといえる。選手団の出発時までボイコット運動が展開され、参加を阻止する最終的手段として暴力事件が発生したことが事態の深刻さを表している。満洲国参加問題は、日本の国家政策と直接に結びついており、インドの独立運動やインドネシアの国家政策など、他国の政治問題が発端となっている他の 3 つの事例と比べて大きな違いがある。満洲国参加問題は、日本の国家政策に大きな影響を及ぼす可能性があると認識されていたがゆえに、反響が大きかったといえよう。

戦後の第 4 回アジア大会の台湾・イスラエル参加問題も、日本社会において大きな反響が巻き起こった事例であった。インドネシアの画策によって台湾とイスラエルが参加できない状況に追い込まれたわけだが、スポーツを政治目的のため利用したとして、IOC はインドネシアに警告を出し、アジア競技連盟では大会の中止も視野に入れた議

論が行われた。こうした状況下で開催された第4回アジア大会での参加と引揚げをめぐる顛末は、政界、財界、メディア、世論に日本スポーツ界に対する不信感を抱かせ、上層部が責任を取って辞任に追い込まれた。その背景に、2年後に東京オリンピックの開催を控えていたことは見過ごしてはならない。

上記2つの事例に対して、第9回極東大会英領インド代表旗問題と GANEFO 参加問題に関しては、大きな反響が巻き起こったわけではない。在日インド人達や愛国団体から、インド選手団はガンディー旗を使用すべきという抗議を受け、日体協は、宿舍屋上へのガンディー旗掲揚を許可するが、大会中の使用は認めなかった。結局インド選手団は、開会式でガンディー旗に模した楯を使用した。この楯はインド選手団や関係者にとってはまさにガンディー旗であった。事実上のガンディー旗を、開会式で使用するのを許容したことは、日体協が在日インド人たちや愛国団体の主張をイギリス大使館や IOC に弁明が可能な範囲内で承認したとみることができよう。それは折衷的な対応ではあるものの、植民地化されているアジア諸国の独立への願いを表現する場を提供したことになる。

GANEFO 参加問題では日本スポーツ界の不参加の決断に対しメディアや世論が批判することはなかった。だが、GANEFO に参加するため別途組織された日本選手団については、愛国団体や共産系関係団体だけでなく、政府とのつながりも確認することができ、また、日本スポーツ界関係者の中にも関与した者がいた。この点については日体協や JOC が個人の参加の自由を尊重していたということに加えて、インドネシアが GANEFO 開催によって目指していたアジアの新秩序に対する心情的な支持があったのではないだろうか。第9回極東大会英領インド代表旗問題、および GANEFO 参加問題の内実もまた決して単純なものではなかったのである。

各事例において、政治問題がスポーツ大会に反映された時に、スポーツ界に介入してきたのは、政府ではない。日本スポーツ界に圧力をかけてきた中心的な勢力は、政府以外の団体や個人、そしてメディアであった。それらに対し日体協は自らの判断によって対応を図っていた。第9回極東大会英領インド代表旗問題では、ガンディー旗使用の主張に対し、宿舍屋上への掲揚は許可したが大会中は英領インド旗を使用することで合意を取り付けた。第10回極東大会満洲国参加問題では、満洲国不参加がフィリピン、中国との三国会議で決定した直後に不参加の可能性が議論されたが、最終的には大会参加を表明しその後、ボイコット運動に直面するも、その姿勢を崩すことなく参加を果たし

た。第4回アジア大会台湾イスラエル参加問題では、関係者内での対立はありながらも大会参加を選択した。GANEF0参加問題では、政府から判断を一任され、選手派遣を行わないことを決定したのである。

各事例において、政府は慎重な態度で臨み、日体協の判断に直接的な介入をしてこなかったのである。英領インド代表旗問題では、政府はインド選手団や在日インド独立運動家の動向を把握していたが、代表旗問題の判断に介入することはなかった。満洲国参加問題では文部大臣の鳩山一郎が「傍ら」から尽力すると述べ、文部省体育課長の山川健は大会参加を「当然の処置」とであると追認し、日本選手団の参加の是非に口を挟むようなことはなかった。これらは、先行研究で指摘されているところの1930年代においてスポーツ界が保持していた一定の自主性が、政府のよって容認されていたことを裏付けるものといえよう。

戦後の第4回アジア大会では、日本スポーツ界の対応に対する世論の批判が大きく、政府が関与することになったが、政府はスポーツと政治は別という原則によって、日本スポーツ界に判断を一任する立場を取った。それはGANEF0参加問題の場合も同様である。インドネシアから外務省に対しGANEF0参加要請があった時も、スポーツと政治は別であるとして、その判断を日本スポーツ界に一任したが、その裏ではインドネシアとの外交関係への考慮から、オリンピック種目以外への参加の検討を求めている。

1960年代のこのような政府の態度の背景には、国家の「非介入」という法理があったことが考えられる。戦後のスポーツ団体は、宗教団体や教育、慈善事業と同じく、その自由が日本国憲法第89条によって保障されると同時に、公的資金の受け取りが禁じられていた。その後、国会の内外で賛否両論が激しく議論が交わされる中で、1959年に社会教育法が改正され、政府からの日体協への補助金の交付が可能となる。その背景にあったのは東京オリンピックであったが、こうして「非援助・非介入」から「援助・非介入」へと原則が変化したものの、「非介入」という法理が崩れることはなかったのである¹。

また、1960年代における政府の態度を規定した他の要因としては、この他に世論への配慮という点が挙げられる。スポーツに政治が介入することに対し世論は否定的であり、そのことを政府も認識をしていた。政府が、第4回アジア大会の日本選手団に対し

¹ 坂上康博『スポーツと政治』山川出版、2001年、pp. 93-94。

政府の憂慮を伝え、慎重な対応を求めた際、それらを極秘扱いとし、また、GANEF0 参加問題の渦中におけるスカルノ大統領と池田勇人首相の会談の際に、GANEF0 の話題が出ないように画策を行ったのもそのためである。

日本スポーツ界が自主性を保持し、自らの判断によって対応を図ることができた背景には、以上のような 1930 年代における政府のスポーツ界の自主性の容認、1960 年代の「非介入」の法理、そして世論の政治のスポーツへの介入に対する忌避感とそれへの配慮といった要因や条件があったと考えられる。

さらに以上のようなスポーツ界および政府の両者のあり方を規定したもうひとつの重要な要因として、日体協が設立当初より NOC としての機能を持ち合わせていたことに象徴されているように、日本スポーツ界が IOC 傘下の国際的なスポーツネットワークの中にあつたという点をあげなければならないだろう。日本のスポーツ界もまた、オリンピック運動という固有の理念や規範に基づくひとつの世界の中にあり、それは国家を含む他のいかなる干渉も否定する²。

・ NOC は自律性を確保しなければならない。また、オリンピック憲章の遵守を妨げる恐れのある政治的、法的、宗教的、経済的な圧力、その他のいかなる種類の圧力にも対抗しなければならない³

上の引用は 2016 年版の『オリンピック憲章』に明記されたものであるが、国際スポーツ大会に関する一切の決定権は各国の NOC に託され、いかなる圧力にも対抗するという原則は戦前から維持されていたと考えられる。ただし、それはあくまで原則であり、日本スポーツ界がこの原則に則って自主性を貫き通すことが簡単なことではなかったことは本論文が明らかにしてきたとおりである。

² スポーツ法学の分野において、スポーツは宗教と同様に「個人自由の世界に属すること、およびその固有法により自足的に規制されて」おり独自の空間として成立していることが指摘されている。千葉正士「スポーツ法の国家性と自主性、世界性」『スポーツにおける当事者関係の特質』日本スポーツ法学会年報第 1 号、1994 年、pp. 1-21。

³ 国際オリンピック委員会『オリンピック憲章』和訳、2016 年、p. 53。

第2節. 今後の課題

本論文による検討はあくまでアジアにおける国際スポーツ大会を対象に、かつ 1930 年代と 1960 年代に焦点を当てたものである。今後必要とされるのは、まず対象時期の拡大である。1930 年代と 1960 年代以外の時期にどのような政治問題がアジアにおける国際スポーツ大会に反映され、それに対し日本スポーツ界はどのような対応を図っていったのか。各時期の特徴や、全体の歴史像を明らかにするにも時期の拡大は欠くことができない。

また、対象の拡大も必要であろう。本論文ではアジアにおける国際スポーツ大会を対象にしたが、同時進行で開催されていたオリンピックや各種競技大会も検討する必要がある。たとえば第4回アジア大会や GANEFO の際には東京オリンピックへの懸念ということ叫ばれていたことは、オリンピックにも射程を広げる必要を示している。

また日本スポーツ界内部についての検討も今後必要になってくると考えている。たとえば、日体協と JOC の差違である。モスクワオリンピックボイコットでは、日体協はボイコットの決議を出し、それを JOC 総会において提示し、ボイコット決議に対する圧力を政府側として JOC に掛けたのである。このことは日体協と JOC に組織的人的つながりがあったとは言え、立場と見解においてはズレがあったこと示している。日本スポーツ界と外部の関係だけでなく、内部のありようについても検討することで日本スポーツ界をより動的に捉えることのために必要であると考えている。

引用・参考文献

【日本語新聞（原紙・マイクロフィルム・縮刷版）】

『朝日新聞（東京朝日新聞、大阪朝日新聞）』朝日新聞社（東京朝日新聞社、大阪朝日新聞社）。

『神戸新聞』神戸新聞社。

『神戸又新日報』神戸又新日報社。

『国民新聞』国民新聞社。

『時事新報』時事新報社。

『新京日日新聞』新京日日新聞社。

『大連新聞』大連新聞社。

『中外商業新報』中外商業新報社。

『日刊スポーツ』日刊スポーツ新聞社。

『日本』日本新聞社。

『日本青年新聞』大日本連合青年団。

『二六新報』二六新報社。

『報知新聞』報知新聞社。

『毎日新聞（東京日日新聞、大阪毎日新聞）』毎日新聞社（大阪毎日新聞社）。

『満洲日報』満洲日報社。

『満洲日日新聞』満洲日日新聞社。

『都新聞』都新聞社。

『やまと新聞』やまと新聞社。

『読売新聞』読売新聞社。

『萬朝報』萬朝報社。

【英字新聞】

THE JAPAN CHRONICLE, JAPAN CHRONICLE.

THE JAPAN TIMES & MAIL, THE JAPAN TIMES, Ltd.

THE JAPAN ADVERTISER, JAPAN ADVERTISER.

THE OSAKA MAINICHI & THE TOKYO NICHU NICHU, OSAKA MAINICHI AND

TOKYO NICHU NICHU.

THE STATESMAN, THE STATESMAN.

【大学新聞】

『京都帝国大学新聞』 京都帝国大学学友会新聞部。

『帝国大学新聞』 帝国大学新聞社。

『三田新聞』 三田新聞学会。

【大会報告書】

大日本体育協会編『第五回極東競技大会報告』 1921 年。

大日本体育協会編『第八回極東選手権競技大会報告書』 1928 年。

大日本体育協会編『第九回極東選手権競技大会報告書』 1930 年。

大日本体育協会編『第十回極東選手権競技大会報告書』 1934 年。

日本体育協会編『第一回アジア競技大会報告書』 1951 年。

第 3 回アジア競技大会組織委員会『第 3 回アジア競技大会報告書』 1959 年。

日本体育協会編『第四回アジア競技大会報告書』 1966 年。

FAR EASTERN ATHLETIC ASSOCIATION, *OFFICIAL REPORT of the NINTH of the
FAR EASTERN CHAMPIONSHIP GAMES.*

【日本体育協会資料室所蔵資料】

『第九回極東選手権競技大会記念写真帖』

『体協時報』 第 109 号、1962 年 3 月 20 日。

日本体育協会『昭和 36 年度第 16 回理事会議事録』 1962 年 1 月 17 日。

日本体育協会『昭和 37 年度緊急（第 13 回）理事会議事録』 1962 年 9 月 25 日。

日本体育協会『昭和 37 年度第 14 回理事会議事録』 1962 年 10 月 3 日。

【外務省外交史料館所蔵史料（アジア歴史資料センターを含む）】

『極東「オリムピック」競技大会関係一件』(I.1.12.0.027)

『アジアオリンピック大会関係 第四回インドネシア大会関係(三十七・八)』(I.1.10.0.5)

『新興国競技大会（GANEF0）関係（一九六三年於ジャカルタ）』(I.1.10.0.8)

【オリンピックスタディーセンター所蔵史料】

H-FC03-EXORI/006

H-FC02-ASIAN/010

【帝国議会議録・国会議録】

『第 65 回帝国議会議事録 貴族院予算委員会議事速記録』第 11 号、1934 年 2 月 26 日。

『第四十一回国会参議院オリンピック準備促進特別委員会議録』第四号、1962 年 8 月 24 日。

『第四十一回国会衆議院オリンピック東京大会準備促進特別委員会議録』第三号、1962 年 8 月 30 日。

『第四十一回国会参議院オリンピック準備促進特別委員会議事録』第五号、1962 年 8 月 31 日。

『第四十一回国会衆議院オリンピック東京大会準備促進特別委員会議録』第三号、1962 年 8 月 30 日。

『第四十一回衆議院オリンピック東京大会準備促進特別委員会議録』第四号(閉会審査中)、1962 年 9 月 12 日。

『参議院オリンピック準備促進特別委員会(第四十一回国会閉会后)議録』第一号、1962 年 9 月 13 日。

【辞典】

石井米雄他監・桃木至朗他編『東南アジアを知る事典』新版、平凡社、2008 年。

石井米雄監／土屋健治／加藤剛／深見純生編『インドネシアの事典』1991 年、同朋舎出版。

臼井勝美他編『日本近現代人名事典』吉川弘文館、2001 年。

日本体育学会監『最新スポーツ科学事典』平凡社、2006 年。

日本近現代史辞典編集委員会『日本近現代史辞典』東洋経済新報社、1978 年。

【田尾栄一史料】

『公開状』

『早稲田大学選出選手団参加声明書』

【修士論文・博士論文】

石坂友司『日本のスポーツ界形成における象徴的権力構造に関する研究』筑波大学大学院博士論文、2007年。

金誠『朝鮮半島における植民地主義とスポーツに関する研究』2012年度神戸大学大学院国際協力研究科博士論文。

清原泰治『大日本体育会の成立過程に関する研究』筑波大学大学院修士論文、1986年。

林勝龍『日本統治下台湾における武士道野球の受容と展開』2011年度早稲田大学大学院スポーツ科学研究科博士論文。

乗松優『プロボクシング東洋選手権大会とはなんだったのか』2010年度九州大学大学院博士論文。

【学術論文、書籍等刊行物】

「不参加主張の公開状に対する答状」大日本体育協会編『オリムピック』第12巻第6号、1934年、pp. 16-27。

「新たに印度選手を迎へて」大日本体育協会編『アスレチックス』第8巻第6号、1930年6月、p. 35。

「東京五輪の成功のために」『文藝春秋』1962年11月号、pp. 82-86。

「満洲国の極東大会参加問題（三月三日までの経過）」大日本体育協会編『オリムピック』第12巻第4号、1934年、pp. 92-107。

「第十回大会参加問題を繞りて」大日本体育協会編『オリムピック』第12巻第5号、1934年、pp. 87-91。

『アサヒグラフ』第40巻第23号、東京朝日新聞社、1930年6月4日。

『昭和天皇実録第六』東京書籍、2016年。

ABE Ikuo “Historical Significance of the Far Eastern Championship Games: An International Political Arena” 『筑波体育科学系紀要』第26号、2003年、pp. 37-68。

Stefan Hübner, The Fourth Asian Games (Jakarta 1962) in a Transnational Perspective: Japanese and Indian Reactions to Indonesia's Political Instrumentalisation of the Games, *The International Journal of the History of Sports*, Vol. 29, No. 9,

June 2012, pp, 1295-1310.

Stefan Huebner, *Pan-Asian Sports and the Emergence of Modern Asia*, NUS Press, 2016. (シュテファン・ヒューブナー、高嶋航／富田幸祐訳『スポーツがつくったアジア』一色出版、2017年。)

イアン・ニッシュ「同盟のこだま」木畑洋一／イアン・ニッシュ／細谷千博／田中孝彦『日英交流史 1600-2000 政治・外交 I』東京大学出版会、2000年。

千葉正士「スポーツ法の国家性と自主性、世界性」『スポーツにおける当事者関係の特質』日本スポーツ法学会年報第1号、1994年、pp. 1-21。

伊達由美「極東選手権競技大会の世界 アジア主義的スポーツ観の理想と現実」平井肇編『スポーツで読むアジア』世界思想社、2000年、pp. 205-224。

大日本スポーツ工場連盟『大日本工場スポーツ連盟』1931年9月。

大日本体育協会「声明書」大日本体育協会編『オリムピック』第12巻第6号、1934年、pp. 27-29。

大日本体育協会編『大日本体育協会史（上）』1936年。

蛭原八郎『日本欧字新聞雑誌史』大誠堂、1934年。

江口圭一『日本帝国主義史論』青木書店、1975年。

藤原彰／功刀俊洋編『資料日本現代史』第8巻、大月書店、1983年。

藤田紀昭「大日本体育協会の政治性に関する研究」体育・スポーツ社会学研究会編『体育・スポーツ社会学研究 7 現代スポーツを考える』道和書院、1988年、pp. 35-53。

古城庸夫『「幻の東京オリンピック」の夢にかけた男 日本近代スポーツの父・岸清一物語』春風社、2016年。

郷隆追想録編集委員会『郷隆』郷隆追想録刊行会、1975年。後藤乾一・山崎功『スカルノインドネシア「建国の父」と日本』吉川弘文館歴史文化ライブラリー、2001年。

後藤健生『国立競技場の100年』ミネルヴァ書房、2013年。草深直臣「現代日本社会体育行政の展開と課題」『立命館大学人文科学研究紀要』第39号、1985年、pp. 3-66。

浜田幸絵『日本におけるメディア・オリンピックの誕生 ロサンゼルス・ベルリン・東京』ミネルヴァ書房、2016年。

平田「スポーツと非常時」『満洲評論』第6号第13巻、満洲評論社、1934年、pp. 8-10。

堀真清『西田税と日本ファシズム運動』岩波書店、2007年。

- 池井優「東洋“オリンピック”『満州国』参加問題」中村勝範編『近代日本政治の諸相』慶応通信、1989年、pp. 29-52。
- 今村嘉雄『日本体育史』金子書房、1951年。
- 猪俣敬太郎『中野正剛』新装版、吉川弘文館、1988年。
- 入江寿大「池田勇人の対東南アジア外交（一）」『法學論叢』165巻2号、京都大学法学会、2009年、pp. 49-76。
- 入江寿大「池田勇人の対東南アジア外交（二）」『法學論叢』166巻1号、京都大学法学会、2009年、pp. 88-123。
- K・クリバラーニ、森本達雄訳『タゴールの生涯』第三文明社、1981年。
- 何文捷「第10回極東選手権競技大会満州国参加に対する中国の反応『申報』記事の分析を通して」『体育史研究』第16号、1999年、pp. 37-48。
- 掛川トミ子「『ジャパン・クロニクル』ノート」東京大学新聞研究所編『コミュニケーション 行動と様式』1974年、pp. 249-286。
- 加藤和俊「戦間期における新聞経営の推移と論点」加藤和俊編「戦間期日本の新聞産業—経営事情と社論を中心に—」東京大学社会科学研究所、2011年、pp. 1-17。
- 上野寛「マニラ遠征雑感」大日本蹴球協会『蹴球2(3-4)』1934年、pp. 69-70。
- 川本信正『スポーツ現代史』大修館書店、1976年。
- 川口智久「現代スポーツ論批判」影山健／中村敏雄／川口智久／成田十次郎編集『現代スポーツ論序説』大修館書店、1977年、pp. 167-228。
- 建築学会編『明治大正建築写真聚覧』建築学会、1936年。
- 菊幸一編『現代スポーツは嘉納治五郎から何を学ぶのか オリンピック・体育・柔道の新たなビジョン』ミネルヴァ書房、2014年。
- 木村吉次「『体育史研究』の動向」『体育の科学』第30号第12巻、1980年、杏林書院、pp. 876-878。
- 木下秀明『スポーツの近代日本史』杏林新書、1970年。
- 北澤清追想録刊行会『北澤清追想録』1982年。
- 小林繁「極東選手権大会の日本スポーツに及ぼした影響」『四天王寺大学紀要』第4-5号、1971-1972年、pp. 52-78。
- 高津勝『日本近代スポーツ史の底流』創文企画、1994年。
- 国際オリンピック委員会『オリンピック憲章』和訳、2016年、p. 53。

- 倉沢愛子『戦後日本＝インドネシア関係史』草思社、2011年。
- 草深直臣「戦後日本体育政策史序説 その2 戦後体育の「民主」過程」『立命館大学人文科学研究所紀要』第29号、1979年、pp. 1-77。
- 満洲帝国政府編『満洲建国十年史』復刻版、原書房、1971年。
- 松瀬学『五輪ボイコット 幻のモスクワ、28年目の証言』新潮社、2008年。
- 宮澤正幸『GANEF0 その周辺—インドネシア変革期におけるスポーツ事情と拓殖大学の関係』拓殖大学創立百年史編纂室、2005年。
- 李代哲雄『評伝田畑政治』国書刊行会、1988年。
- 森川貞夫「『国策としてのスポーツ』論の系譜と“強化策”の問題と今後の課題」『スポーツ社会学研究』第18巻第1号、創文企画、2010年、pp. 27-42。
- 森田信博「日本におけるバレーボールの普及と極東競技選手権大会について」『秋田大学教育文化学部研究紀要』第69号、2014年、pp. 25-36。
- 森津千尋「植民地下朝鮮におけるスポーツとメディア 『京城日報』の言説分析を中心に」『スポーツ社会学研究』第19巻第1号、2011年、pp. 89-100。
- 森下義仁「スポーツと政治 スポーツをめぐる国際問題(1)」『拓殖大学論集』第92号、1973年、pp. 277-302。
- 村井友樹「国民体育大会の創設過程に関する研究 大日本体育会の戦後再建に着目して」『スポーツ史研究』第28号、2015年、pp. 21-33。
- 村井友樹・李燦雨「全国壮丁皆泳必成訓練の実施背景と特徴 大日本体育会の軍事予備教育への関与」『体育学研究』第60巻第2号、2015年、pp. 565-575。
- 村井友樹・李燦雨「大日本体育会道府県支部の設置に関する研究 茨城県体育会の組織と運営方針を中心として」『スポーツ史研究』第30号、2017年、pp. 1-14。
- 長崎暢子「インド国民会議派の活動と日本 A・M・サハーイの回想録」東京大学教養部歴史学研究室『歴史学研究報告』17号、p. 1-44。
- 中島岳志『中村屋のボース』白水社 2005年。
- 中村哲夫「“スポーツ純粹論、の崩壊」『スポーツ批評』第1号、窓社、1987年、pp. 41-46。
- 中村祐司『スポーツの行政学』成文堂、2006年。
- 名島忠雄「最後の勝利は正義の手へ」日本陸上競技連盟編集委員会『マニラ遠征記』1934年、pp. 161-164。

- 西田修平「満州国参加事件渦中の最終学年」早稲田大学アスレチック倶楽部『早稲田大学競争部七十年史』、p. 98。
- 日本体育協会『日本体育協会名称変更趣意書及び参考資料』<http://www.japan-sports.or.jp/index/news/tabid/92/Default.aspx?itemid=3551> (2017年8月25日閲覧)
- 日本新聞社『日本新聞十年記念 日本精神發揚史』1934年。
- 西尾達雄『『日本植民地下朝鮮における学校体育政策』明石書店、2003年。
- 乗松優『ボクシングと大東亜 東洋選手権と戦後アジア外交』忘羊社、2016年。
- 織田幹雄『跳躍一路』日本政経公論社、1956年。
- 沖田芳夫伝発刊委員会『沖田芳夫伝』ベースボールマガジン社、1968年。
- 大熊廣明「体育史研究の成果と課題」『体育学研究』第50号第3巻、2005年、pp. 311-322。
- 大崎卯藤久『河童行状記』能登印刷・出版部、1991年。
- 尾崎正峰「スポーツ政策の形成過程に関する一研究 オリンピック東京村の選定過程を対象に」『一橋大学研究年報 人文科学研究』第39巻、2002年、pp. 159-252。
- 小澤孝人「アジアのオリンピック・東亜競技大会」坂上康博／高岡裕之編『幻の東京オリンピックとその時代 戦時期のスポーツ・都市・身体』青弓社、2009年、pp. 162-197。
- RK生「大会を送つて」大日本体育協会編『アスレチック』1930年7月、p. 153。
- 渋谷壽光「チームの行動に就いて」日本陸上競技連盟編集委員会『マニラ遠征記』1934年、pp. 18-19。
- 坂上康博『スポーツと政治』山川出版社、2000年 p. 92。
- 坂上康博『権力装置としてのスポーツ 帝国日本の国家戦略』講談社選書メチエ、1998年。
- 坂上康博・金虎君「植民地下朝鮮におけるサッカー —民族の表象をめぐる闘争と熱狂—」『日本植民地研究』第25号、2013年、pp. 3-21。
- 関春南『戦後日本のスポーツ政策 その構造と展開』大修館書店、1997年。
- 新野守・安田忠典「大島鎌吉と満州国の第10回極東大会参加問題」『身体運動文化論攷』第8巻、2009年、pp. 511-536。
- 孫安石『極東オリンピックの政治学 「運動会」をめぐる日・中関係史の一側面』富士ゼロックス 小林節太郎記念基金 1996年度研究助成論文、1998年。

- 鈴木勝衛「国際スポーツにおける諸問題」『福島大学教育学部論集』1976年、pp. 65-80。
- 鈴木雄勝「神戸英字紙界と日露戦争」上智大学コミュニケーション学会『コミュニケーション研究』、pp. 1-22。
- 田畑政治『スポーツとともに半世紀』静岡県体育協会、1978年。
- 竹之下休蔵『体育五十年』時事通信社、1950年。
- 高岡裕之「大日本体育会の成立 総力戦体制とスポーツ界」坂上康博／高岡裕之編『幻の東京オリンピックとその時代 戦時期のスポーツ・都市・身体』青弓社、2009年、pp. 200-242。
- 高嶋航「『満洲国』の誕生と極東スポーツ界の再編」『京都大学文学部研究紀要 47』2008年、pp. 131-181。
- 高嶋航「戦争・国家・スポーツ ―岡部平太の「転向」を通して―」『史林 93 (1)』2010年、pp. 98 - 130
- 高嶋航「戦時下の平和の祭典 ―幻の東京オリンピックと極東スポーツ界―」『京都大学文学部研究紀要 49』2010年、pp. 25-72。
- 高嶋航『帝国日本とスポーツ』塙書房、2012年。
- 内海和雄『戦後スポーツ体制の確立』不昧堂出版、1993年。
- 浦辺登『アジア独立と東京五輪』弦書房、2013年。
- 和興産業編『想いで丹羽喬四郎氏』和興産業株式会社、1980年。
- 山川均「国際スポーツの明朗と不明朗」『文藝春秋』第14巻第9号、文藝春秋社、1936年、p. 82-87。
- 山本修之助『佐渡の百年』佐渡の百年刊行会、1975年。
- ヤング、加藤陽子／川島真／高光佳絵／千葉功／古市大輔訳『総動員帝国 満洲と戦時帝国主義文化』岩波書店、2001年。
- 吉次公介『池田政権期の日本外交と冷戦』岩波書店、2009年。

本論文は以下の既発表論文をもとにして、大幅に加筆・修正・再構成したものである。

第1章「第9回極東選手権競技大会における英領インド選手団代表旗問題 ―新聞報道を手がかりとして―」『スポーツ史研究』第27号、スポーツ史学会、2014年3月、pp. 43-59。

第2章「日本における第10回極東選手権競技大会ボイコット運動の展開」『体育学研究』第61巻第1号、日本体育学会、2016年6月、pp. 43-58。

序章、第3章、第4章、終章については書き下ろしである。

また研究遂行にあたり下記の研究助成を受けた。

平成25年度卓越した大学院拠点形成支援補助金一橋大学大学院社会学研究科博士
後期課程研究活動助成金

2017年度笹川スポーツ研究助成（奨励研究）

謝辞

本論文の執筆、並びにここまで学生生活を送ることができたのは、多くの人との出会い、支えを受け、刺激を得ることができたからでした。一人だけの世界に籠っていても、学生生活を続けることも、博士論文提出にまでこぎつけることも到底できなかつたと思います。みなさま、本当にありがとうございました。

ここで全ての人の名前を挙げながらその感謝を述べ、自分のここまでの軌跡を語っていると本文より謝辞が長くなってしまいますので、そうした感謝の表しは、いつになるかわからない単著の出版で行えればと思います。

2017年10月 富田幸祐